

多治見市危険物規制審査基準（案）
（本編）

多治見市消防本部

目次

第1章 総則

第1 趣旨	1
第2 凡例	1
第3 用語	2

第2章 事務手続きの基準

第1節 趣旨	3
第2節 危険物規制	3
第1 手続きの種類	3
第2 危険物の範囲	7
第3 危険物規制に係る適用除外事項	8
第4 危険物施設の区分	9
第5 製造所等の貯蔵、取扱い数量の算定方法	13
第6 タンクの容量計算	17
第3節 設置又は変更許可の申請等	18
第1 設置又は変更許可の申請の対象、範囲及び配管等	18
第2 設置又は変更許可の申請	24
第3 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序	25
第4 軽微な変更工事	36
第5 仮使用承認の申請	44
第6 消防用設備等の着工の届出	47
第7 中間検査	48
第8 完成検査前検査の申請	50
第9 市外設置のタンクの水張、水圧検査	53
第10 完成検査の申請	53
第11 手数料	56
第12 定期点検	57
第13 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻 及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請	60
第14 譲渡又は引渡の届出	60
第15 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出	62
第16 廃止の届出	63
第17 危険物保安統括管理者の選任・解任の届出	64
第18 危険物保安監督者の選任・解任の届出	64
第19 予防規程の制定・変更の認可申請	66

第20	製造所等の変更の届出	67
第21	休止、再開の届出	67
第22	設置又は変更の取りやめの届出	68
第4節	仮貯蔵、仮取扱承認の申請	69

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1節	総則	76
第1	趣旨	76
第2	共通事項	76
第2節	製造所に係る技術上の基準	77
第1	製造所	77
第3節	貯蔵所に係る技術上の基準	87
第1	屋内貯蔵所	87
第2	屋外タンク貯蔵所	93
第3	屋内タンク貯蔵所	108
第4	地下タンク貯蔵所	110
第5	簡易タンク貯蔵所	121
第6	移動タンク貯蔵所	123
第7	屋外貯蔵所	127
第4節	取扱所に係る技術上の基準	129
第1	給油取扱所	129
第2	販売取扱所	158
第3	移送取扱所	160
第4	一般取扱所	161
第5節	消火設備、警報設備及び避難設備の基準	178
第1	消火設備	178
第2	警報設備	186
第3	避難設備	188
第4	消火設備及び警報設備の規格	188

第4章 申請に対する標準処理期間の基準

第1	申請に対する標準処理期間	190
----	--------------	-----

第1章 総則

第1 趣旨

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行された。

この審査基準は、行政手続法の目的主旨にのっとり、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）等を定めたものである。

第2 凡例

1 法令名等の略称

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 「規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「多危則」とは、多治見市危険物規制規則（平成29年規則第7号）をいう。
- (6) 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (7) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (8) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (9) 「石災法」とは、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- (10) 「高保法」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）をいう。
- (11) 「労安法」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をいう。
- (12) 「JIS」とは、日本産業規格（産業標準化法 昭和24年法律第185号）をいう。

2 行政指導部分

この基準には、行政指導及び運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、注意書（○）を付した。

3 S I 単位について（H11.9.24消防危第86号通知）

S I 単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正により、平成11年10月1日から施行されたところであるが、施行日前の既発の通知については、下記の表に従い、S I 単位に読み替えるものとする。この場合において、換算は下記の表の「換算」欄に示すとおりに行うものとし、換算後の数値は四捨五入を行うことにより、換算前の数値の有効数字の桁数とする。その他、JISに規定する材質等の読み替え等については、平成11年9月24日付け消防危第86号による。

	従来単位	S I 単位	換算
力	K g f	N	1 k g f = 10 N
モーメント	k g f ・ m ²	N ・ m ²	1 k g f ・ m ² = 10 N ・ m ²
圧力	mmA q k g f / cm ²	P a	1 mmA q = 0. 0 1 k P a 1 k g f / cm ² = 0. 1 M P a
応力	k g f / cm ²	N / mm ²	1 kgf/cm ² = 0. 1 N/mm ²
熱量	c a l	J	1 c a l = 4. 2 J
時間	s e c	s	読み替えのみ

第3 用語

1 一般用語

- (1) 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (2) 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (3) 「架構」とは、工作物のうち建築物に準ずる形態を有するものをいう。(○)
- (4) 「20号タンク」とは、政令第9条第1項第20号（同令第19条準用）に規定する危険物を取り扱うタンクをいう。
- (5) 「屋外20号タンク」とは、製造所、一般取扱所の建築物の外にあるもので、独立した場所（タンクヤード等）に設置された政令第9条第1項第20号イに規定する危険物を取り扱うタンクをいう。(○)
- (6) 「KHK」とは、法第11条の3に規定する危険物保安技術協会をいう。

第2章 事務手続きの基準

第1節 趣旨

この基準は、法第3章、政令、規則及び告示、並びに多危則の規定に基づく危険物規制のうち、市長、消防長に対する申請及び届出等の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

第2節 危険物規制

第1 手続きの種類

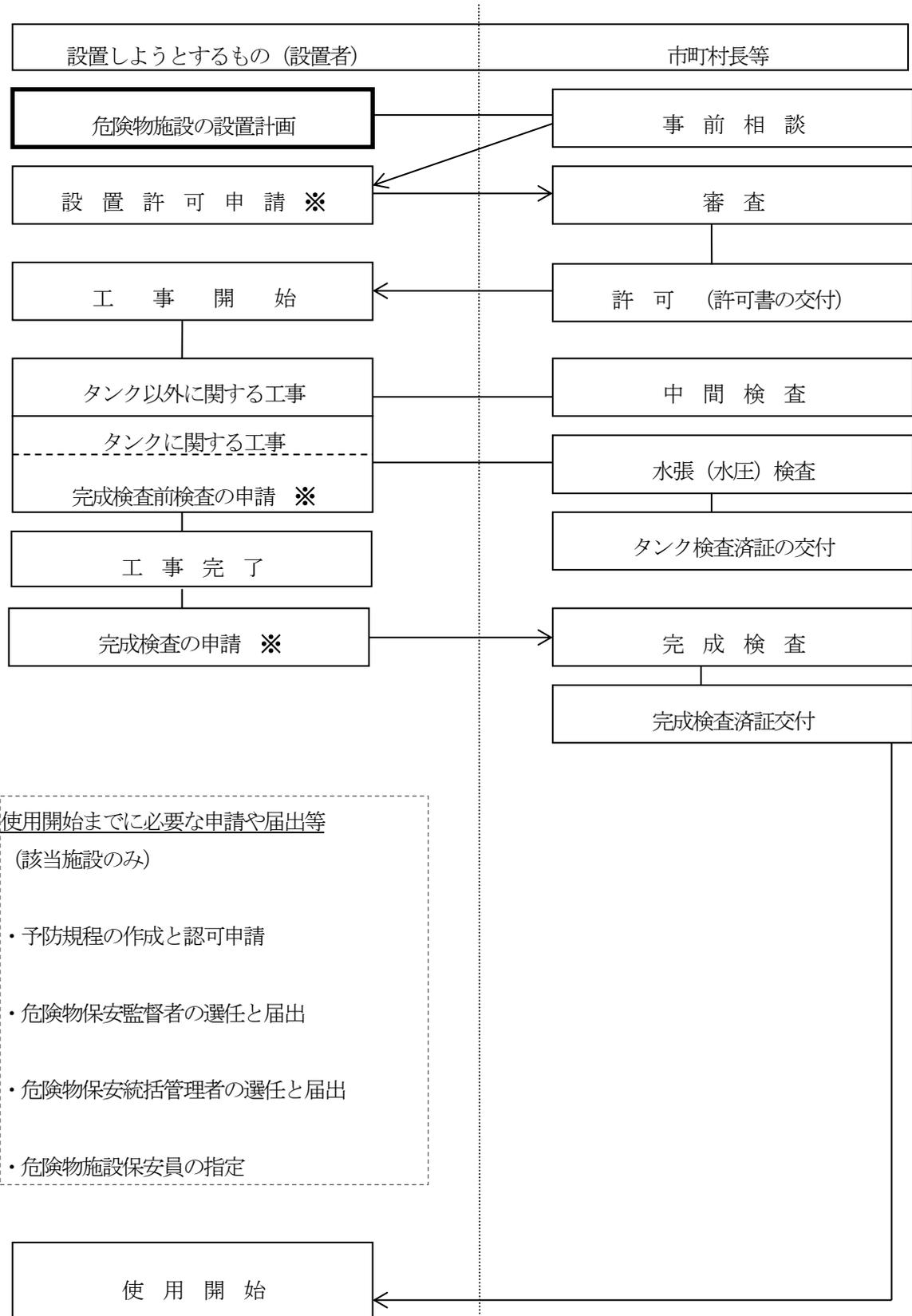
1 『各種申請手続き』

手続き	項目	内容	根拠条項
許可	設置	製造所等を設置する場合	法第11条第1項
	変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合	
承認	仮貯蔵 仮取扱い	指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合	法第10条第1項ただし書
	仮使用	変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部を仮に使用する場合	法第11条第5項ただし書
検査	完成検査前 タンク本体	液体危険物タンクについて水圧又は水張検査を受けようとする場合	法第11条の2第1項
	完成	設置又は変更の許可を受けた製造所等が完成した場合	法第11条第5項
認可	作成又は変更	法令に指定された製造所等において、予防規程を制定又は変更する場合	法第14条の2第1項
再交付	完成検査済証	完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	政令第8条第4項
地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合	規則第62条の5の2第3項
地下埋設配管の漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合	規則第62条の5の3第3項
内部点検の期間延長		休止により内部点検の期間を延長する場合	規則第62条の5第3項

2 『各種届出手続き』

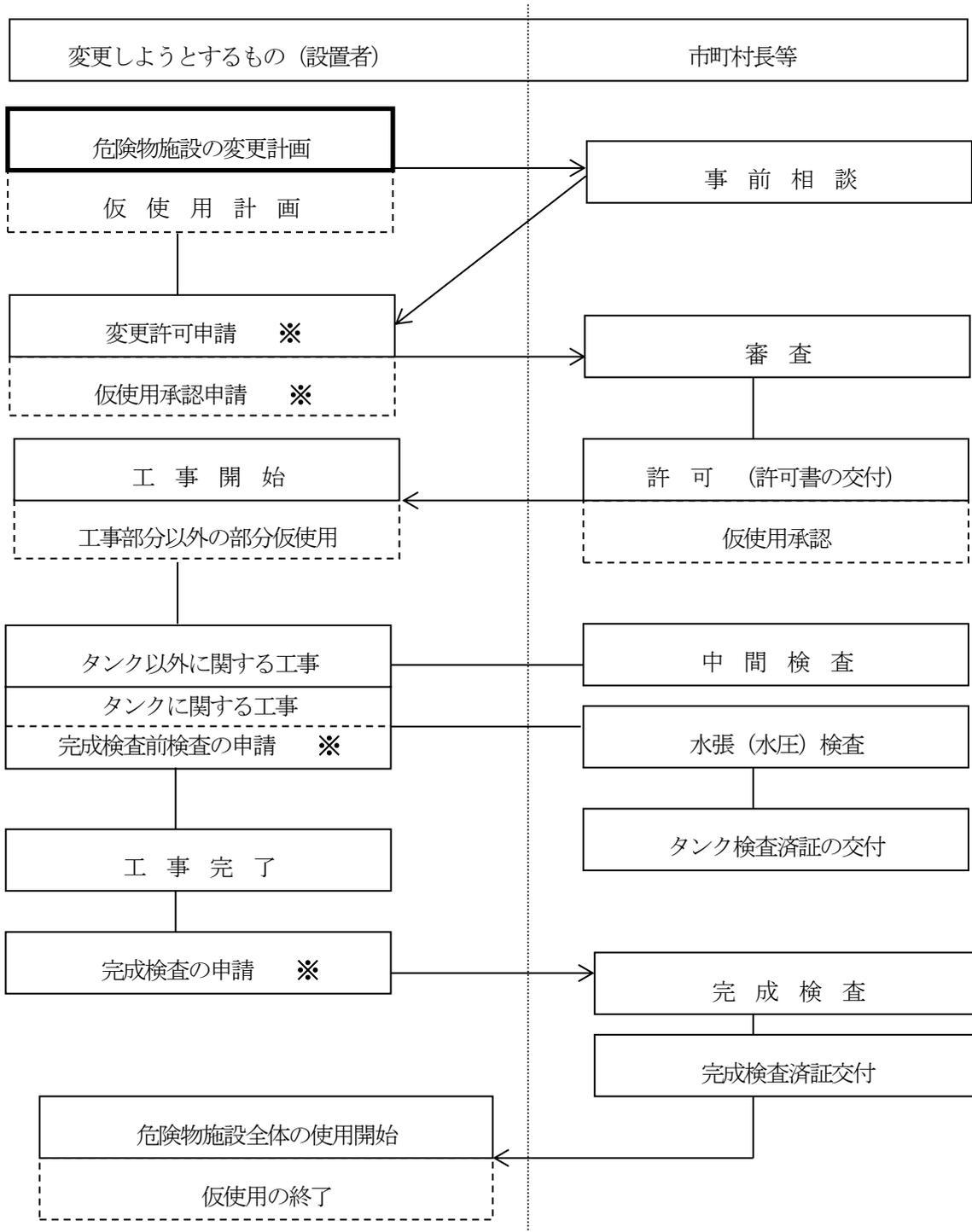
届出項目	内 容	根拠条項
製造所等の譲渡又は引渡	製造所等の譲渡又は引渡があった場合	法第11条第6項
品名、数量又は指定数量の倍数の変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合	法第11条の4第1項
製造所等の廃止	製造所等の用途を廃止した場合	法第12条の6
危険物保安統括管理者の選任又は解任	政令第30条の3に定める指定施設において取り扱う第4類の危険物について、指定数量の3,000倍以上（移送取扱所にあつては指定数量以上）となる事業所で、危険物保安統括管理者を選任又は解任する場合	法第12条の7第2項
危険物保安監督者の選任又は解任	特定の製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者を選任又は解任する場合	法第13条第2項

3 『計画から使用開始までの流れ（特定屋外タンク貯蔵所を除く）』



(注1) ※印の手続きは、申請手数料が必要である。（多治見市手数料条例）

4 『変更計画から使用開始まで（特定屋外タンク貯蔵所を除く）』



(注1) ※印の手続きには、申請手数料が必要である。(多治見市手数料条例)

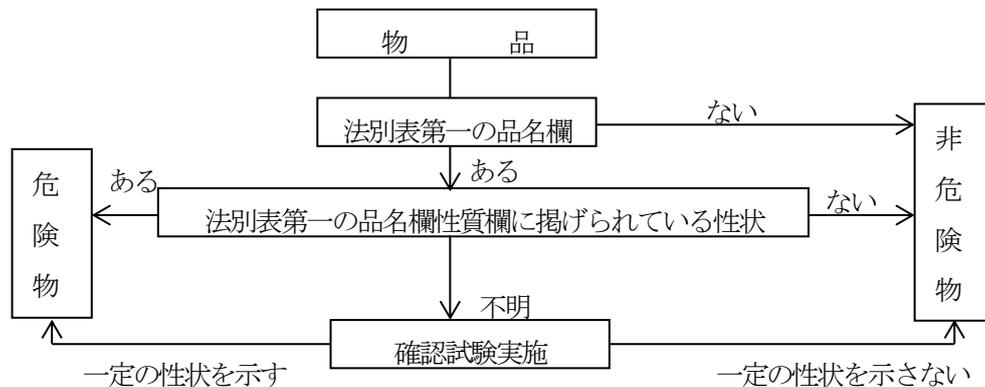
(注2) 増設による大規模な変更、危険物の貯蔵又は取扱品名・数量・倍数等の変更がある場合、予防規程の変更認可申請又は危険物保安監督者の選・解任届出等が必要となる場合がある。

第2 危険物の範囲

『危険物・危険物の指定数量』（法第2条7号・政令第1条の11）

- 1 危険物であるか否かは、その物品が法別表第一に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、その物品が法別表第一に掲げられている性状をもっているかどうか、更に、性状が分からない場合には、その物品が危険物としての性状を有するかどうかの確認をするための政令で定められた試験を行い、その物品が一定以上の性状を示すかどうかにより決定される。

2 危険物判定概要フロー



- 3 危険物の判定については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H1. 7. 4消防危第64号、H1. 12. 21消防危第114号、H2. 3. 31消防危第28号、H2. 5. 22消防危第57号、H2. 10. 31消防危第105号及びH14. 2. 26消防危第29号の各質疑）によること。

- 4 データベースに関しては、次の通知を参照すること。

- (1) 危険物データベースの運用について（H1. 11. 20消防危第107号通知）
- (2) 危険物データベースの運用の変更について（H5. 3. 25消防危第22号通知）

『複数性状物品の属する品名』（規則第1条の4）

1 複数性状物品の属する類、品名は次のように定められている。

物品が示す複数の性状	該当する類、品名
第1類（酸化性固体）及び第2類（可燃性固体）の危険物の性状を有するもの	第2類第8号の品名に該当する危険物
第1類（酸化性固体）及び第5類（自己反応性物質）の危険物の性状を有するもの	第5類第11号の品名に該当する危険物
第4類（引火性液体）及び第5類（自己反応性物質）の危険物の性状を有するもの	
第2類（可燃性固体）及び第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）の危険物の性状を有するもの	第3類第12号の品名に該当する危険物
第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）及び第4類（引火性液体）の危険物の性状を有するもの	

第3 危険物規制に係る適用除外事項**『適用除外』**（法第16条の9）

1 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、法第3章の規定が適用されず、航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法により規制されている。ただし、外部の施設から給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。

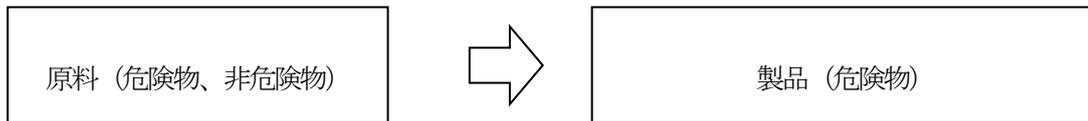
『その他』

1 燃料タンクに危険物を収納した自動車等（政令第3条第1号の「自動車等」をいう。）をトラック等の車両の荷台に積載し、又は車両により牽引して搬送する行為は、法第16条の危険物の運搬には該当しないものとする。（R5. 3. 24消防危第63号質疑）

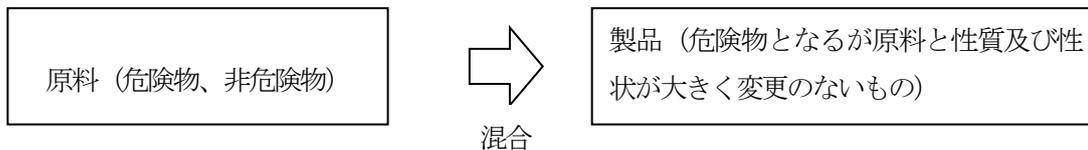
第4 危険物施設の区分

『危険物の貯蔵及び取扱の制限等』（法第10条第1項）

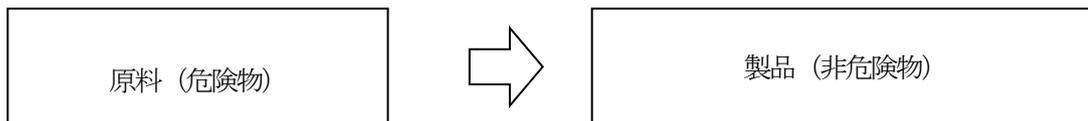
- 1 製造所とは、危険物を製造する目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。（S34. 10. 10国消甲予発第17号通知）
- 2 製造所とは、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業工程を経て製造した最終製品が危険物である対象をいう。ただし、危険物等の混合のみを工程とし、原料と製品の性質及び性状が大きく変更のないものは、一般取扱所とすることができる。（○）
- (1) 次の場合は、製造所とする。



- (2) 次の場合は、一般取扱所とすることができる。



- (3) 次の場合は、一般取扱所とする。



- 3 製造所における、当該施設の設備を用いた危険物に該当しない物品の製造は、以下の要件を満たす場合認められる。（H24. 8. 28消防危第199号質疑）
- (1) 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材料に悪影響を与えないものであること。
- (2) 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
- (3) 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
- (4) 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。
- 4 製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして認められる。（H24. 8. 28消防危第199号質疑）
- 5 製造所において、品質管理のため、当該製造所において製造した危険物を容器へ詰替える場合において、危険物を収納した容器が、製造所内に滞留することのないよう、詰替え後、速やかに当該容器を貯蔵所等に運搬する行為については、危険物の製造から容器への詰替えまでの工程を一連の危険物の製造工程として捉えることとして差し支えない。（R2. 3. 16消防危第67号質疑）

『貯蔵所の区分』（政令第2条）

1 貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。（S34. 10. 10国消甲予発第17号通知）

2 貯蔵所の区分等について

(1) 屋内貯蔵所

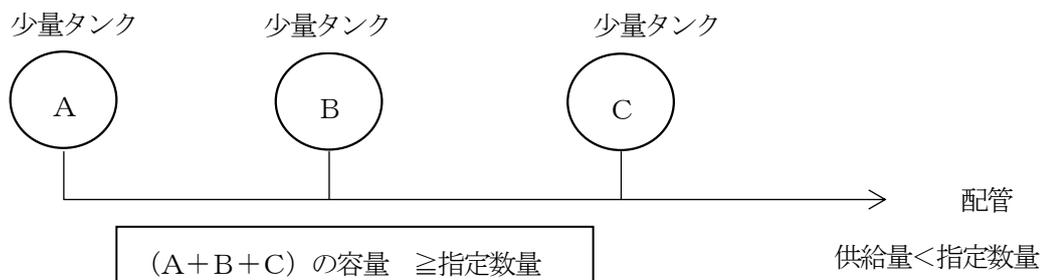
ア 屋内貯蔵所においては、貯蔵のための取扱いは良いが、貯蔵の概念を離れる指定数量以上の危険物の取扱いはできない。この場合は、屋内貯蔵所以外に別の一般取扱所を設置して取り扱うものとする。

（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）

イ 危険物製造所等において製造された危険物（塗料類）を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。なお、この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。（S56. 4. 28消防危第52号質疑）

(2) 屋外タンク貯蔵所

ア 指定数量未満のタンクを3基連結して給油を行う場合において、タンクの容量の合計が指定数量以上になる場合であっても、貯蔵を主な目的とし、一日の取扱量が指定数量未満のときは、貯蔵に伴う取扱いとして火災予防条例による少量危険物貯蔵所とする。（S55. 6. 3消防危第73号質疑）



イ 複数の少量危険物タンクを設ける場合、タンク間の距離を1 m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができる。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができる。（R2. 3. 17消防危第71号通知）

(3) 簡易タンク貯蔵所

ア 政令第14条第9号により同令第17条第1項第10号の設備を設けた簡易タンクで、自動車等の給油設備（自家用のもの）に使用されるものは、一般には給油取扱所と解すべきであるが、給油の機会が少なく、1日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱うべきである。

（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）

イ 簡易タンク貯蔵所における燃料受入れ時の簡易貯蔵タンクへの注入行為については、貯蔵に伴う一体的な取扱いとして差し支えないものとする。（○）

(4) 移動タンク貯蔵所

- ア 道路運送車両法上の検査を要さない構内専用の移動タンク貯蔵所も設置許可を必要とする。
(S55. 2. 21消防危第24号質疑)

(5) 屋外貯蔵所

- ア 屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(S51. 11. 24消防危第100号質疑)

『取扱所の区分』（政令第3条）

1 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項による許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。（S34. 10. 10国消甲予発第17号通知）

2 取扱所の区分等について

(1) 給油取扱所

ア 簡易タンクにより1日の取扱量が指定数量を超えて、給油、詰め替え、小分け販売をしている場合で、固定した給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的であるときは、給油取扱所の簡易タンクであり、詰め替え、小分け販売等の取り扱いを主な目的とするときは、一般取扱所のタンクである。（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）

イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められない。（H24. 1. 11消防危第2号通知）

ウ 固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、詰替え作業を危険物取扱者である従業員が原則として行うことによる安全対策を講じ、予防規程に基づく文書で明記することにより、指定数量以上のガソリンの容器への詰替えを行うことができる。（R1. 8. 7消防危第111号質疑）

(2) 一般取扱所

ア 危険物を原料として種々の化学反応を伴う製造所と類型化した施設であっても、最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。（○）

イ 危険物等の混合のみを工程とする場合で、最終製品が危険物であっても原料と製品の性質及び性状が大きく変更のないものは、一般取扱所とすることができる。（○）

ウ 1日に指定数量以上の燃料を使用するボイラー室は、一般取扱所としての規制の対象となる。（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）

エ 屋外に10klの重油タンクを設け、これから配管によりバーナーに送油して、1日に指定数量以上の重油を消費する工場については、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所としてそれぞれ規制の対象となる。（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）

オ 屋外貯蔵タンクから指定数量以上の危険物をドラム缶に詰め替える場合、一般取扱所の設置を必要とする。（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）

第5 製造所等の貯蔵、取扱い数量の算定方法

1 各施設の貯蔵・取扱量の求め方については次によること。（○）

(1) 製造所

ア 危険物等を原料として危険物を製造する工程

次の(ア)から(ウ)までのうち指定数量の倍数が最大のものに(エ)を加えて、当該製造所の取扱量とする。（S40.4.15自消丙予発第71号質疑）

(ア) 原料である危険物の総量

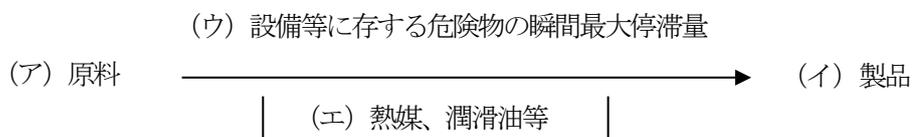
(イ) 製品である危険物の総量

(ウ) 設備等に存する危険物の瞬間最大停滞量（原則として配管等内を除く。）

(注) 停滞量を求めるときは、20号タンクの容量は政令第5条第2項又は第3項の規定により算出して得た量とする。危険物機器については原則として設計容量とするが、各機器の危険物の量が明らかな場合は、当該量をもって停滞量とすることができる。

(エ) 原料とならない熱媒又は潤滑油等の危険物の取り扱いがある場合は、当該停滞量

〔製造所の取扱量算出例〕



上記の製造所の取扱量は、(ア)+(エ)、(イ)+(エ)又は(ウ)+(エ)のいずれかとなる。

イ 非危険物から危険物を製造する製造所

アの(イ) (ウ) (エ)により算定すること。

ウ その他特殊な場合

(ア) 同一危険物を繰り返して製造する場合

一の工程の取扱量（原料危険物と製品危険物と比較して倍数の大きい方）に繰り返した回数に乗じて得た数値に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、上記ア(ウ)に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(イ) 同一の設備を用いて1日に2種類以上の危険物を製造する場合

各工程の取扱量（それぞれ原料危険物と製品危険物と比較して倍数の大きい方）をもって各工程の取扱倍数とし、これらを合計した数値に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、上記ア(ウ)に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(ウ) 同一設備を用いて、日によって2種類以上の危険物を製造する場合

それぞれの日における取扱量を上記アの例により計算し、その量を比較して最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。

(エ) 製造工程が2日以上にわたる場合

それぞれの日における取扱倍数（それぞれの日の原料危険物と製品危険物（半製品を含む）と比較して倍数の大きい方に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値）を比較して、最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、それぞれの日における上記ア（ウ）に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値のうち最大となる日の数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(オ) 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて2種類以上の危険物を製造する場合

それぞれの日における各工程の最大取扱倍数（(イ)及び(エ)の例により算出した数値）を比較して最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。

(カ) 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて同一危険物を繰り返して製造する場合

それぞれの日における工程中の取扱倍数（それぞれの日の原料危険物と製品危険物（半製品を含む）と比較して倍数の大きい方の合計に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値）を比較して、最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、それぞれの日における上記ア（ウ）に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値のうち最大となる数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(2) 屋内貯蔵所

ア 1室のみの屋内貯蔵所は、当該貯蔵所に貯蔵する量とする。二以上の室がある屋内貯蔵所は、各室ごとに貯蔵する量を算出し、その合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

イ 営業用倉庫等貯蔵品目が常時変更される場合は、予想される最大貯蔵量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。

(3) 屋外タンク貯蔵所

政令第5条第2項に規定するタンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。

(4) 屋内タンク貯蔵所

一の屋内タンクにあっては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の屋内タンクにあっては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

(5) 地下タンク貯蔵所

ア 一の地下タンクにあっては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の地下タンクにあっては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

イ 次に掲げるタンクは、1の地下タンク貯蔵所に該当するものであること。（指定数量未満の地下貯蔵タンクでその貯蔵量の合計が指定数量以上となる場合を含む。）

(ア) 同一のタンク室内に設置されているもの。

(イ) 同一の基礎上に設置されているもの。

(ウ) 同一のふたで覆われているもの。

(S54.12.6消防危第147号質疑)

(6) 簡易タンク貯蔵所

一の簡易タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の簡易タンクにあつては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

(7) 移動タンク貯蔵所

ア 一の移動タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。仕切タンクにあつては各タンク室の容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上のタンクを同時に積載する移動タンク貯蔵所（積載式タンクコンテナ）にあつては各タンク容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

イ 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るように確保する。）タンクを制作した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えない。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。

(H10. 10. 13消防危第90号質疑)

(8) 屋外貯蔵所

当該施設内に貯蔵する危険物の合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

(9) 給油取扱所

給油取扱所の専用タンク、簡易タンク及び廃油タンク等の各タンク容量並びに給油取扱所に設ける付随設備並びに油庫に収納する危険物の合計量を当該取扱所の取扱量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

(10) 販売取扱所

当該施設内に収納する危険物の合計量を当該取扱所の取扱量とする。

(11) 一般取扱所

一般取扱所における危険物の取扱数量及び倍数の算定の方法については、一般取扱所の形態により異なるので、例示すると次のようになる。なお、危険物の取扱形態が複合する一般取扱所にあつては、それぞれの形態ごとにおける最大取扱量の合計とする。

ア 非危険物製造の一般取扱所（危険物を混合する一般取扱所を含む。）

石油類を原料とするプラスチックの製造又はナフサの分解による都市ガスの製造のような場合は、製造所の例により算出した量を当該取扱所の取扱量とする。

イ 消費の一般取扱所

ボイラー、バーナー等による灯油や重油の消費、自動車等への吹き付け塗装による塗料の使用のような場合は、1日当たりの危険物の消費量が最大となる日の量又はサービスタンクに収容する量のうちいずれか大なる数量をもって当該取扱所の取扱量とする。ただし、予備用発電所又は非常電源用の発電機室等の一般取扱所の燃料最大消費量については、消防用設備等に係るものは2時間、その他のものは実態に

即して運転したときの燃料消費量をもって当該取扱所の取扱量とする。

ウ 充填、詰め替えの一般取扱所

移動タンク貯蔵所への危険物の充填又は鋼製ドラム等の容器への詰め替えのような場合は、1日当たりの充填又は詰め替え量をもって当該取扱所の取扱量とする。ただし、政令第19条第2項に基づく容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうちいずれか大なる数量をもって当該取扱所の取扱量とする。

エ 油圧、循環の一般取扱所

油圧プレス設備、潤滑油循環設備、熱媒油循環設備等において潤滑油等を使用する場合は、当該設備等における瞬間最大停滞量をもって当該取扱所の取扱量とする。

オ 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所

洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量をもって取扱量とする。

使い捨てするもの及び系外に排出するものは、一日の使用量をもって取扱量とする。

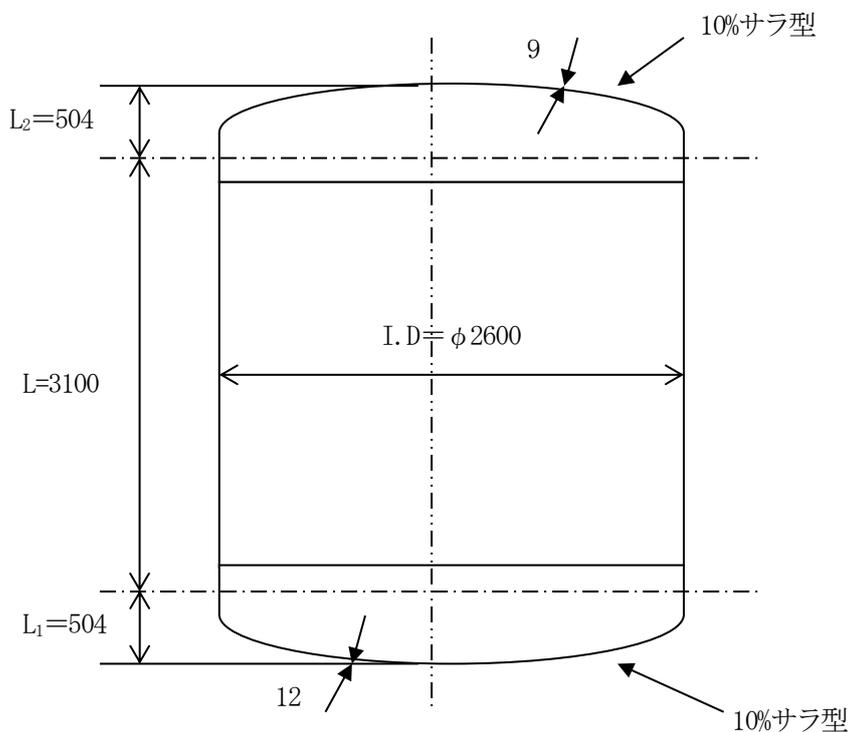
洗浄後一部の危険物を系外に排出するものは、一日の使用量と瞬間最大停滞量を合算した量をもって取扱量とする。

第6 タンクの容量計算

『タンクの容積の算定方法・内容積の計算方法』（政令第5条、規則第2・3条）

- 1 縦置円筒型の屋外貯蔵タンク（20号タンク準用）で、政令第11条第1項第6号に規定する上部放爆構造になっているものの内容積の算出は、放爆構造となっている部分が屋根部に相当することから規則第2条かつこ書きの規定を適用するものとする。なお、屋根に該当しない鏡板形状のタンク（縦置円筒型ベッセルタンク）については、全体を内容積とする。

放爆構造を有しない縦置円筒型ベッセルタンクの近似容量計算と空間容積の算出例を下図に示す。



$$\text{内容積 } V_1 = \frac{\pi}{4} \cdot D^2 \cdot \left(L + \frac{L_1 + L_2}{3} \right) = 18.24 \text{ m}^3$$

$$\text{空間容積 } V_2 = 1.24 \text{ m}^3$$

$$\text{実容積 } V_3 = V_1 - V_2 = 17.00 \text{ m}^3$$

$$\text{空間率 } \frac{V_2}{V_1} \times 100 = 6.8\% \quad (5\% \leq 6.8\% \leq 10\%)$$

- 2 タンクの内容積の算定方法については、H13. 3. 30消防危第42号通知によること。

第3節 設置又は変更許可の申請等

第1 設置又は変更許可の申請の対象、範囲及び配管等

『危険物施設の位置、変更等』（法第11条）

1 申請手続きの原則

(1) 許可（変更許可）について

製造所等の設置又は変更の許可申請は、製造所等ごとに申請することとし、許可の手続きを要しない軽微な変更に係る詳細については、第4「軽微な変更工事」によること。（○）

(2) 2以上の市町村境界上に設置する場合

市町村境界上に設置される危険物施設（移送取扱所を除く。）の許可権限については、事務所の位置及び面積、危険物の貯蔵、取扱数量、敷地面積等の施設の実態をみて、いずれかの市町村長を許可権限者とする。この場合は、市町村長間の協定書は不要である。

(3) 施設区分を変更する場合

施設区分の変更等による既設製造所等を新たに設置申請するときは、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経てからとする。（S52. 12. 19消防危第182号質疑）

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条（別表第2、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

第116条及び第130条の9）の規定により、下表のとおり用途地域によっては危険物の貯蔵、取扱量等に制限があるため、留意すること。

なお、危険物の数量の算定方法については消防法と異なることがあり、また、数量を敷地で合算して算定するため、管轄する限定特定行政庁（多治見市開発指導課）又は各事務所（東濃建築事務所、多治見土木事務所）と協議すること。

2 申請の対象

(1) 設置許可申請の対象とするもの

ア 製造所等を新たに設置する場合。

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において政令第2条又は第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合。

（S52. 12. 19消防危第182号質疑）

（例）製造所から一般取扱所、又は一般取扱所から移送取扱所

ウ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移設する場合。（○）

ただし、同一敷地内で主要構造物を変更しないで移設する場合は、変更許可申請とすることができる。

（S52. 10. 12消防危第149号質疑）

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を全面改修する場合。（S37. 9. 17自消丙予第91号質疑、S52. 12. 19消防危第182号質疑）

オ 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所で、すべての貯蔵タンクを取替える場合。（○）

（例）同一タンク専用室に3基ある屋内貯蔵タンクをすべて更新する。

カ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎・地盤の造り替えを同時に行う場合。（○）

キ 積載式の移動タンク貯蔵所の車両（台車）を新設又は更新する場合。（○）

ク アからキまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合。（○）

(2) 変更許可申請の対象とするもの

ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合。（○）

イ 貯蔵、取り扱う危険物の種類数量の変更により、製造所等に適用される技術上の基準が異なることにな

る場合。(S52. 12. 19消防危第182号質疑)

(例) 製造所等の危険物の貯蔵等の取扱数量を変更すること等により、エリアの変更がなくても保有空地が増大するもの。なお、保有空地が変わらない又は縮小する場合については、品名・数量変更届で可とする。(○)

ウ 貯蔵所又は取扱所において政令第2条及び第3条に掲げる施設区分の変更を行わず、適用基準の変更(項の変更)を行う場合。(S51. 7. 12消防危第23-3号質疑) (○)

(例) 屋内貯蔵所(政令第10条第1項)から特定屋内貯蔵所(政令第10条第4項)へ変更する場合。

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修理により当該構造又は設備が復旧できる場合。(S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑)

オ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合。ただし同一敷地内での移動は除く。(H9. 3. 26消防危第33号)

また、移動タンク貯蔵所の売買時における届出及び申請については、「移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続きの周知について」(H20. 3. 25消防危第54号)によること。

カ 積載式以外の移動タンク貯蔵所の車両(台車)を更新する場合。(○)

キ 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所で、貯蔵タンクの一部を取替又は増設する場合。(○)

(例) 同一タンク専用室に3基ある屋内貯蔵タンクに更に1基増設する場合。

ク 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合。

(H10. 10. 13消防危第90号質疑)

ケ 積載式移動タンク貯蔵所(国際タンクコンテナを除く。)に、交換タンクコンテナを増設する場合。

(H4. 6. 18消防危第54号通知)

コ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体を建て替える場合で、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径(横型のタンクにあっては、たて及び横の長さをいう。)及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合。(H11. 6. 15消防危第58号質疑)

サ アからコまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当と判断する場合。

3 許可単位について

(1) 製造所の単位は、原則として一連の工程又は一棟をもって一とする。(S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑)

(2) 屋内貯蔵所は、一棟ごととする。ただし、政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、当該屋内貯蔵所の用に供する部分ごととする。(○)

(3) 屋外タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。なお、屋外タンク貯蔵所を群で配置されている場合、危険物ポンプ、危険物配管(タンク直近の弁又はフランジまでのタンク側にある配管を除く。)及びタンクの通気管等の危険物以外の配管を共用して使用する場合の当該幹線配管等にあっては、タンク群に存するタンクのうち指定数量の倍数が最大のタンク(以下「主タンク」という。)の一の単位とする。また、防油堤にあっては、同一防油堤のタンク群に存するタンクのうち容量の最大のタンク(以下「最大タンク」という。)の一の単位とする。(○)

(4) 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごととする。(○)

(5) 地下タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。ただし、二以上の地下タンクが同一のタンク室内にある場合又は同一の基礎上若しくは同一の蓋で覆われている場合にあっては、一とする。

(6) 簡易タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。ただし、複数の簡易タンクを設ける場合は、3基までを一とする。(○)

(7) 移動タンク貯蔵所は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両ごととする。(○)

(8) 屋外貯蔵所は、さく等で区画された部分ごととする。(○)

(9) 給油取扱所は、道路、防火壁又は防火塀等で区画された部分ごととする。(○)

(10) 販売取扱所は、配合する室を含み、隔壁で区画されているときは、区画された部分ごととする。(○)

(11) 一般取扱所の単位は、次のとおりとする。(○)

ア 製造所に準ずるものとする。ただし、充填場、ボイラー設備、発変電設備等の施設は、それぞれ危険物の取扱いに独立性があり、他の危険物貯蔵又は取扱い部分とは一連の行為であるとはみなされず、原則としてそれぞれを一とする。

イ 政令第19条第2項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁体等で区画された部分等ごととする。

(12) 消火設備のうち固定消火設備を共用する場合において水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー及び幹線配管等にあつては、最も消火薬剤等を必要とする製造所等（以下「**消火薬剤等最大必要施設**」という。）の一の単位とする。（○）

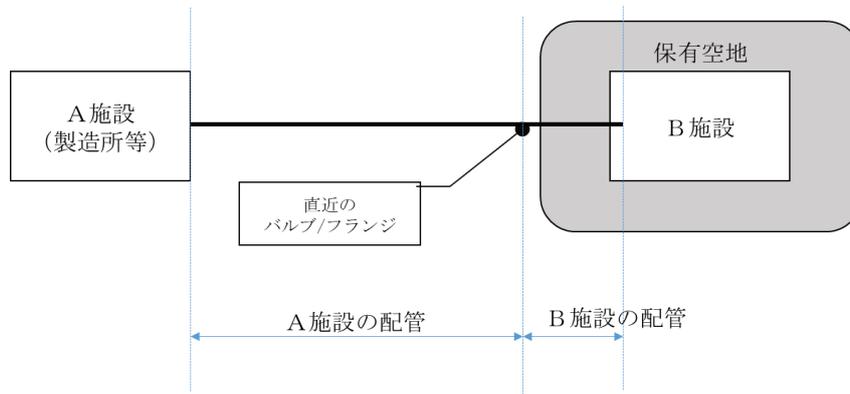
4 製造所等の設備の許可単位

- (1) 製造所等から排出される可燃性ガス、粉塵等を除去する公害防止設備等は、製造所等の設備とする。
(S59.6.8消防危第54号質疑)
- (2) 危険物を取り扱う配管を搭載する配管支持物は製造所等の設備とし、その単位は申請者の判断によるものとする。（○）

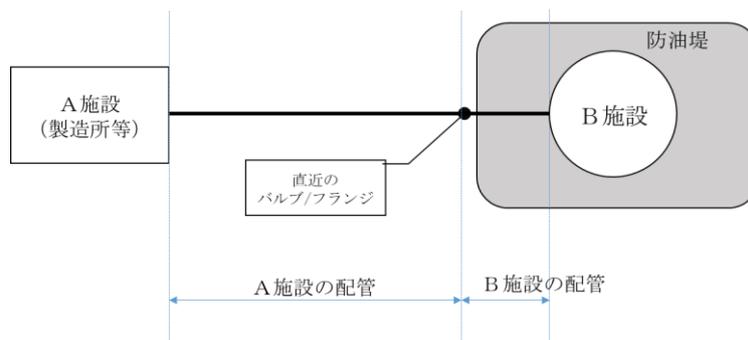
5 危険物配管の許可単位

危険物施設相互に接続される場合の危険物配管（危険物はA施設からB施設に移送されるもの）の単位は、次の例によること。

- (1) 製造所等（屋外タンク貯蔵所を除く）の保有空地の内側の配管は、当該製造所等の配管とする。
下図の場合では、B施設の保有空地直近のバルブ、フランジ等までがA施設となる。

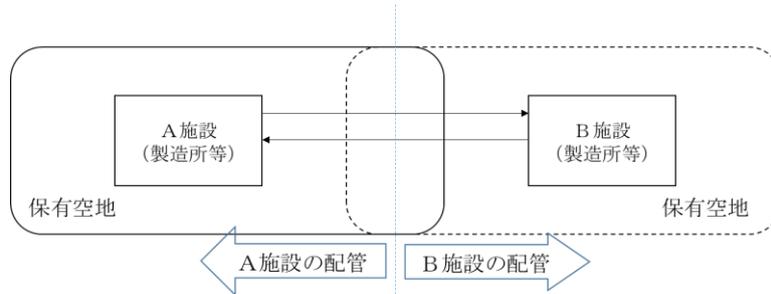


- (2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤の直近のバルブ、フランジ等より内側の配管は、当該屋外タンク貯蔵所の配管とする。下図の場合では、当該屋外タンクの防油堤直近のバルブ、フランジ等までがA施設となる。



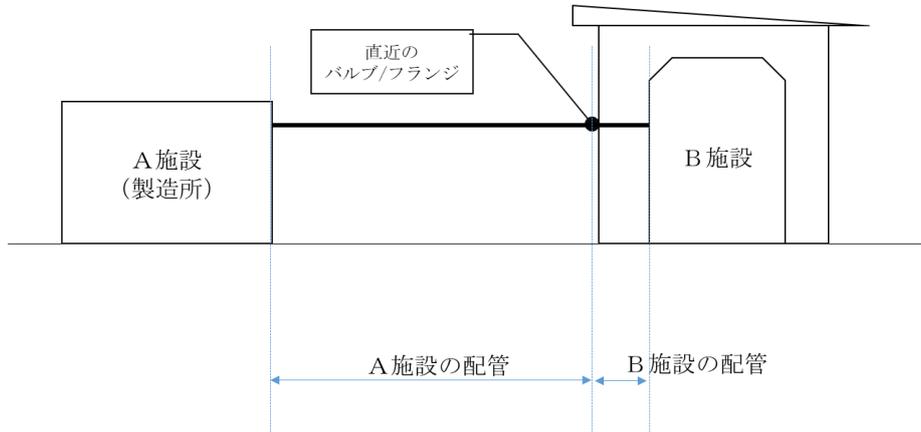
- (3) 製造所等の保有空地进行を共用する場合は、当該製造所等間のおおむね中心線をもってそれぞれの製造所等の配管とする。

次図の場合では、A施設とB施設との中心線からそれぞれの施設となる。



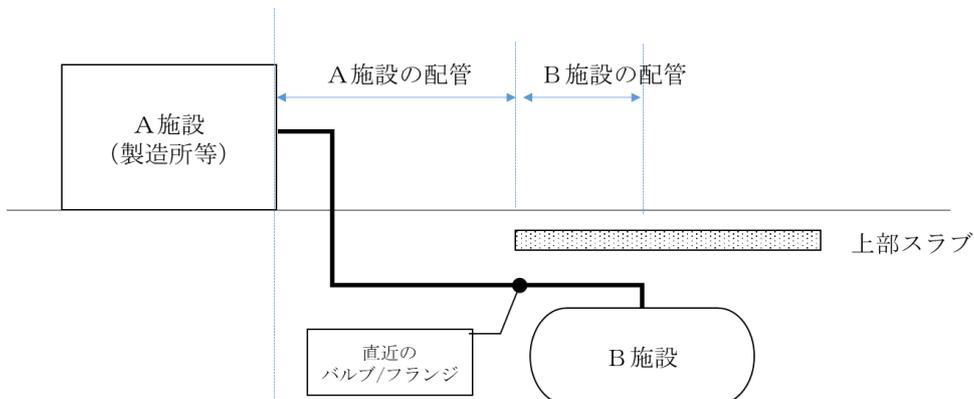
- (4) 屋内タンク貯蔵所の専用室内の配管は、当該屋内タンク貯蔵所の配管とする。

下図の場合では、当該屋内タンクのタンク室の壁体直近のバルブ、フランジ等までが、A施設となる。



- (5) 地下タンク貯蔵所の専用室内、又はスラブ下の配管は、当該地下タンク貯蔵所の配管とする。

下図の場合では、上部スラブ端部の直近のバルブ、フランジ等までがA施設となる。



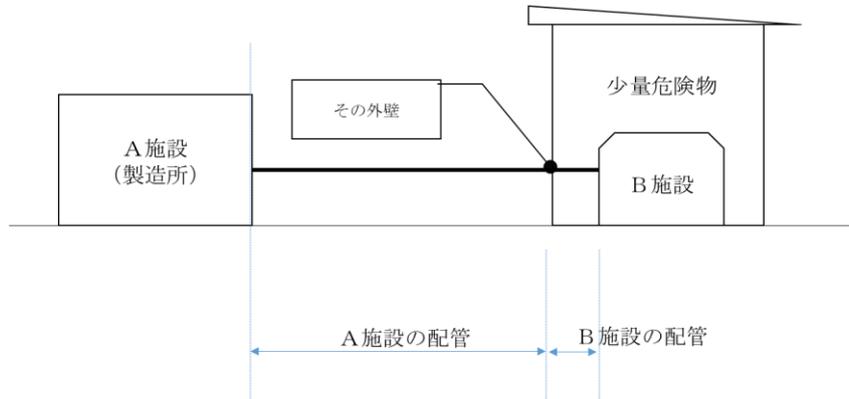
(6) 製造所等から少量危険物貯蔵所・取扱所又は指定数量の1/5未満の設備へ危険物を送り出す配管については、次による。

ア 少量危険物の貯蔵所・取扱所が建築物内にある場合は、その外壁までを当該製造所等の配管とする。

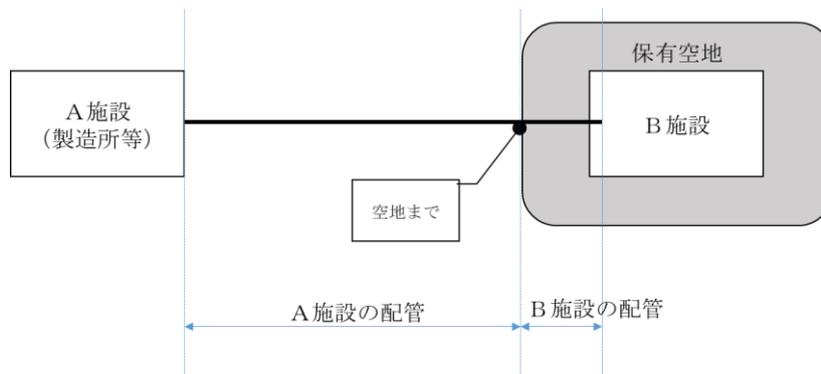
イ 少量危険物の貯蔵所・取扱所が屋外にある場合は、少量危険物の貯蔵所・取扱所の空地までを当該製造所等の配管とする。

ウ 指定数量の1/5未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う設備へ危険物を送り出す配管は、当該設備等の直近までを製造所等の配管とする。

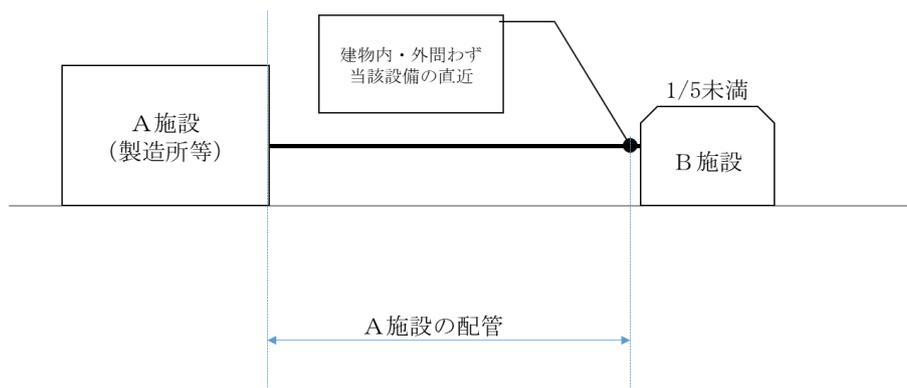
(6) -ア



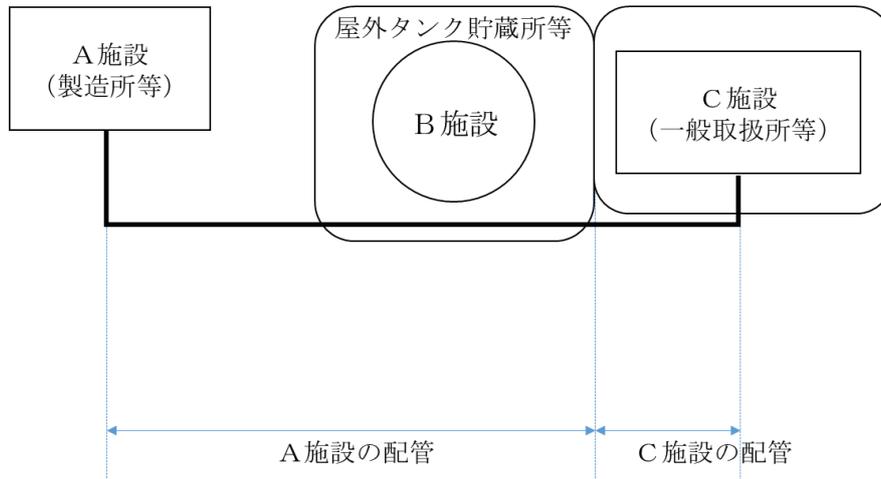
(6) -イ



(6) -ウ



(7) 製造所等に関係のある既設パイプライン等に設ける配管で、保有空地内を通過する当該製造所等に関係のない配管は、当該配管に直接関係のある製造所等の配管とする。



(8) (1)から(7)までのいずれにも該当しない配管は、送り出し側の配管とする。

第2 設置又は変更許可の申請

『設置の許可の申請』（政令第6条・7条）

- 1 設置又は変更許可申請書の記入方法等については、下記によること。（○）
- (1) 設置者と申請者が異なるとき（代理人申請時）は、当該申請に係る権限を委任する旨を証する書面（以下「委任状」という。）を添えなければならない。
ただし、あらかじめ委任状が消防本部に届出されている場合は、この限りでない。
- (2) 「製造所等の別」の欄には、製造所、貯蔵所又は取扱所のいずれかを記入すること。
「貯蔵所又は取扱所の区分」の欄には、貯蔵所又は取扱所のみ政令第2条又は第3条の区分に応じた名称をそれぞれ記入すること。（○）
- (3) 屋外タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量」の欄には、化学名を併記すること。（○）
なお、貯蔵又は取り扱う危険物の類、品名が多い場合は、「別紙」の用紙を添付すること。（○）
上記の数量は、製造所等の危険物の最大取扱数量を記入するものとするが、最大取扱数量の算定にかかわらず危険物がある場合にあっては、かつこ書にて記入するものとする。
- (4) 「指定数量の倍数」は、品名及び性質（指定数量）ごとに少数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記入すること。（○）
- (5) 「位置、構造及び設備の概要」、「危険物の貯蔵または取扱方法の概要」については、それぞれ簡潔に記入すること。なお、内容が多い場合は、「別紙」と記入した上、別紙に記載すること。（○）
- (6) 「変更内容」は、概要がわかるように記入すること。変更内容が多い場合は、概略を記入した上、別紙に記載すること。（○）
- (7) 「変更理由」は、簡潔に記入すること。（○）
- (8) 「着工予定期日及び完成予定期日」は、それぞれ予定年月日を記入すること。
ただし、期日が未定である場合等は、「許可後」、「着工後○日後」等と記入すること。
- (9) 建基法第6条第1項に規定する建築物を新設又は変更する場合は、建築確認申請の受付日又は申請予定日を「その他必要な事項」の欄に記入すること。（○）
- (10) 製造所等の変更許可申請に際して、仮使用承認の申請を行わない場合であっても、規則第5条の3に規定する変更の許可及び仮使用の承認の同時申請に係る申請書を使用することができるものとする。この場合において、仮使用承認に係る欄に斜線をいれること。（○）
- (11) 屋外タンク貯蔵所のタンク本体に関する工事において、規則第22条の4第1項第9号に規定される水張検査の特例に関し、KHKの技術援助を活用する予定である場合は、「その他必要な事項」の欄に記入すること。

第3 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序

『設置(変更)の許可の申請書の添付書類』(規則第4条・第5条)

1 設置又は変更の許可申請に係る図書の製本は、当該設置又は変更許可の審査に必要な書類を概ね次に定める順序に従い編纂するものとする。

- (1) 設置又は変更の許可申請書
- (2) 構造設備明細書
 - ア 製造所等別 イ 20号タンク(屋外、屋内及び地下タンク) ウ 給油取扱所等の専用タンク
- (3) 委任状
- (4) 工事の計画書及び工程表
- (5) 付近見取図
- (6) 建築物その他の工作物(架構含む。)の配置図
- (7) 機器等の配置図
- (8) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書の写し(特異な危険物に限る。)
- (9) 計算書
- (10) 機器等の概要
- (11) 工程説明書(製造(取扱)設備の概要)
- (12) フロー図
- (13) 構造図
 - ア 建築物、架構、防火塀、隔壁等
 - イ タンク類
 - ウ 塔槽類
 - エ 熱交換器類
 - オ ポンプ類
 - カ その他設備(機械類、安全装置及び計装機器等)
 - キ 基礎、架台及び配管ラック
 - ク 防油堤(容量記載)
 - ケ その他
- (14) 設備図
 - ア 排水設備図
 - イ 換気、排出設備図
 - ウ 電気設備図(計装設備を除く。)
 - エ 接地設備図
 - オ 避雷設備図
 - カ 消火設備図
 - キ 警報設備図
 - ク 避難設備図
 - ケ 計装設備図
 - コ その他
- (15) 配管図

2 申請書等の作成に関する留意事項は、次のとおりとする。(H9.3.26消防危第35号通知)

- (1) 図書は、原則としてJIS A4とし、左綴りとすること。ただし、A 4を超える図書を添付する場合については、A4に折りたたむこと。(○)
- (2) 資料葉数が多い場合にあっては、分冊方式を採用し、当該分冊には一体の図書である旨の表示をすること。(○)
- (3) 図書の主要な部分には、図書の表題名を記載すること。(○)
- (4) 図書の記号は、原則としてJISに定めるものを用いること。
ただし、規格以外のものを使用する場合は、凡例を明示すること。(○)
- (5) 図書の文字は、原則として日本語表示とすること。なお、ローマ字等による省略文字(機器番号等は除く)を使用するときは、注意書又は凡例を明示すること。(○)
- (6) 図面の縮尺は、特に定めのあるもの(設置又は変更の許可申請における特定屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所に係る図面並びに消防用設備に係る添付図面)を除き任意とするが極度に縮尺する等、文字及び記号等が不明瞭で読み取れないものは避けること。(○)
- (7) 設備の図面は、製造業者等の発行するカタログ等をもって替えることができる。(○)
- (8) 添付書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することができる。
- (9) 図書(設計図面を除く。)で使用する文字は、黒色とし鉛筆での記載は避けること。(○)
- (10) 図書(図面)の色別をおこなう場合は次によること。(○)
 - ア フロー図、付近見取図、配置図、構造図、設備図について申請範囲がわかりやすいように色別すること。
ただし、以下の場合については色別を省略することができる。(○)
 - (ア) フロー図(ウ(ウ)、(エ)、(カ)に限る)
 - a 図面の全部が新設又は変更する部分に該当する場合
図面の右肩に すべて新設又は変更 等と明記するとき。
 - b 図面上で新設又は変更と既設が混在している場合
線を太くする等により変更箇所が判別できるとき。
 - (イ) 構造図・設備図
図面の全部が新設又は変更する部分に該当するとき。
 - イ 図面ごとに色別区分が異なることがないように、色別は極力一貫性をもたせること。
 - ウ 色別の例
 - (ア) 危険物機器、危険物配管、電気設備、消火設備……赤色
 - (イ) 危険物貯蔵タンクのベント系(安全弁吹き出し配管等を含む)……オレンジ色
 - (ウ) 建築物(構造物)、基礎架台、接地、避雷、警報設備及び非危険物設備……緑色
 - (エ) 高圧ガス設備……黄色
 - (オ) 撤去設備……こげ茶色
 - (カ) その他……適当な色
- (11) 変更許可申請書には、変更に係る範囲、設備等の位置及び名称又は変更の内容を記載した図書を添付すること。(○)
- (12) 変更許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付が必要ないと判断される場合は要しない。

3 規則第4条又は第5条に規定する許可申請書に添付する位置、構造及び設備の図面等（移動タンク貯蔵所を除く。）に関する記載上の留意事項については次のとおりとする。（H9. 3. 26消防危第35号通知）

(1) 設置又は変更の許可申請書

記載方法については、第2「設置又は変更許可申請」の記載要領によること。

(2) 構造設備明細書

ア 20号タンク（屋外、屋内及び地下タンク貯蔵所構造設備明細書）

製造所又は一般取扱所において、20号タンクを設置又は変更（構造設備明細書中の内容を変更するものに限る。）する場合は、屋外タンク貯蔵所構造設備明細書、屋内タンク貯蔵所構造設備明細書、又は地下タンク貯蔵所構造設備明細書のいずれかを添付すること。

イ 建築物の屋上又は架構に設置する20号タンクは、屋外タンク貯蔵所構造設備明細書を用いること。

ウ 給油取扱所等の専用タンクの構造設備明細書（○）

給油取扱所又は一般取扱所に地下専用タンクを設置又は変更する場合は、地下タンク貯蔵所構造設備明細書を添付すること。

エ 構造設備明細書は、タンク1基につき1葉を用いるものとする。ただし、設計条件が同一（同形状、同容量等）のタンクについては、構造設備明細書の右肩に機器番号又は○○基共通と記入し、共用できるものとする。（○）

オ 変更許可申請に係る構造設備明細書は、当該変更許可申請にて変更する部分のみを記入すること。

従来と同様のものには「元許可どおり」と、従来から該当しないものは「———」と記入する。（○）

(3) 委任状

(4) 工事の計画書及び工程表

(5) 付近見取図

ア 製造所等と周囲の保安対象物件の状況を示すこと。（○）

イ 保安対象物件までの距離が記載されていること。ただし、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合は「保安対象物件なし」と記載することで足りる。

(6) 建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図

ア 製造所等の位置、建築物その他の工作物の位置、敷地内の高圧ガス施設等の保安対象物件までの距離及び保有空地等審査に必要な数値を記載した周囲の状況図とすること。

イ 建築物又は架構を設置、変更するときは、延焼のおそれのある範囲を図示すること。

ウ 政令第9条第1項第2号ただし書き、政令第10条第3項、政令第12条第2項、政令第17条第2項、政令第18条及び政令第19条第2項の適用を受ける製造所等で製造所等の用に供する部分以外の建築物がある場合にあっては、製造所等の用に供する部分以外の部分の構造及び用途を明示すること。

エ 屋外タンク貯蔵所については、アの他、敷地内距離、タンクと防油堤間の距離、タンク間距離、ポンプ間距離及び周囲の道路（タンクに面する空地）を明示すること。屋外20号タンクにあっては、タンクと防油堤間の距離を明示すること。

オ 屋内タンク貯蔵所については、タンク専用室の壁とタンク間の距離（二以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を含む。）を、専用棟以外に設置する場合にあっては、建築物内におけるタンク専用室の位置を明示すること。屋内にある20号タンクにあっては、壁体までの距離を明示すること。

カ 地下タンク貯蔵所については、隣接建築物又は工作物等の基礎からの距離及び二以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を明示すること。

キ 給油取扱所については、次のことを明示すること。

（ア）隣接する道路の幅員及び周辺の状況

（イ）事務所その他取扱所の業務を行うために必要な建築物及びキャノピーの概要図、固定給油・注油設備か

らの延焼のおそれのある建築物等の状況

(ウ) 給油空地、注油空地、固定給油・注油設備及び付随設備の位置の状況

ク 標識、掲示板の設置位置を記載すること。

(7) 機器等の配置図

製造所等の機器等の配置が記載された配置図とすること。なお、製造所等に階層がある場合は、階層ごとの平面図とすること。

(8) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書の写し（特異な危険物に限る。）

特異な危険物でその代表的なものについては、データベース登録済の確認書の写しを添付すること。データベースに登録していない危険物については、政令に定める確認試験結果報告書等の写しを添付すること

(9) 計算書

計算書は、原則として計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとし、次のうち必要なものを添付すること。

ア 製造所等の貯蔵又は取扱量の算定書

イ タンク容量計算書

屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク、移動貯蔵タンク、簡易タンク、20号タンク及び給油取扱所等に係る専用タンク又は廃油タンク等については、タンクの容量計算書を添付すること。

ウ タンク板材料の強度検討計算書

(ア) タンクの使用条件が負圧であるタンク (○)

(イ) アルミニウム及びステンレス等、鋼板以外の材料を用いた場合 (○)

(ウ) その他必要なもの (○)

エ 屋外貯蔵タンク、屋外20号タンク

(ア) 容量500k1未満のタンク

a 耐震、耐風圧（支柱又は架台型式にあつてはその強度等を含む。）計算書

b JIS B 8265（圧力容器の構造—一般事項）、JIS B 8266（圧力容器の構造—特定規格）、JIS B 8501（鋼製石油貯槽の構造）、JIS B 8502（アルミニウム製貯槽の構造）による構造計算書。(○)

c 基礎地盤にあつては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書又はタンク荷重により生ずる応力に対して安全であるための計算書（規則第20条の2）(○)

d 容量100k1未満のタンクについては、b及びcの計算書を省略することができる。

オ サイトグラス

20号タンク又は配管にサイトグラス（のぞき窓）を設ける場合の強度計算書（厚み検討）(○)

カ 防油堤

(ア) 防油堤容量計算書（告示第4条の2）

(イ) 防油堤の構造（規則第22条第2項第9号）に関する照査荷重その他荷重によって生ずる応力に係る計算書、許容応力度計算書、地盤支持力計算書、安定に関する計算書（S52. 11. 14消防危第162号通知）

キ 架構等の工作物及び危険物配管ラック

静的震度法又は修正震度法による計算書（H8. 10. 15消防危第125号通知）又は建基法に準拠する構造計算書（地盤、基礎ぐい計算を含む。）ただし、危険物配管ラックについては、耐火の要否を問わず、支柱の高さが1.5mを超えるものに限る（パイプスタクション等小規模なものを除く）。(○)

ク 塔槽類（高さ6m以上の危険物を取り扱うもので、屋外の地盤面に独立して設置する（自立型式）ものに限る。）耐震、耐風圧計算書（規則第21条準用）(○)

ケ 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台

計算が必要な架台の場合は、静的震度法又は修正震度法による計算書（H8. 10. 15消防危第125号通知）及

び耐風圧計算書（屋外に存するものに限る。）

基礎にあつては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書（○）

コ 可燃性蒸気排出設備

排出設備等の仕様書（○）

サ 建築物（建基法第6条第1項に規定する建築物）の構造計算書

建築確認申請書を提出し、又は提出予定で、危険物設置又は変更許可申請書のその他必要な事項欄に建築確認申請日又は申請予定日を記載した場合は不要とする。（○）

シ その他必要な計算書（○）

(10) 機器等の概要

ア 製造所、一般取扱所については、当該製造所又は一般取扱所を構成する設備、機器等の一覧を示した機器の概要を添付すること。機器については別記1「機器リスト」参照

(11) 工程説明書（製造（取扱）設備の概要）

製造所、一般取扱所のみとする。ただし、簡易な工程を除く。

(12) フロー図

ア 製造所及び一般取扱所にあつては、原則として、設備又は機器等の名称、工程中の流体名及び温度、圧力等を調整する制御機構等を記載したエンジニアリングフローシート又はP&IDとすること。なお、危険物の貯蔵又は取扱いが複雑な場合は、ブロックフロー図又は概略フロー図をエンジニアリングフローシート又はP&IDDの前に添付すること。

イ 製造所及び一般取扱所以外の製造所等において、複雑な危険物の取扱いがある場合は、アのフロー図を添付すること。

(13) 構造図

ア 建築物、架構、防火塀、隔壁等

(ア) 平面図、立面図（2面以上）及び断面図、建築物（架構含む。）にあつては面積表を添付し、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の材質等を明示すること。なお、主要構造部を耐火構造とし又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定を受けたものを使用するときは、現場施工によるものを除き、平面図、立面図等に認定番号を記載すれば別途構造図の添付を要さない。

(イ) 矩計図、仕上表、建具伏及び建具表を添付し、窓及び出入口については、位置、寸法、構造等を記載すること。なお、窓又は出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定を受けたものを使用する場合は、平面図、立面図等に認定番号を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

(ウ) 防火塀、隔壁等にあつては構造図を添付すること。

イ タンク類

(ア) タンク共通

a 平面図、立面図及び詳細図に、タンクの本体にあつては、寸法、板厚、材質、板取、溶接方法、ノズル名称及び口径等を、附属品にあつては、材質、寸法及び取付方法を明示すること。なお、容量が100 k1未満のタンクは、板取図を省略することができる。

b 常圧タンクの通気管は、引火防止措置を明示すること。

c 標準的な構造を有する液面計は、フロー図又はタンク構造図に取付位置、型式及び材質等を記載することにより別途構造図を省略することができる。

(イ) 屋外貯蔵タンク（屋外20号タンク含む。）

a 放爆構造を明記すること。

b 支柱の構造（耐火性能等）を記載すること。

(ウ) 地下貯蔵タンク（給油取扱所及び一般取扱所の専用タンク等を含む。）（○）

a 基礎及びタンク室の構造を明示すること。

b タンク室を設けない地下タンクにあつては、タンク埋設図にタンク基礎、支柱及び上蓋の配筋状況並びにタンクバンド、アンカーボルト及び防食施工方法を明示すること。

また、支柱にあつては、その太さ及び使用する主筋の断面積計算を付記すること。

ウ 塔槽類

平面図、立面図に材質、寸法、設計圧力、設計温度及び取付方法を明示すること。

エ 熱交換器類

平面図、立面図に材質、寸法、設計圧力、設計温度及び取付方法を明示すること。

オ ポンプ類

能力（揚程、仕事量）、寸法、型式及び取付方法を明示すること。

カ その他設備（機械類、安全装置及び計装機器等）

（ア）標準的な型式の安全装置、圧力計、温度計等を使用する場合は、フロー図等に仕様、機能等を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

（イ）Y型ストレーナー、流量計、バルブ類その他これらに類する小規模な機器で、標準的な構造のものを使用する場合は、フロー図等に仕様等を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

キ 基礎、架台及び配管ラック

（ア）タンク類の基礎は、寸法及び配筋状況を明示すること。

（イ）架構、大規模な工作物及び移送取扱所のポンプ基礎は、その構造図を添付すること。

（ウ）大規模な機器類（高さ6m以上の危険物を取り扱う機器で、屋外の地盤面に独立して設置する自立型式の機器等）以外の小規模な機器等の基礎は、機器に機器固定方法を明記した場合は基礎構造図を省略することができる。

（エ）製造所等に存する架台は、構造図を添付すること。

（オ）地上に設置する配管支持物及び配管サポート等は、原則として高さ1.5mを超える（移送基地の構外は1mを超える）ものについては、その構造図を添付すること。

（カ）硫黄を貯蔵する場合は、囲い及び固着装置の構造図を添付すること。

ク 防油堤(容量記載)

（ア）容量計算を前提とした寸法を明示した平面図、断面図を添付すること。

（イ）RC造の防油堤は、配筋状況を明示すること。

（ウ）RC造防油堤の増設等にあっては、既設防油堤の鉄筋等との接合方法について明示すること。

（エ）防油堤において目地、階段等を有する場合は、その構造を明示すること。また、防油堤に配管を貫通させる場合には、その保護措置を明示すること。

ケ その他

（ア）危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱うタンク・機器類等は、機器等及び配置図に位置及び名称等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

（イ）機器等を撤去する場合は、機器等及び配置図に位置及び名称等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

(14) 設備図

ア 排水設備図

（ア）危険物設備に係る地盤面、流れ止め、ためます、水抜きバルブ、油水分離槽等の構造及び排水経路を明示すること。

（イ）架構内等の排水設備は、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を平面図等に記載することにより、個々の設備図の添付を省略することができる。

（ウ）（ア）について、平面図等に位置、機能及び寸法等を記載することにより、当該設備図を省略することができる。

イ 換気、排出設備図

建築物に係る換気設備、強制排出設備等の位置及び構造を明示すること。

ウ 電気設備図（計装設備を除く。）

（ア）機器等及び電気設備図に位置、型式及び防爆構造の種類等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。電気配線については、配線系統図に構造（施工方法等）を電気設備図として記載すること

（イ）非防爆電気機器等を設置する場合においては、別記11「電気設備及び主要電気機器の防爆構造」に定

める危険場所（特別～第2類危険箇所）以外であることを明示すること。この場合において、電気設備図への位置の記載のみで、別途構造図の添付は要さない。

電気配線については、主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線は記載を要さない。

(ウ) 給油取扱所の電気設備では、スイッチ、コンセント、モーター等の電気設備の床面からの高さを明示すること。(○)

エ 接地設備図

接地導線の敷設状況、接地極の概要（埋設場所を含む。）、接地工事種別（抵抗値）を記載したものとすること。(○)

オ 避雷設備図

避雷設備の概要及び対象物が受雷部システムにより包含されている状況図（平面図及び立面図）並びに引き下げ導線システムの敷設状況、接地システム等の状況等を記載したものとすること。ただし、屋外や屋上等に機器等を設置、移設若しくは変更する場合又は建築物等を設置若しくは変更する場合等で保護範囲に包含されているか審査上必要な場合のみとする。(○)

カ 消火設備図

(ア) 消火設備の設計書

水槽及び消火薬剤の貯槽等の耐震設計、水源の必要量及びポンプ能力、必要薬剤量及び予備電源能力等を検討したものとすること。設計書の計算については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすること。

(イ) 消火系統図

他の製造所等と共用する場合は、その範囲を明示すること。

(ウ) 配置図

有効包含範囲を明示すること。ただし、第1種及び第3種の移動式消火設備にあつては、有効包含範囲のほか防護対象物までの水平距離、加圧送水装置及び原液タンクにあつては、防護対象物までの水平距離をそれぞれ明示すること。

(エ) 断面図

第2種消火設備及び第3種消火設備（移動式を除く。）にあつては、取り付け位置を明示すること。

(オ) 構造図

原液タンク、泡混合器、加圧送水装置、消火栓及び非常電源等の構造を明示すること。

(カ) 配管図

材質、口径、敷設状況（レベル、配管支持物等）を明示すること。

(キ) 設備図

非常電源用の電気配線を明示すること。

キ 警報設備図

(ア) 自動火災報知設備は、平面図、配線系統図及び機器構造図等（発信機、ベル等の包含範囲の明示を含む。）の設計書を添付すること。

(イ) (ア)以外の警報設備は、配置図又は設備図に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

ク 避難設備図

誘導灯の設備構造図、配線系統及び配置状況を明示すること。

ケ 計装設備図

フロー図（エンジニアリングフローシート又はP&ID）又は計装系統図等に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより不要とすることができる。

コ その他

給油取扱所の申請書には、点検、整備を行う設備の位置を平面図等に明示すること。

(15) 配管図（第4 1(3)に規定する「対象設備」に限る。）

ア 配管図には、製造所等の配管の範囲、材質、口径及び敷設状況（レベル等）を明示すること。（○）

イ 地上配管

（ア）地上配管（移送取扱所を除く。）は、フロー図をエンジニアリングフローシート又はP&IDとした場合にのみ配管図を省略することができる。

（イ）配管ルートを配管図等に記載すること。なお、敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を不要とすることができる。

ウ 地下配管

配管ルートを配管図等に記載すること。なお、埋設断面、防護構造、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあつては、位置及び構造）は、一定箇所ごとの断面、敷地状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を不要とすることができる。

エ 電気防食を行う配管は、電気防食に関する施工方法及び計算書を添付すること。（○）

オ 配管に、昭和56年消防危第20号通知に規定する評定品以外の可とう管継手を設ける場合は、構造図、強度計算書及び試験成績証明書等の写しを添付すること。ただし、呼径が40A未満の可とう管継手は、圧力試験成績証明書のみで足りるものとする。なお、評定品の場合は、構造図等を不要とし、完成検査時に評定証プレートの確認をもって足りるものとする。（○）

4 移動タンク貯蔵所の設置許可申請の添付書類及び編纂順序については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」(H9.3.26消防危第33号通知)によるほか、次によること。

(1) 移動タンク貯蔵所の手続に関する事項

ア 設置又は変更の許可申請

(ア) 移動タンク貯蔵所の許可に係る被けん引車のけん引車は、一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであり、また、けん引車の新設及び廃止(増設又は減少)については、資料の提出を必要としない。

(イ) 移動タンク貯蔵所の本市管内における常置場所の変更に係る変更許可申請は、申請書、構造設備明細書、許可書の写し、完成検査済証の写し、タンク検査済証(正)の写し、付近見取図、配置図及び外観三面図のみで足りるものとする。(○)

イ 完成検査

(ア) 完成検査実施場所

完成検査は、原則として常置場所において位置の状況を含み実施するものとする。ただし、常置場所が他の移動タンク貯蔵所の常置場所とされている等によりすでに把握されている場合はこの限りでない。

(イ) 完成検査申請書

完成検査申請書にタンク検査済証の写しを添付すること。

ウ 譲渡(又は引渡)を伴う行政庁の異なる常置場所の変更

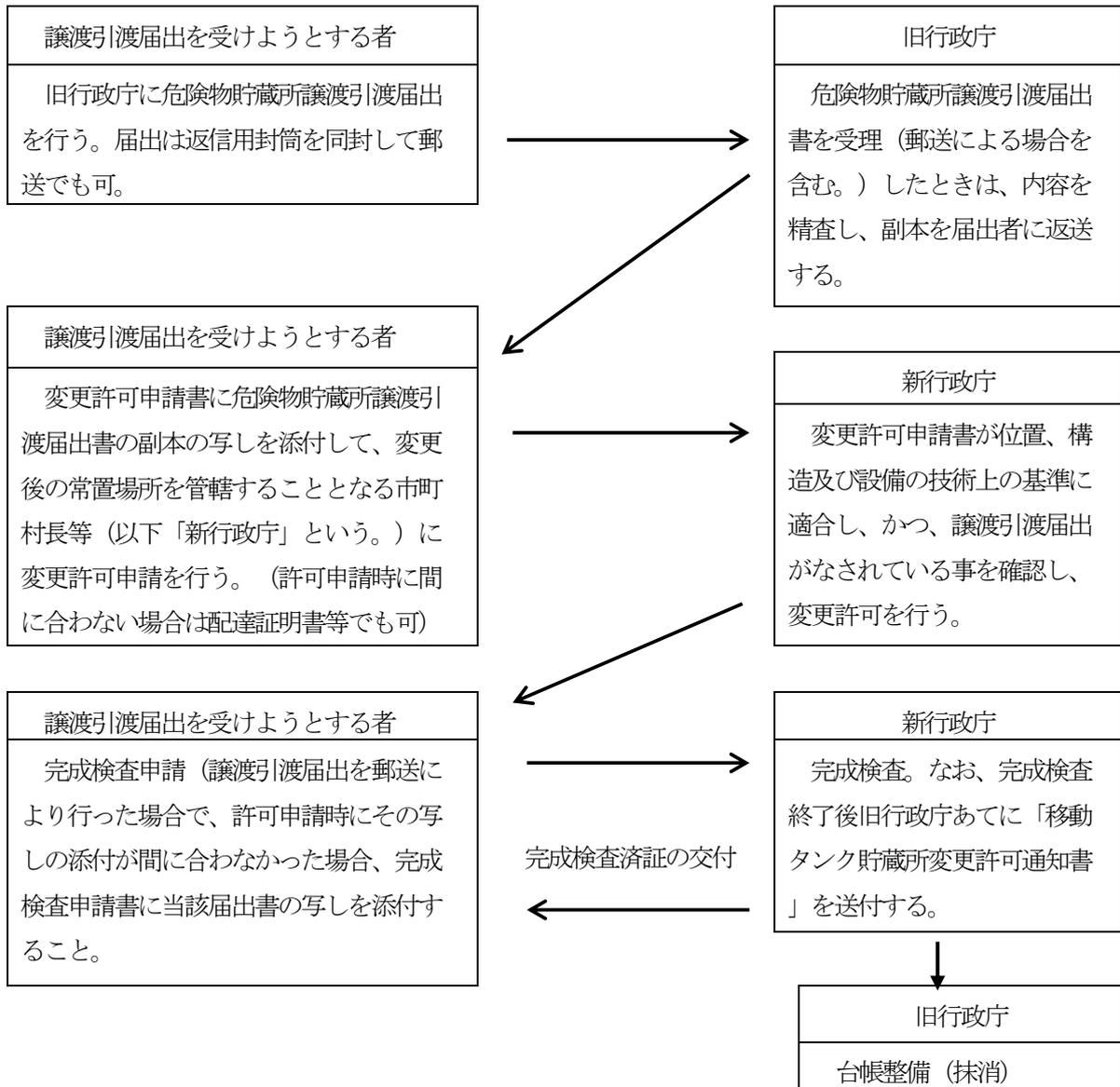
行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により行うものとし、変更許可申請にあたっては、変更前の最新の許可書、これに添付されて返戻された申請図書(常置場所に係る図書を除く。)、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。

また、変更前の常置場所を管轄する市町村長等(以下「旧行政庁」という。)に対して廃止の届出は要しない。

(ア) 旧行政庁に譲渡引渡届出を行う場合

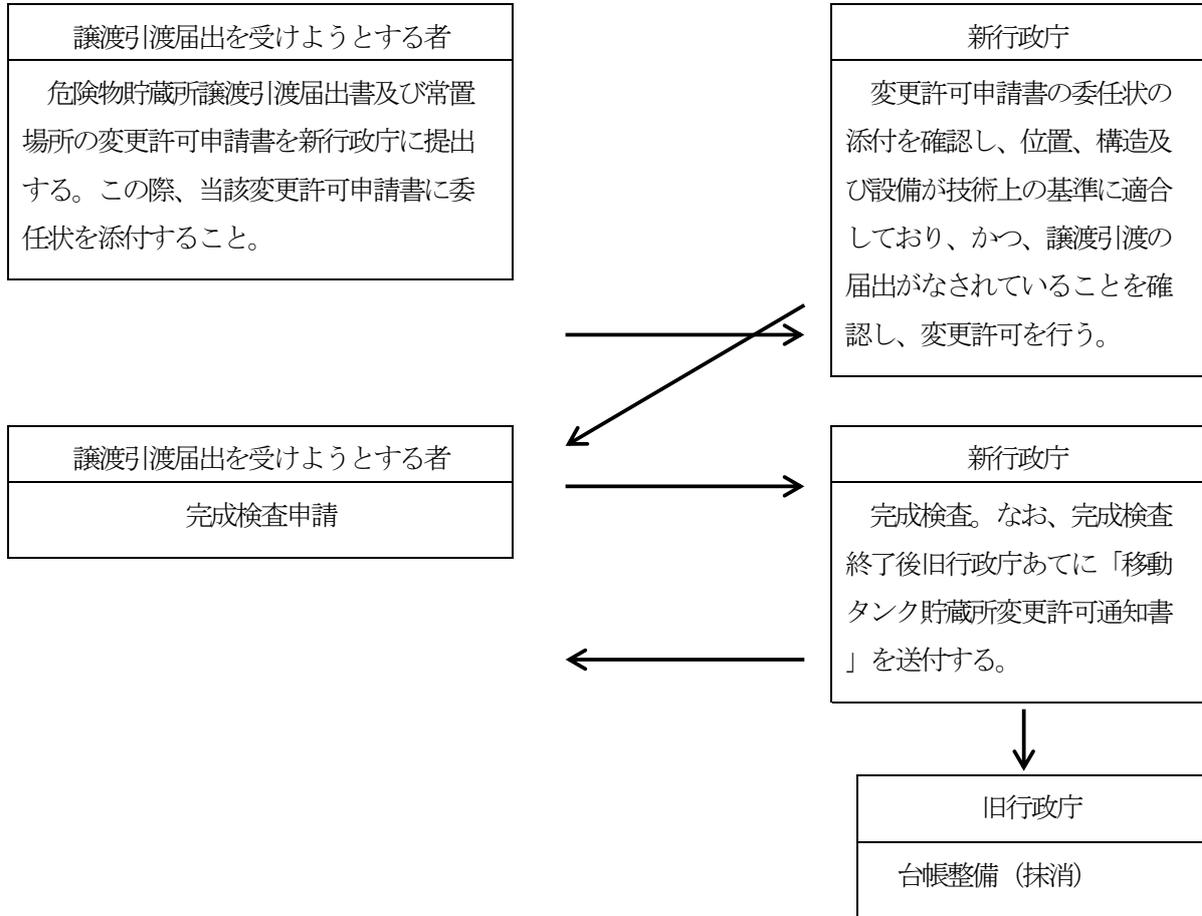
a 行政庁の異なる常置場所の変更と、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を旧行政庁に対し先行して行うものであること。この場合において、譲渡引渡届出は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができる。

b 移動タンク貯蔵所の譲受人(又は引渡を受けた者)が常置場所の変更に係る許可申請を行う場合は、前記aの譲渡引渡届出書の写しを変更許可申請書に添付すること。ただし、前記aの譲渡又は引渡届出を郵送で行った場合で、変更許可申請時に間に合わない場合は配達証明等で確認することができるものとし、完成検査申請書に同届出書の写しを添付すること。



(イ) 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請書を同時に行う場合

変更許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対して変更許可手続に係る委任状を添付した場合に限り、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができる。



第4 軽微な変更工事

(H9. 3. 26消防危第36号通知、H9. 10. 22消防危第104号質疑、H14. 3. 29消防危第49号通知)

1 用語

- (1) 「**軽微な変更工事**」とは、法第11条第1項本文後段の規定による変更の許可を要しないものとして取り扱う工事とし、2 具体的な運用 (1) ～ (3) をいう。
- (2) 「**設備等**」とは、製造所等を構成する建築物その他の工作物又は機械器具その他の設備をいう。
- (3) 「**対象設備**」とは、設備等のうち、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分をいい、法第10条第4項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の適用を受ける設備等をいう。
- (4) 「**非対象設備**」とは、設備等のうち、対象設備以外の設備等をいう。
- (5) 「**新設**」とは、設備等の全部又は一部を新たに施設内に搬入し、又は別の設備等に組み込むことをいう。
- (6) 「**撤去**」とは、設備等の全部又は一部を施設外に搬出し、又は設備等から取り外すことをいう。
- (7) 「**取替**」とは、設備等の配置及び機能を変更することなく、設備等を既設のものと同等のものに交換し、又は造り直すことをいう。
- (8) 「**補修**」とは、設備等の配置又は主要な構造部を変更することなく、損傷箇所等設備等の一部を修復し、又は一部の構成部品を同等のものに交換することをいう。(○)
- (9) 「**移設**」とは、同一の製造所等において、設備等の設置位置を変えることをいう。従って、異なる製造所等からの設備等の移設は「新設」となる。(○)
- (10) 「**危険場所**」とは、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。

2 具体的な運用

(1) 別表に掲げる資料提出を要する工事について

事前に工事の内容が製造所等の基準に変更が生じないことを確認し、当該工事内容が、製造所等の基準の内容に変更が無い場合は、変更許可申請を要しないものとし、資料提出とすることができる。

(2) 別表に掲げる資料提出を要しない工事について

工事の内容から製造所等の基準に関係が生じないことが明白で変更許可申請及び資料提出は必要ないものとする。

(3) 別表に掲げる変更工事以外の工事について

変更の程度が、これらの例と類似又は同程度であると認められるものについては、上記 (1) (2) とすることができる。

3 届出等の手続き

- (1) 資料提出を要する工事をしようとする者は、あらかじめ、その旨を届け出なければならないものとする。(○)
- (2) 同一施設で資料提出を要する工事と変更許可を要する工事を同時に行う場合は、当該変更許可申請に変更の届出を要する工事に係る部分を含めても差し支えない。

4 検査

- (1) 資料提出を要する工事を変更許可申請に含めた場合は、当該資料提出を要する工事に該当する部分については、変更許可に係る完成検査の対象としない。
- (2) 軽微な変更工事に係る検査については、自主検査とし、施工管理等について次の事項を確認し、その履歴を保存すること。(○)

(共通事項)

別表

構造、設備等の名称	資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
1 建築物		
屋根（キャノピーを含む）、壁、柱、床、はり等、防火区画（○）	撤去（○）	取替（○）、補修
防火上重要でない間仕切壁	撤去	取替、補修
内装材	撤去（○）	取替、補修
防火設備、窓枠又は窓	撤去（○）	取替、補修
ガラス	補修	取替
防火戸の自動閉鎖装置（○）		新設（ドアチェックに限る）、取替、補修
階段、はしご	撤去（○）	取替、補修（○）
2 工作物		
保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁		補修
架構	取替（○）	補修
配管、設備等の支柱、架台	取替（注：小規模なものを除く（○））	取替（注：小規模なものに限る）（○）、補修
配管、設備等の支柱、架台の耐火措置（○）	取替	補修
歩廊、階段、はしご	新設（注：小規模なものに限る）（○）	取替、補修
3 保有空地		
植栽	新設（○）	撤去、取替、補修
4 タンク等		
犬走り、法面、コンクリートリング等	補修	
屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修	
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修
階段、はしご、手摺り等	取替	補修
タンク元弁		取替、補修
可撓管継手	取替（認定品以外）	取替（認定品）
通気管（地上部分に限る）	取替	補修
サクシオンヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等	取替（対象設備を用いたものに限る（○））	取替（非対象設備を用いたものに限る）（○）、補修
内面コーティング	新設、撤去、取替	補修
雨水浸入防止措置	新設	取替、補修

注：小規模なものとは、位置・構造・設備に対し、影響がないことが明らかなものを指す（○）

構造、設備等の名称	資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
5 危険物配管等		
配管（地下配管及び移送取扱所を除く）	取替（フランジ接続以外で2m程度を超えるもの）（○）	取替（フランジ接続又は2m以下の短配管）（○）
配管（移送取扱所の基地構外を除く）（○）	撤去	
配管の一部と考えられる程度の流量計又はフィルター等、若しくはこれらに伴う短配管（移送取扱所を除く）（○）	新設（○）、撤去（○）	取替、補修
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等又はこれらに類する配管の枝出	新設（移送取扱所を除く）（○）	撤去、取替、補修（移送取扱所の溶接部の変更を伴うものを除く）（○）
配管の加熱又は冷却装置（非対象設備を用いたものに限る）		取替、補修（○）
配管の加熱又は冷却装置（対象設備を用いたものに限る）	取替（フランジ接続以外で2m程度を超えるもの）（○）	取替（フランジ接続又は2m以下の短配管）、補修（○）
配管の保温（冷）材	新設、撤去（○）	取替、補修（○）
配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます		取替、補修
給油ホース、給油ノズル、結合金具		取替、補修
弁等（移動貯蔵タンクの底弁、タンク元弁及び移送取扱所を除く）	新設（○）、撤去	取替、補修
6 危険物機器、設備等		
ポンプ設備（移送取扱所を除く）	撤去、取替	補修
ポンプ設備（移送取扱所を除く）以外（○）	撤去（短配管の新設含む○）、移設（注：小規模なものに限る）（○）	取替、補修
熱交換器のチューブバンドル		取替
熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く）、散水設備等		取替、補修
攪拌装置（電動機を除く）	撤去	取替、補修
炉材		取替、補修
反応器等の覗き窓ガラス		取替
加熱又は乾燥設備に付属する送風、集塵装置（電動機以外）	撤去	取替、補修
波返し、とい、受け皿等飛散防止措置		取替、補修

構造、設備等の名称	資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
ローディングアーム、アンローディングアーム	取替（移送取扱所を除く）、撤去	補修
ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を除く）	新設（エリア内において容器に入った危険物を移送する小規模なものに限る）（○）、撤去	取替、補修
ガス回収装置	撤去、取替	補修
保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く）	新設（○）、撤去	取替、補修
換気設備（強制排出設備、ダクト等を含む）	新設（自然換気に限る）（○） 取替（自然換気を除く）	取替（自然換気に限る）、補修
電気防食設備		取替、補修
7 制御装置、安全装置		
圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備	新設、撤去（○）	取替、補修
安全弁、破裂板等安全装置		取替、補修
温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む）、緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む）	取替	補修
8 防油堤及び排水設備等		
防油堤（仕切堤含む）		補修
防油堤水抜弁		取替、補修
防油堤水抜弁の開閉表示装置		取替
防油堤の階段、点検歩廊（○）	移設	取替、補修
防油堤内の床面（○）		補修
防油堤容量（○）	容量変更	
9 排水溝等		
排水溝、ためます、油分離槽、囲い等	新設（○）	取替（○）、補修
地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く）		補修

構造、設備等の名称	資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
10 電気設備		
電気設備（危険場所以外に限る）	新設	撤去、取替、補修（○）
電気設備（下記を除く）	撤去、移設（注：小規模なものに限る）（○）	取替、補修
電気設備（配線のみに限る）（○）	新設、撤去	取替、補修
避雷設備	取替、撤去（○）	補修
静電気除去装置（接地方式のものに限る）	新設（接地極を除く）（○）	取替（接地極を除く（○））、補修
静電気除去装置（接地方式のものを除く）	取替	補修
11 消火設備		
消火設備（全般）	撤去（法改正又は自主設置分）	補修
ポンプ又は消火薬剤タンク	取替	
第1～3種消火設備（散水、水幕設備を含む）の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等	取替（泡ヘッドを除く）	取替（泡ヘッドに限る）
第1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替
第4、5種消火設備、消火薬剤		取替
PFOS含有泡消火薬剤の補充	初回	2回目以降
その他	消火薬剤等最大必要施設の変更（○）	
12 警報設備		
警報設備（全般）	撤去（○）	補修
受信機、中継器（○）	取替	
自動火災報知設備の感知器、発信機、ベル、表示灯（○）		取替
警報設備（自動火災報知設備を除く）		移設、取替
13 避難設備		
誘導灯等（○）	撤去（○）	取替、補修
14 その他		
標識、掲示板		新設（○）、取替、補修
設備等の撤去	製造所等内における設備等の一部撤去（保有空地の縮小を含む）（○）	
その他		塗装工事
その他		点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事

(施設別事項)

構造、設備等の名称	資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
『製造所及び一般取扱所』		
ボイラー等のバーナーノズル		取替、補修
塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替、補修
運搬容器の充填設備	撤去、取替 (○)	補修
・20号タンク又は専用タンク等については、形態に応じた各貯蔵所の工事内容を準用する。(○)		
『屋内貯蔵所』		
ラック式以外の棚		撤去、取替、補修
ラック式棚	取替	補修
冷房装置等	取替	補修
『屋外タンク貯蔵所』		
本体	補修 (注：タンク本体に係る補修工事参照)	
ローリングラダー	取替	補修
浮き屋根のウェザーシールド		取替、補修
浮き屋根のシール材	取替	補修
ルーフトレン	取替	補修
保温 (冷) 材	取替 (○)、撤去 (○)	補修
流出危険物自動検知警報装置		取替、補修
仮設配管	内部開放に伴う清掃、又はこれに準ずる行為をするために仮設する底引配管等清掃設備又は洗浄用配管を設置する場合で、清掃等の期間 (設備等の据付から撤去まで) が10日以内のとき (○)	
タンクの地盤	新基準適合に係る地盤のボーリング調査 (○)	
その他	主タンク又は最大タンクの変更 (○)	
『屋内タンク貯蔵所』		
出入口のしきい		取替、補修
『地下タンク貯蔵所』		
上部スラブ	補修	
マンホールプロテクター	取替	補修
漏洩検知設備 (○)	取替	補修

構造、設備等の名称	資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
『簡易タンク貯蔵所』		
固定金具		取替、補修
『移動タンク貯蔵所』		
底弁	補修 (○)	
底弁の手動又は自動閉鎖装置	取替 (○)	補修
マンホール又は注入口のふた、マンホール部の防熱又は粉塵カバー		取替、補修
品名数量表示板、Uボルト		取替、補修
可燃性蒸気回収ホース、注入ホース		取替、補修
箱枠	取替、補修	
後方確認用テレビカメラ (○)		新設
コンタミ防止装置 (○)	新設	取替、補修
常置場所の変更 (○)	同一敷地内における常置場所の変更	
交換コンテナの追加	I MDG コードに適合し、緊結装置に適合性のある国際交換コンテナの追加	
『屋外貯蔵所』		
周囲の柵、シート固着装置		取替、補修
ラック式棚、固体分離槽	取替	補修
散水設備等 (○)	取替	補修
『給油取扱所』		
防火塀、犬走り、アイランド等		補修
日除け等 (キャノピーを除く)	新設 (○)	撤去、取替、補修
サインポール、看板等	新設 (大規模な基礎工事を含むものを除く) (○)	撤去、取替 (大規模な基礎工事を伴うものを除く (○))、補修
給油量表示装置		取替、補修
カードリーダー等省力機器 (電子決済方式用電子機器を含む)		撤去、取替、補修
通気管のガス回収装置、ローリー用アースターミナル		新設、取替、補修
固定給油・注油設備	取替 (認定品に限る) (○)	補修
	修理又は計量検定のための一時的な撤去及び復旧又はこれに伴う代替設備の一時的な新設及び撤去の一連工事	

構造、設備等の名称	資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
セルフ用監視機器、放送機器等	取替 (○)	補修
セルフ表示		取替、補修 (○)
付随設備のうち、オイルキャビネット、ウォールタンク等、危険物を取り扱う設備	撤去 (○)	取替、補修 (○)
混合燃料油調合機、蒸気洗浄機、洗車機、若しくは付随設備のうち、屋外又は区画されていない建築物へ設置する設備	撤去、取替 (○)	補修 (○)
付随設備のうち、自動車の点検等に使用する機器等で、区画された建築物内へ設置する設備	新設 (○)	撤去、取替、補修 (○)
給油、注油支障設備	取替 (○)	撤去、補修 (○)
その他	土壌の調査 (土壌改良工事含む)	
・専用タンク等については、形態に応じた各貯蔵所の工事内容を準用する (○)		
『販売取扱所』		
延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁	補修	
棚		取替、補修、撤去
『移送取扱所』		
土盛り等漏洩拡散防止設備		取替、補修
衝突防護設備		取替、補修
監視小屋	新設	取替、補修
ポンプ設備	取替、撤去 (関連又は場内ポンプに限る (○))	補修 (○)
切替弁、制御弁等		取替、補修
緊急遮断弁		補修
ピグ取扱装置	取替	補修
感震装置	取替	補修
巡回監視車		取替、補修

注：タンク本体に係る補修工事 (H9. 3. 26消防危第36号通知)

◇ 地下貯蔵タンクの内面コーティングについて (H22. 7. 8消防危第144号通知)

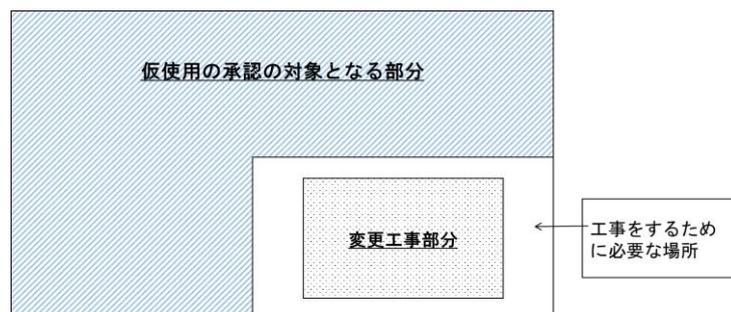
◇ 津波・水害対策工法を施工する場合の手続きについて (R4. 3. 30消防危第63号通知)

第5 仮使用承認の申請

『仮使用の承認』（政令第11条第5項ただし書き）

1 仮使用の承認対象

- (1) 製造所等の仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。（S46. 7. 27消防予第105号通知）
- (2) 製造所等の仮使用承認申請の対象となる場合は、おおむね次に該当する場合をいう。（○）
- ア 製造所及び取扱所にあつては、危険物を製造し、又は取り扱っている場合若しくはタンク（20号タンク及び専用タンク）及び機器内に危険物が貯蔵されている場合。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。
- イ 貯蔵所にあつては、危険物を貯蔵している場合。
- なお、屋外タンク貯蔵所において、主タンク附属設備（配管、ポンプ設備等）又は防油堤を変更するときは、主タンク又は最大タンクが開放中であっても、他のタンク（従タンク等）に危険物を貯蔵しているときは仮使用承認を必要とする。
- ウ 消火設備を共有する製造所等において、当該共有する部分を変更する場合で消火薬剤等最大必要施設の製造所等に危険物の貯蔵又は取扱いが無くても、他の共有する製造所等に危険物の貯蔵又は取扱いを行っている場合。
- (3) 仮使用の承認対象となる範囲
- 製造所等変更の工事にかかる部分とは、実際に工事を行う箇所と当該工事を行うのに必要な部分をいう。
- (○)



2 承認条件（○）

仮使用を承認する要件は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項について適合していなければならない。

(1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分は工事の内容に応じた適切な防

火区画等が設けられていること。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。

ウ 工事をを行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

エ 工事場所の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。

オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

(4) 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 火気使用場所直近には、散水を行うとともに消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分行われること。

(6) 仮施設、設備等の安全措置

ア 工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 機能阻害対策

工事に伴い、防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、消火設備等防災上不可欠な設備等の機能を阻害する場合には、代替措置が講じられていること。なお、この場合に設置する仮設設備等は、承認要件に係る設備として取り扱うものとする。

3 手続き (○)

(1) 仮使用申請書に添付する「火災予防上の措置について記載した書類」は次によること。

ア 規則第5条の2に規定する仮使用承認申請書

イ 付近見取図

ウ 工事計画書及び工事仕様書

エ 配置図（変更工事部分と仮使用承認部分を色別すること。工事のための消火設備の位置を記入する。）

オ 火気及び火花の発生するおそれのある使用機器の位置図

カ 工事形態に応じた仮設防火塀等の防火上の措置（養生）の位置及び構造図

キ 工事により、政令で定める基準による設備（防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、通気管、消火設備、警報設備等）を撤去し、又は機能を阻害する場合に設ける仮設設備図

ク その他必要な事項を記載した図書

- (2) 仮使用の承認を受けた製造所等で完成検査を受ける前に追加申請をした場合にあつては、原則として仮使用の承認申請は要しないものとする。ただし、仮使用部分の範囲及び2の承認条件が変更となる場合は、仮使用承認申請を要するものとする。
- (3) 仮使用の承認申請は、原則として当該仮使用の承認申請に係る製造所等の変更許可申請と同時に行うものとする。

4 仮使用の期間（○）

仮使用の期間は、製造所等の変更許可を受けて当該変更の工事に着工したときから、完成検査済証が交付されるまでの間とする。

5 変更許可及び仮使用承認の同時申請

仮使用の承認と変更の許可を併せて申請しようとする者は、規則第5条の3に規定する「変更許可及び仮使用承認申請書」により行うことができる。

この場合において、添付書類は、3の手続きを準用するものとするが、当該変更許可に係る添付書類と重複する付近見取図等については省略することができる。

なお、仮使用に係る添付書類は、変更許可に係る添付書類の末尾に編纂するものとする。

第6 消防用設備等の着工の届出

『工事着工の届出』（法第17条の4）

1 危険物施設に設置する消防用設備等の工事に着手する場合は、10日前までにその種類、工事場所を消防長に届出なければならない。また、設置又は変更許可申請と同時に提出しても差し支えない。

ただし、当該工事が「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（H9.12.5消防予第192号通知）の第1別紙2（軽微な工事の範囲）に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、着工届を要しないことができるものとする。（○）

第7 中間検査

1 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

2 中間検査の項目及び内容

(1) 配管検査

危険物配管の構造、強度及び施工状況等について、次の区分により行う確認行為をいう。

ア 配管耐圧検査

最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により行う水圧試験等において、配管の漏えい、変形等を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号（同第11条第1項第12号、第11条第2項、第12条第1項第11号、第13条第1項第10号、第17条第1項第8号及び第19条において準用する場合を含む。以下配管検査にて同じ。）及び規則第28条の28）

イ 配管塗覆装検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の外表面塗覆装について、その材質及び施工状況を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号及び規則第28条の9第1項）

ウ 配管電気防食検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の電気防食設備について、その電極、配線ターミナル及びリード線の接続状況並びに電位測定の結果を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号及び規則第28条の10）

エ 配管据え付け検査

地下に埋設する配管（容易に確認することのできる海底又は河川底に埋設する配管を含む。）における、管路の位置、管路床の構造、配管据え付け状況、配管の埋設深さ及び配管防護構造物の構造等を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号、規則第28条の12（同第28条の15及び第28条の21第4項において準用する場合を含む。）、第28条の13（同第28条の19第4項において準用する場合を含む。）、第28条の14（同第28条の20において準用する場合を含む。）、第28条の19第2項、第28条の21第3項及び第28条の32第1項第5号）

オ 配管埋め戻し検査

地下に埋設する配管（容易に確認することのできる海底又は河川底に埋設する配管を含む。）について、据え付け後の埋め戻しについて、埋め戻し材料、施工状況、防護工及び注意標示の位置、構造等を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号、規則第28条の13第3号から第5号まで及び第8号（同第28条の19第4項において準用する場合を含む。）及び第28条の44第2項）

(2) 配筋検査

製造所等の設備、タンクの基礎及び地盤等のうち、鉄筋コンクリート基礎構造部の配筋の施工状況について、次の区分により行う確認行為をいう。

ア タンク基礎配筋検査

屋外及び屋内に設置する危険物タンク（建築物又は架構内に設置された独立基礎以外の20号タンクを除く。）の鉄筋コンクリート基礎（鉄筋コンクリートリング基礎を含む。）の配筋構造及びくい支持方式の基礎のくい頭処理の構造並びに地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート基礎の配筋構造及び支柱

の構造を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）、第11条第1項第5号（同第11条第2項から第4項及び同第12条第1項から第3項において準用する場合を含む。）及び第13条第2項第2号（同第13条第3項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

イ 防油堤配筋検査

屋外に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート構造の防油堤について、その配筋構造を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号及び第11条第1項第15号（同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。））

ウ スラブ配筋検査（地下タンク上部配筋及び地下タンク通気管上部配筋を含む。）

地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート上部スラブ（タンク専用室及び漏れ防止構造の蓋を含む。）及び地下に設置する危険物タンクの危険物配管及び通気管のうち、地下に埋設されるものの鉄筋コンクリート保護構造を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号及び第21号、第13条第1項第14号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。）及び規則第20条第3項）

（3）地下タンク据え付け検査

地下に設置する危険物タンクについて、基礎への据え付け構造及び施工状況を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第1号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

（4）少量液体危険物タンク検査

指定数量未満の20号タンク（液体の危険物に限る。）の構造、強度及び施工状況等について、次の区分により行う確認行為をいう。

ア 水張・水圧検査

圧力タンクを除くタンクは水張試験において、圧力タンクは最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形等を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。））

イ タンク板の厚み測定検査

厚さ3.2mm以上の鋼板で、又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で造られているか、板1枚につき1点以上の確認をする行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。））

3 中間検査の実施

検査は、原則として消防機関が直接実施するものとする。

ただし、工程上やむを得ない場合で、施工業者から、検査項目が網羅された資料が提出される場合はこの限りではない。（○）

第8 完成検査前検査の申請

- 1 水張検査は、原則として水又は水以外の適当な液体（不燃性の液体）を満たし、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。（○）

ただし、水張検査のうち、油圧用タンク等で既に危険物が封入されている場合は、当該危険物をもって検査を行うことができる。（○）
- 2 水圧検査は、タンクに水を満たし一定の圧力を加えて、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。（○）
- 3 完成検査前検査は、タンク1基（分割タンクを含む。）ごととする。（○）
- 4 タンクの最大常用圧力が増加することにより、既に検査された圧力より高い圧力の水圧検査が必要となる場合は、新たに完成検査前検査が必要となる。（○）
- 5 将来、最大常用圧力の増加が想定されるタンクは、その圧力がタンクの設計圧力以下である場合に限り、あらかじめ最大常用圧力の1.5倍を超える検査圧力で水圧検査を行うことができる（○）
- 6 指定数量未満の20号タンクについては、第7中間検査に規定する「少量液体危険物タンク検査」を実施するものとする。（○）
- 7 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて（H10.3.16消防危第29号通知）（○）
 - (1) 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更され20号タンクとなる場合

当該変更が当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手續により行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手續を通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験又は水圧試験（以下この項において「水張試験等」という。）に係る基準を除く。以下この項において同じ。）への適合性を確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認するものとする。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、危険物を取り扱うタンクが指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性及び水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）に係る基準への適合性について、資料提出により確認するものとする。
 - (2) 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手續により行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手續を通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認するものとする。

なお、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手續により当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認するものとする。

 - ア 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手續により当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。
 - イ 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、中間検査の結果をもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。
- 8 製造所等の液体の危険物タンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で、その効力を失うものと解する。（S56.2.3消防危第10号質疑）

ただし、給油取扱所からローリー充填の一般取扱所、又は製造所から一般取扱所、一般取扱所から製造所の

90号質疑)

- 14 設置又は変更許可を受けた危険物施設で液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを設ける場合は、危険物施設全体の完成検査を受ける前に、完成検査前検査として次の内容をそれぞれ受けなければならない。完成検査前検査をまとめると次のようになる。

	検査を受ける工事の工程	検査事項	検査の種類	試験内容
	政令第8条の2第3項		政令第8条の2第5項	
液体タンク	タンク本体に配管等を取り付ける前の工事の工程	漏れ、変形に関する事項	水張検査又は水圧検査	水張試験又は水圧試験 (政令第11条第1項第4号)

15 完成検査前検査申請に添付する図書

- (1) 本市で許可を受けた製造所等のタンクを本市管轄内で完成検査前検査（水張又は水圧検査）を受験する場合

- ア 規則第6条の4第1項に規定する完成検査前検査申請書（その他添付書類は不要）
- イ 製造所又は一般取扱所で複数の20号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象物の20号タンクが明確に特定できるように記載すること。
(H9. 3. 26消防危第35号質疑)

第9 市外設置のタンクの水張、水圧検査

- 1 政令第8条の2の2に規定するタンクに係る完成検査前検査申請書（水張又は水圧検査）の添付図書
 - (1) 規則第6条の4第1項に規定する申請書（製造所等の別の欄には、製造所、貯蔵所、取扱所の区分、並びに貯蔵所又は取扱所の区分の欄には、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等の区分について記入する。（第15回全消会危険物委員会））
 - (2) 容量計算書
 - (3) タンク構造図（タンク本体の設計図書（平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質、溶接方法、ノズル名称及び口径等を記載したもの））
 - (4) その他必要な資料
- 2 簡易タンク及び移動貯蔵タンク等の水圧検査を実施できる行政機関は、消防本部及び消防署未設置市町村長は含まず、消防本部及び消防署を置く市町村の長又は都道府県知事とする。（S47. 1. 7消防予第10号質疑）

第10 完成検査の申請

『完成検査』（法第11条第5号）

- 1 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうかを確認するためのものであり、完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とすべきものと解する。なお、この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。（S43. 10. 14消防予第224号質疑）
- 2 完成検査前において変更が生じ、追加で変更許可申請（以下「追加申請」という。）をした製造所等の完成検査は一の完成検査として取り扱う。この場合において、設置許可後に追加申請をしたときの完成検査は、設置の完成検査とする。（S39. 3. 2自消丙予発第15号通知）
- 3 製造所等の完成検査を受けようとする者は、当該検査の前日までに、規則第6条第1項に規定する申請書により申請すること。（○）
- 4 完成検査時における工事用架台等の取扱い（H9. 3. 26消防危第35号通知）

完成検査時には、試運転等に備え工事用架台等を残置する必要がある場合があることを踏まえ、これに関しては以下の取扱いとする。

 - (1) 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材等

保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材等については、やむを得ない場合を除き完成検査時には撤去すること。
- 5 完成検査指針（H1. 8. 31消防危第81号通知）

この指針は、製造所等の設置又は変更の許可申請に係る完成検査事務の効率化のため、完成検査による審査の際に留意すべき項目及び内容を抽出したものである。

 - (1) 保安距離
 - ア 住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図又は周囲状況図により確認する。
 - イ 塀等の代替措置による場合その幅、高さ、材料、耐風強度等の防火上の有効性を配置図、構造図により確認する。
 - (2) 保有空地
 - ア 保有すべき空地の幅を周囲状況図により確認する。
 - イ 隔壁を設けた場合その範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を建築物構造図により確認する。

(3) 標識、掲示板

大きさ、色、取扱い危険物の性状等に応じた表示内容、設置位置を配置図等により確認する。

(4) 建築物等

ア 地階の有無を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

イ 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

ウ 延焼のおそれのある部分の範囲並びに当該部分の外壁の構造及び出入口以外の開口部の有無を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

エ 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

オ 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じた、ためますの設置数、機能の有効性等を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

カ 採光、照明及び換気設備の設置状況を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

キ 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

ク 屋外の液状危険物取扱い設備の周囲に設ける囲い等流出防止措置の状況並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱い範囲及び量に応じたためます等の設備数、機能の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(5) 危険物設備機器

ア 機器とフロー図により、危険物機器の該当性を確認する。

イ 塔類、タンク類、熱交換器類、ポンプ類、加熱炉等の設備機器の取扱い危険物、圧力、温度等使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等並びに漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備、高所に設置された危険物施設機器に対する飛散防止措置を配置図、設備機器構造図、構造設備明細書により確認する。

ウ 圧力の変化の生ずる設備に設けるべき圧力計及び安全装置の設置、安全装置の排出能力、安全弁の吹き出し位置等並びに温度の変化を生ずる設備に設けるべき温度測定装置の設置及びその適正な取付け位置をフロー図、機器、配置図、及び設備機器構造図により確認する。

エ 直火を用いる設備の有無及び安全措置をフロー図、配置図、設備機器構造図により確認する。

オ 附属屋外タンクの本体構造、耐震耐風圧強度、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造等及び防油堤の構造、強度、容量並びに防油堤配管貫通部の保護措置等を配置図、タンク構造図、防油堤構造図等及び構造設備明細書等により確認する。

カ 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

キ 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、配管の構造等を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

(6) 電気設備等

ア 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能等を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。

イ 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(7) 避雷設備

避雷設備の有効防護範囲及び施工方法を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。

(8) 危険物配管

ア 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造等及び支持物の構造、耐火性等を配置図、フロー図、配管構造図、構造設備明細書により確認する。

イ 地下埋設配管の接合方法、防食措置を配管構造図により確認する。

(9) 消火設備

ア 必要となる消火設備の種類を構造設備明細書等により確認する。

イ 消火設備の適正配置及び薬剤の適応性を配置図、設備概要図により確認する。

ウ 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源及び予備動力源の能力、有効発泡等に至る推定所要時間等を設計書により確認する。

エ 第1種～第3種消火設備については、原則として現場にて放射試験を実施し、圧力、放水量、泡消火薬剤の性状等を確認する。ただし、消火薬剤等の放射試験を行うことが著しく困難な場合は、事前相談により、水による放射試験及び一部の性能試験とすることができる。

検査の方法については概ね次のとおりとする。(H9. 3. 26消防危第35号通知)

(ア) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(例) 消火薬剤の新設及び泡調合装置の新設、取替等

(イ) 中規模な変更工事

中規模な変更工事((ア)及び(ウ)以外)においては、原則として(ウ)に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。

(ウ) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができる。

オ 製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。

(H9. 3. 26消防危第35号通知)

カ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い (H9. 3. 26消防危第35号通知)

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放射試験(低発泡のものによる)の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載する。

(10) 警報設備

ア 警報設備の適正配置及び設計仕様等を配置図、設備概要図、構造設備明細書、設計書により確認する。

イ 検査にあたっては、検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用するものとする。

(H9. 3. 26消防危第35号通知)

(11) 緊急時対策

停電による動力源の遮断、異常昇温又は昇圧、流量の急激な変化等制御が不能となる異常状態が発生した場合に、装置等を安全に停止し、事故等を防止する設備等が設けられている場合にあっては、その設備等を配置図、フロー図、設備概要図により確認する。

(12) その他

完成検査提出書類(完成検査前検査関係、中間検査関係、接地・電気防食関係、タンク関係、移送取扱所関係、消防用設備関係、その他)について、その適正を確認する。

第11 手数料

『多治見市手数料条例』

手数料の徴収は、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定によるほか、次によること。

- 1 製造所等の設置又は変更の許可申請後において、当該申請に係る許可前に申請内容を変更する場合の手料は、次のとおり取り扱う。（S39. 3. 2自消丙予発第15号通知）
 - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が増加する場合は、増加後の数量に対応する手数料との差額を新たに徴収する。
 - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が減少する場合は、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。
- 2 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、当該施設に対する完成検査前に当該許可に係る変更の許可申請を行う場合の手料は、次のとおり取り扱う。（S39. 3. 2自消丙予発第15号通知）
 - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合は、手数料の額の2分の1の額を徴収する。
 - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合は、当該数量に対する手数料の額の2分の1の額を徴収する。
- 3 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、1及び2の完成検査の手料は次のとおり取り扱う。（S39. 3. 2自消丙世予発第15号通知）
 - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合
 - ア 設置の場合は、手数料の額の2分の1の額を徴収する。
 - イ 変更の場合は、手数料の額の4分の1の額を徴収する。
 - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合
 - ア 設置の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する手数料の額の2分の1の額を徴収する。
 - イ 変更の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する手数料の額の4分の1の額を徴収する。
- 4 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に不適合又は許可内容と異なるため不合格となり、その後に変更許可申請がなされ、当該許可後に再び完成検査がなされた場合は、変更許可後の製造所等における危険物の最大数量を基準として手数料の額の2分の1の額を徴収する。（S48. 8. 2消防予第122号質疑）
- 5 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、不合格となり、変更許可申請がなされず、再び完成検査の申請がなされた場合は、手数料の額の2分の1の額を徴収する。（S48. 8. 2消防予第122号質疑）
- 6 製造所等の設置許可後工事が完了する見込みで完成検査申請がなされたが、当該完成検査を実施する前に変更許可申請がなされたときは、完成検査申請の訂正として取扱い、訂正に際して完成検査申請手数料を重ねて徴収しないものとする。ただし、危険物施設の変更により、危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、当該危険物施設の完成検査手数料の変動を及ぼすものにあつては、次により取り扱うこと。（S48. 8. 2消防予第122号質疑）
 - (1) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が増加することとなる場合は、当該手数料との差額を新たに徴収する。
 - (2) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が減少することとなる場合は、当該手数料との差額は返還しない。
- 7 20号タンクの水張・水圧検査の手料は、タンク1基ごとに徴収する。（S35. 6. 28国消乙予発第40号質疑）
- 8 国の機関（例えば自衛隊）に係る製造所等の設置許可申請又は完成検査申請に際し手数料を徴収することは差し支えない。（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）

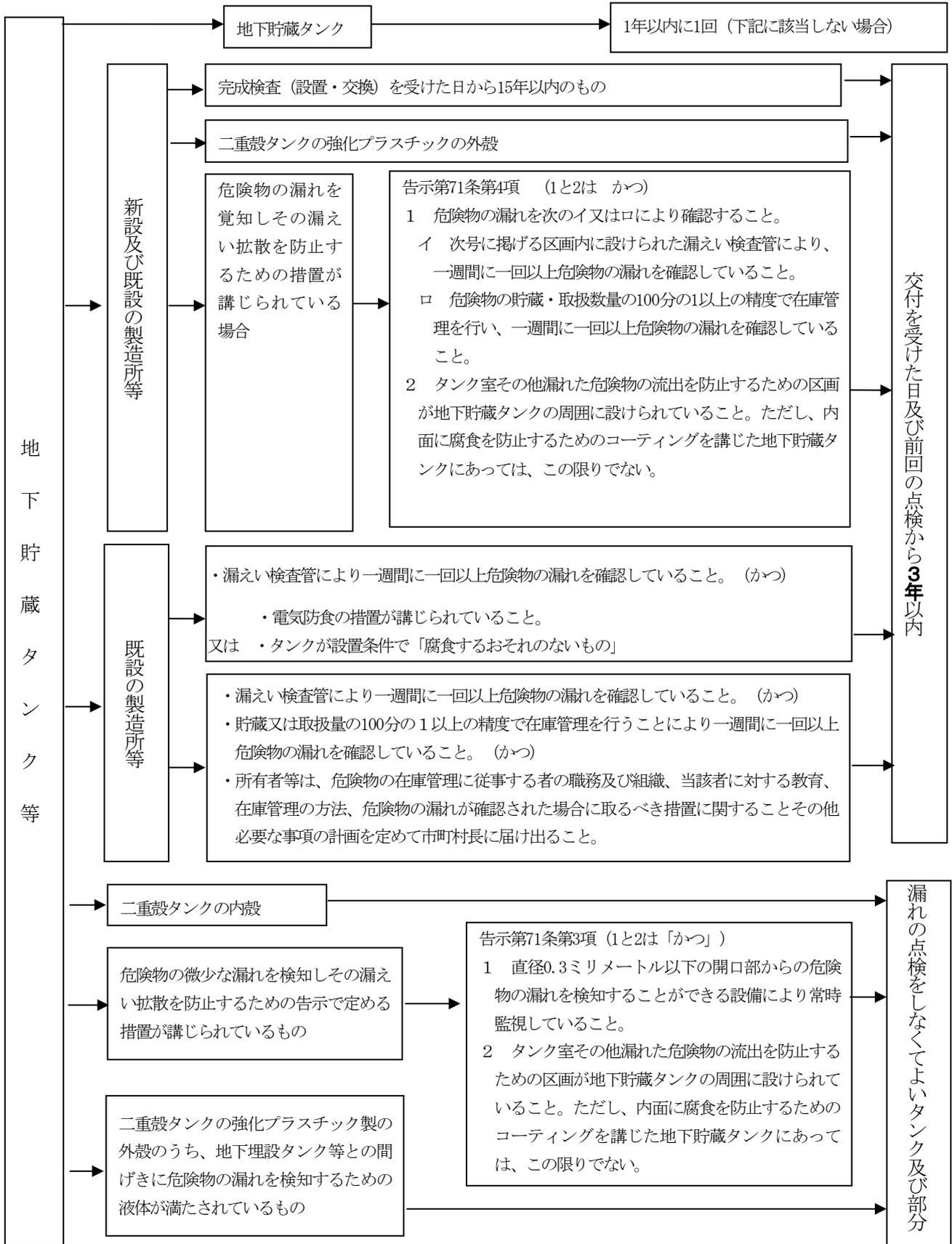
第12 定期点検

『製造所等の定期点検』（法第14条の3の2）

- 1 製造所等の定期点検の方法については、次の通知等によるものとする。
 - (1) 製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（H3. 5. 29消防危第48号通知、H11. 6. 15消防危第57号通知、H13. 3. 27消防危第37号通知、H21. 2. 27消防危第34号通知、H31. 4. 15消防危第73号通知、R3. 3. 26消防危第43号通知）（H22. 12. 28消防危第297号質疑、H25. 2. 22消防危第25号質疑）
 - (2) 地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について（H16. 3. 18消防危第33号通知、H19. 3. 28消防危第66号通知、H22. 7. 8消防危第144号通知、R1. 8. 27消防危第120号）
 - (3) (2)のうち地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る概要については、別添のとおりである。
- 2 定期点検の必要な製造所等については、別記2「製造所等の予防規程、定期点検等の要否早見表」を参考とすること。

地下貯蔵タンク等の定期点検

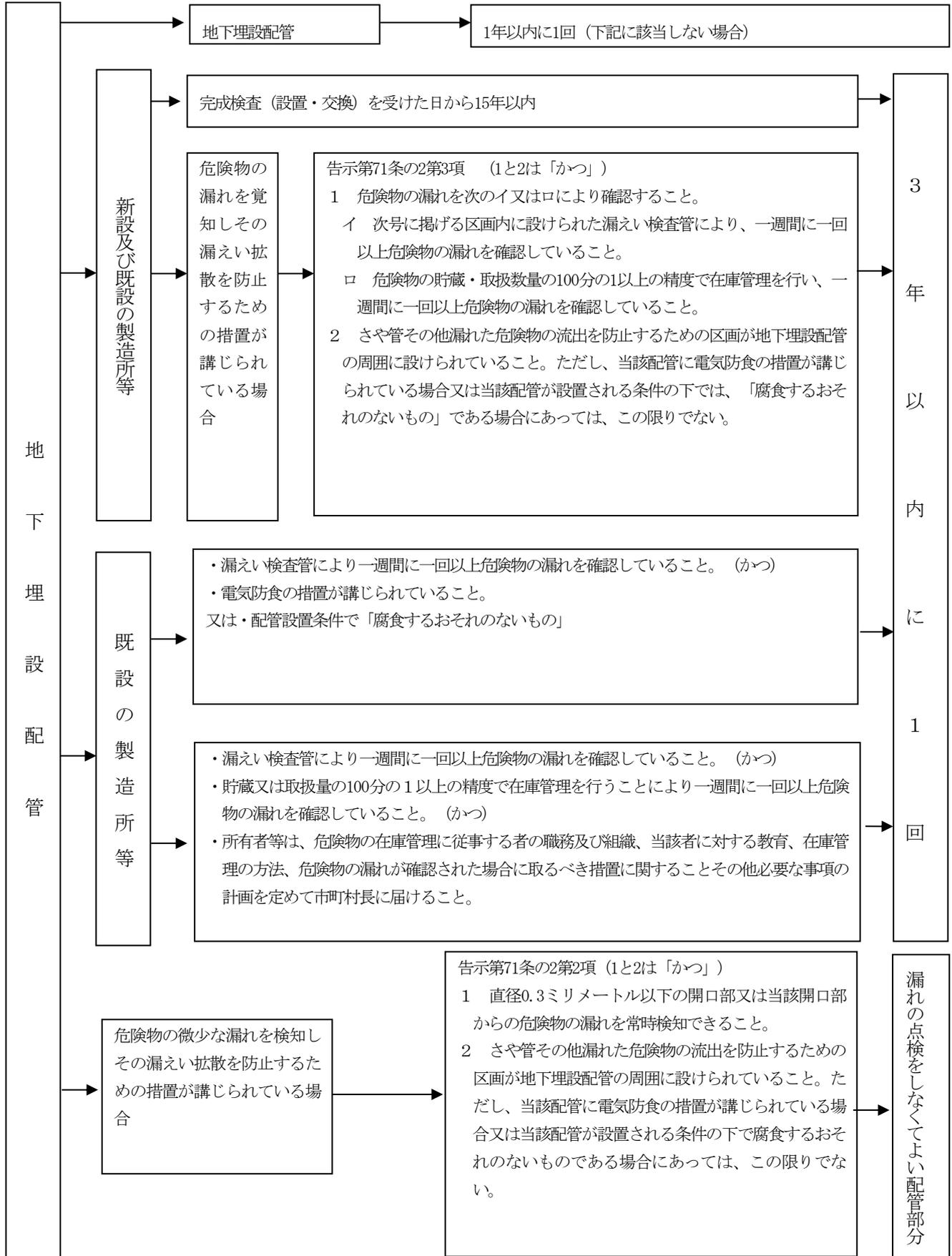
別添



既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの

地下貯蔵タンク等の定期点検

別添



既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの

第13 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請

『**休止中の地下タンク貯蔵所等の漏れの点検の期間延長の承認**』（規則第62条の5の2第2、3項）

『**休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の承認**』（規則第62条の5の3第2、3項）

- 1 漏れの点検期間延長申請に添付する図書（○）
 - (1) 規則第62条の5の2第3項に規定する申請書（地下貯蔵タンク又は二重殻タンク）
規則第62条の5の3第3項に規定する申請書（地下埋設配管）
 - (2) 敷地内配置図
 - (3) 危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないことが確認できる書類
 - (4) その他必要な書類
- 2 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク又は地下埋設配管の漏れの点検に関する事項（H22.7.8消防危第144号通知）
 - (1) 漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長の事由
危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障ないと認める場合は次のとおりとすること。
 - ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
 - イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期
規則第62条の5の2第2項ただし書き及び第62条の5の3第2項ただし書きの規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。
 - ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、延長申請前の漏れの点検の実施期限
 - イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

第14 譲渡又は引渡の届出

『**製造所等の譲渡又は引渡の届出書**』（規則第7条）

- 1 譲渡又は引渡の意義
 - (1) 譲渡とは、贈与、売買等の債権契約により所有権を移転することをいう。
 - (2) 引渡とは、競売、賃貸借、相続、合併、その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の支配が移転することをいう。
- 2 譲渡引渡を証明する書類は、譲渡若しくは引渡の登記の写し又は譲渡若しくは引渡を受けた者が発行した譲渡証明書等とする。（○）
- 3 譲渡又は引渡の手続きについては、当該届出書の「譲渡又は引渡を受けた者」及び「譲渡又は引渡をした者」の欄に「譲渡又は」及び「又は引渡」のいずれかの文字を抹消して届出に係る内容を明らかにすること。（○）
- 4 次の事例は、法第11条第6項に規定する引渡に該当しない。なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当

該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。

(S58. 11. 17消防危第119号質疑)

(1) 油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合

油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。

(2) 給油所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合。

給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するもので、この設備に係る所有権は移転していない。

第15 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出

『貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量又は、指定数量の倍数変更の届出』（法第11条の4、規則第7条の3）

- 1 製造又は取り扱いの工程の増減により品名、数量又は指定数量の倍数を変更する場合は、これに係るフロー図を添付すること。（○）
- 2 変更の届出を要する工事により、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合は、第4「軽微な変更工事」4に規定する届出等の手続きについては、本届出に含めて行うことができる。（○）
- 3 品名、数量又は指定数量の倍数変更により、保有空地が拡大されるときは、位置基準の変更とみなし、変更許可申請を行うこと。
ただし、保有空地が縮小されるときは本届出とすることができる。（○）
- 4 移動タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は、品名変更に該当しない化学名又は商品名の変更（品目変更）についても、品名、数量又は指定数量の倍数変更届を提出すること。（○）
- 5 給油取扱所等で地下貯蔵タンクを一部廃止し、品名、数量又は指定数量の倍数に変更がある時は、本届出を提出すること。（○）
- 6 品名変更に該当しないが、新たに特異な危険物（これまで一度も届出されていないものに限る。）を貯蔵又は取り扱う場合には、その代表的なものの危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写しを品名、数量又は指定数量の倍数変更届に添えて届出ること。（○）
- 7 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書の添付図書例
 - (例1) 移動タンク貯蔵所
 - (1) 規則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
 - (2) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し（特異な危険物でその代表的なものに限る。）
 - (3) 危険物の比重証明書
 - (4) 側面粹取付図（接地角度計算を含む。）（従前より積載重量が増加する場合に限る。）
 - (5) その他必要な図書
 - (例2) 屋外タンク貯蔵所
 - (1) 規則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
 - (2) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し（特異な危険物でその代表的なものに限る。）
 - (3) 構内配置図（保有空地、敷地内距離、構内道路等を明示したもの）
 - (4) タンク容量計算書（数量変更のみ）
 - (5) 防油堤容量を示す図書（数量変更のみ）
 - (6) 消火設備検討書
 - (7) その他必要な図書
- 8 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について（平成22年7月8日消防危第144号通知）
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成22年総務省告示第246号）の施行（平成23年2月1日）後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油（一種に限る）以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、設置者等から消防法第11条に基づく変更許可の申請又は法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届出がなされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラスチックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験（繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法JIS K 7070）の結果を添付すること。

第16 廃止の届出

『製造所等の廃止の届出』（法第12条の6、規則第8条）

- 1 廃止の届出は、製造所等の用途が廃止若しくは災害等により使用不能になった場合又は製造所等の区分を変更した場合に届出ること。（S37. 9. 17自消丙予発第91号質疑）
- 2 みだりに放置された製造所等については、関係者において消防法第3章に規定する占有者として適当な者を選出させ、当該占有者により用途廃止等について、消防法上必要な措置を講じさせるものとする。（S51. 2. 21消防危第117号質疑）
- 3 廃止に際して、施設や設備の撤去の必要はないが、危険物が残存していないことを確認した後でなければ、廃止届出を受理することはできない。
- 4 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針（H3. 7. 11消防危第78号通知）
 - (1) 廃止タンクの危険性に関する周知徹底

用途を廃止した地下貯蔵タンク（以下「廃止タンク」という。）は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンクの内部のさび等のすき間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満するケースが多いこと、また、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの廃止タンクの危険性について、作業員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 廃止時の留意事項
 - ア 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。
 - イ 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようにタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。
 - ウ 廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。
 - (3) 廃止タンク掘り起こし時の留意事項
 - ア 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。
 - イ 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。
 - ウ 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと。
 - (4) 廃止タンク解体作業時の留意事項
 - ア 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。
 - イ 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確認について周知徹底すること。
 - ウ 消火器を準備しておくこと。
 - エ 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。
 - オ マンホールのない廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開放口を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる安全に配慮した方法で行うこと。
 - (ア) 廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開放口を設ける方法

(イ) 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開放口を設ける方法

(ウ) (ア)又は(イ)と同等以上の安全性を有する方法

カ マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体すること。

(5) その他

ア 埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合にあっても、(3)及び(4)によること。

イ 廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、(3)及び(4)の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

5 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。(H17.1.14消防危第14号通知)

第17 危険物保安統括管理者の選任・解任の届出

『危険物の保安に関する業務を統括管理する者』(法第12条の7)

『危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任』(法第13条の24)

- 1 事業所を統括する者とは、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいう。
(S51.7.8消防危第22号通知)
- 2 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出は規則第47条の6の規定によるもののほか、指定施設とその指定数量の倍数一覧表を添付すること。(○)

第18 危険物保安監督者の選任・解任の届出

『危険物の保安を監督する者』(法第13条)

『危険物施設保安員』(法第14条)

- 1 選任を必要とする製造所等(政令第31条の2)表-1参照 ○印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設
- 2 選任の届出をするときは、同免状の写しを添付すること。(○)
- 3 危険物保安監督者の被選任要件とされている6月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6月以上の危険物の取り扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではない。(H1.7.4消防危第64号質疑)
- 4 危険物の取扱い作業に従事していなかった者を危険物保安監督者に選任する場合で、当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年以内に危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けていない場合には、選任の際に1年以内に保安講習を受講する旨を記載すること。(○)
- 5 選任又は解任の届出書は、危険物保安監督者一名につき1部とする。ただし、一名の危険物保安監督者を2以上の製造所等に選任又は解任する場合は、選任又は解任に係る危険物保安監督者及び製造所等を明らかにした図書を添付すること。(○)
- 6 危険物保安監督者の選任数については、製造所等の保安の監督の責任を明確にするために、原則として、一施設につき一名とする。なお、複数の危険物保安監督者を選任するときは、上記6によるほか、保安に関する組織図に課等ごとに所属する危険物保安監督者名、製造所等の一覧表を添付すること。(○)
- 7 危険物保安監督者の選任を必要とする製造所等を設置した場合は、当該製造所等の完成検査済証の交付を

受ける際に危険物保安監督者の選任届を提出すること。(○)

8 共同住宅等の燃料供給施設にあつては「供給施設」であり、政令第31条の2第6号イに掲げる「消費施設」には該当しないことから、危険物保安監督者を選任する義務がある。(H16.6.4消防危第62号質疑)

危険物の種類	第4類のみの危険物				左欄以外の危険物	
	指定数量の倍数が30以下のもの		指定数量の倍数が30を超えるもの		指定数量の倍数が30以下のもの	指定数量の倍数が30を超えるもの
危険物の引火点	40℃以上	40℃未満	40℃以上	40℃未満		
製造所	○	○	○	○	○	○
屋内貯蔵所		○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所		○		○	○	○
地下タンク貯蔵所		○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所		○		○	○	○
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所			○	○		○
給油取扱所	○	○	○	○		
第1種販売取扱所		○			○	
第2種販売取扱所		○		○	○	○
移送取扱所	○	○	○	○	○	○
一般取扱所	○	○	○	○	○	○
容器詰替用消費用		○	○	○		

表 - 1

第19 予防規程の制定・変更の認可申請

『予防規程』（法第14条の2、政令第37条、規則第61条、規則第60条の2）

- 1 予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の社内規程が、要件を満たしている場合は、その形式にかかわらず認可することができる。（○）
- 2 予防規程は、作成が義務づけられている二以上の製造所等を事業所ごとに一に集約し作成すること。（○）
- 3 予防規程の認可について（S40. 11. 2自消丙予発第178号通知）

(1) 予防規程の性格

予防規程は、火災の予防に資するため、法第10条第3項に基づく政令第4章の規定に従い、製造所等の具体的態様に応じて定められた危険物の貯蔵又は取扱いに係る具体的保安基準たるところにその本質があり、その内容が企業の発案に係るところから自主保安基準とも称されるものである。

(2) 作成単位

予防規程の作成が義務づけられている施設は、政令第37条に定める製造所等であるが、予防規程としては、該当する個々の製造所ごとに作成するよりむしろ災害発生の関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業単位に一の予防規程に集約し、該当するすべての危険物施設を網羅するように規定することが適当である。

(3) 内容の具体性の程度

予防規程の内容は、できるだけ具体的に記載することが望ましいが、法律上の要件として綿密かつ詳細なものまで要求するものでなく、具体性の程度は、関係当事者に委ねるものとする。ただし、危険物施設の態様に応じ、複雑で規模の大きいものほど、より具体的で、かつ、詳しい内容になるように作成すべきである。しかし、この場合においても個々の作業にわたる基準や防災計画等まで記載することは、予防規程を極めて繁雑なものとするおそれがあるので、このような場合は従業員等に対する火災予防上指針となる事項を概括的に記載するに留めるものとする。

(4) 記載事項

記載事項は、基本事項と細目の事項とに分かれるが、基本的事項は、予防規程作成の目的を達しうる最小限度の内容に留めるものとする。

細目の事項は、火災その他の災害を防止するため、企業側が任意に記載した保安上の遵守事項や基本的事項に附随した事項がこれに該当するが、危険物施設以外の施設にわたる内容が記載されていても、これを排除するものではない。

基本的事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及び取扱作業にかかる設備等の保守を行う者並びに危険物施設の防火管理業務を行う者の職務及び組織に関する事項
- イ 危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱いにかかる作業の方法及び設備等に関する事項
- ウ 危険物施設における火気の使用その他防火管理について一般的に遵守しなければならない事項
- エ 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及び保守を行う者の保安教育に関する事項
- オ 危険物施設における設備等の検査に関する事項
- カ 危険物施設の設備等の整備及び補修に関する事項
- キ 危険物施設において火災等が発生した場合における消防活動その他応急措置に関する事項

(5) 認可基準

次の各号の一に該当するときは、認可を与えないものとする。

- ア 基本的事項が明確でないとき
 - イ 予防規程に政令第4章の規定に違反するものがあるとき
 - ウ その他火災の予防上不適当と認められる事項があるとき
- (6) 他の保安法規の適用をうける危険物施設に対する取扱い

鉱山保安法第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等及び火薬類取締法第28条の規定による危害予防規程を定めている製造所等は、予防規程を定めなければならない製造所等から除外されているが、このことはこれら製造所等については予防規程の内容に相当する保安規程等があることを考慮したものである。したがって、政令第37条に規定する規模以上の危険物施設を有するこの種の事業所に対しては、法第16条の5の規定に基づき、当該事業所で定めた保安規程又は危害予防規程の提出を求めるものとする。

また、電気事業法に基づく保安規程の適用をうけている危険物施設については、当該保安規程の認可に影響を与えないよう考慮するものとする。

- (7) 参考資料

政令第37条の規定により予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の所有者、管理者又は占有者から、製造所等の区分、予防規程の適用の有無及び他の法律に基づく保安に関する規程の適用の有無を示した危険物施設の配置一覧表を予防規程の参考資料として提出するものとする。

第20 製造所等の変更の届出

『製造所等の変更届出』（多規則第15条）

- 1 多危則第15条第1項第1号に規定する「変更の許可の手続きを要しない軽微な変更」については、第4「軽微な変更工事」によること。(○)
- 2 製造所等の設置又は変更の許可後において、当該製造所等の位置、構造又は設備の軽微な変更工事の範囲で、申請内容に変更が生じたとき（当該設置又は変更の計画の一部を取り止める場合を含む。）は、多危則第15条第1項に定める資料提出書を提出すること。(○)
- 3 設置者でない製造所等の管理者又は占有者等（工場長、運営者等の代表者）に変更があるときは、当該届出を要しない。(○)
- 4 軽微な変更工事により、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合については、第15 3を参照すること。(○)

第21 休止、再開の届出

『製造所等の休止、再開の届出』（多規則第16条）

- 1 屋内貯蔵所において、危険物の貯蔵を一定期間（約6月間）休止し、その間、非危険物の保管を認めてもさしつかえない。なお、この時休止中の使用方法及び再開時における保安上の点検方法についての資料を添付すること。

第22 設置又は変更の取りやめの届出

『製造所等の設置又は変更の取りやめ』（多規則第4条）

- 1 完成検査前検査申請、仮使用承認申請又は変更届等を取りやめる場合は、多規則第4条の規定を準用する。
(○)
- 2 製造所等の設置又は変更の許可後において、当該設置又は変更の計画の一部を取りやめる場合は、多規則第4条（危険物製造所等設置（変更）取下げ届出書）により届け出るものとする。(○)

第4節 仮貯蔵、仮取扱承認の申請

『危険物施設の位置、変更等』（法第11条）

1 指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱（以下「仮貯蔵等」という。）の基準（タンクコンテナによる仮貯蔵を除く。）

（1）仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間（10日間）を終了後、反復して行ってはならない。ただし、「8 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱等の安全対策及び手続き」を行った場合は除く。

（2）仮貯蔵等の位置

仮貯蔵等を行うことのできる位置については、政令第9条第1項第1号の規定をおおむね準用するものとする。

（3）屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

ア 政令第2条第1項第7号に定める危険物に限るものとする。

イ 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造った柵等を設けて明確に区画すること。

ウ 仮貯蔵等を行う場所のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、規則第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上を保有すること。

エ タンクで貯蔵する場合の空地の幅は、3m以上とすること。

オ 類を異にする危険物を貯蔵する場合は、類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、その相互間に幅1m以上の空地を保有すること。

カ 仮貯蔵等を行う場所は、危険物が直接事業所敷地外に流出するおそれがない場所又は流出しないよう適当な措置を講じた場所とすること。

（4）屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

ア 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造又は不燃材料で造り、かつ、出入口には防火設備を設けた専用の棟又は室とすること。

イ 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を耐火構造又は不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、政令第26条第1項第1号のただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

ウ 類を異にする危険物を同一の建築物内部において仮貯蔵等をする場合には、類ごとに耐火構造又は不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、政令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

エ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

（5）消火設備

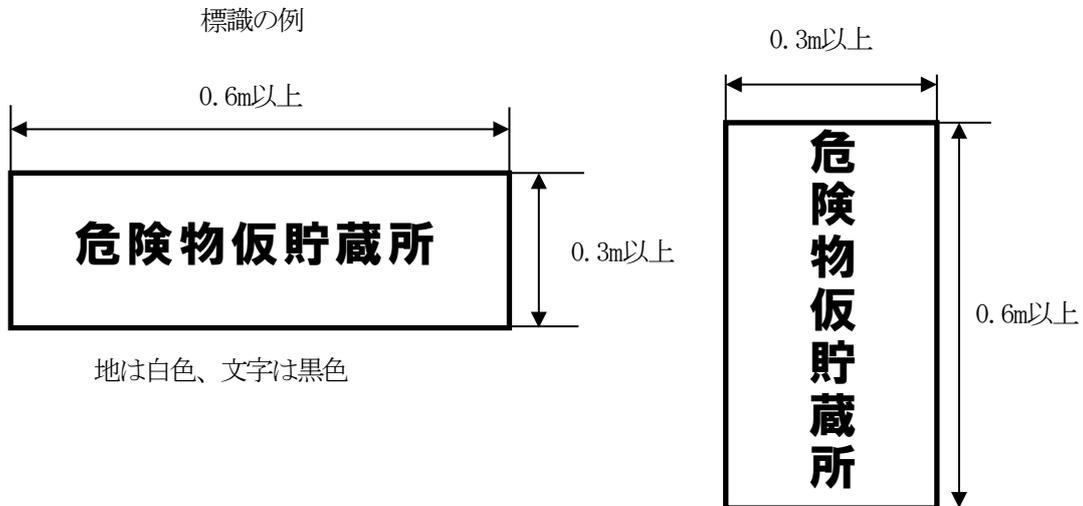
仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を設けること。その能力単位の数値は、屋外にあっては危険物の所要単位の数値、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

（6）貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの基準は、政令第4章の規定を準用するものとする。

（7）標識及び揭示板

仮貯蔵等をする場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合にあつては「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあつては「危険物仮取扱所」と表示した標識並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。なお、前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ規則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板（火気厳禁、禁水等）を設けること。



掲示板の例

消防法による仮使用承認済	
承認年月日 番 号	年 月 日 第 号
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
承認行政庁	多治見市

(8) 基準の特例

この基準の規定は、仮貯蔵等について、消防長が危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この基準の規定と同等以上の効力があると認めるときにおいては適用しない。

2 タンクコンテナ等(タンクコンテナ、ドライコンテナ、リーファーコンテナ等)による危険物の仮貯蔵の基準 (H4. 6. 18消防危第52号通知、R4. 12. 13消防危第275号通知)

(1) 運用上の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができること。

イ タンクコンテナの安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

(ア)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎて同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものとする。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(2) 技術上の基準等に係る指針

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

b 仮貯蔵場所の周囲には、3m以上の幅の空地进行を保有すること。ただし、政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長が安全であると認めた場合は、この限りでない。

c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識及び掲示板

a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵所」である旨を表示した標識を設けること。

b 掲示板

仮貯蔵場所には、承認番号、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

なお、前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ、規則第18条第1項第4号及び第5号に規

定する掲示板（火気厳禁、禁水等）を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。
- b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- d タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6m以下とすること。
- e タンクコンテナ相互間には、点検のための間隔を設けること。
- f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及びaからeまでを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。
- b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

(イ) その他

屋外における仮貯蔵の(イ)から(エ)までの例によること。

3 同一敷地内において、同時に二以上の場所で仮貯蔵等を行う場合の承認申請は、一の場所ごととする。

(○)

4 仮貯蔵等の承認申請に添付する図書 (○)

- (1) 規則第1条の6に規定する申請書
- (2) 付近見取図及び敷地見取図
- (3) 配置図（機器配置図、消火設備配置図等）
- (4) 構造図（建築物、タンク図、機器図、設備図等）
- (5) 危険物取扱者の免状の写し
- (6) その他必要な書類

5 承認申請手数料は、一の申請ごとに納入する。(○)

6 モーターショー等において燃料タンクに危険物を収納した自動車等を短期間に陳列し、1棟の建築物内におけるこれらの危険物の合計量が指定数量以上となる場合であっても、法第10条の第1項ただし書きの規定による承認を要するものとはならない。（S49. 7. 30消防予第102号質疑）

7 危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に仮貯蔵以外で貯蔵する場合の運用については、（H10. 3. 27消防危第36号通知）によること。

8 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱等の安全対策及び手続き

- (1) 震災時における、消防法第10条第1項ただし書きの規定による危険物の仮貯蔵又は仮扱い（以下「仮貯蔵等」とする。）についての安全対策及び手続きについては次の各号によるものとする。
- ア 安全対策は、平成25年10月3日消防危第171号「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱等の安全対策及び手続きについて（以下「ガイドライン」とする。）別紙1第1」によるものとする。
 - イ 震災時に危険物の仮貯蔵等を行うことが想定される申請者は、「様式I 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮扱い実施計画書」にて具体的な実施計画書を2部提出すること。
 - ウ 実施計画書の内容に火災予防上支障がないと認められた場合は、別紙 震災時における仮貯蔵又は仮扱い実施計画書一覧表により管理し、実施計画書1部は申請者に返付すること。
 - エ 震災時等における仮貯蔵等の手続きは、「ガイドライン 第2（2）から（4）」に留意しながら承認を行うこと。
 - オ 臨時的な危険物の仮貯蔵等については、「ガイドライン 第3」により指導すること。

(2) 手数料について

上記（1）による承認手数料は、手数料条例第5条（5）により減免することとする。ただし、震災時等においても仮貯蔵又は仮扱い開始までに時間的猶予がある場合は、徴収するものとする。

(3) 震災時等に想定される危険物の仮貯蔵等

- ア ドラム缶等による燃料の貯蔵及び扱い（ドラム缶等で貯蔵した燃料を他設備などへ給油等の扱いを含む）
- イ 危険物を収納する設備等から危険物の抜き取り
- ウ 移動タンク貯蔵所からの給油、注油等

(4) 震災時における臨時的な対応とは

大規模な震災等のみならず、局所的な災害等で臨時に危険物の仮貯蔵又は仮扱いが必要な場合で、その他消防長が必要と認める場合とする。

様式 I

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱実施計画書

年 月 日		
多治見市消防長		
申 請 者		
住所 _____		
氏名 _____		
電話 _____		
仮貯蔵・仮取扱いの別	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵	<input type="checkbox"/> 仮取扱
仮貯蔵・仮取扱いの場所		
仮貯蔵・仮扱いをする危険物の類、品名、数量	第 類 第 石油類	数量： L
		指定数量の倍数 倍
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図・付近見取図 <input type="checkbox"/> 安全対策等の実施計画 <input type="checkbox"/> その他必要書類	
その他		
※受付欄	※計画一覧整理番号	承認欄
		※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄には記入しないこと。

別紙

震災時における危険物仮貯蔵・仮扱い実施計画書 一覧表

整理番号	実施計画書提出年月日	提出者住所・氏名 (電話番号等)	電話申請	口頭承認	事後申請	承認済証交付
		仮貯蔵等実施予定場所				
1	年 月 日		/	/	/	有・無 /
2	年 月 日		/	/	/	有・無 /
3	年 月 日		/	/	/	有・無 /
4	年 月 日		/	/	/	有・無 /
5	年 月 日		/	/	/	有・無 /
6	年 月 日		/	/	/	有・無 /
7	年 月 日		/	/	/	有・無 /
8	年 月 日		/	/	/	有・無 /
9	年 月 日		/	/	/	有・無 /
10	年 月 日		/	/	/	有・無 /

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1節 総則

第1 趣旨

この基準は、製造所等の設置又は変更の許可申請に際し、政令第3章ならびに規則第3章及び第4章の技術上の基準について、必要な事項を定めるものとする。

第2 共通事項

- 1 電気用品安全法等に適合しているリチウムイオン蓄電池で、一定の落下試験において漏液等が確認されないものについては、政令第23条を適用し電気設備を防爆構造とすること並びに貯留設備及び可燃性蒸気排出設備を設けることを必要としない。（H23. 12. 27消防危第303号通知）
- 2 車載用リチウムイオン蓄電池を直接床に置く貯蔵方法（パレット等に載せておく場合を含む。）により、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」（R4. 4. 27消防危第96号）に掲げる必要な耐火性を有する布で、指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を覆う措置を講じたものを複数置く場合にあつては、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所とする。（R4. 12. 26消防危第295号通知）
- 3 電気自動車の製造等に伴い一時的に建築物内に置く必要がある車載用リチウムイオン蓄電池について、鋼板製の筐体で覆われている車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量については、「鋼板製の筐体で覆われている車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」（R5. 7. 7消防危第214号通知）によること。
- 4 製造所等への太陽光発電設備の設置については、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」（H27. 6. 8消防危第135号通知）によること。

第2節 製造所に係る技術上の基準

第1 製造所

『保安距離』（第9条第1項第1号）

- 1 「保安距離」については、別記3「保安距離」によること。
- 2 「不燃材料」については、別記4「不燃材料と耐火構造」によること。

『保有空地』（第9条第1項第2号）

- 1 「保有空地」については、別記5「保有空地」によること。

『標識及び掲示板』（第9条第1項第3号）

- 1 「標識及び掲示板」については、別記7「標識、掲示板」によること。

『構造』（第9条第1項第5号）

- 1 危険物を取り扱う建築物の壁のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分については、政令第23条の規定を適用し、次のとおりとすることができる。
 - (1) 危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切り壁については準不燃材料の使用を認めて差し支えない。
(H9.3.26 消防危第31号通知)
 - (2) 屋根は耐火構造とすることができる。(○)
 - (3) 外壁に設ける窓又は出入口は、延焼のおそれのある部分以外については、防火設備以外のものとする
ことができる。
- 2 1階相当部分に外壁がない場合の当該1階の柱については、延焼のおそれの有無にかかわらず、1時間以上の耐火性能を有すること。ただし、構造上重要でない間柱、若しくは危険物を貯蔵又は取り扱う設備を搭載しない建築物の柱は、この限りでない。(○)
- 3 「延焼のおそれのある外壁」については、別記8「建築物の延焼のおそれのある範囲」によること。
- 4 「耐火構造」については、別記4「不燃材料と耐火構造」によること。
- 5 建築物に設ける樋は、不燃材料で造ること。ただし、当該建築物の外壁が耐火構造の場合にあつては、この限りでない。(○)
- 6 製造所においては、危険物を取り扱う建築物以外の建築物を想定していないが、製造所の内部に休憩室等を設ける場合については、次によること。(H14.2.26消防危第30号通知)
 - (1) 休憩室等は製造所の一部であり、政令に規定する建築物の技術上の基準によること。
 - (2) 火気の使用に係る留意事項
 - ア 室内における喫煙その他の火気を使用する場所を限定すること。
 - イ 休憩室等の出入口に、室内への可燃性の蒸気及び可燃性の微粉の流入を防止するため、自動閉鎖の戸を設けるとともに敷居を高くする等の措置をとること。
 - ウ 室内に第5種消火設備を配置する等、初期消火の措置をとること。
- 7 休憩室等は、火災等の災害時の影響を考慮した位置とすること。

『屋根』（第9条第1項第6号）

- 1 屋根は、小屋組を含め屋根を構成する全ての材料を不燃材料とすること。（○）
- 2 二以上の階を有する建築物の最上階以外の階にあっては、上部放爆構造に替えて周囲に与える影響の少ない側に面する外壁の上方に、窓又は放爆口を設けること。（○）
- 3 天井は、原則として設けないこと。ただし、火災予防上安全な構造で、かつ、可燃性蒸気が滞留するおそれのない換気又は排出の処置をした場合にあっては、この限りでない。この場合における「換気又は排出の処置」については、**別記9「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」**によること。（○）

『窓及び出入口』（第9条第1項第7号）

- 1 防火上重要でない間仕切壁に設置される出入口の戸は、不燃材料で造られていれば足りるものとする。（○）
- 2 製造所等の設置場所が海、川、畑、広い空地等に面する場合、又はその他外部の立地条件が防災上安全である場合においては、窓及び出入口に関する規定は、適用しないことができる。（S36. 5. 10自消甲予発第25号通知）

『網入りガラス』（第9条第1項第8号）

- 1 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合の当該ガラスについては、政令第23条の規定を適用し、網入りガラス以外のガラスの使用を認めて差し支えない。なお、当該ガラスを用いた窓又は出入口は、防火設備でなければならない。（H9. 3. 26消防危第31号通知）
- 2 鉄線入ガラス（パラライン）を使用した窓又は出入口は、防火設備に該当しない。（S58. 7. 8住指発第185号通知、S58. 8. 1消防危第72号通知）

『床・傾斜・貯留設備』（第9条第1項第9号）

- 1 屋内の床は、コンクリートと同等以上の危険物が浸透しない構造とし、貯留設備に向かっておおむね100分の1程度の傾斜をつけること。（○）
- 2 貯留設備とは、ためますのほか油分離装置等が該当すること。（○）
- 3 貯留設備の性能を確保するため措置として次の例が考えられること。（○）
 - (1) 屋内の安全な場所にためます（おおむね縦横30cm以上、深さ30cm以上）を設けるとともに、床の外周には、囲い（高さ10cm以上、建物の壁体を利用する場合を含む。）又は排水溝（幅10cm以上、深さ5cm以上）を設ける。
 - (2) 2階以上の床でためますを設けられない場合は、囲いを5cm以上の鋼製その他の不燃性のものとし、鋼製その他の不燃性を有する導水管で1階に設けたためますに回収できるようにする。
- 4 当該製造所において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備等から漏えいした危険物を回収することができる貯留設備の大きさとすること。（○）

『採光、照明、換気設備』（第9条第1項第10号）

- 1 照明設備により、危険物の取扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
- 2 採光設備を屋根上に設けるときは、延焼のおそれのない場所に直射日光が射し込むおそれのない網入りガラス等を使用すること。この場合の当該採光設備の大きさは、一の採光面につき2㎡以下とし、二以上設ける場合の採光面の合計面積は、屋根の水平投影面積の10分の1以下とすること。（○）
- 3 「換気設備」については、**別記9「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」**によること。（○）

『排出設備』（第9条第1項第11号）

- 1 「屋外の高所に排出する設備」については、**別記9「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」**によること。（○）

『流出防止及び油分離装置』（第9条第1項第12号）

- 1 「囲い」は、不燃材料で造るものとし、鉄筋コンクリート造りにあつては、高さ15cm以上、幅10cm以上とすること。（○）
- 2 「これと同等以上の効果があると認められる措置」とは、排水溝（S36. 5. 10自消甲予発第25号通知）とし、幅及び深さは10cm以上とすること。（○）
- 3 地盤面の傾斜は、貯留設備に向かっておおむね100分の1程度つけること。（○）
- 4 架構形式の工作物に設ける貯留設備は、屋内の例によること。（○）
- 5 貯留設備からの流出防止は、給油取扱所の例による。（○）
- 6 貯留設備でためますを設ける場合には、その内部の滞水を外部に排出するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等をためますの外部に設けること。（○）
- 7 「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、政令別表第3備考第9号に規定する「非水溶性液体」とは異なるものである。（H1. 7. 4消防危第64号質疑）
- 8 「油分離装置」については、**別記10「油分離槽」**によること。

『機械器具その他の設備』（第9条第1項第13号）

- 1 「危険物のもれ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、リターンライン、オーバーフローライン、フロートスイッチ又は電磁閉止弁等の制御装置及び混合装置又は攪拌装置等に設ける飛散防止用の覆い等の設備とし、リターンライン及びオーバーフローラインの配管については、機器又はタンクのフィードラインの配管より大きい口径の配管を使用すること。（○）
- 2 高さ6m以上の危険物を取り扱う塔・槽類で、屋外の地盤面に独立して設置する（自立形式）ものについては、次によること。（○）
 - （1）地盤面から本体最下部までの高さが0.5m以上の支柱又はスカート部分は、1時間以上の耐火性能を有すること。
 - （2）「耐震、耐風圧設計」については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。（S57. 2. 22消防危第22号通知）

『温度測定装置』（第9条第1項第14号）

- 1 加熱又は冷却により、危険物の変質、膨張、収縮、発火、その他危険物及び当該設備に危険を生ずるおそれ（運転上の危険を含む。）のあるものには、最も適切な位置に温度計測装置を設けること。（○）

『加熱・乾燥設備』（第9条第1項第15号）

- 1 危険物の加熱に電気設備を用いる場合の「火災を防止するための附帯設備」は、ニクロム線の二重管保護設備等が該当する。（○）

『安全装置』（第9条第1項第16号）

- 1 安全装置は、機器又は設備の設計圧力以下の範囲で作動する装置とすること。（○）

『電気設備』（第9条第1項第17号）

- 1 製造所の電気設備は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び工場電気設備防爆指針による。
- 2 「電気設備」については、別記11「**電気設備及び主要電気機器の防爆構造**」によること。

『静電気除去装置』（第9条第1項第18号）

- 1 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、引火点70℃未満の可燃性液体又は可燃性微粉等の危険物を取り扱う設備とし、静電気の除去方法は、次によること。（○）
 - （1）静電気の発生するおそれのある機器又はタンクは、導線等で相互に接続し、及び架台又は架構の一部を導線等の代替とする場合は、架台又は架構の床、柱、はり等の金属部分を相互に接続し、接地極に接続、接地すること。
 - （2）帯電すると認められる引火点40℃未満の危険物を移送する配管を溶接以外の継手で接続する場合又は配管の接続部に不導体を使用される場合には、接続する相互の配管をアースボンディングして接地すること。
 - （3）接地抵抗値は、100Ω以下とすること。
 - （4）静電気除去用の接地極は、避雷設備の接地極と共用することができる。
 - （5）室内の湿度が75%以上の場合で危険物を取り扱う温度が室温より低いときは、接地しなくてもよいものとする。

『避雷設備』（第9条第1項第19号）

- 1 避雷設備は、製造所等の建築物のほか、その他の工作物及び設備（非対象設備を含む。）等の全てを保護範囲とするように設置すること。ただし配管、パイプラックについてはこの限りでない。（○）
- 2 建築物又は工作物の一部に製造所等を設ける場合の当該製造所等以外の部分については、保護範囲としないことができる。（○）
- 3 政令第9条第1項第19号ただし書きに規定する「安全上支障がない場合」とは、次のとおりとする。

(S56. 10. 1消防危第126号質疑)

(1) 同一敷地内又は敷地を異にするが同一管理権限下にある他の危険物施設又は建築物、工作物等に付随する避雷設備の保護範囲に含まれる場合。

(2) 敷地及び管理権原を異にする他の危険物施設又は建築物、工作物等に付随する避雷設備の保護範囲に含まれる場合で、使用承諾書等、一定の契約を締結し、当該契約書等において避雷設備の基準の維持並びに点検等確実に励行できるよう明確にしてある場合。

4 JIS A 4201の適用にあたっては、次の点に留意すること。(H17. 1. 14消防危第14号通知)

(1) 危険物施設の保護レベルは、原則としてⅠとすること。ただし、雷の影響から保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合は、保護レベルをⅡとすることができる。

(2) 屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして利用することは、原則として差し支えない。

(3) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行うこと。

(4) 旧JIS規格に適合する構造の避雷設備はJIS A 4201-2003に適合するものとみなす。(国土交通省告示第650号) (○)

『20号タンク』 (第9条第1項第20号)

1 「20号タンクの位置、構造及び設備」については、別記12「20号タンク」によること。

『配管』 (第9条第1項第21号)

1 配管材料は、次表に掲げるものとする。ただし、第6類の危険物を取り扱う配管等、その性質により配管を腐食されるおそれのある場合で、周囲及び使用状況等により、硬質塩化ビニール管を使用することができる。(○)

また、金属製以外の配管を使用する場合については、別記16「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用」によること。

表

規格番号	種類	記号
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
JIS G 3103	ボイラー及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB、SB-M
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
JIS G 3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
JIS G 3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
JIS G 3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS-TP
JIS G 3460	低温配管用鋼管	STPL
JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS-HP
JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS-CP
JIS G 4312	耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T、C-TS
JIS H 3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW、C-TWS
JIS H 4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES、A-TS、A-TDS
JIS H 4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW、A-TWS
JIS H 4630	配管用チタン管	TTP
JPI-7S-14	石油工業配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	PSW
API 5L	LINE PIPE	5L
API 5LX	HIGH TEST LINE PIPE	5LX

注1 JPIは日本石油学会の規格

注2 APIは米国石油学会の規格

- 2 危険物配管途中に、危険物の流れの確認又は内容物の目視検査等のためのサイトグラスを使用する場合は(H13.2.28消防危第24号)によること。

耐圧及び耐熱性を有する強化ガラスを使用し、ガラスの損傷防止のための保護カバーを取り付ける場合における強化ガラスの強度については、別記12「20号タンク」のガラスを使用したのぞき窓の例によること。

(○)

- 3 フランジは、常用の圧力に応じ、JIS B 2220 (鋼製管フランジ)、JPI-7S-15 (石油工業用フランジ)、JPI-7S-65 (フランジ及びバルブのP-Tレイティング) に適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものを用いること。(○)

- 4 「最大常用圧力」とは、定常運転に際して考えられる最高の使用圧力をいう。(○)

- 5 配管の水圧試験は、配管継手の種別にかかわらず危険物が通過し、又は滞留するすべての配管について行うこと。この場合において、自然流下により危険物を移送する配管にあつては、最大背圧を最大常用圧力とみなして水圧試験を行うものとし、負圧のかかる配管にあつては、配管にかかる負圧の絶対値の1.5倍以上の正圧で水圧試験を行うこと。(○)

6 「配管の外面の腐食を防止するための措置」については、次によること。

- (1) 配管を地上に設ける場合は、地盤面からおおむね15cm以上離すこと。ただし、配管に外面の腐食を防止するための防食措置を講じた場合は、この限りでない。(○)
- (2) 地下から地上にかけて設ける配管は、地盤面からおおむね20cmまでの地上部分を防食すること。(○)
- (3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)のうち白管、JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)、JIS H 4080 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)、JIS H 4090 (アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管)、JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼鋼管)及びJIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼鋼管)の配管材料を使用する場合並びに配管を加熱、冷却、保温又は保冷等をする場合において、外側を鋼製の物質で保護する場合は、配管に外面の腐食を防止するための塗装を省略することができる。(H1. 12. 21消防危第114号質疑)
- (4) 廃止されたJIS G 3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する塗覆装材及び塗覆装の方法により施工される配管の塗覆装は、告示第3条第1号及び第2号の規定に適合するものとして認められる。(H23. 12. 21消防危第302号質疑)
- (5) 地下に設ける配管で告示第3条第1号及び第2号後段に規定する「これと同等以上の防食効果を有するもの等」については、**別記13「地下埋設配管の塗覆装及びコーティング」**によること。
- (6) 「電氣的腐食のおそれのある場所」とは、直流電気鉄道の軌道又はその変電所からおおむね1kmの範囲内にある場所及び直流電気設備（電解設備その他これらに類する直流電気設備をいう。）の周辺のうち、次に掲げる場所とする。(S53. 11. 7消防危第147号質疑)
 - ア 埋設配管の対地電位を10分間以上測定した場合に、当該測定値（電位変化）が50mV以上となる場所。
 - イ 埋設配管の地表面電位勾配を10分間以上測定した場合に、当該測定値（電位変化）の1m当たりの最大幅が5mV以上となる場所。
 - ウ ア及びイの場所における測定方法及び施工方法については、**別記14「電気防食」**によること。
- (7) 地下に設ける配管のうち、地下室内の架空配管及びピット内の配管（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのある場合を除く。）で容易に点検することができる場合にあっては、地上に設置される配管とみなし配管に外面の腐食を防止するための措置を省略することができる。

また、地下タンクから配管ピット等までの比較的短い配管について、土圧に対して十分な強度を持ち、通電性を有しない材質のさや管を使用する工法を用いた場合も地上に設置されている配管とみなすことができる。(○)

7 配管に電気加熱式保温設備（自己制御型ヒーター、オート・トレース）の設置を認めて差し支えない。
(S58. 12. 1消防危第127号質疑)

8 配管支持物については、次によること。

- (1) 耐火性を必要とする範囲は次のとおりとする。
 - ア 支柱の高さが1.5mを超える配管支持物を屋外タンク貯蔵所又は20号タンクの防油堤内に設置する場合（高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱う配管及び引火点を有する液体の危険物以外の液体の危険物を取り扱う配管を除く。）。(H1. 7. 4消防危第64号質疑) (○)
 - イ 支柱の高さが1.5mを超える配管支持物に引火点が40℃未満の危険物配管を搭載し、火気を取り扱う設備の周囲3m以内に設置する場合。(H1. 7. 4消防危第64号質疑) (○)
 - ウ 支柱の高さが1.5mを超える配管支持物を一般建築物の周囲（当該建築物が1階の場合には3m、2階以上の場合には5m以内）に設置する場合（高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱う配管及び引火点を有する液体の危険物以外の液体の危険物を取り扱う配管を除く。）。ただし、当該一般建築物の外壁が

- 不燃材料以上で、開口部が防火設備で造られている場合は、この限りでない。(○)
- エ 支柱の高さが1.5mを超える配管支持物（パイプスタクション等小規模なものを除く。）を、製造所等の敷地内及び保有空地内に設置する場合（高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱う配管及び引火点を有する液体の危険物以外の液体の危険物を取り扱う配管を除く。）。ただし、製造所等の建築物及び工作物に外壁が設けられており、開口部が防火設備で造られている場合は、この限りでない。(○)
- (2) (1)に規定するもののうち、火災によって当該支持物に変形するおそれのない場合に該当すると認められるもので、耐火性を必要としないものは次のいずれかに該当する場合とする。
- ア 火災により配管の支持物である支柱等の一部が変形したときに、支持物の当該支柱以外の部分により配管の支持機能が維持される場合。(H1.12.21消防危第114号質疑)
- イ 耐火被覆された配管支持物で配管が十分支持される場合の他の支持物。(H4.2.6消防危第13号質疑)
- ウ 火災時における配管の支持物の変形を防止するため、有効な散水設備を設ける場合。(H2.5.22消防危第57号質疑) この場合における「散水設備」については、**別記15「散水設備」**によること。(○)
- (3) 耐火性を有していない既設の配管支持物で、耐火性が必要となる場合は次のとおりとする。(○)
- ア 配管内の取扱い危険物の変更又は当該配管支持物周辺の変更により上記アのいずれかに該当することとなる場合。
- イ 危険物配管を搭載していない配管支持物で、新たに危険物配管を敷設することにより、上記(1)のいずれかに該当することとなる場合。
- ウ 耐火性を必要とする危険物配管支持物に、さらに危険物配管を増設することにより、当該配管支持物を嵩上げ等大規模に改修する場合。

〔耐火性を必要とする範囲一覧表〕

設置状況			高さが1.5mを超える配管支持物	
			右欄以外	高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱う配管又は引火点を有する液体の危険物以外の液体の危険物を取り扱う配管
屋外タンク又は20号タンクの防油堤内			○	×
火気取扱設備の周囲3m以内			○※	×
一般建築物の周囲 (1階3m、2階以上 5m以内)	防火設備 不燃壁	有	×	×
		無	○	×
製造所等の敷地内 又は保有空地内	防火設備 壁	有	×	×
		無	○	×

注1 ○印は耐火性を必要とする場合、×印は耐火性を必要としない場合をいう。

注2 ※印は引火点が40℃未満の危険物を取り扱う配管に限る。

注3 高さが1.5m以下若しくは小規模な配管支持物、又は有効な散水設備を設ける場合は耐火性を必要としない。

注4 既設の配管支持物で、表中の○印に該当することとなる場合、又は危険物配管の増設により配管支持物を嵩上げ等大規模に改修する場合を含む。

(4) 耐火性能は1時間とし、耐火被覆の施工範囲は配管支持物の支柱を設置する地盤面から危険物配管を搭載した第1梁までとすることができる。(○)

(5) 配管支持物の耐震設計については、「架構形式の工作物」の例によること。(○)

- 9 配管を地下に設ける場合は、配管の外表面と地表面との距離は0.6m以上であること。ただし、車両等の荷重の影響を受けるおそれのない場合、又は鉄筋コンクリート製の防護物（厚さ150mm以上とする。）若しくは防護構造物により保護される場合は、この限りでない。(○)

『高引火点危険物』（第9条第2項）

- 1 規則第13条の6第3項第1号ニに規定する「不活性ガス」とは、石炭法施行令（昭和51年5月31日政令第129号）第1条に規定するヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）及び空気（液化空気を除く。）とする。(○)
- 2 規則第13条の6第3項第4号に規定する「窓及び出入口」に設ける「戸」について、延焼のおそれのある外壁に設ける場合を除き、ガラス（網入ガラス以外のガラスを含む）で造られた戸を設けることができる。
(H13. 10. 11消防危第112号通知)

『基準を超える特例』（第9条第3項）

- 1 アルキルアルミニウム等を取り扱う設備に係る基準は、次によること。(○)
- (1) 漏えい範囲を局限化するための設備は、アルキルアルミニウム等を取り扱う設備の周囲に設けるピット又は流れ止めによるものとし、円滑に安全な場所に設けられた受け槽に危険物を導入できる構造とすること。
- (2) 受け槽は、耐火性及び浸水防止性を有する地下ピットとし、その場所で取り扱うアルキルアルミニウム等の容積の全量を確保することができるものとする。
- (3) 受け槽の位置は、製造所の保有空地以外（製造所の外壁が開口部のない耐火構造である場合を除く。）の安全な場所とし、当該受け槽の周囲においても、当該製造所が保有しなければならない空地（保有空地）を確保すること。

- 2 ヒドロキシルアミン等を取り扱う設備に係る基準は、次によること。（H13.10.11 消防危第112号通知）
- (1) 温度の上昇による危険な反応を防止するための措置」とは、温度制御装置又は緊急冷却装置の設置等をいい、屋内外消火設備は該当しない。（○）
- (2) 「濃度の上昇による危険な反応を防止するための措置」とは、濃度を定期的に測定する装置又は濃度が一定以上の濃度となった場合に緊急に希釈する装置の設置等が該当する。
- ア 「濃度を定期的に測定する装置」について、ヒドロキシルアミンを含有するものと第4類の危険物とを反応釜に投入し、比較的長い時間（半日程度）をかけて、両者を混合することでヒドロキシルアミンを含有する製品（非危険物）を製造する一般取扱所において、当該製品を定期的に採取可能なように、反応釜にサンプル採取口を設け、当該製品中のヒドロキシルアミンの濃度を測定できるようにすることで濃度を定期的に測定する装置の設置として差し支えない。（H14.3.27消防危第46号質疑）
- イ 「濃度が一定以上の濃度となった場合の希釈」とは、爆発判別試験により爆発の恐れがないと判別される濃度まで希釈することをいい、第二種自己反応性物質のヒドロキシルアミンが第一種自己反応性物質に濃縮されないことを前提としているものである。（○）
- (3) 「鉄イオン等の混入による危険な反応を防止するための措置」とは、ゴム、ガラス等による内面コーティング、繊維強化プラスチック等の非金属材料の使用又はステンレス鋼等の鉄イオン等が溶出しにくい金属材料の使用による鉄イオン等溶出防止措置に合わせて、鉄イオン等の濃度を定期的に測定する装置の設置又は鉄イオン等との反応を抑制する物質を添加すること等が該当する。
- なお、鉄イオン等には、鉄、銅、ニッケル、クロムなどの金属イオンが含まれる。

第3節 貯蔵所に係る技術上の基準

第1 屋内貯蔵所

『屋内貯蔵所の基準』（政令第10条第1項）

- 1 危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合には、（H10. 3. 27消防危36号通知）によること。
- 2 危険物をドライコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合には、「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（R4. 12. 13消防危第283号）によること。
- 3 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例及び消火設備の基準に係る特例については、「蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について」（R5. 12. 28消防危第361号）によること。

『保安距離』（政令第10条第1項第1号）

- 1 「保安距離」については、別記3「保安距離」によること。

『保有空地』（政令第10条第1項第2号）

- 1 「保有空地」については、別記5「保有空地」によること。

『標識・掲示板』（政令第10条第1項第3号）

- 1 「標識、掲示板」については、別記7「標識、掲示板」によること。

『貯蔵倉庫の形態・建築物の制限』（政令第10条第1項第3号の2・4号）

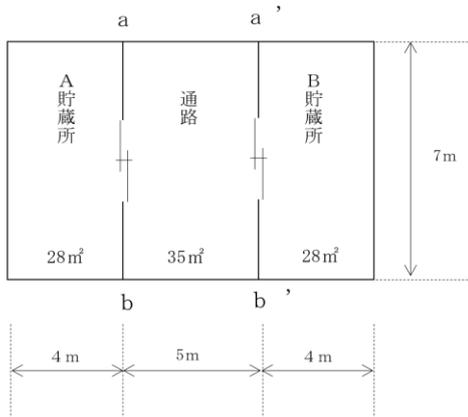
- 1 政令第10条第1項第4号に規定する「軒高」とは、屋内貯蔵所の周囲の地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷き桁又は柱の上端までの高さとする。○
- 2 政令第10条第1項第4号に規定する「床を地盤面以上に設ける」とは、地盤面より5cm以上の高さとするをいう。○

『床面積・建築物』（政令第10条第1項第5号・6～9号）

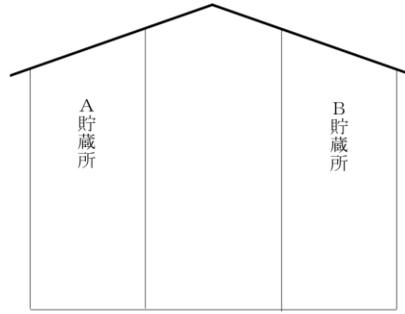
- 1 防火設備を設ける限り、無制限に出入口の大きさを認めても差し支えない。（S45. 4. 21消防予第72号質疑）
- 2 「不燃材料及び耐火構造」については、別記4「不燃材料及耐火構造」によること。
- 3 「延焼のおそれのある外壁」については、別記8「建築物の延焼のおそれのある範囲」によること。
- 4 貯蔵所内の通路、荷役又は作業用設備等については、次による。
 - (1) 通路を有する屋内貯蔵所について（S57. 5. 11消防危第57号質疑）

図のような形態の屋内貯蔵所の設置については、a～a' 及びb～b' 間について、政令第10条第1項第6号及び第8号の規定に政令第23条を適用し、その設置を認めて差し支えない。また、屋内貯蔵所（通路）に貨物自動車を入れて危険物の積みおろしをする行為は認められる。なお、積みおろし作業中には自動車の原動機を停止させておくこと。

平面図



立面図



ア 通路 床はコンクリート造で危険物の積みおろし専用として使用し、危険物の貯蔵や他の目的に使用することはない。

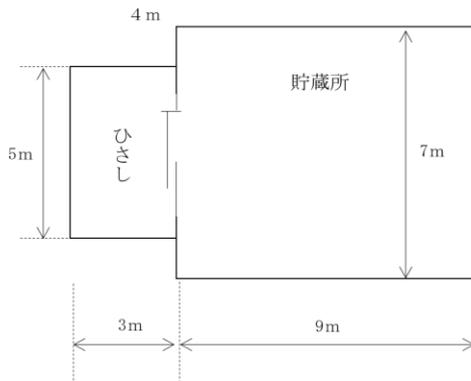
イ その他 a～a' 間とb～b' 間の壁体は設けない。

(2) 貨物自動車による危険物の積みおろし用に図1並びに図2の屋内貯蔵所にひさしや荷役場所を設けてもよい。この場合における建築面積は、建築物の水平投影面積とし、ひさしは、建基令第2条第1項第3号に規定する床面積により算定すること。(S57.5.11消防危第57号質疑)

ア 構造 図1、図2とも壁：鉄筋コンクリートブロック、はり：軽量鉄骨、屋根及びひさし：石綿スレート、出入口：防火設備

イ 図2の荷役場所の前面は開放

図1 平面図



側面図

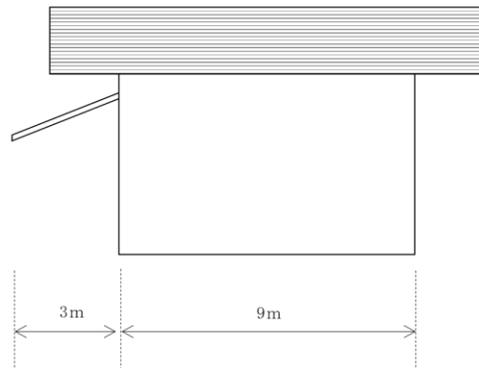
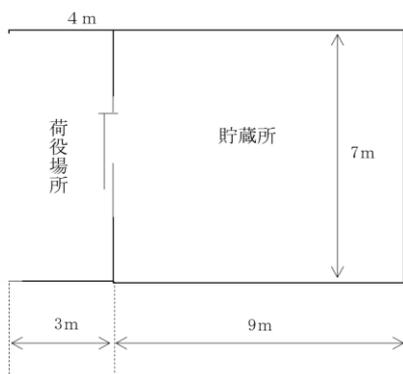
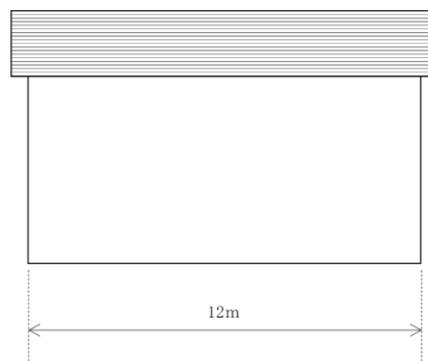


図2 平面図



側面図



(3) 作業用台車設備の設置について (S57.5.11消防危第57号質疑)

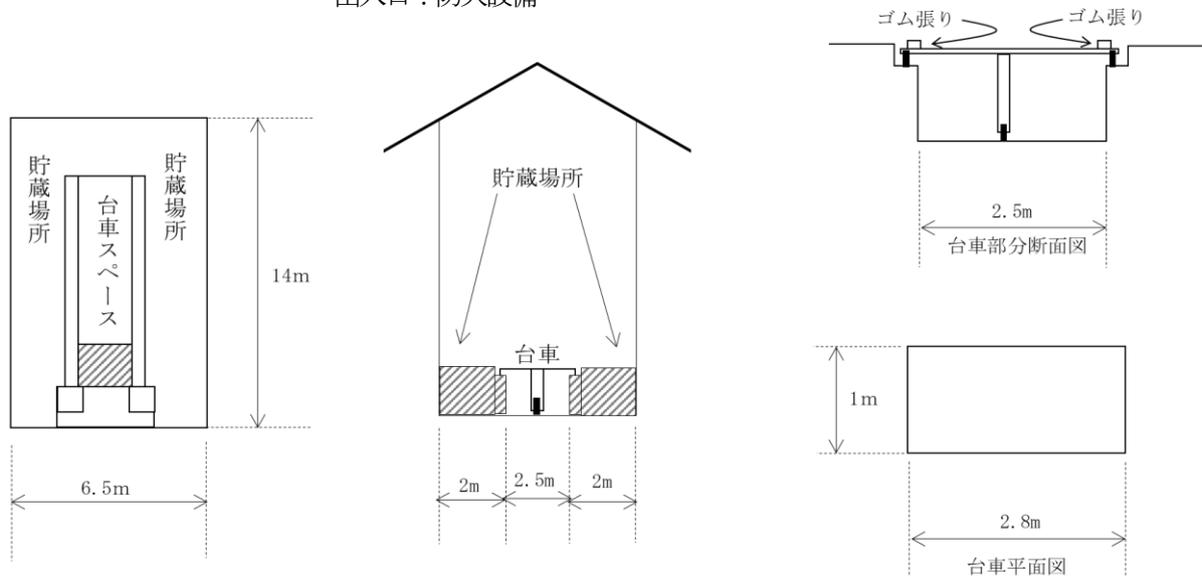
屋内貯蔵所の貯蔵に伴う作業用として、下記ア、イ、ウのような台車設備を設けることはさしつかえないが、床に段差を設ける方式は適当でない。

ア 中央に台車を設置し、この台車に危険物を積載して移動しながら貯蔵場所に運搬する設備である。

イ 台車は不燃材で造り、車輪はゴム製で火花等の発生する危険性はない。

ウ 台車は取り外しが可能である。

エ 貯蔵所の構造 壁：鉄筋コンクリートブロック、はり：軽量鉄骨、屋根：石綿スレート、
出入口：防火設備



『浸水防止、床、傾斜、貯留設備』 (政令第10条第1項第10号・11号)

- 1 禁水性物質又は第4類の危険物の貯蔵倉庫の床の高さは、降雨時における滞水等により浸水するおそれのない高さとする。 (○)
- 2 貯蔵倉庫は、出入口の直下の室内に側溝又は内部への勾配を設ける等により、危険物が外部へ流出しない構造とする。 (○)
- 3 「床の傾斜及び貯留設備」等については、製造所の例によること。

『架台』 (政令第10条第1項第11号の2、規則第16条の2の2)

- 1 規則第16条の2の2第1項第3号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、地震等による容器の落下を防止するための措置で、当該架台に不燃材料の柵等を設けることをいう。 (H1.7.4消防危第64号質疑)
- 2 屋内貯蔵所の架台の構造及び設備の基準にあっては規則第16条の2の2に規定されているが、屋内貯蔵所に危険物を貯蔵する場合には、次に掲げる項目によるものとする。 (H8.10.15消防危第125号通知)

(1) 架台の構造について

ア 新たに設置する架台

地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造とすること。この場合、設計水平震度 (K_h) は静的震度法により、 $(K_h) = 0.15 \cdot v_1 \cdot v_2$ (v_1 : 地域別補正係数、 v_2 : 地盤別補正係数) とする。また、設計鉛直震度は設計水平震度の1/2とする。

ただし、高さが6m以上の架台にあっては応答を考慮し、修正震度法によるものとする。 (「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」 (H8.10.15

消防危第125号通知)

なお、高層倉庫等で架台が建屋と一体構造となっているものについては、建基法によることができる。

イ 高さ6m未満の架台である市販の鉄製ラック、建築物と一体の構造となっている架台で、次表の段数、寸法等を満たすものについては、前アの計算をしなくても良いものであること。(○)

(構造計算を必要としない架台の規格)

段数	幅 (cm)	奥行 (cm)	高さ (cm)	許容荷重 (kg)	最大許容 荷重(kg)	固定ボルト の径	固定ボルト の本数
3	90	30	185	100	300	M10	4
	90	60	185	150	450	M12	
	120	30	185	100	300	M10	
	150	30	185	150	450	M12	
	180	30	185	150	450	M12	
4	90	30	210	100	400	M12	4
	120	30	210	100	400	M12	

ウ 指定数量の50倍以上の危険物を貯蔵する既設の屋内貯蔵所で現に設置されている架台架台の更新・補修等の機会をとらえ、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造（上記アと同じ。）となるよう改修すること。

(2) 貯蔵位置について

低引火点の危険物については、できるだけ低い場所に貯蔵するよう配慮すること。

(3) 容器の落下防止措置について

ア 容器の落下試験高さ（告示第68条の5第2項第1号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた落下高さという。）を超える高さの架台に貯蔵する場合

容器を荷崩れ防止バンドで結束するか、柵付きパレット（かご状）で貯蔵する等により一体化を図る（パレットを用いる場合にあっては、これと合わせて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける。）こと。あるいは、開口部に、容器の落下防止に有効な柵、綱等を取り付けること。

イ 床面に直接積み重ねて貯蔵する場合

容器を荷崩れ防止バンドで結束する等により一体化を図ること。

(4) 上記構造計算に用いる係数については、告示第4条の20を準用する。(H8.10.15消防危第125号)

『照明・換気』（政令第10条第1項第12号）

- 1 「採光、照明」については、製造所の例によること。
- 2 蒸気放出設備としては、ブローア等により蒸気を強制的に放出する設備のほか、自然換気によるものがある。このいずれのものを用いるかは状況によるが、蒸気の滞留が著しい場合は、強制的換気が必要である。通気筒にブローアを設けるのも強制的換気の一方法であるが、この場合においては、通気筒の下部は床面に接近させる必要がある。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)
- 3 「換気設備及び排出設備」については、別記9「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」によること。

『電気設備・避雷設備』（政令第10条第1項第13号・14号）

- 1 「電気設備」については、別記11「電気設備及び主要電気機器の防爆構造」によること。
- 2 「避雷設備」については、製造所の例によること。

『平屋建以外の独立専用建築物』（政令第10条第2項）

- 1 上階における液体危険物の貯留設備を当該階に設けることが困難な場合は、1階に設けられた貯留設備に導入できる構造とすること。（○）

『他用途を有する建築物に設置するもの』（政令第10条第3項）

- 1 政令第10条第3項の技術上の基準に適合した屋内貯蔵所を同一の階において隣接しないで設置する場合は、二以上設置することができる。（H1. 7. 4消防危第64号質疑）
- 2 屋内貯蔵所の用に供する部分以外の用途については、問わないものとする。（H1. 7. 4消防危第64号質疑）

『建築物制限』（政令第10条第3項第1号～4号）

- 1 1階が耐火構造で、2階が準耐火構造である建築物（1階と2階とは、開口部のない耐火構造の床で区画されている。）の1階には設置できない。（H1. 7. 4消防危第64号質疑）
- 2 政令第10条第3項第4号に規定する「70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」とは、建基令第107条第1号及び第2号の規定に及び（R5. 3. 24消防危第63号通知）「問8」によること。
（○）
また、高温高圧蒸気で養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ7.5cm以上は、同等以上の強度を有する構造の壁に該当する。（H2. 10. 31消防危第105号質疑）

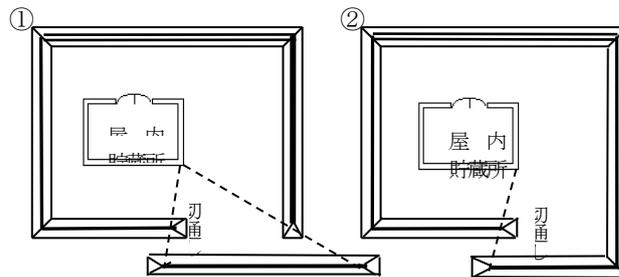
『建築物の出入口』（政令第10条第3項第5号～7号）

- 1 政令第10条第3項第5号に規定する「建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口」は、屋外に面していなくてもよい。（H1. 7. 4消防危第64号質疑）

『特定屋内貯蔵所』（政令第10条第4項）

1 規則第16条の4第4項に規定する「扉又は土盛り」は、次によること。（○）

(1) 扉又は土盛りに切通し出入口を設ける場合は、次に示す図の例によること。



土盛りに設ける切通しの出入口(①又は②)

(2) 貯蔵倉庫を二以上隣接して設けることにより、相互間に設ける扉又は土盛りを相互に共用する場合は、当該扉又は土盛りには通路その他出入口を設けないものとする。

『基準を超える特例』（政令第10条第6項）

1 規則第16条の6第2項に規定する「アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の漏えい局限化設備及び受入槽の構造基準」については製造所の例による。（○）

2 規則第16条の7に規定する「ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置」としての温度制御装置については、製造所の例によるほか次による。（H14.3.27消防危第46号質疑）

(1) 温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置として差し支えない。

(2) 温度制御装置により制御する温度の目標として、貯蔵し、又は取り扱われるヒドロキシルアミン等の熱分析試験より求められる発熱開始温度を参考とすることで差し支えない。

第2 屋外タンク貯蔵所

1 既設の屋外タンク貯蔵所を建て替える場合（廃止・設置又は変更）は、下記によること。

(1) 「S51. 6. 15以前に許可を受けている既設タンクの廃止・設置」

S51. 6. 15政令第153号及びS51. 6. 15省令第18号（S51. 6. 16施行、以下「153号政令等」という。）の施行前に許可を受け、153号政令等の施行後の政令第11条第1項第2号及び第15号の基準に適合しなくなった既設の屋外タンク貯蔵所を廃止して、引き続きその位置に新たに屋外タンク貯蔵所を設置しようとする場合で、次に適合するときは、政令第11条第1項第2号及び第15号（規則第22条第2項第4号から第8号まで及び第11号に係るものに限る。）の規定によらないことができる。（S51. 10. 30消防危第77号通知）

ア 新設の屋外貯蔵タンクの直径（横置きの場合には、縦及び横の長さをいう。以下、この号において同じ。）及び高さが既設の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下のものであること。

イ 原則として、新設の屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵する危険物が既設の屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵していた危険物の引火点以上の引火点を有すること。

ウ 屋外貯蔵タンクには、「屋外タンク冷却用散水設備の基準」（S55. 7. 1消防危第80号通知）による冷却用散水設備を設けること。

ただし、引火点が70℃以上の危険物を貯蔵し取り扱うタンクにあつては、延焼防止上有効な放水銃等を設けることができるものであること。

エ 新設の屋外貯蔵タンクの位置は、153号政令等の施行前の政令第11条第1項第2号の規定に適合するものであること。

この場合における倍数の算定に係る指定数量については、153号政令等の施行時の規定に基づくものとする。

オ 上記によるもののほか、S63. 12. 27政令第358号（以下「358号政令」という。）及びH1. 2. 23省令第5号（H2. 5. 23施行、以下「358号政令等」という。）の施行後の政令第11条第1項第2号の基準に適合しなくなった屋外タンク貯蔵所（以下「358号政令等不適合タンク」という。）については、次の基準に適合するものであること。（○）

(ア) 358号政令等の施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

(イ) 358号政令等の施行後のタンク相互間を除くタンク周囲の保有空地の基準に適合すること。

(2) 「S51. 6. 16からH2. 5. 23の間に許可を受けている既設タンクの廃止・設置」

153号政令等の施行後で、358号政令等の施行前に許可を受けている既設の屋外タンク貯蔵所のうち、358号政令等不適合タンクを廃止して、引き続きその位置に新たに屋外タンク貯蔵所を設置しようとする場合で、次に適合するときは、政令第11条第1項第2号の規定によらないことができる。（○）

ア (1)ア、イ、ウ及びオの基準に適合すること。

イ 358号政令等の施行前の政令第11条第1項第2号の規定に適合するものであること。

この場合における倍数の算定に係る指定数量については、358号政令等の施行前の規定に基づくものとする。

(3) 「既設タンクの本体のみの建て替え（変更）」

358号政令等不適合タンクを引き続きその位置に、タンク本体のみを建て替えるための変更をしようとする場合で、同政令等改正後の政令第11条第1項第2号の基準のうち、タンク相互間を除くタンク周囲の保有空地が不足しているものについては、(1)ウの基準に適合させるものとする。（○）

〔改正政令前の保有空地（政令第11条第1項第2号、ただし書）の規定〕

時 期	基 準 内 容	備 考 (経過措置等)
S51年 153号政令等 の施行前	<ul style="list-style-type: none"> 第6類以外のものは、タンク相互間について、1/3、かつ、3m以上 第6類は、タンク周囲については、1/3、かつ、1.5m以上、タンク相互間について、1/9、かつ、1.5m以上 	
S63年 358号政令等 の施行前	<ul style="list-style-type: none"> 引火点が70℃以上200℃未満のものはタンク相互間について、2/3、かつ、3m以上 引火点が200℃以上のものは、タンク相互間について、1/3、かつ、3m以上 第6類は、タンク周囲について、1/3、かつ、1.5m以上、タンク相互間については、1/9、かつ、1.5m以上 	引火点が200℃未満のものが規制強化され、基準不適合のものは、従前の例によるとされた。
現行規定	<ul style="list-style-type: none"> 第4類のうち、引火点が70℃以上のものは、タンク相互間について、2/3かつ、3m以上 	既設で基準不適合のものは、倍数を超えない限りにおいて、従前の例によるとされた。 なお、第4類のうち、引火点が200℃以上のものについては、高引火点危険物の特例により、ほぼ、同基準となった。

〔S63年358号政令施行前の指定数量等〕

類 別	品 名	指定数量	備 考
第1類	過氧化物	50kg	過酸化水素（現行第6類）
第2類	硫黄	100kg	変更なし
第4類	特殊引火物	501	アルキルアルミニウム（現行第3類） トリクロロシラン（現行第3類）
	第1石油類	1001	
	さく酸エステル類	2001	
	ぎ酸エステル類	2001	
	メチルエチルケトン	2001	
	アルコール類	2001	
	ピリジン	2001	
	クロールベンゾール	3001	
	第2石油類	5001	
	第3石油類	2,001	
第4石油類	3,001		
動植物油類	3,001		
第6類	発煙硝酸	80kg	
	濃硝酸	200kg	

2 屋外タンクの加熱及び保温・保冷の設備については、次によること。

「加熱」（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑、S49. 1. 8消防予第19号質疑、S55. 10. 15消防危第126号質疑）

- （1）屋外貯蔵タンクの加熱設備は、直火を用いない構造とし、原則としてジャケット、コイル又は配管等による蒸気、温水等を利用した加熱方法とすること。
- （2）屋外貯蔵タンクの内部に加熱設備を設ける場合（貯蔵する危険物が引火点以上に加熱されない場合を除く。）にあつては、当該タンクの危険物が連続加熱により引火点以上に加熱されない液熱量を保持する液量を最低液面高とし、この液面高以下になる場合に自動的に警報を発生し、又は加熱装置の熱源を遮断する

装置を設けること。

(3) 屋外貯蔵タンクの内部に設ける加熱設備は、(2)によるほか次によること。

- ア 液体又は蒸気による加熱にあつては、当該タンク付近で容易に操作ができる位置に加熱媒体の供給を停止できる閉鎖弁を設けること。
- イ 電気による加熱にあつては、危険物の温度が異常に上昇した場合に加熱装置のタンク取付部において、溶融又は脱落が生じない構造とすること。

「保温・保冷」(S43. 4. 23消防予第127号質疑、S47. 2. 10消防予第56号質疑、S43. 7. 23消防予第174号質疑)
(S51. 12. 24消防危第119号質疑、S45. 11. 25消防予第237号質疑、S51. 9. 3消防危第51号通知)

(1) 保温材及び保冷材は、石綿、けいそう土、ロックウール、グラスウール、パーライト、けい酸カルシウム又は耐火断熱れんが等の不燃性を有する材料を使用するものとし、その他の難燃性成形品(ウレタンフォームを除く。)を使用する場合にあつては、外装材として鉄板等の不燃材料で被覆すること。

(2) 保温材及び保冷材としてウレタンフォームを使用する場合は、次によること。

- ア ウレタンフォームは、難燃性を有するものを使用するものとし、ウレタンフォームを難燃化するためウレタンフォームの原料成分をハロゲン化若しくはりん化したもの又はウレタンフォームの原料に難燃化の添加剤としてハロゲン化合物若しくはりん化合物を添加したものは、使用しないこと。
- イ ウレタンフォームの施工にあつては、ウレタンフォームを吹き付ける前にサンドブラスト、ワイヤホイル等により適切な素地調整を行うこと。
- ウ イの素地調整後は、ジンクリッチペイント等をさび止めの下塗とし、その上にエポキシ系樹脂塗料又はフェノール系樹脂塗料により2層塗りの塗装をすること。
- エ ウレタンフォームの吹き付けは、屋外タンク側板下端からおおむね500mm上部までの部分については、これを行わないこと。
- オ ウレタンフォームの外表面は、次により防水等の措置を講じること。
 - (ア) ウレタンフォームの外表面には、ブチルゴム系の防水層の被覆を形成する措置を講じること。
 - (イ) (ア)の防水層の外表面には、防火被覆を形成する措置を講じること。
 - (ウ) (イ)の防火被覆の外表面には、外装ペイントによる外装塗料をすること。

6 被災タンクの石油類を、他のタンクへ移送する配管を設置することはさしつかえない。

(S41. 11. 1 自消丙予発第136号質疑)

7 高さ20m程度の超高層屋外貯蔵タンクを設置することができる。(S39. 10. 1 自消丙予発第109号質疑)

8 原則として新設の屋外貯蔵タンクに係る歩廊橋は設置できない。ただし、タンクと歩廊橋が独立している場合は、この限りでない。(○)

9 既設の屋外貯蔵タンクに係る歩廊橋については、地震動によるタンク間相互の変位によりタンク本体を損傷するおそれがない構造であるとともに、落下防止を図るため変位に対し追従できる可動性を有するものであること。

その際、歩廊橋が持つべき最小余裕代は、歩廊橋が取り付けられているタンクにおいてそれぞれの歩廊橋の地盤から取り付け高さの和に0.03を乗じた値以上であること。

歩廊橋には、想定変位量を超える変位を考慮し、落下防止のためのチェーン等を取り付ける等の措置を講じること。(H8. 10. 15消防危第125号通知)

『保安距離』（政令第11条第1項第1号）

- 1 「保安距離」については、**別記3「保安距離」**によること。
- 2 起算点は、タンク側板外面からとすること。なお、タンク側板のマンホール及び保温材等は算定しない。
(○)

『敷地内距離』（政令第11条第1項第1号の2、規則第19条の2）

- 1 政令第11条第1項第1号の2に規定する表の下段（右欄）に掲げるタンクの「高さ」は、固定方法にかかわらず、防油堤内の地盤面から次に掲げる部分までとする。
 - (1) 球型の屋外貯蔵タンクにあっては、タンクを形成する板（球殻板という。）の最上部までとする。
(S40. 5. 6自治丙予発第86号質疑)
- 2 敷地内距離の起算点は、タンク側板外面からとすること。
なお、タンク側板のマンホール及び保温材等は算定しない。(○)
- 3 規則第19条の2第1号及び第3号に規定する「不燃材料」、「防火上有効な塀」及び「水幕設備」は、次によること。
 - (1) 「不燃材料」については、**別記4「不燃材料と耐火構造」**によること。
 - (2) 設置場所は敷地境界線を原則とすること。
 - (3) 構造及び防護範囲は、「屋外タンク貯蔵所に係る防火塀及び水幕設備の設置に関する基準」（S55. 7. 1消防危第80号通知）によること。
- 4 規則第19条の2第2号に規定する「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない」場合及び規則第19条の2第4号に規定する「敷地境界線の外縁に告示で定める施設が存在する」場合には、何らかの措置を講じなくても、市町村長等が定めた距離とすることができること。
ただし、「敷地外縁に告示で定める施設」として告示第4条の2の2第3号に該当する道路には、当該屋外タンク貯蔵所の存する事務所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるものについては、該当しない。(S51. 7. 8消防危第22号通知)
- 5 規則第19条の2第2号に規定する「延焼のおそれが少ない」とは、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して次のいずれかのものが存在する場合等とすること。(S51. 7. 8消防危第22号通知)
 - (1) 海、湖、沼、河川又は水路
 - (2) 工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実である埋立中の土地
- 6 緑地（都市計画法第11条第1項第2号のものをいう。）公園・道路（告示第4条の2の2第3号に規定する道路以外のものをいう。）等が事業所に隣接する場合は防火上有効な塀、水幕設備等を設置しなければ敷地内距離を減少できないものとする。こと。(S51. 7. 8消防危第22号通知)

『保有空地』（政令第11条第1項第2号）

- 1 「保有空地」については、**別記5「保有空地」**によること。
- 2 保有空地の起算点は、タンク側板外面からとすること。なお、タンク側板のマンホール及び保温材等は算定しない。(○)
- 3 昭和51年6月15日政令第153号及び省令第18号（同年6月16日施行）の施行前に許可を受けている屋外タンク貯蔵所（昭和63年12月27日政令第358号（以下「昭和63年政令」という。）附則第4条第3項に規定する経過措置を適用されているものを除く。）のうち、同政省令施行前の保有空地の基準を維持している場合に限り、

同政省令施行前に品名変更が可能であったものと同等であることから、品名、数量又は指定数量の倍数変更をすることができる。

なお、この場合における倍数の算定に係る指定数量については、昭和63年政令施行前の指定数量によること。(○)

『**標識・掲示板**』(政令第11条第1項第3号、10号ホ・ヲ)

- 1 「標識、掲示板」については、**別記7「標識、掲示板**」によること。
- 2 屋外タンク貯蔵所において、貯蔵し又は取り扱う危険物の数量及び品名又は名称をそれぞれの屋外貯蔵タンクに記載した場合は、タンク群ごとに一括して設けることができる。
(S36. 5. 10自消甲予発第25号通知、S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑)
- 3 2による場合、掲示板と各タンクが対応できるような措置を講じること。(○)
- 4 「標識、掲示板」をタンクに直接表示できないこと。(S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑)
- 5 注入口を群として設ける場合で、掲示板を設けなければならないときは、当該注入口群につき一の掲示板とする。この場合において、標示する危険物の品名は、当該注入口群において取り扱う危険物のうち標示を必要とするものを掲示することをもって足りる。(S40. 10. 26自消乙予発第20号通知)
- 6 注入口又はポンプ設備において、ただし書きに規定する「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、注入口又はポンプ設備がタンクの直近にあり、当該タンクの注入口又はポンプであることが明らかである場合又は関係者以外の者が出入りしない場所にある場合とする。
(S40. 10. 26自消乙予発第20号通知)

『**基礎及び地盤Ⅰ**』(政令第11条第1項第3号の2)

- 1 特定屋外貯蔵タンクの地盤試験については(S52. 3. 30消防危第56号通知)によること。
- 2 規則第20条の2第2項第2号ハ及び4号に規定する同等以上の堅固さを有するものとしての杭に関する基準並びに第4号に規定する同等以上の堅固さを有するものとしてのリングに関する基準については、「杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準」(S57. 2. 22消防危第17号通知、H1. 9. 22消防危第90号通知)によること。
- 3 告示第4条の10第6号の盛土基礎表面の仕上げ検査は、水準儀、水盛り、水糸等により仕上がり状況を測定するものとする。
- 4 規則第20条の2第2項第2号ハに規定する同等以上の堅固さを有するものとして、深層混合処理工法を用いた特定屋外タンク貯蔵所が該当し、その地盤の運用基準は次のとおりとする。
(H7. 11. 2消防危第150号通知)

『**基礎及び地盤Ⅱ**』(第11条第1項第3号の3)

- 1 調査・基礎・地盤に関する事項は(H11. 3. 30消防危第27号通知、H11. 6. 15消防危第58号質疑)によること。
- 2 準特定屋外タンク貯蔵所の杭基礎の技術指針・深層混合処理工法を用いた準特定屋外タンク貯蔵所の地盤の技術指針は(H11. 3. 30消防危第27号通知)によること。
- 3 規則第20条の3の2第2項第5号における盛土基礎の上面は、地下水位との間隔を2m以上確保することとされているが、厚さが1m以上、かつ、平板載荷試験値(K_{30} 値)が $2N/mm^2$ 以上である砕石層を設ける場合は、盛土基

礎上面と地下水位との間隔は、1m以上確保すればよい。(H11. 6. 15消防危第58号質疑)

- 4 規則第20条の3の2第2項第2号ロ(1)における計算沈下量の計算は、側板下端部での沈下量を計算する。
(H11. 6. 15消防危第58号質疑)
- 5 規則第20条の3の2第2項第2号ロに規定する地盤における支持力の確認を行う面については、基礎構造底面における支持力を確認する。ただし、置き換え等の地盤改良を行った場合には、改良底面における支持力も確認する。(H11. 6. 15消防危第58号質疑)
- 6 良く締め固められた碎石、砂とは、平板載荷試験値 (K_{30} 値) がそれぞれ $2\text{N}/\text{mm}^2$ 程度、 $1\text{N}/\text{mm}^2$ 程度をいう。
(H11. 6. 15消防危第58号質疑)

『タンクの材質』(政令第11条第1項第4号)

- 1 屋外貯蔵タンクの構造で法令上特に定めのないものについては、JIS B 8265 (圧力容器の構造—一般事項)、JIS B 8266 (圧力容器の構造—特定規格)、JIS B 8501 (鋼製石油貯槽の構造) 及びJIS B 8502 (アルミニウム製貯槽の構造) によること。(○)
- 2 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクの材質は、危険物の性質に応じて、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) に該当する鋼板又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するステンレス鋼、高張力鋼その他の材質とするとともに、板厚については、次によること。(○)

$$t = 3.2 \times \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}}$$

t : ステンレス鋼等の厚さ (mm)
 σ : ステンレス鋼等の引張強度 (N/mm^2)
 A : 使用する金属板の伸び (%)

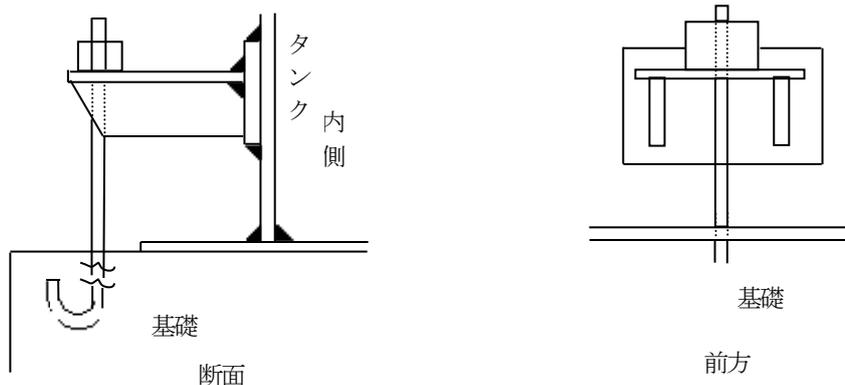
- 3 既設の浮き屋根構造の屋外貯蔵タンクにアルミ製ドームを設置するについては、構造上も保安上も既設タンクの安全性が損なわれないことが確認できれば、設置することができる。
 なお、側板等の応力評価が必要不可欠であるため、タンク本体の変更とする。(H9. 10. 22消防危第104号質疑)
- 4 政令第11条第1項第4号に規定する「気密に造る」とは、マンホール上蓋を耐油性パッキン及びボルト締めでタンク本体と緊結する構造等のものをいう。(S51. 4. 15消防予第51号質疑)
- 5 政令第11条第1項第4号に規定する「圧力タンク」の範囲及び「水圧試験」は、次によること。
 - (1) 圧力タンクとは最大常用圧力が、正圧又は負圧で 5kPa (水柱 500mm) を超えるタンクをいう。
(S52. 3. 30消防危第56号通知)
 - (2) 負圧のタンクの水圧試験は、当該タンクの負圧の絶対値に相対する圧力の1.5倍の水圧を加えて行うこと。(H9. 10. 22消防危第104号質疑)
 - (3) 安全弁吹き出し圧力を、最大常用圧力とすることができる。(○)
- 6 特定屋外タンク貯蔵所に係る一般事項は (S52. 3. 30消防危第56号通知、H9. 3. 26消防危第36号通知) によること。(○)
- 7 特定屋外タンク貯蔵所の試験検査基準は (S52. 3. 30消防危第56号通知) によること。
- 8 告示第4条の22の10における荷重の計算方法に関しては、油種変更等により計算比重より大きな比重の内容物が入る可能性のある場合には、その予想される最大比重で計算を実施すること。
(H11. 3. 30消防危第27号通知)
- 9 規則第20条の4の2第2項第4号の必要保有水平耐力の算出における構造特性係数の計算については、「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」(H11. 3. 30消防危第27号通知) によること。

『溶接部の試験等』 (政令第11条第1項第4号の2)

- 1 特定屋外タンク貯蔵所の溶接部試験は、S52. 3. 30消防危第56号通知) により実施するものとする。

『耐震又は耐風構造』 (政令第11条第1項第5号)

- 1 「支柱」とは、タンク胴板等に直接固定して独立してタンクを外部から支える構造のものをいい、架台形式、サドル形式のものは支柱と解さないものとする。
- (1) 耐火性能は、政令第11条第1項第5号に定めるほか次によること。(S40. 10. 26自消乙予発第20号通知)
- ア 鉄骨を、塗厚さが4cm (軽量骨材を用いたものについては3cm) 以上の鉄網モルタル、厚さ5cm (軽量骨材を用いたものについては4cm) 以上のコンクリートブロック、又は厚さ5cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの。
- イ 鉄骨を厚さ3cm以上の吹付石綿 (かさ比重が0.3以上のものに限る。) で覆ったもの。
- ウ 「その他1時間以上の耐火性能を有するもの」として、別記4「不燃材料と耐火構造」によるもの
- (○)
- (2) 施工範囲は、胴板取付け部の溶接部分を除いた支柱部分とすること。(○)
- 2 規則第21条第1項に規定する「基礎及び地盤の上に固定したもの」については次によること。(○)
- (1) 固定のためのボルト等を直接タンクの側板及び底板に接合することなく、原則としてタンク側板に取り付けたブラケットにより基礎に固定すること。



- (2) 固定のためのボルト等は、地震動による慣性力及び風荷重に耐えることができるものであること。

- 3 「耐震・耐風圧計算」については、別記17「屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造計算例」を参考とすること。(○)
- 4 屋外タンク貯蔵所の基礎は、防油堤内の地盤面より高くするものとする。(○)
- 5 容量が100k1以上のタンクの基礎については、次により耐震上の検討を行うこと。(○)
- (1) 「くい」を有しない基礎の場合は、地盤の極限支持力度と地震力によって生ずる最大応力に関する検討を行い、当該基礎が地震等に耐え得ること。
- (2) 「くい」を有する基礎の場合は、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」及び土木学会「コンクリート標準示方書」によるものとし、当該基礎が地震等に耐え得ること。

『放爆構造』（政令第11条第1項第6号）

- 1 「内部のガス又は蒸気を上部に放出できる構造」については、次のいずれかの方法によること。
 - (1) 屋根板を側板よりも薄くし、補強板等に接合しない方法。
 - (2) 側板の上部に型鋼を設けて、屋根板と当該型鋼の溶接を側板相互又は側板と底板の接合より弱くする方法。
 - (3) 側板の上部に型鋼を設けて、側板と当該型鋼の溶接を側板相互又は側板と底板の接合より弱くする方法。
 - (4) マンホール蓋の強度、蓋の取付ボルトの強度、又はマンホールネックの取付部分の溶接強度等により、異常内圧を放出するために必要な放出面積を有する局部的に弱い接合部分を設ける方法。
 - (5) 不燃性ガスを封入し、かつ、物理的にタンク内の圧力が異常に上昇しない方法。（○）
- 2 屋外貯蔵タンクの屋根上に手摺りを設ける場合は、側板に設ける階段と縁切りする等、屋根板が放爆されたとき側板に影響の及ばない取付けをするものとし、屋根上に配管を設ける場合は、放爆に際して支障のない可撓性のある取付け方法とすること。（小口径配管を除く。）（○）
- 3 固定屋根付き浮き屋根式タンクの固定屋根取付け方法は放爆構造を必要とする。
(S48. 8. 2消防予第118号質疑)

『防食』（政令第11条第1項第7号）

- 1 ステンレス鋼材又は腐食されがたい金属で造られた屋外貯蔵タンクにあつては、さび止めのための塗装を省略することができる。（○）

『底部防食』（政令第11条第1項第7号の2）

- 1 規則第21条の2第1号に規定するアスファルトサンド等について、その厚さは100mm以上とすること。（○）
- 2 「底板張出し部」には、（S54. 12. 25消防危第169号通知）別記2「雨水侵入防止措置に関する指針」に掲げる措置を講じること。

『通気管・安全装置』（政令第11条第1項第8号）

- 1 安全装置の作動範囲は、最大常用圧力を超え設計圧力以下で作動するものとする。（○）
- 2 規則第20条第1号ハに規定する「引火防止装置」は、40メッシュ以上のステンレス又は銅の網その他これと同等以上の効果のあるものとする。なお、通気管を二以上のタンクで共用する場合は、タンクごとに引火防止装置を設けるものとし、当該通気管の口径は、全タンクの吸排気に支障のない断面積を有すること。（○）
- 3 浮き蓋付屋外貯蔵タンクの浮き蓋と固定屋根間のガス濃度を爆発限界以下とする為の下記のいずれかに適合する通気口を設ける場合は、引火防止装置は必要ない。
(S48. 8. 2消防予第118号質疑、S60. 7. 4消防危第84号質疑)
 - (1) タンクの外周4等間隔（4等間隔が10mを超える場合は10m）毎に通気口を設け、かつ、その合計面積がタンクの直径1m当たり0.06㎡以上のもの
 - (2) 固定屋根頂部に面積300cm²以上の通気口を設けたもの

4 大気弁付通気管 (○)

フレームアレスターについては、「固定屋根式石油タンクの通気装置に関する指針」(社団法人日本高圧力技術協会昭和55年1月制定)によること。

『液面計』(政令第11条第1項第9号)

1 危険物の量を自動的に覚知することができる装置は、目視によって瞬時に量を確認できるもので次のものがある。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

- (1) フロート式液面計(気密構造のもの)
- (2) 差圧式液面計
- (3) マグネット式液面計(○)
- (4) 鎧装形(反射式、透視式)液面計(○)

ただし、本体のガラスは強化ガラスを用い、ゲージバルブには、緊急遮断用のボールチャッキ弁が内蔵されていること。なお、この液面計は、第4類及び第6類の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクについて認められるものであること。

『注入口』(政令第11条第1項第10号)

1 注入口については、次によること。

- (1) 危険物の量を確認することが困難な位置に設ける場合(以下「遠方注入口」という。)は、注入口付近にポンプ等の供給設備の停止ができ、かつ、注油量を確認できる装置を設けること。(○)
- (2) 注入口を防油堤外に設ける場合は、漏れた危険物が拡散しないように、注入口の直下に囲い又は受け皿等を設けること。(○)
- (3) 注入口を一般取扱所(移動タンク貯蔵所へ充填する施設に限る。)の中へ設ける場合にあっては、当該一般取扱所の付属設備とする。
- (4) 静電気除去の接地電極の接地抵抗値は、100Ω以下とし、避雷設備の接地極と兼用することができる。

(H1.7.4消防危第64号質疑)

2 引火点が70℃未満の危険物(静電気による災害の発生するおそれのある危険物)を貯蔵する大気開放のタンクへの注入については、危険物の流入によって静電気が発生しないよう内部注入管(インナーノズル)を設け、危険物を側板に沿わせて注入する構造又は底部付近まで延長した構造とすること。(○)

3 掲示板(政令第11条第1項第10号ホ)については、政令第11条第1項第3号による。

『ポンプ設備』(政令第11条第1項第10号の2)

1 ポンプ設備は、次によること。(S40.10.26自消乙予発第20号通知)

- (1) 二以上のポンプ設備を群として設ける場合は、当該二以上のポンプ設備の群をもって一のポンプ設備とする。この場合において、ポンプ設備は、その属するいずれのタンクの保有空地内にも設けることができるが、どのタンクとの距離もタンクの空地の幅の1/3以上確保すること。
- (2) ポンプ設備は、防油堤内には設けないこと。
- (3) 「防火上有効な隔壁」は、耐火構造(ポンプ室の外壁を耐火構造とする場合、又は一の建築物又は工作

物においてポンプ設備の用途に供する部分と他の用途に供する部分が耐火構造の隔壁で屋根裏まで完全に仕切られている場合を含む。) 又は不燃材料で造った高さ2m以上の壁又は扉とすること。なお、「不燃材料及び耐火構造」については、別記4「不燃材料と耐火構造」によること。

- 2 ポンプ設備の基礎は、鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有すること。(○)
- 3 ポンプ設備の周囲に設ける囲いは、コンクリート造又はコンクリートブロック造とし、当該ポンプ設備が容易に点検でき、危険物の流出防止に有効な広さとすること。(○)
- 4 ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、夜間のための照明設備を設けること。ただし、他の照明設備又は携帯用照明器具により代替できる場合は、この限りでない。(○)
- 5 「換気設備及び排出設備」については、別記9「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」によること。
- 6 「貯留設備」及び「流出防止及び油分離装置」については、製造所の例によること。
- 7 「掲示板」(政令第11条第1項第10号の2フ)については、政令第11条第1項第3号によること。
- 8 ポンプ設備を鋼板で造られた外箱に収納する場合で、次の(1)の全てに適合する場合は、(2)によることができる。

(1) 適用条件

ア 外箱の大きさは必要最小限とするとともに、ポンプの維持管理を行うことができる構造設備とすること。ただし、注入口、液面計等当該施設に必要な設備は、同一の外箱内にポンプ設備と鋼板で仕切り、設置することができる。

イ 外箱の底部(高さ0.15m以上)は、危険物の漏れない構造とすること。

ウ 外箱は、ポンプ設備の温度上昇を防止するために有効な通風の措置を講じること。

(2) 外箱に収納されたポンプの取扱い

ア 当該ポンプ設備は屋外にあるポンプ設備とする。

イ 外箱の底部をもって、ポンプ設備直下に設ける流出防止の囲い及び貯留設備として取り扱う。

ウ 油分離装置を設けないことができる。

エ 政令第11条第1項第10号の2の屋外に設けるポンプ設備に係る各規定(ルは除く。)は適用する。

【バルブ】(政令第11条第1項第11号)

- 1 「屋外貯蔵タンクの弁」とは、屋外貯蔵タンクの第1弁(以下「元弁」という。)をいうものであり、危険物配管の元弁のほか水抜管等の元弁も含まれるものであること。ただし、タンクの最高液面より上部(気相部)に設けられ、常時液圧を受けることのない元弁は除くものとする。
- 2 「鋳鋼又は同等以上の機械的性質を有する材料」として、次に掲げる材質のものは、鋳鋼弁に代えて設けることができるものであること。

鋳鋼又は同等以上の機械的性質を有する材料

JIS G 5705	可鍛鋳鉄品	(FCMB340、360)
JIS G 5502	球状黒鉛鋳鉄品第1種	(FCD400)
JIS G 5502	球状黒鉛鋳鉄品第2種	(FCD450)
JIS G 5121	ステンレス鋼鋳鋼品	(SCS)
JIS G 3201	炭素鋼鍛鋼品	(SF)
JIS G 5501	ねずみ鋳鉄品	(FC200)

- 3 酸性の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの元弁は、陶磁器その他でライニングしたJIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)の第3種から第6種までの弁又はこれらと同等以上の強度、耐熱性及び耐酸性を有するものを使用する

ことができる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

4 「チタン及びジルコニウム製弁の使用について」(S35.3.31国消乙予発第23号質疑)

5 「屋外貯蔵タンクの材質、構造及び防油堤について」(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

『水抜管』(第11条第1項第11号の2)

1 タンクと水抜管との結合部分が地震等により損傷を受けるおそれのない方法は、架台上に設けるタンクとする。(S40.10.26自消乙予発第20号通知、S58.9.29消防危第89号通知)

『配管・耐震措置』(第11条第1項第12号、12号の2)

1 「配管の基準」については、製造所の例によること。

2 政令第11条第1項12号の2に規定する「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない措置」としては、原則として曲がり配管を用いるのが適当であるが、呼径が40A以上の配管を使用する場合は、可撓管継手を用いるものとする。(○)

3 「タンクとの結合部分に損傷を与えないように設置する」措置として、可撓管継手を使用する場合は、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」(S56.3.9消防危第20号通知)、「可撓管継手の設置等に関する運用基準の取扱いについて」(S56.8.14消防危第107号通知)及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて」(S57.5.28消防危第59号通知)によるほか、次によること。(○)

(1) (財)日本消防設備安全センターで行った認定試験の合格品は可撓管継手の基準に適合しており、できるだけ当該試験合格品を用いること。

(2) 小口径(フレキシブルメタルホースで呼径40A未満のもの及びユニバーサル式ベローズ形伸縮管継手で呼径80A未満のもの)の可撓管継手については、認定試験の対象となっていないので、当該小口径可撓管継手を用いる場合は、可撓管継手の基準のうち、原則として可撓管継手の構成、材料、防食措置、外観及び表示に係る事項について適用するものとする。

『配管の緊急遮断弁』(政令第11条第1項第12号の3)

1 政令第11条第1項12号の3に規定する「緊急遮断弁」については、(H10.3.20消防危第31号通知、H11.6.15消防危第58号質疑)によること。

『電気設備・避雷設備』(政令第11条第1項第13号・14号)

1 「避雷設備」については、製造所の例によること。

2 浮き屋根式の屋外貯蔵タンクの避雷設備については、JIS A 4201に規定する金属製の槽に該当するものとし、製造所の例によるほか、ルーフドレン管の継目は、断面積30mm²以上の導線等により電氣的に接続すること。(○)

『防油堤』（政令第11条第1項第15号）

- 1 屋外貯蔵タンクの配置は、原則として2列とすること。（○）
- 2 規則第22条第2項第2号に規定する「防油堤の高さ」は、堤内の地盤面から0.5m以上3m以下とすること。この場合において高さ1.5mを超える防油堤については、防油堤の天端に幅0.5m以上の歩廊用張出しを付設すること。（○）
- 3 規則第22条第2項第5号に規定する「構内道路に直接面する」とは、屋外貯蔵タンクの一面以上が当該道路に面していることをいう。（○）
- 4 規則第22条第2項第5号ただし書の適用及び規則第22条第2項第6号に規定する「消防活動に支障がないと認められる道路又は空地」については、屋外貯蔵タンクの一面以上が4m以上の幅を有する空地又は道路に面することとする。（○）
- 5 規則第22条第2項第8号の表中に規定する「タンクの高さ」については、防油堤内の地盤面からタンクの側板又は胴板の最上部までの高さとする。（○）
- 6 規則第22条第2項第8号ただし書に規定する「引火点が200℃以上のタンク」については、当該タンクの側板から防油堤内面までにタンク高さの1/5以上又は0.5m以上のいずれか大なる距離を保つこと。（○）
- 7 規則第22条第2項第9号に規定する「防油堤の構造」については、**別記18「防油堤の構造に関する基準」**によること。
- 8 防油堤内の消火配管、冷却散水配管及び危険物受け入れ配管は、原則として地盤面付近の低い位置に設けるものとし、パイプラック等を用いて設ける場合で、最下段のラック下の支柱の高さが1.5mを超えるものにあつては、その最下段のパイプラックの支柱の部分は、耐火性能を有すること。
なお、「耐火性能」については、製造所の例によること。（○）
- 9 構内道路の架空には、工作物を設けないこと。ただし、路面からの最下段の高さ4m以上の配管支持物はこの限りでない。（○）
- 10 防油堤の地表面下の地盤部分に配管等が横断する場合の措置については**別記18「防油堤の構造に関する基準」**7「防油堤の地表面下の地盤の部分を管きよ等が横断する箇所の措置について」によること。
- 11 規則第22条第2項第12号ただし書に規定する「防油堤等に損傷を与えないよう必要な措置」については、**別記18「防油堤の構造に関する基準」**6「配管貫通部の保護措置」によること。
- 12 規則第22条第2項第14号に規定する「弁等の開閉状況が容易に確認できる」とは、防油堤周囲の構内道路上等から弁の開閉状況が目視により容易に確認できることをいうものである。（S52.9.9消防危第136号質疑）
- 13 規則第22条第2項第16号に規定する「階段」の構造は、防油堤等の高さが1.5mを超える場合にあつては、天井の踊り場の長さを2m以上、階段の幅を1m以上とし、高さが1.5m以下の場合にあつては、踊り場の長さを1m以上、階段の幅を0.6m以上とすること。（○）
- 14 防油堤内には、水抜口に通ずるためますを設けること。（○）

『可燃性の蒸気を屋外に有効に排出するための設備』（政令第11条第2項第2号）

- 1 可燃性蒸気の排出設備には、次に掲げる特別通気口及び固定屋根の中央部に通気口が該当すること。（H24.3.28消防危第88号通知、H29.5.18消防危第104号質疑）
 - (1) 特別通気口は、最高液位時の浮き蓋外周シールより上部の側板又は側板近傍の固定屋根上に設けること。その個数は、標準サイズ（幅300mm、長さ600mm）の場合、**別表**に示す値以上とし、原則として等間隔

に設けるものであること。

また、通気口開口部の相当直径 ($4S/L_p$) が標準サイズ (0.4m) を超える場合は、次の式によって個数を算出するものであること。ただし、最小設置個数は4個とすること。

$$N = 0.18N_s / S$$

- N : 必要な設置個数
 N_s : 別表による標準サイズの設置個数
 S : 通気口の開口部断面積 (m²)
 L_p : 通気口の浸辺長 (m)

- (2) 固定屋根の中央部に設ける通気口のサイズは、呼び径が250mm以上であること。ただし、気相部を不活性ガスにより常時シールするものについては、当該通気口に代えて規則第20条第1項第2号に規定する大気弁付通気管を設置することが望ましい。
- (3) 特別通気口の通気量が日本高圧力技術協会規格G-107「固定屋根付き浮き屋根式石油類貯蔵タンクの通気装置」に示されている通気量（固定屋根と浮き屋根間に滞留する蒸気量を、内径が25m以下のタンクについては18時間以内に、内径が25mを超えるタンクについては24時間以内に元の量の25%以下に換気し得る通気量）を満足することが数値流体力学による解析等により確認できれば、上記(1)によらないこととして差し支えない。

別表 標準サイズの特別通気口の設置個数 (N_s)

タンク内径 (m)	タンク高さ (m) ※		設置個数 (N _s)					
	20	21	22	23	24	25		
10	4	4	4	4	4	4		
12	4	4	4	4	4	6		
14	6	6	6	6	6	6		
16	6	6	6	6	6	6		
18	8	8	8	8	8	8		
20	8	8	8	8	10	10		
22	10	10	10	10	10	12		
24	10	10	10	10	12	12		
26	10	10	10	10	12	12		
28	10	10	12	12	12	14		
30	12	12	14	14	14	14		
32	12	14	14	16	16	16		
34	14	16	16	18	18	18		
36	16	16	18	20	20	20		
38	18	18	20	22	22	22		
40	20	20	22	24	24	26		
42	22	22	24	24	26	28		
44	24	24	26	26	30	30		
46	26	26	28	30	32	34		
48	28	28	30	32	34	36		
50	30	32	32	34	36	40		
52	32	34	36	36	38	42		
54	34	36	38	40	42	46		
56	38	38	40	42	44	48		
58	40	42	44	46	48	50		
60	42	44	46	48	50	52		

※タンク高さが20m未満のものについては、20mの時の設置個数を用いる

『高引火点危険物の特例』（政令第11条第3項）

- 1 規則第22条の2の3第3項第5号に規定する防油堤基準の準用については、次による。（○）
 - (1) 防油堤内に設置する屋外貯蔵タンクのすべてについて、タンクの一面以上が消火活動に支障がないと認められる4m以上の幅を有する空地又は道路に面すること。
 - (2) 防油堤は、屋外貯蔵タンクの側板から防油堤内面までにタンクの高さの1/5以上又は0.5m以上のいずれか大なる距離を保つこと。

『基準を超える特例』（政令第11条第4項）

- 1 規則第22条の2の5に規定するアルキルアルミニウム等の屋外タンク貯蔵所は、次によること。
 - (1) 単一の屋外タンク貯蔵所とすること。
 - (2) 「漏えい局限化設備及び受け槽」については、製造所の例によること。
- 2 規則第22条の2の6第2号に規定する「冷却装置」については、ジャケット方式でジャケット側に冷媒を通過させる方法、タンクの内部に冷媒の通過配管をはりめぐらす方法又は外部冷却循環方式で危険物をタンクの外部で冷却させてタンクに戻す方法のいずれかの方法によること。

この場合において、温度測定装置を設けて常時温度監視ができる体制とし、異常な温度上昇に対して警報を発することができるものとする。
- 3 ヒドロキシルアミン等の貯蔵又は取り扱いに係る基準については、製造所の例によること。

『変更の工事』（政令第11条第6項）

- 1 規則第22条の4第1項第9号に規定する構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部（ぜい性破壊を起こすおそれのないものに限る。）の補修工事のうち、タンク本体の変形に対する影響が軽微なものとは、令和元年8月27日付け消防危第117号通知に定められる要件に該当するものをいう。

なお、代替要件を満足するかの評価は、KHKの技術援助を活用すること。

第3 屋内タンク貯蔵所**『屋内タンク貯蔵所の基準』**（政令第12条第1項）

- 1 平家建のタンク専用室は、独立した建屋とすること。ただし、連続する他の用途部分との間に防火上有効な小屋裏に達する耐火構造の壁体を設けた場合は、この限りでない。（○）

『相互間の距離』（政令第12条第1項第2号）

- 1 屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根（屋根がない場合は、上階の床）との間に0.5m以上の間隔を有すること。（○）

『標識・掲示板』（政令第12条第1項第3号）

- 1 「標識、掲示板」については、別記7「標識、掲示板」によること。

『容量制限』（政令第12条第1項第4号）

- 1 一のタンク専用室において、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクを二以上設置することにより、その容量の合計が指定数量以上になるときは、屋内タンク貯蔵所として規制する。（○）

『タンクの構造』（政令第12条第1項第5号）

- 1 「さびどめのための塗装」については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

『通気管・安全装置』（政令第12条第1項第7号）

- 1 アルコール貯蔵タンクの通気管にあつては、規則第20条第2項第1号及び第2号に適合した同条第1項第2号の大気弁付通気管を設置することは差し支えない。（S37. 10. 19自消丙予発第108号質疑）
- 2 通気管の先端の位置については、屋外の地上4m以上の高さとし建築物の開口部から1m以上離すこと。（○）
- 3 施工状況から屈曲を伴うものについては、通気管内で蒸気が凝縮して滞油するような屈曲は設けてはならない。（○）

『自動表示装置・注入口・ポンプ設備』（政令第12条第1項第8号、9号、9号の2）

- 1 ポンプ設備の周囲には点検、修理等のため適当な空間を保有すること。（○）

『弁・水抜管・配管・耐震措置・壁、柱、床、はり・屋根材・窓、出入口・ガラス・床』（政令第12条第1項第10号～16号）

- 1 「不燃材料及び耐火構造」については、別記4「**不燃材料と耐火構造**」によること。
- 2 「延焼のおそれのある外壁」については、別記8「**建築物の延焼のおそれのある範囲**」によること。
- 3 「床の傾斜及び貯留設備」については、「製造所」の例によること。

『しきい・採光、照明、換気・電気設備』（政令第12条第1項第17号、18号、19号）

- 1 「しきいの高さ」については、貯蔵する危険物の全量が収容できるしきいの高さとするか、又はこれにかわる「せき」を設けること。この場合における「せき」は、鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該「せき」と屋内貯蔵タンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。（○）

『平屋以外の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所』（政令第12条第2項）**『場所制限・表示装置』**（政令第12条第2項第1号・2号）

- 1 政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。（S46. 7. 27消防予第106号通知）

『ポンプ設備・壁、柱、はり、床・屋根材料・窓・出入口・換気設備・流出防止』（政令第12条第2項第2号の2～8号）

- 1 政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室外の部分に流出しないような構造」とは、出入口のしきいの高さを高くするか、又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に収納されている危険物の全容量が収納できるものであること。（S46. 7. 27消防予第106号通知）

第4 地下タンク貯蔵所

『地下タンク貯蔵所の基準』（政令第13条）

『タンク室設置』（政令第13条第1項第1号）

1 地下貯蔵タンクの設置場所については、次によること。

- (1) 地下貯蔵タンクは製造所等の保有空地外に設置するとともに、タンク室に設置しない地下貯蔵タンクにあつては、隣地境界線、道路境界線及び建築物の基礎等の地下構造物から、水平距離でおおむね1m以上離れた位置に設置すること。（○）
- (2) 当該施設の点検管理が容易に行えるよう、地下タンク貯蔵所の直上部に必要な空間が確保できる場所とすること。（S49. 5. 16消防予第72号質疑）

『タンク室との間隔等』（政令第13条第1項第2号）

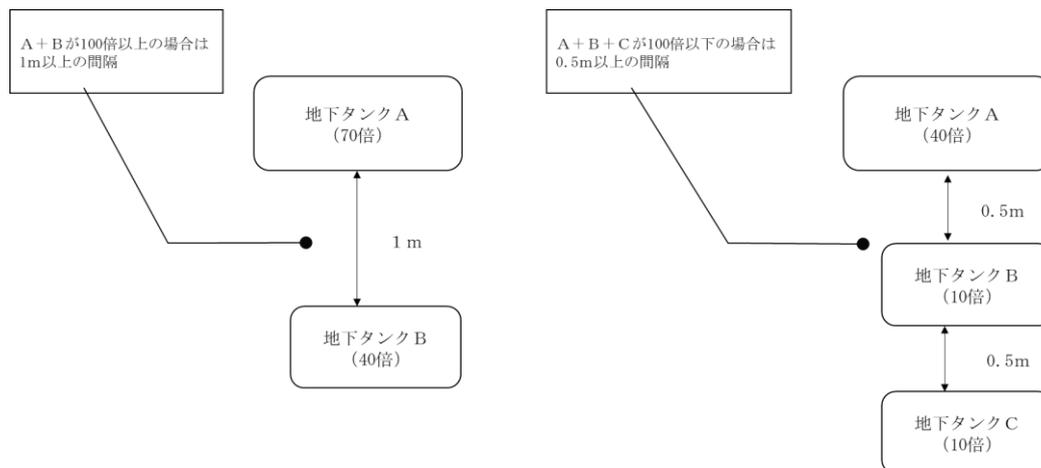
- 1 良質の膨張性頁岩を、高温で焼成し、人工的に砂にしたもの（人工軽量砂）は、乾燥砂と認められる。（S44. 1. 6消防予第1号質疑、S61. 11. 20消防危第109号質疑）

『埋設深さ』（政令第13条第1項第3号）

- 1 「タンクの頂部」には、タンクマンホールの部分は含まず、タンク胴板の最上部とする。（○）

『タンク相互の間隔』（政令第13条第1項第4号）

- 1 タンク相互の間隔は、次図によること。（○）



『標識・掲示板』（政令第13条第1項第5号）

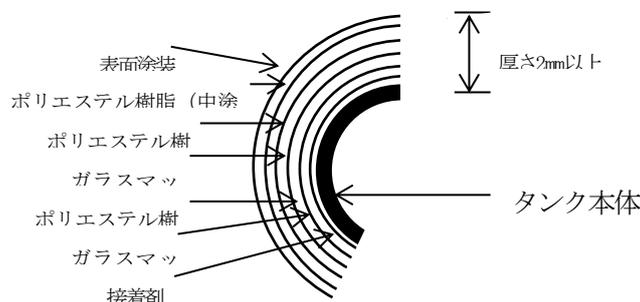
- 1 「標識、掲示板」については、別記7「標識、掲示板」によること。

『タンク本体の材質・板厚・水圧試験』 (政令第13条第1項第6号)

- 1 既設地下貯蔵タンクに点検用マンホールを設置する場合は、次による。
 - (1) タンク本体とマンホールネックの取付けについては、ボルト締めとすることができる。
 - (2) タンクを埋設した状態において、不燃性ガスによる気密試験により水圧試験とすることができる。
(S62. 10. 7 消防危第97号質疑)
- 2 安全弁吹き出し圧力を最大常用圧力とすることができる。(○)
- 3 地下貯蔵タンクに作用する荷重及び発生応力については、告示第4条の47関係、H17. 3. 24消防危第55号通知によるものであること。
- 4 標準的な地下貯蔵タンクを設置する場合の構造例については、(H18. 5. 9消防危第112号、H30. 4. 27消防危第73号)を参考とすること。なお、「縦置円筒型地下貯蔵タンク」の構造は、KHKの評価によること。(○)

『防食』 (政令第13条第1項第7号)

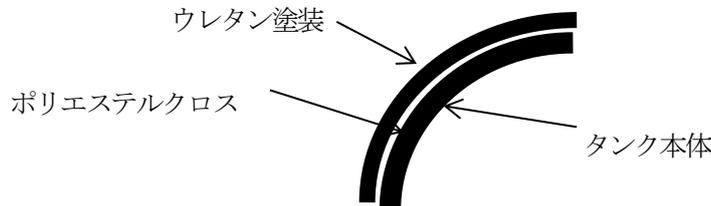
- 1 告示第4条の47の3にある『設置年数』及び『設計板厚』は以下のとおりとする。(H22. 7. 8消防危第144号通知)
 - (1) 設置年数は、当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいうこと。
 - (2) 設計板厚は、当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいい、設置又は変更の許可の申請における添付書類に記載された数値で確認すること。
- 2 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に講ずべき措置のうち、内面の腐食を防止するためのコーティングは、(H22. 7. 8消防危第144号)に基づき、適切に講じること。
- 3 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに該当する地下貯蔵タンクについて、規則に基づき、当該タンクに内面の腐食を防止するためのコーティングを講ずること、電気防食により保護することが必要となるが、当該タンクのうち危険物の貯蔵及び取扱いを休止しているものにあつては、休止の間、政令第23条を適用して、当該措置を講じないことができる。なお、措置及び手続きについては次によること。(H22. 7. 23消防危第158号質疑) (○)
 - (1) 地下貯蔵タンクを洗浄後、当該タンクの注入口に閉止板を取り付ける等、危険物が注入出来ない措置を講ずること。
 - (2) 地下貯蔵タンクの一部を休止する場合にあつては、措置内容等の必要事項を明記の上、危険物製造所等変更届出書(多危則第16条)にて届け出ること。
- 4 地下貯蔵タンクの外面保護は、告示第4条の48第2項に定めるもののほか次によること。
 - (1) ポリエステル樹脂塗装材を使用する場合 (S56. 10. 8消防危第135号質疑)
 - ア 覆装材は、ガラスマットを使用すること。
 - イ 塗覆装の方法は、タンク外面に接着剤でガラスマットを装着し、その後ポリエステル樹脂、ガラスマットを交互に厚さ2mm以上になるまで上塗りすること。



(2) ウレタン樹脂塗装による方法 (S57. 9. 8消防危第89号質疑)

ア 覆装材は、ポリエステルクロスを使用すること。

イ 塗覆装の方法は、タンク外面にウレタン樹脂を下塗りしてポリエステルクロスを貼布し、その後ウレタン樹脂を厚さ2mm以上に上塗りすること。



(3) 耐熱樹脂塗装材による方法 (S60. 7. 30消防危第94号質疑)

ア 覆装材は、耐熱樹脂を含浸させたポリエステルテープ又は耐熱繊維テープを使用すること。

イ 塗覆装の方法は、タンクの外面に耐熱樹脂を下塗りして耐熱樹脂を含浸させたテープを貼付し、耐熱樹脂を厚さ2mm以上に達するように上塗りし、その表面に耐水塗料を塗布した後24時間乾燥させること。

(4) 地下貯蔵タンクの外面保護の方法についての特例は、JIS A 6005のアスファルトルーフィングに相当する品質を有するものが認められる。(S49. 4. 1消防予第52号質疑)

(5) タンク室に水が浸入するおそれのある場合は、告示第4条の48条第3項第2号の外面保護をすること。

(○)

5 告示第4条の48第2項に定める「次の各号に掲げる性能が第3項第2号に掲げる方法と同等以上の性能」を有することの確認は、同等以上の性能の確認を行なおうとする方法(塗覆装の材料及び施工方法)により作成した試験片を用いて、次に掲げる性能ごとにそれぞれ示す方法で行うものとする。

(H17. 9. 13消防危第209号通知)

(1) 浸透した水が地下貯蔵タンクの外表面に接触することを防ぐための水蒸気透過防止性能

プラスチックシート等(当該シート等の上に作成した塗覆装を容易に剥がすことができるもの)の上に、性能の確認を行なおうとする方法により塗覆装を作成し乾燥させた後、シート等から剥がしたものを試験片として、JIS Z 0208「防湿包装材料の透湿度試験方法(カップ法)」に従って求めた透湿度が $2.0\text{g}/\text{m}^2 \cdot \text{日}$ 以下であること。なお、恒温恒湿装置は、条件A(温度 $25^\circ\text{C} \pm 0.5^\circ\text{C}$ 、相対湿度 $90\% \pm 2\%$)とすること。

(2) 地下貯蔵タンクと塗覆装との間に間隙が生じないための地下貯蔵タンクとの付着性能

JIS K 5600-6-2「塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質—第2節：耐液体性(水浸せき法)」に従って、 40°C の水に2ヶ月間浸せきさせた後に、JIS K 5600-5-7「塗料一般試験方法—第5部：塗膜の機械的性質—第7節：付着性(プルオフ法)」に従って求めた単位面積当たりの付着力(破壊強さ)が 2.0Mpa 以上であること。

(3) 地下貯蔵タンクに衝撃が加わった場合において、塗覆装が損傷しないための耐衝撃性能

温室 5°C 及び 23°C の温度で24時間放置した2種類の試験片を用いて、JIS K 5600-5-3「塗料一般試験方法—第5部：塗膜の機械的性質—第3節：耐おもり落下性(試験の種類は「デュボン式」とする。))に従って 500mm の高さからおもりを落とし、衝撃による変形で割れ又ははがれが生じないこと。

さらに、上記試験後の試験片をJIS K 5600-7-1「塗料一般試験方法—第7部：塗膜の長期耐久性—第1

節：耐中性塩水噴霧性」に従って300時間の試験を行い、さびの発生がないこと。

(4) 貯蔵する危険物との接触による劣化、溶解等が生じないための耐薬品性能

JIS K5600-6-1「塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質—第1節：耐液体性（一般的方法）」（7については、方法1（浸せき法）手順Aによる。）に従って貯蔵する危険物を用いて96時間浸せきし塗覆装の軟化、溶解等の異常が確認されないこと。

なお、貯蔵する危険物の塗覆装の軟化、溶解等に与える影響が同等以上の影響を生じると判断される場合においては、貯蔵する危険物に代わる代表危険物を用いて試験を実施することとして差し支えないものであること。

『通気管・安全装置』（政令第13条第1項第8号）

1 通気管については、次によること。

- (1) 通気管の先端の位置は、炉、煙突その他の火気を使用する設備から5m以上離れた火災予防上安全な位置とする。ただし、防火上安全な措置を講じた場合はこの限りではない。（○）
- (2) 通気管の先端の位置は、開口部から1m以上離すこと。（○）
- (3) 通気管に設ける細目の銅網等は、40メッシュ以上のものであること。（○）
- (4) 通気管のうち地下の部分の上部地盤面に係る重量に対する保護については、製造所の配管の基準の例によること。（○）
- (5) 風圧等により損傷を受けない構造とすること。（○）
- (6) タンク直上部における通気管接続部は、通気管及びタンクの気密試験が容易に行えるような構造とすること。（○）
- (7) 地下貯蔵タンクの通気管にガス回収のための分岐装置を取り付ける場合は、次によること。

(S55. 3. 31消防危第43号質疑)

ア 移動タンク車の荷おろしと同時に、通気管に設置した特殊自動弁機構が作動して通気口からのガス発散が遮断され、所定のホースを経て移動タンク車に還元されるものであること。

イ 注油時以外は、通気口から通常の微量ガスとエア—吸入の換気作用がなされるものであること。

ウ 取付けは通気管に取り付けることができる。

2 規則第20条第3項第2号に規定する「溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの」については、別記16「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用」によること。

『液面計』（政令第13条第1項第8号の2）

1 「危険物の量を自動的に表示する装置」については、次によること。（○）

引火点が70℃未満の危険物を貯蔵する地下貯蔵タンクにあっては、フロート式等による自動液面計を設けること。

2 量目標示機をタンク直上部に設けるもので、タンク内部のフロートにより危険物の量を自動的に覚知する密閉構造のフロート式液面計は、「危険物の量を自動的に覚知できる装置」として認められる。

(S43. 7. 30消防予第178号質疑)

『注入口』（政令第13条第1項第9号）

- 1 注入口の位置等については、次によること。（○）
- (1) 遠方注入口方式により、地下貯蔵タンクと同一敷地内に設置するものとし、不燃材料で造った箱に収納し、又は注入口直下に囲いを設けること。
 - (2) 上記によるもののほか、「屋外貯蔵タンク」の注入口の基準の例によること。

『ポンプ設備』（政令第13条第1項第9号の2）

- 1 油中ポンプ設備については、次のとおりとする。（H5. 9. 2消防危第67号通知）

(1) 電動機の構造

- ア 固定子は、固定子の内部における可燃性蒸気の滞留及び危険物に接することによるコイルの絶縁不良、劣化等を防止するため、金属製の容器に収納し、かつ、危険物に侵されない樹脂を当該容器に充填することとする。
- イ 運転中に固定子が冷却される構造とは、固定子の周囲にポンプから吐出された危険物を通過させる構造または冷却水を循環させる構造をいう。
- ウ 電動機の内部に空気が滞留しない構造とは、空気が滞留しにくい形状とし、電動機の内部にポンプから吐出された危険物を通過させて空気を排除する構造又は電動機の内部に不活性ガスを封入する構造をいう。この場合における電動機の内部とは、電動機の外装の内側をいう。

(2) 電動機に接続される電線

- ア 貯蔵し、又は取り扱う危険物に侵されない電線とは、貯蔵し、又は取り扱う危険物に侵されない絶縁物で被覆された電線をいう。
- イ 電動機に接続される電線が直接危険物に触れないよう保護する方法とは、貯蔵し、又は取り扱う危険物に侵されない金属管等の内部に電線を設ける方法をいう。

(3) 電動機の温度上昇防止措置

締切運転による電動機の温度の上昇を防止するための措置とは、固定子の周囲にポンプから吐出された危険物を通過させる構造により当該固定子を冷却する場合にあっては、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に危険物を自動的に地下タンクに戻すための弁及び配管をポンプ吐出管部に設ける方法をいう。

(4) 電動機を停止する装置

- ア 電動機の温度が著しく上昇した場合において電動機を停止する措置とは、電動機の温度を検知し、危険な温度に達する前に電動機の回路を遮断する装置を設けることをいう。
- イ ポンプの吸引口が露出した場合において電動機を停止する装置とは、地下貯蔵タンク内の液面を検知し、当該液面がポンプの吸引口の露出する高さに達した場合に電動機の回路を遮断する装置を設けることをいう。

(5) 油中ポンプ設備の設置方法

- ア 油中ポンプ設備を地下貯蔵タンクとフランジ接合することとしているのは、油中ポンプ設備の維持管理、点検等を容易にする観点から規定されたものである。また、油中ポンプ設備の点検等は、地上で実施すること。
- イ 保護管とは、油中ポンプ設備のうち地下貯蔵タンク内に設けられる部分を危険物、外力等から保護するために設けられる地下貯蔵タンクに固定される金属製の管をいうものである。なお、当該部分の外装

が十分な強度を有する場合には、保護管内に設ける必要がない。

ウ 危険物の漏えいを点検することができる措置が講じられた安全上必要な強度を有するピットは、地上からの作業が可能な大きさのコンクリート造又はこれと同等以上の性能を有する構造の箱とし、かつ、ふたが設けられていること。

(6) その他

ア 油中ポンプ設備に制御盤又は警報装置を設ける場合には、常時人がいる場所に設置すること。

イ 油中ポンプ設備の吸引口は、地下貯蔵タンク内の異物、水等の浸入によるポンプ又は電動機の故障を防止するため、地下貯蔵タンクの底面から十分離して設けることが望ましい。

ウ ポンプ吐出管部には、危険物の漏えいを検知し、警報を発する装置又は地下配管への危険物の吐出を停止する装置を設けることが望ましい。

エ 油中ポンプ設備には、電動機の温度が著しく上昇した場合、ポンプの吸引口が露出した場合等に警報を発する装置を設けることが望ましい。

『配管』（政令第13条第1項第10号・11号）

配管については、「製造所」配管の基準の例とするほか、下記によるものとする。

- 1 タンクに接続する配管のうち、タンク直近の部分には、定期点検としての気密試験等が行えるよう、配管とタンクとの間には、フランジを設ける等タンクを閉鎖又は分離できる措置を講ずること。（○）
- 2 屋外油配管をトレンチ（配管溝）内に収納する場合は、次によること。（S45.2.17消防予第37号質疑）
 - (1) トレンチの本体及びふたは、鉄筋コンクリート造等とし、上部にかかる荷重に耐えるものとする。
 - (2) トレンチの底部には、ピットを1個設け、ためますとする。
 - (3) トレンチ内の配管の接合は、トレンチ内の配管と地下貯蔵タンクのプロテクタからの配管との結合部分、可撓管の結合部分等、施工上フランジ接合とする必要のある場合を除き溶接とする。
 - (4) トレンチ内の配管に設ける可撓管、フランジ及びためますの上部には点検口を設け、そのふたは、手掛け付き鉄筋コンクリートブロック又は鉄製とする。
 - (5) 容易に目視点検できる場合を除き、配管の防食は、政令第9条第1項第21号ニの例によること。（○）
- 3 油配管用トレンチを地下貯蔵タンクのプロテクタまで延長し、ふたの一部にトレンチが食い込むようにする方法は、次のとおりである。（S45.2.17消防予第37号質疑）
 - (1) ふたにかかる荷重が直接地下貯蔵タンクにかからないよう、当該ふたは、鉄筋コンクリート造の支柱をもって支えるものとする。この場合、その支柱の支点は、地下貯蔵タンクを設置する際の土台にあたる床盤上とする。
 - (2) トレンチの地下タンクふたに食い込む部分のふたの上面（トレンチの底にあたる部分）とタンクの頂部までの間は、60cm以上の間隔をとる。
 - (3) ふたに食い込む部分のトレンチの底及び周壁（プロテクタに接する部分の壁を除く。）は厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造とする。

『検知設備』（政令第13条第1項第13号）

- 1 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当するものに対し講ずべき、地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備については、政令第23条を適用し、設置者等が1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の流出

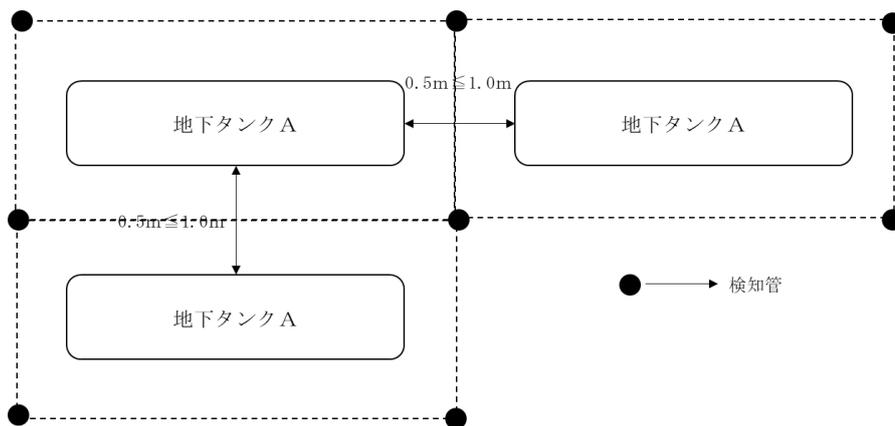
の有無を確認することができる方法をもって代えることができる。(H22.7.23消防危第158号質疑)

- 2 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当する地下貯蔵タンクについて、規則に基づき、当該タンクに地下貯蔵タンクからの危険物の微小な漏れを検知するための設備等を設けることが必要となるが、当該タンクのうち危険物の貯蔵及び取扱いを休止しているものにあつては、休止の間、政令第23条を適用して、当該措置を講じないことができる。なお、措置及び手続きについては次によること。(H22.7.23消防危第158号質疑) (○)

(1) 地下貯蔵タンクを洗浄後、当該タンクの注入口に閉止板を取り付ける等、危険物が注入出来ない措置を講ずること。

(2) 地下貯蔵タンクの一部を休止する場合にあつては、危険物製造所等休止届出書(多危則第16条)にて届け出ること。

- 3 危険物の漏れを検査するための管(以下「検知管」という。)は、地下貯蔵タンクの外面から0.5m以内の適切な位置に4本以上設けること。ただし、2以上の地下タンクを隣接して設置する場合は、次図の例により共用することができる。(○)



- 4 検知管の材質は、金属管又は硬質塩化ビニール管であること。(○)

- 5 検知管の長さは、地盤面から地下貯蔵タンクの基礎に達する長さとする。(○)

- 6 検知管の上部は、水の浸入しない構造とし、密栓又は蓋が設けてあること。(○)

【タンク室の構造】(政令第13条第1項第14号)

- 1 防水措置には、コンクリートの中にアスファルトの槽を設ける方法、防水剤を混入したコンクリートを使用する方法等がある。(○)

- 2 建築物の下部にタンク室を設ける場合は、当該建築物の最下部のスラブを当該タンク室のふたとすることができる。(○)

- 3 コンクリートパーツ組立方法により設置する場合は(S58.3.14消防危第29号質疑)によること。なお、基礎コンクリート据え付け時の水平度、捨てコンクリートと基礎コンクリートとの密着性、接合用ボルト等の防食措置、パーツとパーツとの接合状況等その施工について十分配慮すること。

- 4 タンク室に作用する荷重及び発生応力については、一般的に(告示第4条の50関係)(H17.3.24消防危第55号通知)により算出することができるものであること。

- 5 規則第24条第1号に規定する水密コンクリートとは、硬化後に水を通しにくく、水が拡散しにくいコンクリートのことであり、一般に、水セメント比は、55%以下とし、AE剤若しくはAE減水剤又はフライアッシュ若し

くは高炉スラグ粉末等の混和材を用いたコンクリートをいうこと。(H17.3.24消防危第55号通知)

- 6 規則第24条第2号に規定する目地部等に雨水、地下水等がタンク室の内部に浸入しない措置とは、振動等による変形追従性能、危険物により劣化しない性能及び長期耐久性能を有するゴム系又はシリコン系の防水材を充てんすること等の措置があること。(H17.3.24消防危第55号通知)
- 7 標準的なタンク室を設置する場合の構造例は、(H18.5.9消防危第112号、H30.4.27消防危第73号)を参考とすること。

『二重殻タンクの位置・構造・設備の技術基準』(政令第13条第2項)

- 1 「鋼製二重殻タンク」の構造については、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用」(H3.4.30消防危第37号通知)によること。
- 2 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」の構造については、次によること。
 - (1) 別記20「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用」によること。
 - (2) KHKの二重殻タンクの強化プラスチックの被覆及び検知管並びに漏洩検知装置に係る構造等に関する試験確認については、次によること。(H6.2.18消防危第11号通知)
 - ア 二重殻タンク又は二重殻タンクの被覆等に係る型式試験確認証が貼付された二重殻タンクの被覆は、強化プラスチックの構造等に関する技術基準に適合していると認められるものである。
 - イ 二重殻タンクに係る型式試験確認証が貼付された二重殻タンクの検知管及び漏洩検知装置並びに二重殻タンクの被覆等に係る型式試験確認証が貼付された二重殻タンクの検知管及びその内部に設けられた型式試験確認証が貼付された二重殻タンクの漏洩検知装置は、危険物の漏れを検知する構造に関する技術基準に適合しているものと認められる。
 - (3) 気密に造られた厚さ3.2mm以上の鋼板に強化プラスチックを間げきを有するように被覆した地下貯蔵タンク(以下「SF二重殻タンク」という。)の当該鋼板に代えて、厚さ3.2mm以上のステンレス鋼板を用いることについては、検知層以外の強化プラスチックの被覆部(以下「密着層」という。)の接着強度が、剥離試験において強化プラスチックの基材破壊(強化プラスチックを構成する部材の破壊)が生じる強度以上の強度を有していることを確認することにより認められる。なお、接着強度を確認する剥離試験は、設置予定のSF二重殻タンクと同一の施工方法によりステンレス鋼板に強化プラスチックを積層成形した試験片を用い、実施するものとする。(H22.12.28消防危第297号質疑)
- 3 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる強化プラスチックの性能に係る運用については、次によると。(H22.7.8消防危第144号通知)
 - (1) 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質の耐薬品性能に関する事項

強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質については、貯蔵し、又は取り扱う危険物を試験液とし、二重殻タンクの内殻で危険物と接する部分に使用される強化プラスチックを試験片としたアに示す耐薬品性試験において、イの評価基準に適合していることがあらかじめ確認されていなければならないこと。

 - ア 耐薬品性試験

「繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法」(JIS K 7070)による浸せき試験
 - イ 評価基準

「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」(JIS K 7012) 6.3 に規定される耐薬品性の評価基準に示されている外観変化、曲げ強さ、バーコル硬さがそれぞれ次のとおりであること。

 - (ア) 外観変化

各浸せき期間後の外観変化はJIS K 7070 表4に示す等級1、等級2に該当する又はこれより小さいこと。

(イ) 曲げ強さ

1年間の浸せき期間後の曲げ強度の保持率が60%以上であり、かつ、180日から1年にかけての変化が急激でないこと。

(ウ) バーコル硬さ

各浸せき期間後のバーコル硬さが、15以上であること。

4 「強化プラスチック製二重殻タンク」の構造については、次によること。

(1) 「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用」については(H7. 3. 28消防危第28号)によること。

(2) タンクを基礎台に据え付けた時に、検知層を加圧して圧力降下がないこと。ただし、当該タンクの検知層を減圧した状態で運搬した場合には、据え付け、固定バンド等で固定した後に減圧状態が保持されていること。(○)

(3) KHKにおいて、タンクの本体及びタンクの本体に漏えい検知設備を設けたもの(強化プラスチック製二重殻タンクの本体等)並びに漏えい検知設備に係る構造等に関して試験確認されたものについては、次によること。(H8. 10. 18消防危第129号通知)

ア 試験確認結果通知書において適合しているとされたタンク本体

政令第13条第2項第1号ロ、同項第2号ロ及び同項第3号に基づく規則第24条の2の2第3項第2号(強化プラスチックの被覆の材質)、同第24条の2の3(強化プラスチックの材質)及び第24条の2の4(強化プラスチック製二重殻タンクの安全な構造)に定める技術上の基準に適合しているものとする。

イ 試験確認結果通知書において適合しているとされた漏洩検知設備

政令第13条第2項第1号ロの規定に基づく規則第24条の2の2第4項(漏洩検知設備)に定める技術上の基準に適合しているものとする。

ウ 試験確認済証が貼付されたタンク本体

政令第13条第2項第1号ロ、同項第2号ロ及び同項第3号に基づく規則第24条の2の2第3項(被覆)、同第24条の2の3(強化プラスチックの材質)及び第24条の2の4(強化プラスチック製二重殻タンクの安全な構造)に定める技術上の基準に適合しているものとする。

エ 試験確認済証が貼付された漏洩検知設備

政令第13条第2項第1号ロに基づく規則第24条の2の2第4項(漏洩検知設備)に定める技術上の基準に適合しているものとする。

5 タンク室を設けない場合の「鉄筋コンクリート造のふた」については、次によること。

(1) 「当該タンクが水平投影の縦及び横よりそれぞれ0.6m以上大きく」とは、地下タンクの外面からそれぞれ0.3m以上ずつ大きくとることをいう。(S45. 2. 17消防予第37号質疑)

6 タンク室を設けない場合の「ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造」とは、鉄筋コンクリート造等の支柱を設ける方法によるものとし、当該支柱の構造等については、次によること。

ただし、地下貯蔵タンクを埋設する周囲の地盤が堅固であって、ふたにかかる重量が当該地盤によって安全に支えられ、支柱を設ける必要がないと認められる場合は、この限りでない。(○)

(1) 支柱は、鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものを4本以上設けること。

(2) 支柱の小径は、25cm以上で、かつ、ふたの支持点間の距離の15分の1以上の太さとする。

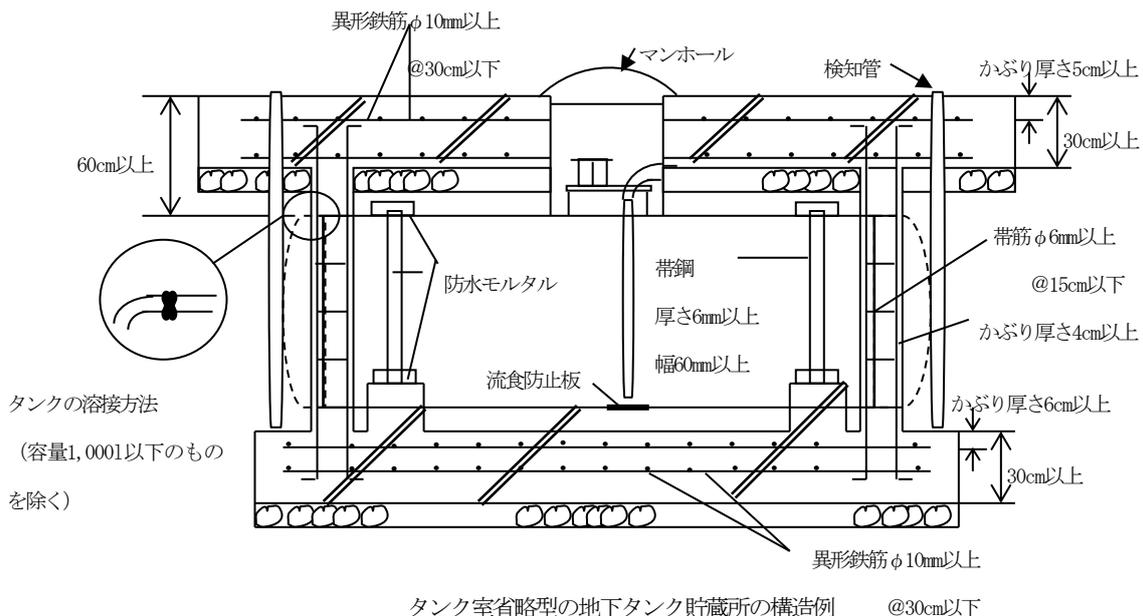
ただし、構造計算上安全であると認められるものについては、この限りでない。

(3) 主筋は、直径10mm以上の帯鉄筋柱構成とし、軸方向筋は4本以上を帯筋と緊結し、コンクリートの打ち込み支障のないようスペーサー等で適正配筋を行なうとともに、型枠使用工事とすること。

- (4) 帯筋の径は、6mm以上とし、その間隔は15cm以下とすること。
- (5) 主筋の断面積の合計は、当該支柱のコンクリートの断面積の0.8%以上であること。この場合におけるコンクリートの断面積は、構造計算上必要な断面積で算定することができる。
- (6) 鉄筋のコンクリートかぶり厚さは、4cm以上とすること。
- (7) 支柱は、地下貯蔵タンクの基礎及びふたと鉄筋を連結したものであること。
- (8) 地下貯蔵タンクを2以上隣接して設置する場合の支柱は、共有することができる。この場合の共用支柱は、他の支柱の1.5倍以上の断面積を有すること。

7 タンク室を設けない場合の「堅固な基礎」については、次によること。(○)

- (1) 主筋は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼、SR235、SD295A、又はSD295Bに係る規格に限る。）又はこれと同等以上の材料を使用すること。
- (2) 主筋の継手の重ね長さは、溶接する場合を除き主筋の径の25倍以上とすること。
- (3) 基礎は、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造とし、地盤の支持力度により地盤改良又は杭を用いること。
- (4) 主筋は、直径10mm以上の複筋構成とし、それぞれの主筋のピッチは、縦、横300mm以下、コンクリートのかぶり厚さは、6cm以上とすること。
- (5) 基礎の大きさは、地下貯蔵タンクの水平投影面積より大きくすること。
- (6) 地下貯蔵タンクは、厚さ6mm以上、幅60mm以上の帯鋼を用いて据付け架台にアンカーボルトで固定するものとし、帯鋼については、アスファルト等で防食措置を講じること。
- (7) 据付け架台は、基礎と連結した一体構造の鉄筋コンクリート造又は、これと同等の構造とすること。
- (8) 帯鋼を緊結するアンカーボルトは、基礎の鉄筋と連結し防食措置を講ずること。



- (9) 「碎石基礎による施工方法」については、(H12.3.30消防危第38号通知)によること。

『漏れ防止構造の地下貯蔵タンクの位置・構造・設備の技術基準』（政令第13条第3項）

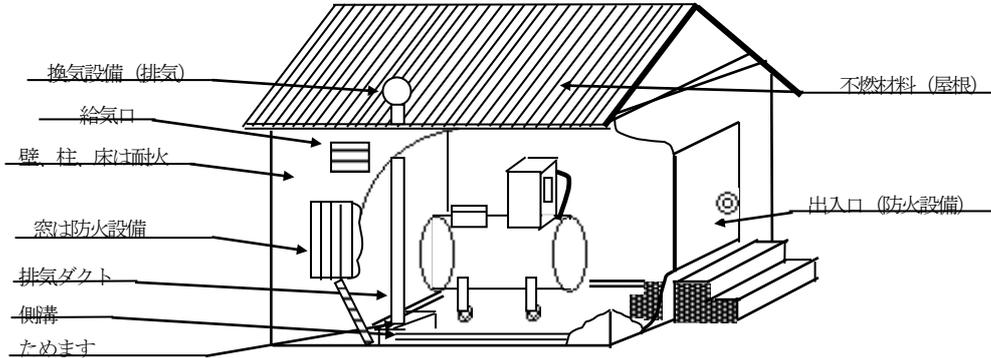
- 1 漏れ防止構造の措置としてプレキャストコンクリートを使用してもよい。
- 2 「危険物の漏れを防止することができる構造」については、「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造」（S62.7.28 消防危第75号通知）によること。

第5 簡易タンク貯蔵所

『簡易タンク貯蔵所の基準』（政令第14条）

『位置』（政令第14条第1項第1号）

- 1 タンク専用室に設置する場合の構造例を下図に示す。



タンク専用室の構造例

- 2 屋外に設置する場合は、次によること。（○）

簡易貯蔵タンクの地盤面の周囲には、高さ0.15m以上の囲い又は排水溝を設け、地盤面はコンクリート又はその他の危険物が浸透しない材料で造り、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において第4類の危険物（水に溶けないものに限る。）を貯蔵する簡易タンク貯蔵所には、貯留設備に油分離装置を設けること。

ただし、危険物が敷地外へ流出しない構造となっている場合は、流出防止措置（囲い又は排水溝）を設けないことができる。

『タンク数』（政令第14条第1項第2号）

- 1 「同一品質の危険物」とは、全く同じ品質を有するものをいい品名が同一であっても品質が異なるもの（例えばオクタン価の異なるガソリン等）は該当しないものとする。（○）

『標識・掲示板』（政令第14条第1項第3号）

- 1 「標識、掲示板」については、別記7「標識、掲示板」によること。

『設置方法』（第14条第1項第4号）

- 1 簡易貯蔵タンクを固定する架台は、鉄筋コンクリート又は鉄骨等不燃性を有する物質で堅固に造るとともに、タンクを鎖、車止め又はアンカーボルト等により固定すること。（○）

『タンク容量』（政令第14条第1項第5号）

- 1 危険物を取り扱う際に静電気の発生するおそれのある簡易タンクには、蓄積された静電気を有効に除去する装置を設けること。（○）
- 2 簡易タンク貯蔵所に設ける「電気設備」については、製造所の例によること。（○）

- 3 蓄圧式簡易タンク（コンプレッサーから圧縮空気を送り、その圧力によって危険物を吐出するもの）は次によること。（S38.4.6自消丙予発第12号質疑）
- (1) タンクは、政令第14条第5号及び第7号に規定する基準に適合すること。
 - (2) タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で、10分間行う水圧試験において漏れ又は変形しない構造であること。
 - (3) タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
 - (4) 給油ホースの元には、給油を行うとき以外は、給油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設けること。
 - (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。
 - (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。

第6 移動タンク貯蔵所

『移動タンク貯蔵所の基準』（政令第15条）

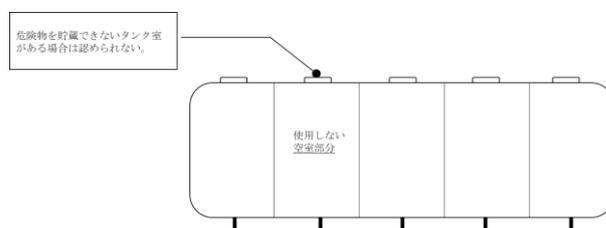
- 1 位置、構造及び設備については、政令第15条に規定するもののほか、（H13. 4. 11消防危第51号通知）によること。
- 2 容量4,000l以下のタンクに受台、脚、ステー等を溶接し又はボルト締めによって強固に取り付け、これらの受台、脚、ステー等をUボルト等でシャーシフレームに強固に固定した場合、移動タンク貯蔵所と認められる。（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）
- 3 灯油専用のタンクを、直径14mm以上のUボルトで4箇所以上をシャーシフレーム等へ固定するものは移動タンク貯蔵所として認められる。また、その設備の一部である電動機及び緊結金具付給油管（20m）を使用して直接家庭用等の燃料タンク等に緊結のうえ注油してもさしつかえない。（S45. 10. 2消防予第198号質疑）
- 4 従来、灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載してUボルトで固定し、積替えをしないもの）は、運用上、積載式の移動タンク貯蔵所としてきたが、改正後は積載式以外の移動タンク貯蔵所に該当する。また、完成検査済証を書き換える必要はない。（H1. 7. 4消防危第64号質疑）
- 5 バキューム式の移動タンク貯蔵所は、次によること。（○）（S52. 3. 31消防危第59号質疑）
 - （1）積載できる危険物は、引火点70℃以上の廃油に限ること。
 - （2）減圧装置の配管及び配管の継手は、金属製のものであること。ただし、緩衝用の継手は、耐圧、耐油性を有するゴム製のものをを用いることができる。
 - （3）移動貯蔵タンクには、一定量に達すると自動的に弁が閉鎖する装置（吸上自動閉鎖装置）を設けるものとし、かつその旨を知らせる設備を容易に覚知できるよう設けること。
 - （4）ホースの先端には、石等の固形物が混入しないよう網等を設けること。
- 6 移動タンク貯蔵所の定期点検（水圧試験）を実施するにあたり、移動貯蔵タンクを一時的に車両から取り外す場合、変更許可申請等の手続きは必要ない。（H2. 5. 22消防危第57号質疑）

『常置場所』（政令第15条第1項第1号）

- 1 移動タンク貯蔵所の車両の周囲には、0.6m以上の空地を有すること。（○）
- 2 移動タンク貯蔵所の左側方部分に常置場所を明示すること。（○）

『タンク本体』（政令第15条第1項第2号）

- 1 バキューム方式の移動タンク貯蔵所のタンク後部鏡板に掃除用としてマンホールを設置することはできない。（S55. 12. 26消防危第155号質疑）
- 2 タンク内に蒸気による加熱配管を取り付けて差し支えない。（S52. 3. 15消防危第37号質疑）
なお、当該配管は、政令第9条第21号イの水圧試験を実施すること。（○）
- 3 危険物を貯蔵できないタンク室をもつ移動貯蔵タンクは認められない。（S41. 4. 2消防危第42号質疑）



『容量・間仕切』（政令第15条第1項第3号）

- 1 液状の硫黄を貯蔵する移動タンク貯蔵所は、容量4,000以上の容量であっても間仕切はなくても差し支えない。（S43. 4. 10消防予第105号質疑、S56. 12. 9消防危第168号質疑）
- 2 2槽混載型積荷式移動タンク貯蔵所を認めることは適当ではない。（S58. 12. 20消防危第137号質疑）

『安全装置・防波板』（政令第15条第1項第4号）

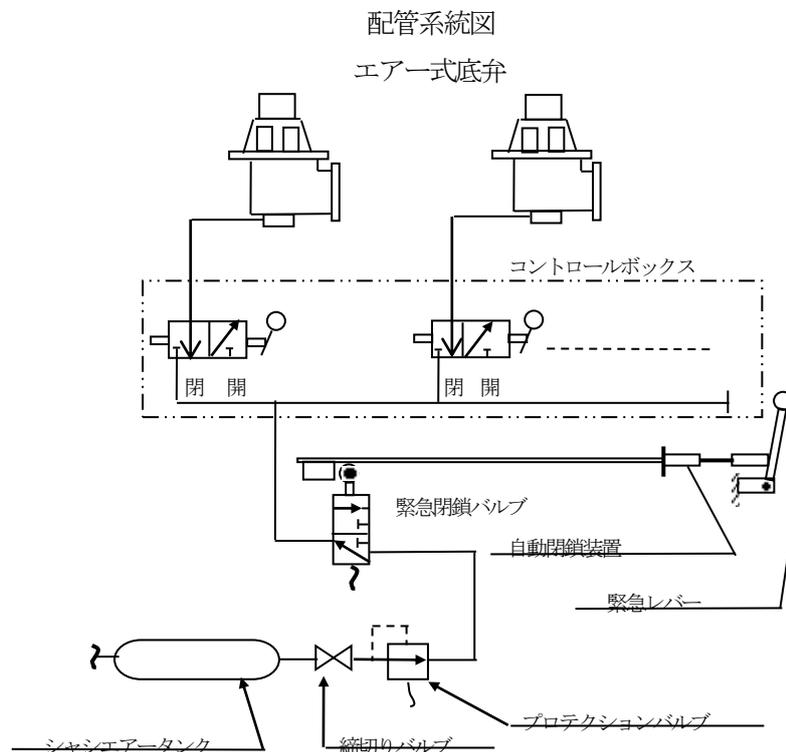
- 1 安全装置のパッキングの材質として、従来の安全装置の弁と弁座の当り面の金属すり合わせによるものほか、コルク又は合成ゴム（アクリルニトリルゴム等、耐油性を有するものに限る。）製パッキングを用いて気密性を保持したものも認められる。（S46. 1. 5消防予第1号質疑）

『マンホール等・可燃性蒸気回収設備・側面及び防護柵・塗装』（政令第15条第1項第5号～8号）

- 1 防護柵の後部に、後方確認用のカメラを設置することは差し支えないが、政令第15条第1項第13号の規定に適合し、防護柵の強度に影響を与えないものであること。（H1. 7. 4消防危第64号質疑）
- 2 移動貯蔵タンクの側面柵及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いて差し支えない。（H10. 10. 13消防危第90号質疑）

『手動（自動）閉鎖装置・緊急用レバー・底弁損傷防止装置・配管先端部の弁』（政令第15条第1項第9号～12号）

- 1 小分けを目的とするホースリール付移動タンク貯蔵所（灯油専用）の吐出口について、政令第15条第1項第9号の規定に適合するものであれば、吐出口をホースリール付ノズル以外に設けても、差し支えない。（S52. 3. 31消防危第59号質疑）
- 2 底弁を空気圧で作動する機器により開閉する構造は認められる。（H4. 2. 6消防危第13号質疑）



4 「底弁配管部分の改良について」(S55. 12. 26消防危第156号質疑)

各底弁間を配管で連結する構造のものをタンク下部に樋状部材を取付ける構造に改良した移動タンク貯蔵所については、その設置を認めることは適当でない。

5 トラックの荷台の上に積載し、車両に固定した移動貯蔵タンクの底弁の非常閉鎖装置を操作する把手等を設ける位置は、トラックの側板をおろさなければ操作できない構造の場合は、その側板をおろしたときに、地上から容易に操作できる位置とする。

6 移動タンク貯蔵所において石油等の積込み、積下しの際に起こる混油事故を防止するために、下記の方法により積込み検知器及び底弁開口検知器からなる混油防止装置を移動タンク貯蔵所に取り付けることを認めてもさしつかえない。(S59. 9. 4消防危第98号質疑)

(1) 運行記録収集装置

移動タンク貯蔵所の底弁ハンドル部に底弁開口検知器、アースプレート部に積込検知器、エンジン部に走行距離検知器を取付け、各検知器の信号を車載コンピューターに入力することにより、底弁ハンドル操作時間、積込時間、走行時間及び距離を時系列に自動収集する装置。

(2) 混油防止装置

油槽所において移動タンク貯蔵所に石油を積込む場合、アース処理を行うが、これを積込検知器で検出し、そのとき底弁が開いておれば底弁開口検知器で検知し、警報を発し、積込時の混油事故を防止する装置。また、移動タンク貯蔵所の各室積込油種は積込時、コンピューターに記憶されており、給油取扱所の地下タンクへ荷下しする場合、底弁を開くと底弁開口検知器で検出し、その部屋の油種を音声出力し、作業者に音声で確認させ混油事故を防止する装置。

(3) 安全装置

移動タンク貯蔵所に使用する検知器(底弁開口検知器、積込検知器)は、すべて本質安全防爆構造。

7 規則第24条の4に規定する「手動閉鎖装置のレバー」は、原則として赤色塗装をすること。(〇)

8 給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの単独荷卸しに必要な安全対策設備については、「給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について」(H17. 10. 26消防危第245号通知、R5. 11. 20消防危第327号質疑)によること。

『電気設備』(政令第15条第1項第13号)

1 ポンプ専用のエンジンを備えた積載式移動タンク貯蔵所については認められない。

(S51. 10. 23消防危第71号質疑)

2 積載式移動タンク貯蔵所(トラックにタンクを積載したもの)の隔壁を設けた部分にモーターポンプを固定積載し、動力源を外電(電力会社から配電されるもの)から受電して、ポンプを駆動させタンクへ燃料を注入する取扱いは、モーター及びポンプが火災予防上安全な構造のものであり、かつ、適切に積載し固定されている場合は認められる。なお、取扱い油種は、引火点が摂氏40℃以上の危険物に限り認められる。

(S53. 4. 22消防危第62号質疑)

3 冷房装置専用のエンジンを備えた移動タンク貯蔵所は適当ではない。(S56. 5. 27消防危第64号質疑)

4 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを乗せることは認められない。(S57. 4. 28消防危第54号質疑)

5 被けん引車式移動タンク貯蔵所のトラクター側に、作動油タンク及び油圧ポンプをトレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のものとは認めて差し支えない。取扱い油種は、引火点が摂氏40℃以上の危険物に限り認められる。

(S58. 11. 29消防危第124号質疑)

- 6 「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。(H1. 7. 4消防危第64号質疑)

『接地導線・注入ホース』(政令第15条第1項第14号・15号)

- 1 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物とは、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。(○)
- 2 移動タンク貯蔵所の吐出口と給油ホースを結合する結合金具として、ホースカップリング(ワンタッチ式)の使用は認められる。(S55. 4. 11消防危第53号質疑、S56. 4. 2消防危第42号質疑)
- 3 貯蔵する危険物の流れの確認及び目視検査を行うため、移動タンク貯蔵所の給油ホースの結合金具にサイトグラス及び弁を設けることは認められる。(S57. 3. 29消防危第39号、S57. 4. 19消防危第49号質疑)
- 4 (S57. 2. 5消防危第15号質疑)の構造をもった危険物の注入設備(一般取扱所)及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の設置を認めてさしつかえない。
- 5 小分けを目的とするホースリール付移動タンク貯蔵所(灯油専用)の給油ホースの長さは、特に定めはないが、必要最小限度の長さにとどめること。(S52. 3. 31消防危第59号質疑)

『静電気災害防止装置・表示』(政令第15条第1項第16号・17号)

- 1 「危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備」に代えて、その内容を鏡板に直接記入した場合も、認められる。(H1. 7. 4消防危第64号質疑)
- 2 「表示する設備及び標識」については、別記7「標識、掲示板」によること。

『積載式移動タンク貯蔵所の基準の特例』(政令第15条第2項)

- 1 積載式移動タンク貯蔵所の箱枠構造の移動貯蔵タンクを、鋼板以外の金属板で造る場合の厚さの必要最小値は、下記の計算式により計算された数値とすること。

$$t = 3\sqrt{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times R$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

A : 使用する金属板の伸び (%)

R : タンク直径又は長径が1.8m以下の場合5 (mm)、1.8mを超える場合6 (mm)

- 2 「積載式移動タンク貯蔵所の取扱い」については、(H4. 6. 18消防危第54号通知)によること。

第7 屋外貯蔵所

『屋外貯蔵所の基準』（政令第16条第1項）

- 1 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合には、（H10. 3. 27消防危第36号通知）によること。
- 2 危険物をドライコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合には、「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（R4. 12. 13消防危第283号）によること。

『保安距離』（政令第16条第1項第1号）

- 1 「保安距離」については、別記3「保安距離」によること。

『設置場所』（政令第16条第1項第2号）

- 1 「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装又は碎石等で固める等の措置を講じた場所をいう。（○）
また、地盤面は、危険物の流出防止措置を講ずるとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第4類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う場合にあっては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けること。（○）
なお、定期修理期間中の貯蔵又は臨時的に貯蔵する場合等、特別な事由の認められる場合で、漏洩拡散防止が図られる場合にあっては、これらによらないことができる。（○）
- 2 「流出防止及び油分離装置」については、「製造所」の例によること。
- 3 「油分離槽」については、別記10「油分離槽」によること。

『区画』（政令第16条第1項第3号）

- 1 さく等は、支柱、さく又は盛土等とし、支柱又はさくを用いる場合の構造は、次によること。（○）
 - (1) 床面からの高さを1m以上とすること。
 - (2) 堅固な不燃材料で造ること。
 - (3) おおむね0. 3mの間隔で不燃材料により造った鎖、鉄線等の横棧を設けること。
 - (4) 出入口、その他固定されたさくを設けることにより取扱作業に著しい障害になる部分については、取り外し可能なものとする事ができる。

『保有空地』（政令第16条第1項第4号）

- 1 「保有空地」については、別記5「保有空地」によること。

『標識・掲示板』（政令第16条第1項第5号）

- 1 「標識・掲示板」については、別記7「標識、掲示板」によること。

『架台』（政令第16条第1項第6号）

- 1 架台の高さは、地盤面から架台の最上段までの高さとし、危険物を収納する容器は、架台の最上段を越えて貯蔵しないこと。（○）
- 2 「屋外貯蔵所の架台の構造及び設備の基準」については、「屋内貯蔵所」の例によること。
（H8. 10. 15消防危第125号通知）
- 3 「風荷重」については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。（○）

『硫黄のみを貯蔵する場合』（政令第16条第2項）

- 1 本項の基準は、塊状の硫黄等（第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するものをいう。以下同じ。）を容器に収納しないで、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について規定したものであり、貯蔵し又は取り扱うことのできる危険物は、塊状の硫黄等に限られるものであること。
（H1. 3. 1消防危第14号、消防特第34号通知）
- 2 原則として本項に規定する「囲い」は、政令第16条第1項第3号の「さく等」に含まれるものではないが、囲い相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。（S54. 7. 30消防危第80号通知）

『高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例』（政令第16条第3項）

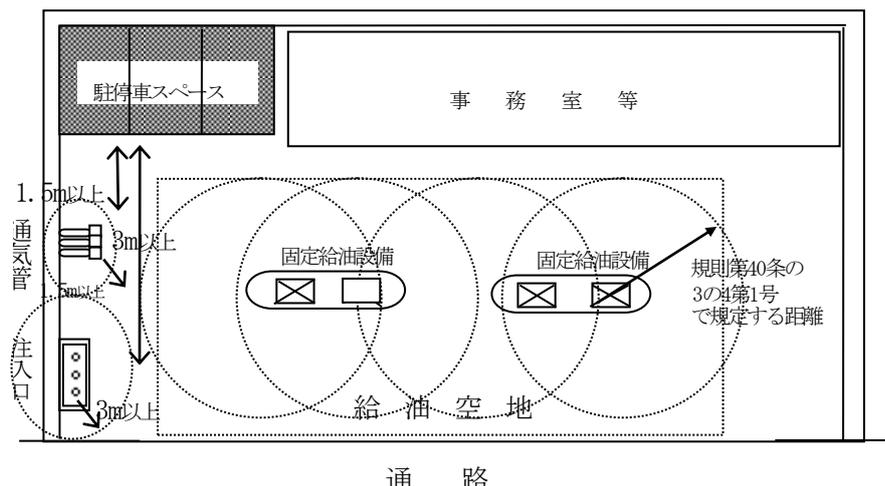
- 1 規則第24条の13第1号に規定する「危険物を適温に保つための散水設備等」については、次による。（○）
 - （1）適温とは、貯蔵する危険物に応じた温度とし、かつ、55℃以下で管理すること。
 - （2）貯蔵容器の表面を一様に覆うように設置すること。
 - （3）水源は上水道又は工業用水道で支障ないものとする。
 - （4）散水量は、危険物を適温に保つための量とし、以下の設備方式等とする。
 - ア 規則第33条第1項第5号に規定する著しく消火困難な屋外貯蔵所については、自動散水方式（温度センサー又はタイマー作動等）とする。
 - イ ア以外の屋外貯蔵所については、自動散水方式又は手動散水方式とする。
- 2 規則第24条の13第1号（散水設備等）及び第2号（流出防止の排水溝及び貯留設備）の基準については、当該各号に規定する危険物に対してのみ適用されるものである。

第4節 取扱所に係る技術上の基準

第1 給油取扱所

『給油取扱所の基準』（政令第17条第1項）

- 1 給油取扱所の上空には、原則として特別高圧架空電線が通過しないこと。ただし、次の事項に適合する場合にあっては、この限りではない。（H6. 7. 29消防危第66号質疑）（○）
 - (1) 特別高圧架空電線と固定給油設備等、注入口、通気管、建築物等との間に水平距離を確保すること。
 - (2) (1)の距離が確保することができない場合は、それと同等の安全性を有する措置を講ずること。
 - (3) 電線が断線した場合における措置等について予防規程等で明記すること。
- 2 高圧引込線にあっては、固定給油設備等、通気管、注入口及び換気設備等の先端から水平距離で2m以上離すこと。（○）
- 3 敷地の一部が河川上にかかる場合には、次の事項に適合すること。（S40. 3. 22自消丙予発第43号質疑）
 - (1) 川にかかる部分は、車等の荷重に十分耐え、かつ、危険物等が河川に流入しないものであること。
 - (2) 河川の側面に設ける擁壁は、コンクリート壁とし、上部からの荷重に十分耐えるものであること。
- 4 地盤面より上に鉄筋コンクリートで張り出した床面を給油取扱所の空地とすることができる。（S47. 1. 10消防予第20号質疑）
- 5 給油取扱所敷地上の空中の一部を占有する横断歩道橋の設置は、認められない。（S42. 9. 1自消丙予発第67号質疑）
- 6 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、政令第27条第6項第1号チの規定によるほか、給油空地以外の場所で固定給油設備から規則第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分、専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の部分に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設けること。（S62. 4. 28消防危第38号通知）



駐停車スペースの例

- 7 給油取扱所の一部を自動車の保有場所として使用する場合には次の条件を満足すること。（○）
 - (1) 自動車は、給油取扱所がその業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限る。
 - (2) 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、かつ、給油等の業務に支障のない空地とすること。
- 8 給油取扱所の自動車の保管場所を指定数量未満の危険物移動タンク車の常置場所とすることができる。

(S62. 6. 17消防危第60号質疑)

- 9 給油取扱所において、廃油タンクから指定数量以上の抜き取りを行うこと及び固定注油設備からミニローリー又は移動タンク貯蔵所に詰め替えを行う行為については支障がないものとして取り扱うこと。

(S62. 4. 28消防危第38号通知)

- 10 給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売については、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」(S62. 4. 28消防危第38号)にて指定数量未満とすることとされているが、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、当該詰め替え作業を危険物取扱者である従業員が原則として行うことによる安全対策を講じ、予防規程に基づく文書に明記することにより、指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えを行うことができる。(R1. 8. 7消防危第111号)

- 11 政令第3条第1号の「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運航する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当し、給油取扱所においてそれらの燃料タンクへ直接給油することができる。(R5. 3. 24消防危第63号質疑)

- 12 給油取扱所において、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態の自動車等(政令第3条第1号の「自動車等」という。)の燃料タンクに直接給油することができる。この場合、積載された自動車等の転倒及び動揺の防止並びに静電気対策を徹底すること。(R5. 3. 24消防危第63号質疑)

『給油設備・給油空地』(政令第17条第1項第1号・2号)

1 給油空地については、次によること。

- (1) 給油空地の性能規定に関する事項は次によること。(H18. 5. 10消防危第113号通知)

ア 基本的機能

固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。なお、給油空地には、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分が含まれる必要があること。

イ 出入口

道路に面する側の幅は、連続して10m以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合には、政令第23条の基準の特例の適用が必要であり、この場合には、幅5m以上の出入口が2箇所以上あることが必要と考えられること。

ウ 通行できる広さ

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ 給油を受けることができる広さ

(ア) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

- (2) 道路構造令の一部を改正する政令の施行(H13. 7. 1政令第130号)に伴い、給油空地の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できなくなるものについては、次の事項を満足する場合は、別図(給油空地の例示)に示す給油空地について、政令第23条を適用する。(H13. 11. 21消防危第127号通知)

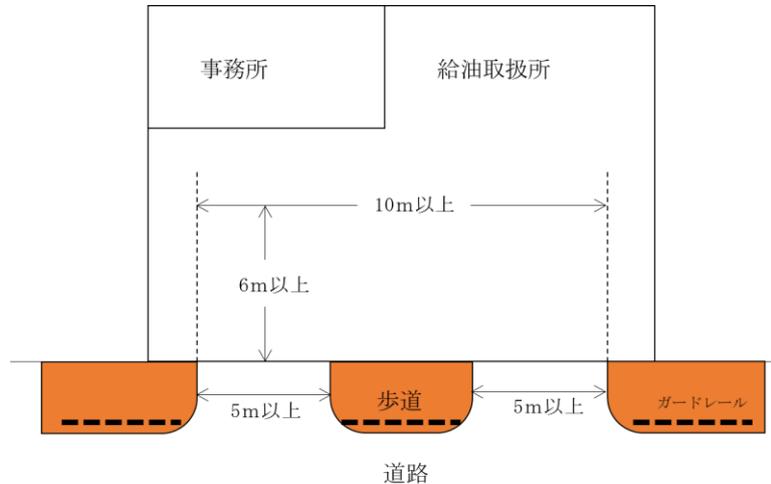
ア 給油空地は、間口(主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ)を10m以上とし、奥行きを6m以上とすること。

イ 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。

- (3) 道路と給油空地（間口側）との間に歩道又はガードレール等の障害物がある場合は、5m以上の幅の出入口を同じ側に2箇所以上設けること。

なお、この出入口から奥行き6m以上の空地が確保できること。

(S45. 5. 4消防予第81号質疑、S43. 4. 3消防予第94号質疑)



- (4) 橋等（以下「通路」という。）を介して道路に接している給油取扱所は、次によること。

(S40. 4. 9自消丙予第64号質疑、S44. 3. 10消防予第50号質疑)

ア 通路の幅が、道路から給油取扱所に至る通路の長さの2分の1以上で、かつ、5m以上であること。

イ 上記アの通路が、道路の同じ側に2箇所以上設けられていること。

ウ 通路が河川等を渡って設けられるときは、万一、危険物が通路に流出した場合であっても、河川等に流入しないよう当該通路の両側を高くする等通路には、危険物の流出防止措置を講ずること。

- (5) 間口10m以上、奥行6m以上の給油のための空地を確保する場合、店舗は道路に面して設けてもさしつかえない。(S62. 6. 17消防危第60号質疑)

- (6) 懸垂式の固定給油設備を設置することにより、表面、裏面の道路に車両が通り抜けられる場合は、間口が10mに満たない場合でも認められる。(S39. 9. 1自消丙予第95号質疑)

- (7) 給油取扱所の規模、自動車等への給油場所の位置等から判断して給油作業に支障がない場合にあっては、給油空地の一部にグリーンベルト、植込、池等を設けることができる。なお、植込の高さは政令第17条第1項第19号に規定する塀の高さ以下にすること。(S46. 4. 23消防予第65号質疑、S47. 1. 7消防予第13号質疑)

- (8) アイランドは、固定給油設備等の下部に漏えいした危険物が流入しない高さ（概ね15cm）とすること。

(○)

- (9) 固定注油設備のアイランドは、給油空地内に設けないこと。また、固定給油設備とのアイランドの共有は認められず、それぞれのアイランド間には車両の通行できる間隔を有すること。(S62. 6. 17消防危第60号質疑)

2 注油空地については、次によること。

- (1) 注油空地の性能規定に関する事項は次によること。

(H1. 5. 10消防危第44号質疑、H1. 3. 3消防危第15号通知、H18. 5. 10消防危第113号通知)

ア 固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所

等」という。)の停車位置を考慮して判断すべきものであること。

イ 容器に詰め替えることができる広さ

(ア) 容器を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

ウ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

(ア) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

(ウ) 図面に想定される移動タンク貯蔵所等の大きさを破線等により図示すること。

(2) 注油空地の出入口は、直接道路に接している必要はない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(3) 移動貯蔵タンクに詰め替えるための注油空地は、給油空地以外の場所で固定給油設備から規則第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分及び専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の場所に保有すること。(S62. 6. 17消防危第38号通知、S62. 6. 17消防危第60号質疑)

3 給油取扱所の地盤面に給油空地及び注油空地の範囲をペンキ等により明示する必要はないが、許可申請書の添付書類に明示すること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

4 固定給油設備その他の設備に支障のない給油空地の一角に銀行の現金支払機専用の建築物に該当するプレハブ建物を設置することができない。(S63. 7. 26消防危第91号質疑)

『舗装・滞留及び流出を防止する措置』(政令第17条第1項第4号・5号)

1 規則第24条の16に規定する性能を有する舗装として、鉄筋コンクリート以外で施工する場合は、耐油性、排水性があり、車両荷重等に対して十分な強度があるとともに、燃えにくい(準不燃材料(JIS難燃2級)以上)ものとし、次のものが該当する。(S59. 8. 22消防危第91号質疑)

(1) ポリシールコンクリート舗装(S53. 10. 5消防危第133号質疑)

骨材を少量のアスファルトで粘結し、この空隙にポリシールドープを主体とした充てん材(ポリシールグラウト)を充てんしたもの。

(2) TXコンクリート舗装(S56. 7. 10消防危第87号質疑)

基層をセメントコンクリートとしたもので、表層に独特の空隙を持ったアスファルトコンクリートを施し、この全厚(30~60mm)に特殊混和材(TX-0)を加えたセメントペーストを浸透させたもの。

(3) ベアコート舗装(S60. 10. 21消防危第118号質疑)

砕石を主体とした骨材を、少量のアスファルトと混合(ベースアスコン)し、これを路面に敷ならし、ローラーで締め固めた後、その空隙に特殊セメントミルクである「ベアコートミルク」を、全層にわたって浸透固化させたもの。

2 空地の地盤面の舗装の補修材または表面仕上材については、次によること。

(1) エポキシ樹脂を結合剤としたエポキシ樹脂モルタルは、舗装用補修材として認められる。

(S54. 7. 14消防危第75号質疑)

(2) エポキシ樹脂系及びポリウレタン併用モルタルは、認められない。(S57. 6. 9消防危第69号質疑)

(3) セメント、骨材にアクリル系樹脂を主剤とした混合剤と水で混合した特殊モルタルを地盤表面上に接着剤(前記混合剤と水で混合したもの)を塗布後に12~15mm厚に塗り押えたアクリル系樹脂モルタルは、認められる。(S59. 8. 22消防危第91号質疑)

3 規則第24条の16に定める「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タ

ンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいう。(H18.5.10消防危第113号通知)

4 滞留・流出防止装置の性能規定に関する事項は次によること。(H18.5.10消防危第113号通知)

(1) 可燃性蒸気の滞留防止措置

ア 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

イ 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜(1/100以上)を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。(○)

(2) 漏れた危険物の滞留防止措置

ア 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏れした危険物が空地内に滞留しないこと。

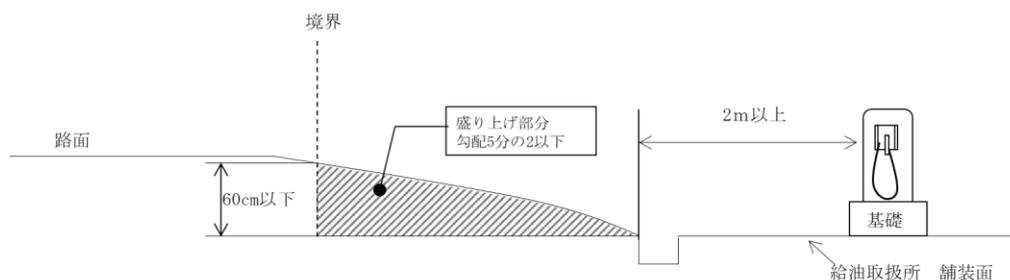
イ 空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜(1/100以上)を付けることは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。(○)

(3) 道路のかさ上げによって空地の地盤面が周囲の地盤面より低くなる場合、当該給油取扱所の空地に可燃性蒸気が滞留しないよう当該境界部分をコンクリートにより適当な勾配をつけて盛り上げる等の次の事項に適合する措置を講ずること。(S44.11.25消防予第276号質疑、S44.4.24消防予第130号質疑)

ア かさ上げ道路と給油取扱所の境界との高さの差が0.6m以下であること。

イ 境界部分の高低差をうめる盛り上げ部分がアイランドの道路に面する側から2m以上離れていること。

ウ 盛り上げの勾配が5分の2以下であること。



5 危険物等の流出防止措置の性能規定に関する事項は次によること。(H18.5.10消防危第113号通知)

(1) 収容

ア 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容される必要があること。

イ 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び付随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

ウ 排水溝及び油分離装置を設けることは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

(2) 貯留設備からの流出防止

貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

ア 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

イ ア以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置とし

ては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは、当該性能を有しているとは考えられないこと。

(ア) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

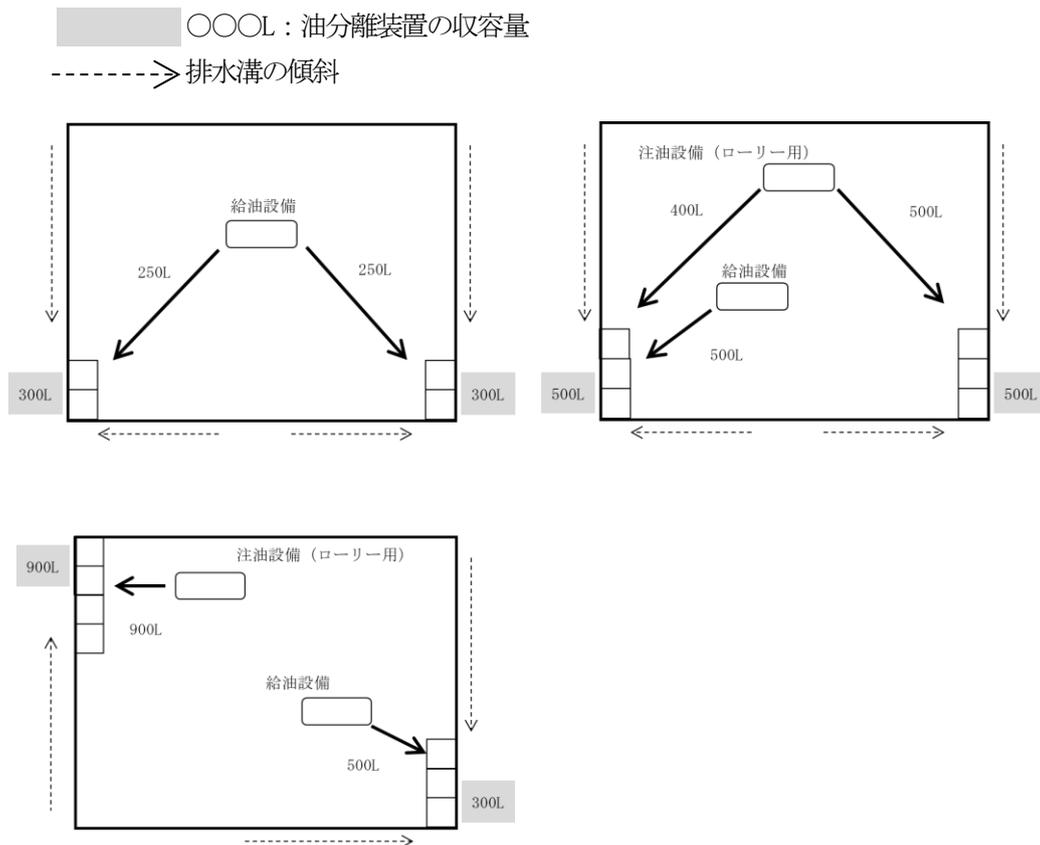
(イ) 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

6 「油分離装置」については、別記10「油分離槽」によること。

7 「排水溝」については、「製造所」の例によること。

8 給油空地と注油空地の排水溝及び油分離装置は、兼用することができる。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

9 次の図に示す貯留設備の設置は、給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなく貯留設備に収容される基準を満たしていると考えて差し支えない。(H18. 9. 19消防危第191号質疑)



『標識・掲示板』 (政令第17条第1項第6号)

1 「標識、掲示板」については、別記7「標識、掲示板」によること。

『専用タンク等』 (政令第17条第1項第7号)

1 専用タンク及び廃油タンク等の設置については、次によること。

(1) 給油取扱所の敷地外に専用タンクを設けることができる。(S42. 10. 23自消丙予発第88号質疑)

(2) 「廃油タンク等」とは、廃油タンク及び敷地内に設置された給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいう。なお、専用タンクから敷地内に設置された給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラーへ灯油を供給することができる。

(S62. 4. 28消防危第38号通知、S62. 6. 17消防危第60号質疑)

- (3) 廃油タンク等に潤滑油タンクは含まれない。また、ガソリン等と廃油を含む中仕切り専用タンクは、認められない。(S62. 6. 17消防危第60号質疑)
- (4) 固定注油設備に接続するタンクは、専用タンク以外認められない。(S62. 4. 28消防危第38号通知)

2 簡易タンクの設置については、次によること。

- (1) 地域指定が防火地域又は準防火地域に変更された場合、既設の簡易タンクは撤去しなければならない。(S35. 5. 14国消乙予発第31号質疑)
- (2) 敷地の一部が防火地域又は準防火地域にまたがる場合は、簡易タンクを設置することができない。(S35. 7消防庁 危険物関係質疑応答集)
- (3) 次の要件を全て満たす場合、固定注油設備に接続することができる簡易タンク貯蔵所を設置することができる。(H21. 11. 17消防危第204号通知)
- ア 屋外給油取扱所(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。)であること。
- イ 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
- ウ 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること。
- エ 簡易タンクの容量は600L以下であること。
- オ 簡易タンクの構造及び設備は、政令第14条第4号及び第6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

『タンクの構造等・配管』(政令第17条第1項第8号・9号)

1 「専用タンク及び廃油タンク等の位置、構造及び設備」については、「地下タンク貯蔵所」の例によるほか、次によること。

- (1) 専用タンク及びボイラーに直接接続するタンクの注入口については、次によること。(○)
- ア 注入口は、原則として専用タンクの直上部以外の場所に設けた注入口(以下「遠方注入口」という。)とし、給油取扱所の敷地内で給油に支障ない位置に設けること。
- イ 遠方注入口は、火気使用場所から直近距離で5m以上の距離を保つこと。ただし、防火上安全な措置を講じる場合にあっては、この限りでない。
- ウ 遠方注入口は、不燃材料で作った箱の中に納めるか、又は注入口の直下に囲いを設ける方法のいずれかにより危険物の漏れを防止すること。
- エ 一箇所に二以上の遠方注入口を設ける場合は、注入口ごとにその取り扱う危険物の品名を見やすい方法で表示すること。
- オ 遠方注入口の直近に、接地抵抗値が100Ω以下の導電端子(ローリーアース)を地盤面上0.6m以上の高さに設けること。
- カ 遠方注入口を隣地境界線又は道路境界線に接して設ける場合は、防火塀を設ける等火災予防上必要な措置を講ずること。
- (2) 廃油タンクの注入口は、次によること。(○)
- ア 注入口は、不燃材料で造った箱に納めるか又はバケツ及びバルブを設けること。ただし、バケツを設けない場合は、注入口の直下に貯留設備を設けること。
- イ 注入口は、整備室内に設けることができる。
- ウ 当該タンクの吸上口は、移動タンク貯蔵所の給油ホースを緊結できる構造とすること。
- (3) 次図のような複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため、液面計、コントロールユニット、

ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。この場合、既設の専用タンクの注入管内に難燃性チューブ（接地導線入り）を用いることができる。（H4. 2. 6消防危第13号質疑）

- (4) 専用タンクと屋外タンク貯蔵所等のタンクを配管によって連結することができるが、この場合注油中の危険物の量が常時確認できる装置を設ける等危険物の溢流防止措置をすること。

この場合において、屋外タンク貯蔵所等の注入口等を、給油取扱所の敷地内に設置することは認められない。（S51. 7. 12消防危第23-12号質疑、S56. 6. 16消防危第70号質疑）

- (5) 専用タンクに設ける通気管の敷地境界線からの離隔距離については、隣地との境界線からとする。

（S62. 9. 9消防危第91号質疑）

- (6) 専用タンク又は廃油タンク等と簡易タンクを配管又はホースにより、結合することは認められない。

（S41. 2. 3自消丙予発第15号質疑）

- 2 「簡易タンクの構造及び設備」については、「簡易タンク貯蔵所」の例によること。

- 3 給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの単独荷卸しに必要な安全対策設備については、「給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について」（H17. 10. 26消防危第245号通知、R5. 11. 20消防危第327号質疑）によること。

『給油設備・注油設備の構造』（政令第17条第1項第10号）

- 1 ポンプ設備の構造・ホース機器の構造・配管の構造・外装の構造・静電気除去等は（H5. 9. 2消防危第68号通知）によること。

- (1) 懸垂式の固定給油設備等は、前記のほか次によること。

ア 懸垂式給油ホース設備にFRP（ガラス繊維強化ポリエステル樹脂）を使用する場合、使用するFRPは、難燃性を有するもの（JIS K 6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」の規格による不燃性相当品）であること。

イ FRPを使用する部分は、給油ホース設備のカバー及びホースリール、油量等の表示設備ケースであること。（S47. 10. 31消防予第174号質疑、S49. 9. 12消防予第113号質疑）

- (2) ホースの全長

ア 固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長は、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること。

- (3) 静電気除去は、前記のほか次によること。

ア 給油管の先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置とは、電気良導体である線等でノズルとタンク部分又はノズルと大地を接続させる等の装置である。（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）

- 2 一の固定給油設備の内部に複数のポンプ機器を設け、その内のひとつを懸垂式ホース機器と配管で結び固定注油設備とすることは認められない。（H4. 2. 6消防危第13号質疑）

- 3 懸垂式給油ホース設備で、取り出し口が移動するものを設置することができる。

（S49. 9. 12消防予第113号質疑）

- 4 KHKの型式試験確認証を貼付した固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、構造に関する技術基準に適合しているものと認められるものである。（S63. 5. 30消防危第74号通知）

- 5 規則第25条の2第5号に規定する「可燃性蒸気が流入しない構造」については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（H13. 3. 30消防危第43号通知）によること。

『表示』（政令第17条第1項第11号）

- 1 防火に関する表示は、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース機器の本体ケース）又は給油ホース等（ノズルの部分又はノズル直近の部分）の位置にガソリン、軽油、レギュラー又はハイオク等の油種名又は商品名を表示すること。（S62. 4. 28消防危第38号通知）
- 2 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用にのみ供する固定注油設備の注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。（H5. 9. 2消防危第68号通知）

『給油（注油）設備の離隔距離』（政令第17条第1項第12～14号）

- 1 固定給油設備等の位置については、次によること。
 - (1) 「道路境界線」、「敷地境界線」及び「建築物の壁」からの離隔距離は、固定給油設備等の中心点までの距離とする。ただし、懸垂式のもののうち注油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とする。（S62. 4. 28消防危第38号通知）
 - (2) 建築物には、給油取扱所外の建築物も含まれる。また、敷地境界線とは、給油取扱所の境界ではなく、隣地、河川等の一般的に敷地境界線といわれる部分をいう。（S62. 9. 9消防危第91号質疑）
 - (3) 建築物の開口部のない壁の範囲は、固定給油設備等の位置から水平距離2mの範囲内に開口部がない場合とする。（S45. 4. 4消防予第60号質疑）
 - (4) 建築物のはめ殺し窓とガラリは、開口部に該当する。（S45. 4. 4消防予第60号質疑）
 - (5) 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔距離は、規制しないものとする。（S62. 4. 28消防危第38号通知、S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）
 - (6) 地下貯蔵タンクの鉄筋コンクリートのふたの上部にアイランドを設け固定給油設備等を設置することができる。ただし、地下貯蔵タンクのマンホールプロテクター、点検口、検知管のある場所は除くものとする。（S58. 12. 2消防危第128号質疑）
- 2 規則第25条の3の2第1項第2号においてポンプ室の出入口を給油空地に面することとしているのは、事務所等への可燃性の蒸気の流入を防止し火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はない。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）

『緊急停止』（政令第17条第1項第15号）

- 1 懸垂式の固定給油設備等に設ける緊急停止装置は、次によること。（H1. 3. 3消防危第15号通知）
 - (1) 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。
 - (2) 当該装置の操作部を設ける場合は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外側等見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。

『建築物の制限』（政令第17条第1項第16号）

- 1 建築物の用途は、次のとおりとする。

- (1) 給油又はこれに附帯する業務のための用途として認められるもの
- ア 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場（物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業を含むものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類について制限されないものである。）（S62. 4. 28消防危第38号通知）
 - イ LPG販売の取次ぎ及びカートリッジタイプのガスボンベの販売（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - ウ 指定数量未満の家庭用塗料の販売（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - エ コインランドリー（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - オ 販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない形式の物品販売及びドライブスルー形式の販売（H9. 3. 25消防危第27号通知）
 - カ 自動車等の定期点検整備（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - キ 自動車等の点検・整備を前提とした自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務（H14. 2. 26消防危第29号質疑）
- (2) 給油又はこれに附帯する業務のための用途として認められないもの
- ア 立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物等の工作物（S62. 4. 28消防危第38号通知）
 - イ 長距離トラック運転手用の風呂場又はシャワー室等の公衆浴場的なもの及び簡易宿泊所（S62. 6. 17消防危第60号質疑、S62. 4. 28消防危第38号通知）
 - ウ 従業員の寄宿舎等（S62. 4. 28消防危第38号通知）
 - エ キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等風俗営業に係るもの及び理容室、美容室等（S62. 4. 28消防危第38号通知）
 - オ 当該給油取扱所の業務及び給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所以外の事務所（S62. 4. 28消防危第38号通知）
- 2** 規則第25条の4第2項で規定する面積の算定に係る部分は、以下によること。（○）
- (1) 壁又は床で区画された部分を対象とする。（係員のみが出入りするものを除く。）
- (2) 規則第25条の4第1項第1号の2（給油取扱所の業務を行うための事務所）に該当するもの。
事務所等（更衣室、休憩室、倉庫、廊下、洗面所、会議室、応接室等のように機能的に従属する部分は、それぞれの用途に含む。）（S62. 4. 28消防危第38号通知、H6. 3. 11消防危第21号通知）
- (3) 規則第25条の4第1項第2号（給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場）に該当するもの。
店舗、飲食店等（ただし、事務室等と兼用された1室は、主たる用途による。）（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
- (4) 規則第25条の4第1項第3号（自動車等の点検・整備を行う作業場）に該当するもの。
整備室等（コンプレッサー室のコンプレッサーを、点検整備を行う作業場で用いる場合にあっては、当該コンプレッサー室も含む。）（H6. 7. 29消防危第66号質疑）
ただし、係員同伴での顧客の作業場への一時的な出入りであって、顧客に対して、安全上必要な注意事項を作業場に掲示する場合を除く。（H13. 11. 21消防危第127号通知）
- (5) ポンプ室、油庫及びコンプレッサー室は除くものとする。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
ただし、コンプレッサー室のコンプレッサー又は油庫等を、規則第25条の4第1項第1号から第3号までに掲げる用途に用いる場合にあっては、当該用途に係る部分に含むものとする。
（S62. 6. 17消防危第60号質疑、H6. 7. 29消防危第66号質疑）
- 3** 規則第25条の4第1項第2号の販売室の一部を区画した部分に銀行の現金支払機を設置しても差し支えない、又販売室の一角に現金支払機のボックス本体のみを設置しても差し支えない。なお、当該専用部分について、

給油所と銀行との契約は賃貸契約となるが、給油所側も合鍵を持ち（賃貸契約の中で担保する。）、必要であれば現金支払機本体を除き立ち入れること。また、当該部分の営業時間は、給油所の営業時間内であること。（S63. 7. 26消防危第91号質疑）

『建築物の構造等・蒸気流入防止』（政令第17条第1項第17号・18号）

- 1 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えの作業場の上屋は、次によること。
 - (1) 支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置であること。（○）
 - (2) 上屋は、地震力及び風圧力による影響を考慮して、安全上支障のない構造であること。（○）
 - (3) 給油取扱所の屋根（キャノピー）に、不燃材料として国土交通大臣の認定を受けた不燃性シートを用いても差し支えない。（H4. 2. 6消防危第13号質疑）
 - (4) 給油取扱所の上屋（キャノピー）に採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、政令第23条の規定を適用し認めて差し支えない。
 - (H13. 3. 16消防危第33号通知)
 - ア 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。
 - イ 火災等に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。
 - ウ 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
 - エ ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。
- 2 給油取扱所に設ける建築物の内部構造等については、次によること。
 - (1) 1階の各室相互間には、耐火構造又は不燃材料で造った間仕切壁を設けること。ただし、事務室及び販売室を共用する場合は、間仕切壁を設けないことができる。また、次のア又はイの間仕切壁については、準不燃材料又は、難燃材料を使用することができる。（H9. 3. 26消防危第31号通知）
 - ア 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁。
 - イ 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁。
 - (2) (1) の耐火構造又は不燃材料を要する間仕切壁に設ける開口部には、防火設備を設けること。ただし、便所、浴室、シャワー室及び休憩室等で防火上支障ないと認められる開口部については、この限りでない。（○）
 - (3) 1階の各室（ピット室及び油庫を除く。）の天井、床及び壁の仕上材は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を用いること。ただし、浴室若しくはシャワー室の天井又は宿直室及び休憩室等の室内を畳敷きとする場合の床については、この限りでない。（○）
 - (4) 整備室と機械室、事務室間に設ける防火戸は、自動閉鎖式のものとする。（S51. 11. 16消防危第92号質疑）
 - (5) 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口に戸を設ける場合、不燃材料でさしつかえない。（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - (6) 可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所（事務所等）の出入口は、防火設備の基準に適合する片引きの自動ドアとすることができる。（S43. 6. 3消防予第155号質疑、S62. 6. 17消防危第60号質疑）

- 3 他の給油取扱所の業務を行うための事務所との区画については、次のとおりとする。
- (1) 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。
(S62. 4. 28消防危第38号通知)
 - (2) 本社事務所等との区画には、避難口として必要最小限の開口部であっても設置することは認められない。
(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
 - (3) 建築物内の2階本社事務所等で、2階の壁部分について区画しないことができる。ただし、キャノピーと接続されている部分にあつては、この限りでない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
- 4 車椅子使用者に対する利便性のために、事務所等の犬走り等にスロープを設置する場合には次の要件を満足するものとする。(H9. 3. 14消防危第26号通知)
- (1) スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。
なお、スロープが明確でない場合にあつては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでをスロープとみなす。
 - (2) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
 - (3) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。
- 5 事務所の出入口に自動ドアを設ける場合、規則第25条の4第5項第1号の構造を有する引分けドアの使用を認めても差し支えない。
(S43. 6. 3消防予第155号質疑、S62. 6. 17消防危第60号質疑、H17. 12. 19消防危第295号質疑)

『給油取扱所の塀又は壁』(政令第17条第1項第19号)

1 自動車等の出入りする側は、次によること。

- (1) 自動車等の出入りする側とは、幅員がおおむね4m以上の規則第1条第1項第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側とする。
(S44. 4. 4消防予第90号質疑、S51. 11. 16消防危第94号質疑)
- (2) 4m以上の公衆用道路として登記されている私道は、規則第1条第1項第1号二に規定する道路に該当する。
(S61. 5. 29消防危第57号質疑)
- (3) 次図に示す  部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供され自動車等の通行が可能な場合は塀又は壁(以下「防火塀等」という。)を設けないことができる。
(H9. 3. 25消防危第27号質疑、H10. 10. 13消防危第90号質疑)

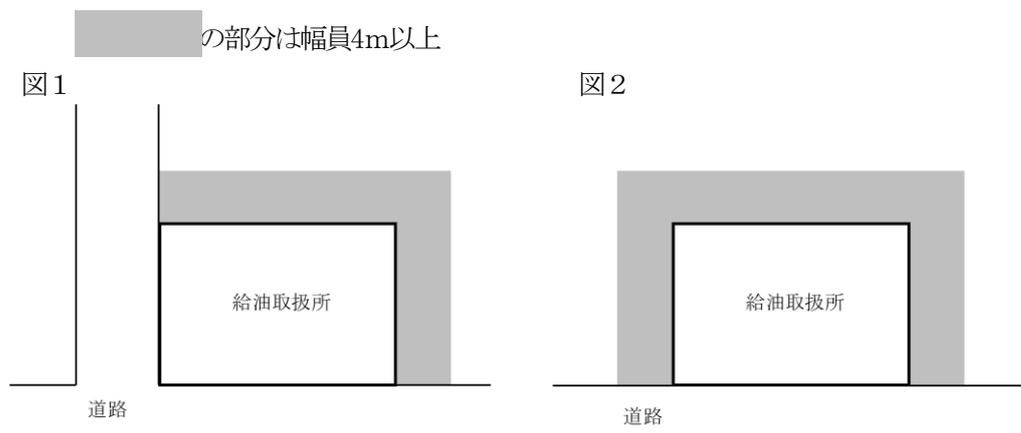


図3

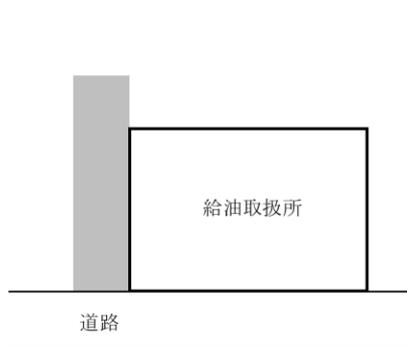
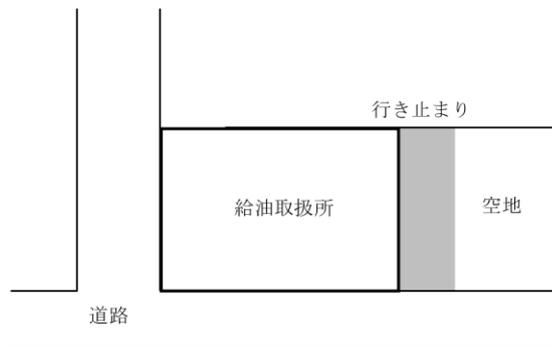
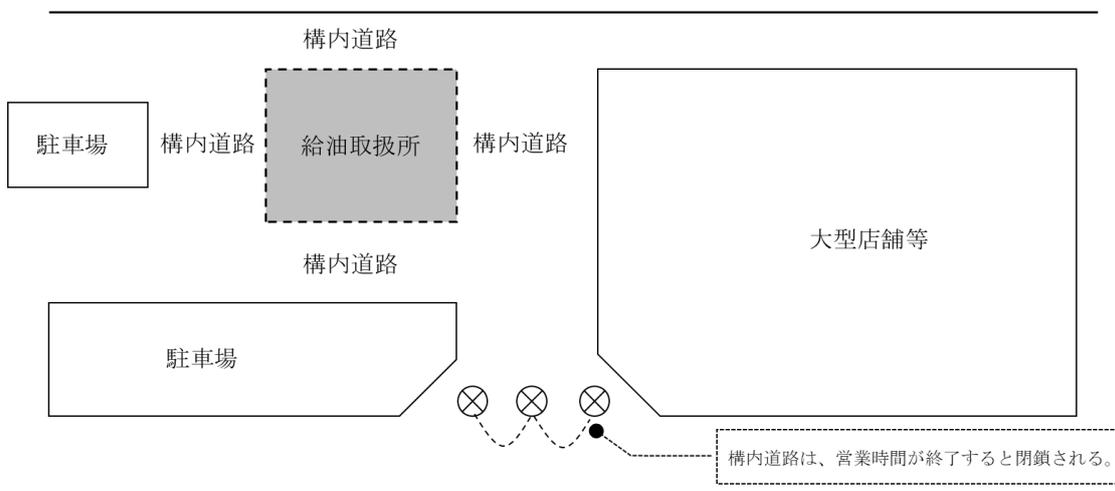


図4



(4) 下図のような大型店舗等の駐車場内に設置される給油取扱所は、周囲が構内通路に面しており、これら周囲についていずれも自動車等の出入りする側とみなして差し支えない。

なお、構内通路は、給油取扱所及び駐車場利用者の自動車の通行の用に供するためのものであり、給油取扱所周囲の構内通路部分において駐停車させることはない。また、大型店舗等と給油取扱所の営業時間は同じであり、閉店の際には構内通路は閉鎖される。(H17.12.19消防危第295号質疑)



- ※ ----- 自動車等の出入りする側
- ※ 構内道路はいずれも幅員4m以上である

2 周囲に設ける防火塀等については、次によること。

- (1) 防火塀等は、地震及び風圧に対して十分強度を持った耐火構造又は不燃材料で造ったものとし、防火地域、準防火地域又は建築物の密集した場所に設置する場合は、耐火構造(2mを越える部分を除く)とすること。(○)
- (2) 防火塀等には、原則として開口部を設けないこと。ただし、次に掲げる開口部にあつては、この限りでない。
 - ア 隣地が自己所有地であり、かつ、関係者が自動車を乗り入れするための必要最小限の特定防火設備(使用時以外は、閉鎖しておく。)(S37.4.20自消丙予発第47号質疑)
 - イ 敷地外へ直接通じる連絡用(避難用)又は機器等の点検用出入口等で必要最小限の自動閉鎖式の特定防火設備(S62.6.17消防危第60号質疑)(○)

- ウ 交通事故防止等のため必要最小限の甲種防火戸（特定防火設備）又は乙種防火戸（防火設備）のガラス戸（はめごろし戸に限る）。（H9. 3. 26消防危第31号）
- エ 給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合、塀又は壁に道路境界線から1m以内に限り、切欠きを設けることができる。その際切り欠きを設けた塀又は壁は、規則第25条の4の2第2号を満たさなければならない。（H30. 3. 29消防危第42号）
- (3) 給油取扱所に設ける建築物の外壁を防火塀等として兼用することができる。（S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑）
- (4) 接する道路が改修され、周囲の地盤面が高くなった場合についても、2m以上とすること。
（S39. 5. 29自消丙予発第47号質疑）
- (5) 防火塀等に、隣接する液化石油ガス貯蔵施設への専用通路を設けることはできない。
（S43. 4. 16消防予第114号質疑）
- (6) 防火塀等の開口部（H18. 5. 10消防危第113号通知）
- ア 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであること。この場合において、告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。
- イ 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。
- (7) 輻射熱の計算方法を「石油コンビナートの防災アセスメント指針参考資料2災害現象解析モデルの一例4. 火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えない。（H18. 5. 10消防危第113号通知）
- (8) 火災の輻射熱を求める計算をする場合、次のとおりとして差し支えない。（H18. 9. 19消防危第191号質疑）
- ア 給油中、注油中の火災
過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間として計算する。
- イ 荷卸し中の火災
漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。
- (9) 防火塀等が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し又は近接する建築物が木造の場合で次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうちAの部分について輻射熱が告示第4条の52第3項で定める式を満たすための措置が必要な部分となる。
（H18. 9. 19消防危第191号質疑）
- (10) 火災想定をする際に、次の場所を火災の範囲として輻射熱を求めても差し支えない。
（H18. 9. 19消防危第191号質疑）
- ア 固定給油設備における火災想定
車両給油口の直下を中心とした円
- イ 固定注油設備における火災想定
- (ア) 容器に詰め替えする場合
詰め替える容器を置く場所を中心とした円
- (イ) 移動貯蔵タンク等に注入する場合
注入する移動貯蔵タンク等の停車場の中央を中心とした円

ウ 注入口における火災想定

移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

(11) 防火塀等に告示で定める輻射熱の式を満たす措置を講じた部分は、申請書等に図示すること。

また、防火塀等に「はめごろし戸」を設ける場合にあっては、図面に対象となる「はめごろし戸」の設置位置を図示するとともに、輻射熱の低減性能を見込んだ網入りガラス等を設ける場合には、当該性能を証明する書類を添付すること。(H18. 5. 10消防危第113号通知)

3 防火塀への看板の設置は差し支えないが、塀の上部への設置は、塀の防火上の機能に支障が生じるものであってはならない。(S63. 7. 26消防危第91号質疑)

『ポンプ室』(政令第17条第1項第20号)

1 「ポンプ室等」については、次によること。

(1) 油庫、整備室を含むものとする。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

(2) 自動車等の点検・整備を行う作業場であって三方が壁に囲まれた部分は、整備室とする。

(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

2 ポンプ室等の床に設ける貯留設備は、ためますのほか油分離装置等が該当する。

(H18. 5. 10消防危第113号通知)

3 「貯留設備」については、次によること。

(1) ピット内に貯留設備を設ける場合、ポンプ室等で漏えいした危険物がすべてピットに流入する構造となっているものは、ポンプ室等に貯留設備が設けられたものと認められる。(H2. 3. 31消防危第28号質疑)

(2) 貯留設備でためますの場合は、原則として排出口のない集水ますとするが、作業工程上必要な場合にあっては止水弁を設け油分離槽へ排出すること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

4 「採光設備」については、「製造所」の例によること。

5 「換気設備及び排出設備」については、別記9「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」によるほか、次によること。

(1) 整備室で次の条件を満たすものにあつては、可燃性蒸気が滞留するおそれのないものとして取扱い、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。ただし、可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみに該当する点検・整備用ピット等が存する場合を除くものとする。(○)

ア 二面がシャッターで区画されており、点検・作業時は当該シャッターを開放するもの。

イ 奥行きが間口の寸法以下であるもの。

ウ 引火点が40度以上の危険物のみを取り扱う場合。

(2) 「可燃性蒸気を屋外に排出する設備」という「屋外に」とは、給油空地に面した部分を含む。

(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

『電気設備』(政令第17条第1項第21号)

1 電気設備については、別記9「電気設備及び主要電気機器の防爆構造」によること。

『附随設備』(政令第17条第1項第22号)

1 附随設備は、給油空地、注油空地、専用タンク上部及び、廃油タンク上部以外の場所に設置すること。

(S62. 4. 28消防危第38号通知)

- 2 規則第25条の5第2項第1号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」については、次によること。
- (1) 門型洗車機の離隔距離は、可動範囲までの距離とすること。(S62. 4. 28消防危第38号通知)
 - (2) 洗車用温水ボイラーを設置することができる。なお、当該ボイラーに接続する地下貯蔵タンクは、専用タンク又は廃油タンク等として規制される。(S45. 6. 29消防予第135号質疑)
 - (3) 熱風器を附属する洗車設備の設置は、認められない。(S47. 2. 10消防予第54号質疑)
 - (4) 洗車排水処理循環装置を設置する場合は、次によること。(S52. 4. 5消防危第61号質疑)
 - ア 漏水するおそれのない構造であること。
 - イ 電気設備は、防爆構造であること。
 - ウ 給油業務に支障がない場所に設置すること。
 - エ 転倒することがないよう堅固に固定すること。
- 3 規則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」については、次によること。
- (1) 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト（油圧式・電動式）、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアークンプレッサー、バッテリーチャージャー等とする。(S62. 4. 28消防危第38号通知)
 - (2) 屋外の整備用リフトからの離隔距離は、整備作業範囲からではなくリフト設備の最端部（下図A）からとする。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
 - (3) オートリフト、オイルチェンジャー又はウォールタンク等の危険物を取り扱う設備は、次によること。(S62. 4. 28消防危第38号通知)
 - ア 危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるものとする。
- | 危険物を収納する部分の容量 | 板 厚 |
|---------------|----------|
| 40L以下 | 1. 0mm以上 |
| 40Lを超え100L以下 | 1. 2mm以上 |
| 100Lを超え250L以下 | 1. 6mm以上 |
| 250Lを超えるもの | 2. 0mm以上 |
- イ 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
 - ウ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。
- (4) サービス用設備を設置する場合は、次によること。(S57. 7. 27消防危第78号質疑)
- ア サービス用設備の取付け位置及び当該サービス設備を使用するために駐車する車両の位置は、給油業務に支障がない場所で、かつ、地下の専用タンク又は簡易タンクへの注油に支障のない場所とすること。
 - イ サービス用設備でオイルチェンジャーを組み込まないものは、客にセルフサービスで使用させることができるが、この場合には、車両の駐車位置を床面に明示するとともに車止め等により接触防止措置を講ずること。
- 4 規則第25条の5第2項第5号に規定する「急速充電設備」の位置及び構造については、規則第25条の5第2項第5号よるほか「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の運用について」(H24. 3. 16消防危第77号通知)によること。

5 規則第25条の5第3項に規定する「危険物の数量の総和」については、次によること。

- (1) 容器内にある危険物（灯油を含む。）の数量の合計を常時指定数量未満とするとともに、附随設備等に収納されている危険物の数量の合計を常時指定数量未満とする必要があること。（S62. 4. 28消防危第38号通知）
- (2) 附随設備及び油庫に収納する危険物の数量は、別々に指定数量以下とすること。（S37. 4. 6自消防丙予発第44号質疑）

『給油に支障があると認められる設備』について（政令第17条第1項第23号）

1 給油に支障がないと認められる範囲に限り設けることができる附随設備以外の設備については、次のとおりとする。

(1) 省力機器等

ア 必要最小限のコンピューター端末機（POS用カードリーダー等）及びクイックサービス用ユニットの設備は、空地内のアイランド上及び犬走りに設けることができる。

（S62. 4. 28消防危第38号通知、S62. 6. 17消防危第60号質疑）

イ コンピューター端末機の設置に伴うカードリーダー一部のボックスを設置することができる。ただし、当該ボックスの構造については、政令第17条第1項第17号の基準に適合するものであること。

（S55. 11. 21消防危第141号質疑、S56. 5. 9消防危第58号質疑）

ウ 懸垂式計量器の給油ノズルで、磁気カードリーダーを附属するものは、防爆及び防滴構造とすること。（S56. 5. 9消防危第59号質疑）

(2) 看板類

（S44. 5. 23消防予第168号質疑、S45. 8. 4消防予第160号質疑、S45. 11. 21消防予第231号質疑、

S47. 1. 12消防予第30号質疑、S47. 2. 10消防予第55号質疑、H1. 5. 10消防危第44号質疑、

H10. 10. 13消防危第90号質疑）

ア 給油業務に支障のない範囲の内容に限定すること。

イ 幕、布等は、防災処理を施したものとすること。

ウ 材料については、原則として不燃材料によるものとすが、設置場所に応じて次のとおりとすることができる。

（ア）防火扉等の表面及び上部に設置するものは、不燃材料とするが、広告面には、紙等による掲示をすることができる。

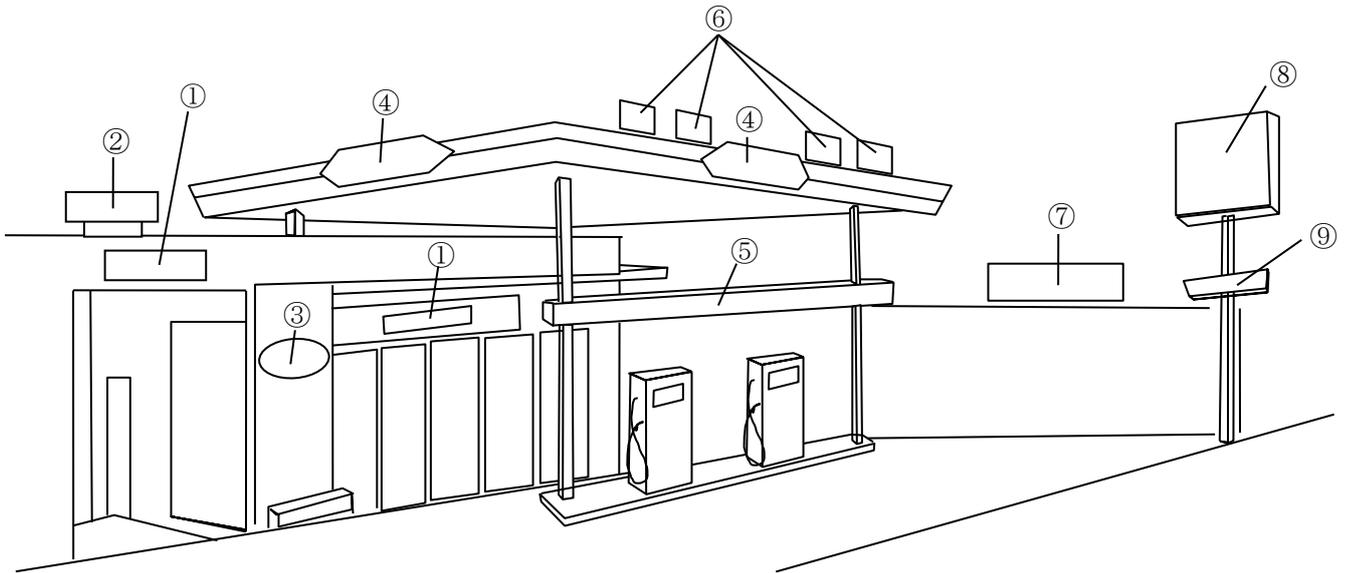
（イ）事務所等の建築物の外壁に設置するものは、難燃材料とすることができる。

（ウ）キャノピーと固定給油設備の架台との中間部分の天井型式の雨よけの先端に設置するものは、難燃材料とすることができる。

（エ）キャノピーの前面に設置するものは、難燃材料とすることができる。

（オ）事務所等の建築物の屋根上に設置するものは、不燃材料及び難燃材料以外（アクリル樹脂等可燃性樹脂板）とすることができる。

（カ）サインポールに設ける照明部分の透光性材料は、不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。



- 注1 ①・③・④・⑤は、不燃材料又は難燃材料とすること。
 2 ②・⑥は、不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。
 3 ⑧・⑨は、透光性の部分に限り不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。
 4 ⑦は、不燃材料とすること。
 5 難燃性を有する合成樹脂材料は、JIS K6911のA法による自消性のもの等である。

(3) 花壇、池 (S46. 4. 23消防予第65号質疑)

(4) 暖房用ボイラー

ア 建築物内の地下に設置することができる。この場合、防火区画とするとともに、出入口を特定防火設備とすること。(S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑)

イ 事務所等と別棟として、ボイラー室を設置することができる。(S53. 4. 13消防危第48号質疑)

(5) 太陽ヒーター (S56. 8. 14消防危第103号質疑)

ア 太陽ヒーターは、事務所等の建築物の屋根上に設けるとともに、懸垂式固定給油設備の上屋に設置する場合は、給油配管等の点検に支障がない位置とすること。

イ 事務所等の建築物の屋根は、太陽ヒーターの重量に対し、十分安全な構造であること。

ウ 貯湯型給湯器、ソーラーポンプ又は補助熱源を設ける場合にあっては、事務所内とすること。

(6) 内燃機関による自家発電設備、変電設備及び廃タイヤの集積所等(下記イのみ適用)を給油取扱所内に設ける場合には次によること。(H4. 2. 6消防危第13号質疑)

ア 常用電源の一部として使用するものであり、1日の危険物の消費量は指定数量未満であること。

イ 高さ2m以上のブロック塀等で区画すること。なお、出入口を設ける場合は、自動閉鎖式の特定防火設備とし、その敷居の高さは15cm以上とすること。

(7) ロードヒーティング (S40. 10. 12自消丙予発第157号質疑、S42. 7. 25自消丙予発第55号質疑)

ア ケーブルは、自動車等の荷重に十分耐えられるように設置すること。

イ ケーブルには、漏電電流を感知できる装置を設けるとともに、当該装置の受信機は、常時人がいる場所に設けること。

ウ ケーブルには、設定温度以上とならないための自動温度調整装置を設けること。

エ 地下貯蔵タンク及び配管の上面に設置しないこと。ただし、次によりヒーティングケーブルを設置す

る場合は、この限りでない。

(ア) 埋設位置は、地盤面下100mmとする。

(イ) 地下貯蔵タンクのマンホール、排水溝、油分離装置の外端より水平距離200mm以上離れた位置とする。

オ 電気火災警報機を設置すること。

カ 配線の絶縁抵抗値を測定し、各電線路0.2MΩ以上とすること。

キ ケーブルの絶縁抵抗は、年2回以上測定すること。

(8) コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1t未満）を給油取扱所の敷地内に設置する場合は、次に掲げる事項を満足すること。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。（H10.10.13消防危第90号質疑）

ア LPGバルク貯槽及び附属設備（以下「LPGバルク貯槽等」という。）は、給油空地以外に設置すること。

イ LPGバルク貯槽は、地下設置とすること。ただし、地下タンクの注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

ウ LPGバルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。

エ LPGバルク貯槽等に係るガス配管は、アによるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

オ LPGタンクローリーの停車位置は、上記ア、イ（ただし書き以降）によることとし、その場所を明示すること。

カ 予防規程の中にLPGタンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。

2 次に掲げる設備は、設置することができない。

(1) 公衆電話ボックス又は郵便ポスト（S62.6.17消防危第60号質疑）

(2) 高電圧利用による電撃殺虫器（S43.7.31消防予第180号質疑）

『屋内給油取扱所の基準』 (政令第17条第2項)

- 1 「給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積等」の算定は、次によること。
 - (1) 水平投影面積の算定にあたっては、建築物の庇、はり、屋外階段、上階のオーバーハング部分又はトラス等を面積に算入するものとする。なお、はり及びトラス等（おおむね幅50cm以上のもの（○））については、これらの本体部分の面積のみ算入するものとし、上屋の吹抜け部分は、算入しない。
(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
 - (2) 床面積は、床又は壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定する。
 - (3) 床面積の合計は、規則第25条の4第1号から第5号までに定める用途の床又は壁で区画され、1階の部分に限るもので、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等も含むものである。（H6. 3. 11消防危第21号通知）
 - (4) 給油取扱所の敷地面積は、防火塀等（建築物の壁が防火塀等を兼ねる場合も含む。）の外側又は道路境界線から算定する。（○）
 - (5) 規則第25条の6に定める「火災予防上安全であると認められるもの」とは、次に該当するものとする。ただし、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。（R3. 7. 21消防危第21号通知）
 - ア 道路の1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。
 - イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。
- 2 1階をピロティーとし、敷地外から張り出した耐火構造の建築物を設けることができるが、第2項第11号に規定する上部に上階を有する屋内給油取扱所として規制される。
(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

『設置制限建築物』 (政令第17条第2項第1号)

- 1 上屋（柱、はり等は耐火構造）の中に、給油取扱所の事務所その他の建築物を上屋の躯体とは独立して設ける場合であっても、耐火構造とすること。（S62. 9. 9消防危第91号質疑）
- 2 施行令別表第1（6）項に掲げる用途制限のうち、事務所等の診察室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとする。
(H1. 3. 3消防危第15号通知)
- 3 規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分」については、次によること。
 - (1) 当該本店事務所等を給油取扱所の用に供する部分の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択してさしつかえない。（H1. 3. 3消防危第15号通知）
- 4 規則第25条の7に規定する「火災を自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」については、警報設備の例によること。

『タンク構造等・通気管・安全装置』 (政令第17条第2項第2号・3号)

- 1 通気管は、その立ち上がり部分が空地内になく、避難上支障がなければ、政令第17条第2項第9号に規定する「通風及び避難のための空地」内に設置することができる。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
- 2 規則第20条第3項第2号に規定する「溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの」については、別記16「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る

運用」によること。

- 3 規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。(H1. 3. 3消防危第15号通知)
- 4 通気管の先端は、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通しても差し支えないが、貫通部については、埋め戻し等の措置を講ずること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
- 5 政令第13条第1項第8号の2に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」について、数基の専用タンクの表示を一の表示窓で行う場合は、各タンクの液量が明確に区別して表示されるものであれば認められる。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

『過剰注入防止』(政令第17条第2項第4号)

- 1 政令第17条第2項第4号に規定する「過剰な注入を自動的に防止する設備」は、エアーセンサー式、フロート式及び液面計連動型遮断弁方式等とする。
 - (1) フロート式(専用タンクの容量以下に設定された量(設定量)の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの。)
(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
 - (3) 液面計連動型遮断弁方式(設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの。)(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

『建築物の構造・防火区画・窓及び出入口・蒸気流入防止』(政令第17条第2項第5号～8号)

- 1 政令第17条第2項第5号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたもの」及び同第6号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の他の部分と区画され、」とは、施行令第8条に規定する区画と同等以上のものであること。(○)
- 2 給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する上屋等が、防火扉等に近接(水平距離でおおむね1m未満)して設けられる場合にあつては、当該防火扉等を上屋等まで立ち上げ、一体とすること。(H1. 3. 3消防危第15号通知、H1. 5. 10消防危第44号質疑)

『みなし二方開放・一方開放』(政令第17条第2項第9号)

- 1 屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方について、自動車等の出入りする側又は通風及び避難のための空地に面するとともに、壁を設けない場合(以下「二方開放」という。))とは、(H1. 5. 10消防危第44号質疑)によること。
- 2 二方開放における通風及び避難のための空地については、次によること。
 - (1) 特別の措置を講ずる必要はないが、自動車等が出入りするために供することはできない。また、原則として工作物をはじめ一切の物品の存置及び車両の駐停車は認められない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
 - (2) 屋外の場所とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所とする。(H1. 3. 3消防危第15号通知)
 - (3) 避難上支障となる構造(段差を設ける等)としないこと。また、舗装せず、又はアスファルト舗装とする場合は、漏れた危険物が当該空地へ流入しないような構造とすること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
 - (4) 専用タンクを埋設することができる。ただし、当該空地内で移動タンクからの注入を行うことはできない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
 - (5) 空地に面する防火扉等の上方又は側面に看板を設置する場合は、当該空地内に張り出さないこと。

(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(6) 当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口を自動閉鎖式のものとした場合、奥行に係る規定については、適用しないものとする。(H2. 5. 22消防危第57号質疑)

(7) 空地として認められる場合及び空地として認められない場合は、(H1. 5. 10消防危第44号質疑) によること。

3 一方のみが開放されている屋内給油取扱所において講ずる措置については、次によること。

(1) 規則第25条の9第1号イに規定する「敷地外に直接通ずる避難口」

ア 原則として給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できること。

(H1. 3. 3消防危第15号通知)

イ 第三者が所有する敷地外の空地に通ずる場合にあっては、避難のための空地が常時確保されていること。また、第三者が所有する敷地外の建物を通行しなければ安全な場所へ避難できない場合であっても、常時避難が可能であれば認められる。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

ウ 防火塀等(建築物の壁体を兼ねるものを除く。)に設けた避難口は、「敷地外に直接通じる避難口」として認められない。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

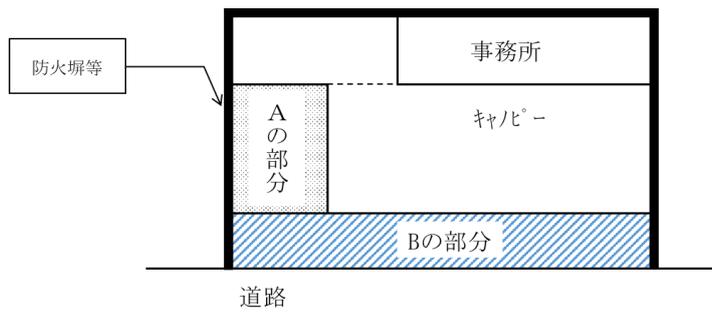
エ 設置数は、必要最小限度とする。(S62. 6. 17消防危第60号質疑、H1. 5. 10消防危第44号質疑)

オ 設置の対象とされる場所は、規則第25条の4第1項第1号の2から第4号までの用途に供する部分をいう。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

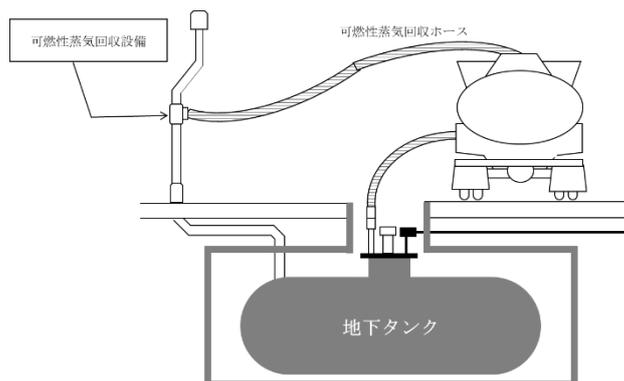
(2) 規則第25条の9第1号ロに規定する「自動車の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所」

ア 「屋外の空地」は、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地(一切の建築物の設けられていない場所)をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものである。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

イ 「避難上安全な場所」は、次図のBの部分に避難上安全な部分に該当し、Aの部分は該当しない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)



(3) 規則第25条の9第3号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」



※注入口及び通気管の設置場所は、可燃性蒸気回収ホースの接続が可能とする必要がある。

- (4) 自動車の出入口を除いて床及び壁によって区画された自動車等の点検・整備室並びにポンプ室の内部には、規則第25条の9第4号に規定する「可燃性の蒸気を検知する」ための次に掲げる警報設備を設置すること。(H1. 3. 3消防危第15号通知、H1. 5. 10消防危第44号質疑)
- ア 警報測定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、おおむね爆発限界の4分の1以下の値であること。
- イ 防爆性能を有すること。
- ウ 警報を発した後は、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。
- エ 警報設備の取付け位置は、おおむね地盤面から15cm以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置とすること。
- オ 受信機の取付け場所及び警報音の発する区域は、常時従業員等がいる事務所等とすること。
- (5) 規則第25条の9第5号に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式のものとするか、又は地上式固定給油設備等の周囲に有効な高さを有する保護柵等を設けるものとする。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

『穴、くぼみ等』 (政令第17条第2項第10号)

- 1 屋内給油取扱所に地階を設ける場合は、階段等の出入口を事務所等の中に設けて可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
- 2 オートリフトに代わるものとして、整備室にピットを設ける場合、ピットの周囲にふちを設け、ふちの上辺を室外の空地より15cm以上高くすること。(S35. 7消防庁 危険物関係質疑応答集)
- 3 整備室、洗車室内に、政令第17条第1項第20号に規定する貯留設備(縦、横、深さがおおむね30cm以下の小規模なためます等)については、設けることができる。(○)

『上階への措置』 (政令第17条第2項第11号)

- 1 規則第25条の10第1号に規定する「上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分」とは、自動車等の出入口からできるだけ奥に入った部分とする。又上階への延焼防止上有効な屋根とは、給油又は注油のため作業場の出入口の幅以上で外壁を接続し、当該屋根には、採光用の窓等の開口部がないものであること。(H1. 3. 3消防危第15号通知)
- 2 規則第25条の10第2号に規定する「危険物の漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れた危険物を収容する設備」は、次によること。
 - (1) 漏えい局限化設備は、給油空地及び注油空地以外の場所に設けること。また、専用タンク、及び廃油タンク等と兼用することは認められない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
 - (2) 漏えい局限化設備の範囲は、注入口、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び吐出口の部分から漏れた危険物を他に拡大させない範囲とする。(○)
 - (3) 注入口付近の床面には傾斜を設けるとともに周囲には排水溝を設けること。(H1. 3. 3消防危第15号通知)
 - (4) 収容設備は、鋼製又は防水コンクリート造の槽とし、槽内の油等を抜き出せる構造とすること。(○)
- 3 規則第25条の10第2号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備」は、規則第25条の9第4号に規定する二方開放として認められない屋内給油取扱所で点検・整備室又はポンプ室に設置しなければならない装置の例によること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

- 4 規則第25条の10第3号に規定する規則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の開口部で上階への延焼防止の措置は、次によること。
- (1) 開口部の上部に上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出した屋根又は30分以上の耐火性能を有するひさし（以下「ひさし等」という。）を設けること。（H1. 3. 3消防危第15号通知）
 - (2) 上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出したひさし等を設けることが困難な場合は、基準の特例として上階の外壁から水平距離1m張り出したひさし等（1m未満とすることはできない。）及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができる。
（H1. 3. 3消防危第15号通知、H1. 5. 10消防危第44号質疑）
 - ア ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けること。
 - イ 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3m³を乗じて得た量以上の量となるよう設けること。
 - ウ ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が3kgf/cm²以上で、かつ、放水量が130l毎分以上の性能のものとする。
 - エ ドレンチャー設備には予備電源を設置すること。
 - (3) 上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通して通気管の先端を設ける場合は、貫通部について埋め戻し等の措置を講ずること。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
 - (4) 上階への延焼防止のためのひさし等は、規則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の全面に設置すること。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
 - (5) 屋上に屋根のない貸駐車場を設ける場合、駐車する車両の高さ以上の高さの壁を設けることにより、延焼防止措置とすることができる。（H1. 5. 10消防危第44号質疑、H2. 3. 31消防危第28号質疑）
- 5 給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する部分の開口部に設ける屋根又はひさしの先端は、次によること。
- (1) 規則第25条の10第4号に規定する「上階の開口部」とは、規則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の直上部のみとする。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
 - (2) 規則第25条の10第4号に規定する上階の開口部までの距離の算定において、ドレンチャー設備の設置による張出長さを減じた場合は、その減じた距離とする。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
 - (3) 規則第25条の10第4号に規定する「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R3206に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいう。
（H1. 3. 3消防危第15号通知）

『圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準の特例』（政令第17条第3項第4号）

- 1 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」（H10. 3. 11消防危第22号通知、H29. 1. 26消防危第7・31号通知）によること。

『圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例』（政令第17条第3項第5号）

- 1 圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」（H27. 6. 5消防危第123号通知、R1. 8. 27消防危第118号通知、R3. 3. 30消防危第52号通知）によること。
- 2 ガソリンと水素の両方を燃料とする水素ガスエンジン自動車に対して、給油取扱所でガソリンの給油を、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所でガソリンの給油又は水素の充てんを行って差し支えない。
(H19. 3. 29消防危第68号質疑)
- 3 危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策については「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」（H24. 5. 23消防危第140号通知、H24. 12. 18消防危第263号通知）によること。

『自家用給油取扱所の基準の特例』（政令第17条第3項第6号）

- 1 自家用給油取扱所には、次のものが含まれるものとする。
 - (1) レンタカー事業所が所有し、管理し、または、占有するレンタカーへの給油
(S55. 11. 14消防危第137号質疑)
 - (2) トラック運送事業協同組合組織における組合員の給油 (S58. 11. 7消防危第106号質疑)
- 2 自家用給油取扱所の空地は、給油する自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。 (○)
- 3 自家用給油取扱所に設置する固定給油設備の位置は、防火塀等から2m以上、自家用給油取扱所として規制を受けた部分の外側線から規則第40条の3の4第1号で規定する距離以上を保つこと。 (○)
- 4 道路境界線に政令第17条第1項第19号に規定する防火塀等を設ける場合は、当該防火塀等の部分を敷地境界線とみなすことができる。 (○)
- 5 **工事現場等の自家用給油取扱所**

ダム工事場、大規模な土地造成または土砂採取場（以下「工事現場等」という。）において、給油設備を備えた危険物タンク車又は屋外タンクを専用タンクとして、工事現場等で使用する重機車両などに給油する取扱所については、火災予防上支障がなく、かつ、次に各号に適合するときは、特殊性にかんがみ、政令第17条第1項（第6号を除く。）の規定を適用しないことができる。

(S48. 11. 6消防予第146号質疑、S57. 5. 7消防危第56号質疑、S56. 9. 25消防危第120号質疑)

 - (1) 使用期間は、工事中に限られること。
 - (2) 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油、灯油とすること。(土木重機等への給油に限るものである。)
 - (3) 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画すること。
 - (4) 消火設備は、第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。
 - (5) 給油設備は、次に適合するものであること。
 - ア 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。
 - イ 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。
 - ウ 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、政令第15条第1項に定める移動タンク貯蔵所の構造及び基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあつては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に作り、かつ、当該タンクの外面はさび止めのための塗装をすれば足りるものであること。
 - エ 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。
 - オ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - カ 給油のための装置のエンジン（以下この項において「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。
 - キ エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。
 - ク 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。この場合の接地抵抗値は、100Ω以下とすること。
- 6 自家用給油取扱所に専用タンクを設けず、当該自家用給油取扱所の敷地外に特殊な屋外タンク貯蔵所を設け、当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクを固定給油設備と接続することについては、政令23条を適用しその設置を認めて差し支えない。当該自家用給油取扱所の基準については（H27. 4. 24消防危第91号質疑）によること。

『メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例』（政令第17条第4項）

- 1 「メタノール等を取り扱う給油取扱所」については、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用」（H6. 3. 25消防危第28号通知）によること。
- 2 第4類第1石油類（非水）（構成はメタノール（第4類アルコール類）50%・その他混合物（第4類第1石油類（非水））50%）を自動車等に給油する給油取扱所は政令第17条第4項を満足する必要がある。（H9. 10. 22消防危第104号質疑）
- 3 「エタノール等を取り扱う給油取扱所」については次によること。
 - (1) 政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するもの（以下「エタノールを含有するもの」という）とは、エタノールを含有する第4類の危険物の総称であること。なお、バイオマス燃料のうちエタノールを3%含有したガソリン（E3）についても、エタノールを含有するものに含まれるものであること。またバイオエタノールの一種であるETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、エタノールを含有するものには含まれないものであること。（H24. 1. 11消防危第2号通知）
 - (2) エタノールを含有するもののうち「揮発油等の品質の確保等に関する法律（S. 51法律第88号）」に規定する規格に適合し、販売されるものについては、当該法律において揮発油と位置付けられるが、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、令第17条第4項に規定する位置、構造及び技術上の基準が適用されるものであること。（H24. 1. 11消防危第2号通知）
 - (3) エタノールを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」（H24. 1. 11消防危第2号通知）第2によること。

『顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の基準の特例』（政令第17条第5項）

- 1 規則第28条の2の4に規定する「自動車若しくは原動機付自転車」の定義に、自動二輪車は含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行えないものであること。（H10. 3. 13消防危第25号通知）
- 2 規則第28条の2の5第1号に規定する表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。（H10. 3. 13消防危第25号通知）
- 3 規則第28条の2の5第2号に規定する「顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（顧客用固定給油設備）の構造及び設備」の基準は、（H10. 3. 13消防危第25号通知）によること。
- 4 規則第28条の2の5第3号に規定する「顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（顧客用固定注油設備）の構造及び設備」の基準は、（H10. 3. 13消防危第25号通知）によること。
- 5 規則第28条の2の5第4号に規定する「固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク」には、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に設置される場合を除き、（H10. 3. 13消防危第25号通知）に定める措置を講ずること。当該措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。
- 6 規則第28条の2の5第5号に規定する「固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺」には、（H10. 3. 13消防危第25号通知、H24. 3. 30消防危第91号通知）に定めるところにより必要な事項を表示すること。

取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。）	「ハイオクガソリン」又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン（JIS K 2202『自動車ガソリン』に規定するもののうち1号(E)に限る。）	「ハイオクガソリン（E）」又は「ハイオク（E）」	ピンク
自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。）	「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号(E)に限る。）	「レギュラーガソリン(E)」又は「レギュラー（E）」	紫
軽油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑 黄緑
灯油	「灯油」	青

- 7 規則第28条の2の5第6号に規定する「顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備」は、（H10. 3. 13消防危第25号通知、R5. 9. 19消防危第251号通知）に定めるところにより設置すること。
 - (1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、可搬式の制御機器によって給油許可等を行えるようにする場合は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」（R2. 3. 27消防危第87号通知）によること。
- 8 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所、圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、（H10. 3. 13消防危第25号通知、H24. 5. 23消防危第138号通知）のとおりとする。

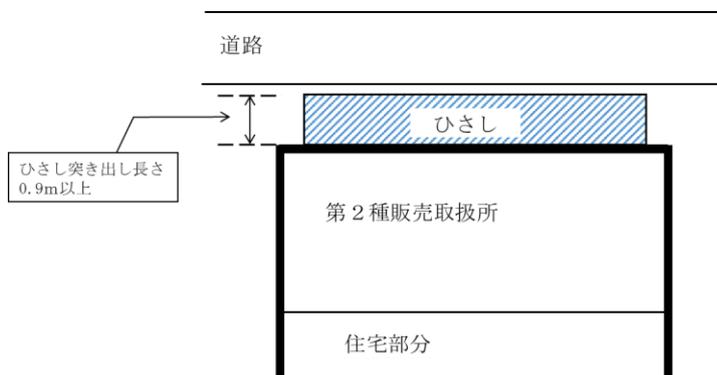
第2 販売取扱所

『第1種販売取扱所の基準』（政令第18条第1項）

- 1 木造建築物（倉庫内）の一部に販売取扱所を設けることは認められない。
（S41. 11. 4自消丙予発第141号質疑）
- 2 販売取扱所の店舗の位置は、販売取扱いを目的とし、政令18条の技術上の基準に適合していれば、その店舗が道路に面していなくとも認められるものである。（S40. 6. 1自消丙予発第99号）
- 3 「標識、掲示板」について、別記7「標識・掲示板」によること。
- 4 販売取扱所の用に供する部分には、事務室を設けることができる。ただし、事務室は耐火構造又は不燃材料で区画された室とし、出入口には自動閉鎖の防火設備を設け、窓及び出入口にガラスを用いる場合は網入りガラスとすること。（○）
- 5 政令第18条第1項第9号に規定する「配合室」は、次によること。
 - （1）壁は、耐火構造又は不燃材料で準耐火構造とした構造とすること。（○）
 - （2）「屋根上に排出する有効な換気装置」については、別記9「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」によること。

『第2種販売取扱所の基準』（政令第18条第2項）

- 1 政令第18条第2項第2号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」は、次によること。
 - （1）次の場合は、措置を講じたものと認められる。（S48. 8. 2消防予第121号質疑）
 - ア 上階の外壁が耐火又は準耐火構造であること。
 - イ 当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめ殺しの防火設備が設けられていること。
 - （2）上階への延焼を防止するための措置としては、上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける方法がある。なお、ひさしを設ける場合にあっては、突き出しの長さを0.9m以上とすること。
ただし、上階に開口部がない場合にあってはこの限りでない。（S46. 7. 27消防予第106号通知）



- 2 政令第18条第2項第4号に規定する「延焼のおそれのある壁又はその部分」は、次によること。
 - （1）当該取扱所の両側に近隣する建築物との間隔が0.9m未満である取扱所の部分は、「延焼のおそれのある壁又はその部分」とする。（S46. 7. 27消防予第106号通知）
 - （2）販売取扱所の前面外壁部分の側端に0.9m以上の長さで、かつ、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面外壁部分は、延焼のおそれのない部分とする。（S48. 8. 2消防予第121号質疑）

- 3 第2種販売取扱所と他用途部分との隔壁に監視用の30cm×40cmの窓（はめ殺しの網入ガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設ける。）を設けることができる。（S51.7.12消防危第23-3号質疑）

第3 移送取扱所

『移送取扱所の基準』（政令第18条の2第1項）

1 次に掲げる構造に該当するものは、移送取扱所としないことができる。

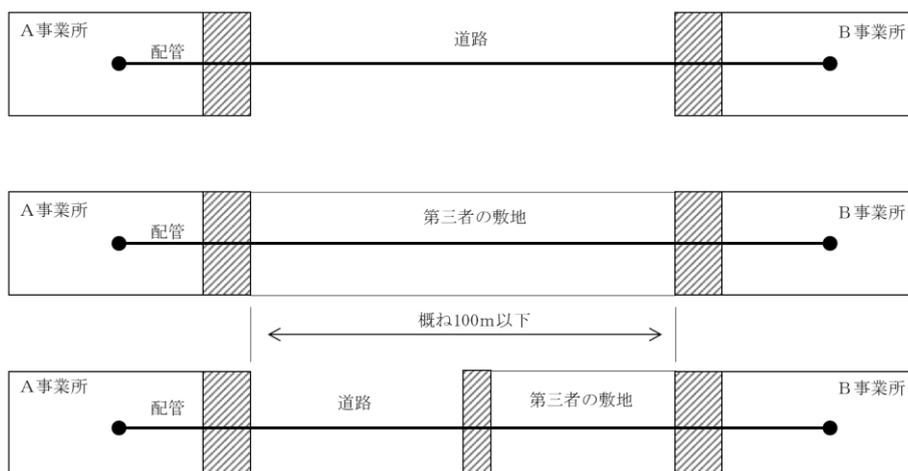
(S49. 4. 25消防予第63号質疑、H11. 6. 15消防危第58号質疑)

(1) 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一の道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次に該当するもの。

ア 道路にあつては、配管が横断するものであること。

イ 第三者の敷地にあつては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね100m以下のものであること。

(1) に該当する例



(2) 従前、同一の事業所内にあった一般取扱所の危険物配管に関して、同一事業所内に新たな合弁会社等を設立することにより、当該合弁会社等の敷地を100mを超えて通過することとなる場合、当該合弁会社等の保安管理等が従前と同様一元的に行われるのであれば、当該危険物配管については新たな移送取扱所として規制するのではなく、既設の一般取扱所のまま規制することができる。

(3) 隣接する複数の事業所間で、業務提携等により、原料、中間体等を相互利用しており、各事業所の危険物施設間を新たに配管で連結する場合、保安管理体制が一元的に行えるのであれば、当該配管について移送取扱所として規制するのではなく、既設の危険物施設の付属配管又は一般取扱所として規制することができる。

第4 一般取扱所

『一般取扱所の基準』（政令第19条第1項）

- 1 「一般取扱所に係る基準」については、下記によるもののほか、「製造所」の例によること。
- 2 建築物の内部をA・B・Cの3室に区画し、A室及びB室において、それぞれ接着剤を塗布する作業及び機械の洗浄等に指定数量以上のトルオール等を使用し、C室は、包装室等で危険物の取扱いを行わない。
このような形態の工場は、一の一般取扱所として規制される。（S39.7.9 自消丙予発第65号質疑）
- 3 製油所又は油槽所の構内において、第1石油類又は第2石油類をドラム缶充填作業から出荷までの過程で、一時的（2～3日間）に容器入りのまま野積み状態を継続して取り扱っている場合は、ドラム缶充填所に隣接して野積みする場合であっても別の一般取扱所とし、空地の幅は屋外貯蔵所の基準に準じるものとする。
なお、貯蔵を目的とする場合は屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制される。
（S36.5.10 自消甲予発第25号通知、S40.1.19 自消丙予発第8号質疑、S40.4.15 自消丙予発第71号質疑）
- 4 トラック上でドラム缶に危険物を充填する一般取扱所については、（S42.6.5 自消丙予発第35号質疑）によること。
- 5 ローリー積場の残ガス排出設備を次の方法により、一般取扱所（ローリー積場）内に設けることは差し支えない。（S56.10.6 消防危第129号質疑、S52.3.22 消防危第41号質疑）
 - （1）吸引ブローアーにより吸引されたタンクローリー内のガスはローリー出荷場の屋根上部より2mの高さから排出する。
 - （2）機器については、耐圧防爆型を使用する。
 - （3）静電気対策については、既設アース受信部を改造する。
- 6 建物内にオイルタンク、オイルポンプ、オイル清浄器、オイルクーラー等を設置し、プレス機を建物から3m離れた位置に設置する一工程の施設は、これらの設備全般にわたって一般取扱所として規制すること。
（S56.10.7 消防危第134号質疑）
- 7 鉄道トンネル工事用の重機に給油を行うため、索道により危険物を運搬する行為については、運搬タンクに危険物を受け入れる場所から自給式ポンプにより危険物を払い出す場所までを一般取扱所として規制するものとする。なお、運搬タンクについては当該一般取扱所における危険物を取り扱う容器として認めて差し支えないこと。（S58.11.30 消防危第126号質疑）
- 8 印刷工場（一般取扱所）において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理設備は、当該一般取扱所に含めて規制して差し支えないこと。なお、有機溶剤の回収は危険物の製造には該当しないこと。
（S59.6.8 消防危第54号質疑）
- 9 危険物をタンクローリーで鉄道貨物駅に移送し専用の運搬車に詰め替えを行う場合は、タンクローリー専用運搬車及び軌道の一部を含めた範囲を一般取扱所として規制できるものとする。この場合、第3種消火設備に替えて粉末を放射する大型消火器（毎秒0.6kg以上の放射能力で60秒以上連続して放射できるもの。）を1個以上設けるほか、規則第33条第2項第2号の規定により第5種消火設備を設けること。
（S58.11.16 消防危第118号質疑）
- 10 公共トラックターミナルにおいて危険物を運搬容器入りのままで荷降ろし、仕分け、一時保管及び荷積みを行う場合は、荷扱場及び停留所、集配車発着場並びに荷扱場と一体の事務所を含めて一の一般取扱所として、（S57.8.11 消防危第82号質疑）により規制できること。（S57.8.11 消防危第82号質疑）
- 11 共同住宅等における燃料供給施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（H15.8.16 消防危第81号通知、H16.6.4 消防危第61号通知）によることができる。

- 12 発電所、変電所等の取扱いについては、次のとおりとする。(○)
- (1) 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所において設置される危険物を収納している機器類のうち変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては、危険物関係法令の規制の対象としないものとする。(S48.9.10 自丙消予第148号)
- (2) 一般取扱所に該当する発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所の位置、構造及び設備については、政令第23条の規定を適用し、政令第19条において準用する政令第9条第1項第6号から第9号までの規定及び同条同項第12号の規定は適用しないものとする。
- なお、政令第20条第1項第1号及び第2号の規定は次によるものとする。
- ア 規則第33条の規定に該当する当該一般取扱所にあつては、第1種、第2種又は第3種の消火設備に替えて第4種の消火設備を設置することができる。
- イ 規則第34条の規定に該当する当該一般取扱所にあつては、第5種の消火設備を設置しないことができる。
- 注ア 上記(1)の「これらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの」には、例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び次図のような変圧器油を冷却するための附随設備(別置型冷却器)等がある。
- 注イ 上記(2)の一般取扱所に該当する発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所で危険物を取り扱う装置類には、圧油装置、潤滑油循環装置、ボイラー設備などがある。
- 13 エチルアルコールを水で希釈して濃度を59%とする設備について、下図のように移動タンク貯蔵所からエチルアルコールを地下貯蔵タンクに貯蔵したのち、ポンプ設備を使用して配管中で水を混合する場合(1日1回、作業行程終了後軟水で配管・装置・地下タンク等を洗浄する)は、ポンプ設備を一般取扱所として規制し、地下貯蔵タンクを政令第9条第1項第20号に規定するタンクとして取り扱う。(S56.7.3 消防危第83号質疑)
- 14 タンクローリー充填所(一般取扱所)の直上部に建築物(当該一般取扱所に関する事務所)は設けられない。(S49.1.7 消防予第6号質疑)
- 15 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所のうち一定の要件に適合するものについては、位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を適用して差し支えない。(H11.6.2 消防危第53号通知、H24.6.7 消防危第154号通知、H25.8.23 消防危第156号質疑)
- 16 動植物油類(引火点が250℃未満のものに限る。)の一般取扱所については、次によること。
- (1) 動植物油の地下貯蔵タンク(法別表備考第17号の規定により危険物から除かれる動植物油で、貯蔵量が10,000以上のもの)に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が地下貯蔵タンクの直上部に設けられており、当該注入口等の部分において一日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は一般取扱所となる。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
- (2) 動植物油の屋外貯蔵タンク(法別表備考第17号の規定により危険物から除かれる動植物油で、貯蔵量が10,000以上のもの)に附属して払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等が設けられており、当該払出口等の部分において一日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は、当該払出口等は払出し先の形態に応じて、危険物施設の許可を受ける必要がある。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
- この場合において、屋外貯蔵タンクに附属してポンプ設備を設置する場合は、払出し先の危険物施設の附属となるが、当該ポンプ設備から当該屋外貯蔵タンクに対する保有空地については、当該屋外貯蔵タンクを危険物とみなし、政令第11条第1項第10号の2ロの規定によるものとする。(○)
- ※注入元(移動タンク貯蔵所を除く送り元の施設)が危険物の場合は、当該危険物施設の付属となる。

(3) 動植物油の屋外貯蔵タンク（法別表備考第 17 号の規定により危険物から除かれる動植物油貯蔵量が 10,000l 以上のもの）に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が一般取扱所となる場合は、一般取扱所となる範囲は注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあつては、配管とタンクの接続部）までとする。また、当該一般取扱所の保安距離については、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

この場合において、屋外貯蔵タンク（同一タンクヤードに存する屋外貯蔵タンクを含む。）に附属する注入口等については、当該屋外貯蔵タンクに対する保有空地の規定を適用しないことができる。（○）

17 工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に 2 メートル以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じた場合、それぞれ一の取扱場所とみなして差し支えない。（R5. 3. 24 消防危第 63 号質疑）

『特例を定めることができる一般取扱所』（政令第19条第2項）

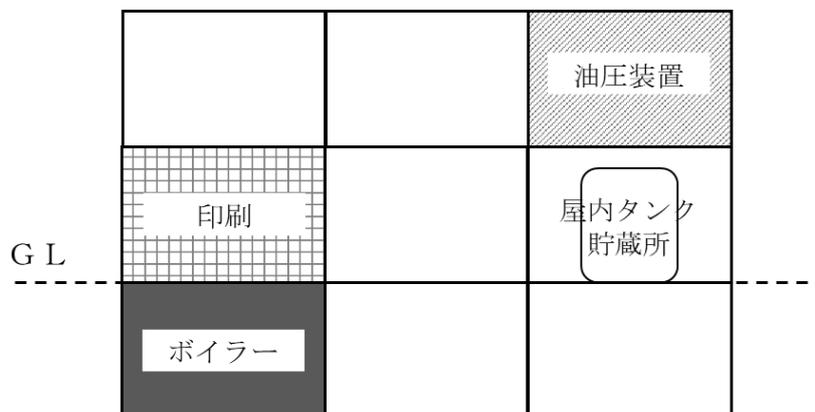
1 政令第 19 条第 2 項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて、建築物の一部に設ける（「部分規制」という。以下同じ。）ことができる。（同令同項第 4 号及び第 5 号を除く。）

部分規制の一般取扱所には、区画室単位の規制（規則第 28 条の 55 第 2 項、第 28 条の 55 の 2 第 2 項、第 28 条の 56 第 2 項、第 28 条の 57 第 2 項、第 28 条の 60 第 2 項及び第 3 項、第 28 条の 60 の 2 第 2 項、第 28 条の 60 の 3 第 2 項、第 28 条の 60 の 4 第 2 項）と設備単位の規制（規則第 28 条の 55 の 2 第 3 項、第 28 条の 56 第 3 項、第 28 条の 57 第 3 項及び第 4 項、第 28 条の 60 第 4 項、第 28 条の 60 の 2 第 3 項、第 28 条の 60 の 4 第 3 項）がある。

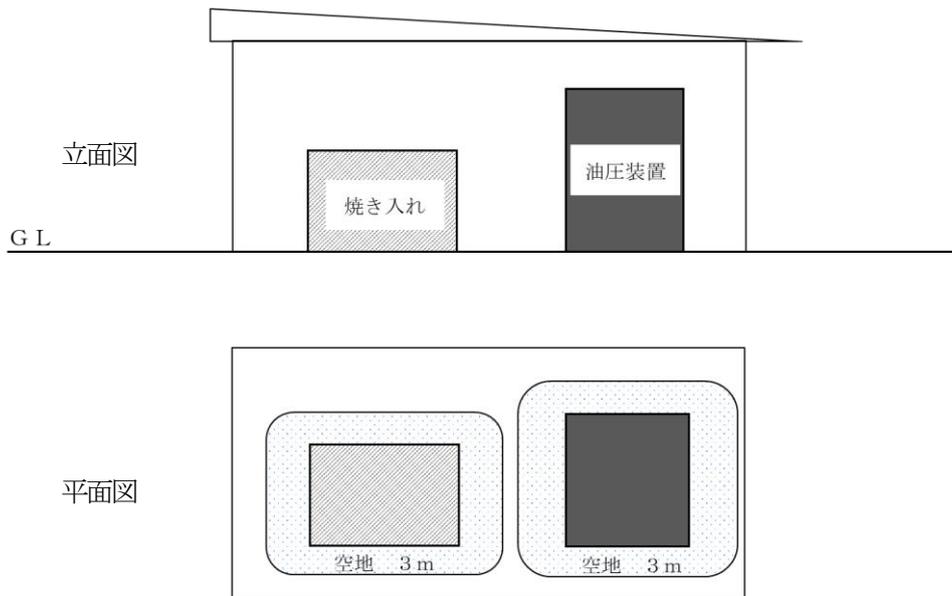
なお、政令第 19 条第 1 項及び第 2 項の基準のいずれも満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。（○）

2 一棟の建築物の中に政令第 19 条第 2 項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所を複数設置することができる。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

部分規制（区画室単位）の複数設置例



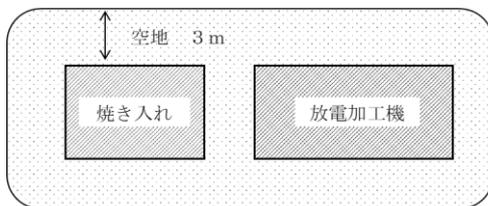
部分規制（設備単位）の複数設置例



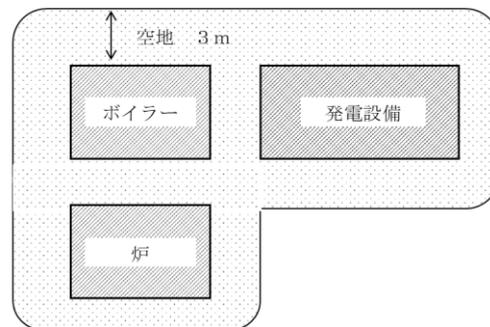
- 3 危険物を取り扱う機器が複数存する場合の規則第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、第28条の57第4項第7号、第28条の60第4項第1号又は第28条の60の2第3項第1号の適用にあたっての空地は、下図のように複数の機器を一つの設備として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。（H1.7.4 消防危第64号質疑）

複数の設備が一の設備単位で規制される例

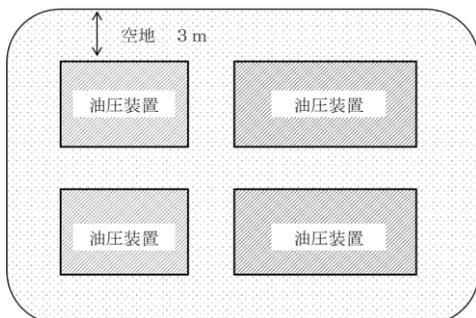
危政令19条第2項第2号



危政令第19条第2項第3号



危政令第19条第2項第6号

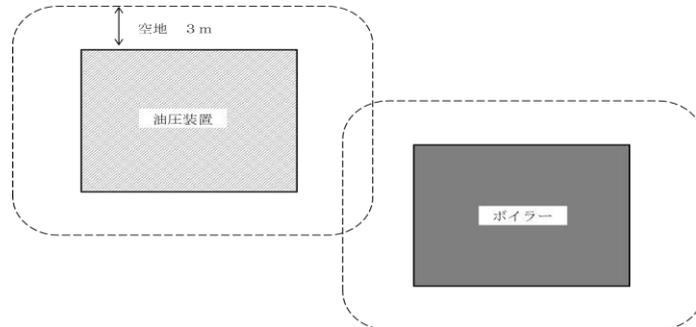


4 複数の異なった取扱い形態については次によること。

(1) 室内において保有するものとされている空地（規則第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、第28条の57第4項第7号、第28条の60第4項第1号、第28条の60の2第3項第1号）は、相互に重なってはならないものであること。（H1.3.1消防危第14号通知）

危政令第19条第2項の異なった号の複数設置で、空地の認められない例

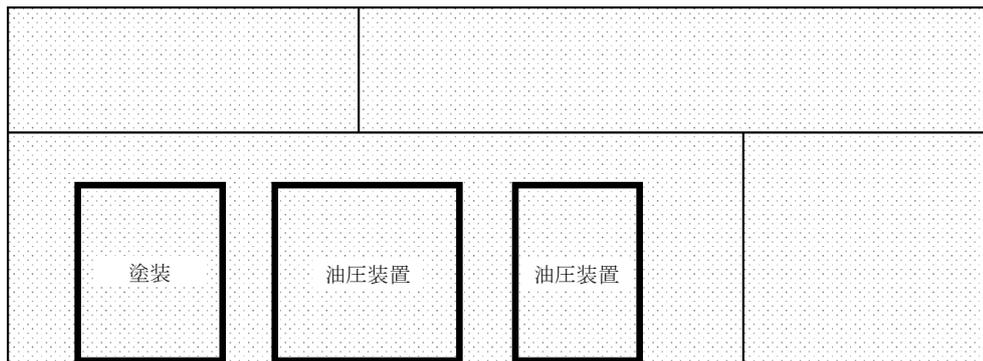
危政令第19条第2項第3号と第6号



(2) 同一作業所内において、指定数量以上10倍未満の危険物を消費するボイラー設備と、指定数量未満の高引火点危険物を用いる油圧装置等が混在している場合、両設備を併せて政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57に定める技術上の基準を適用することはできない。（H1.7.4消防危第64号質疑）

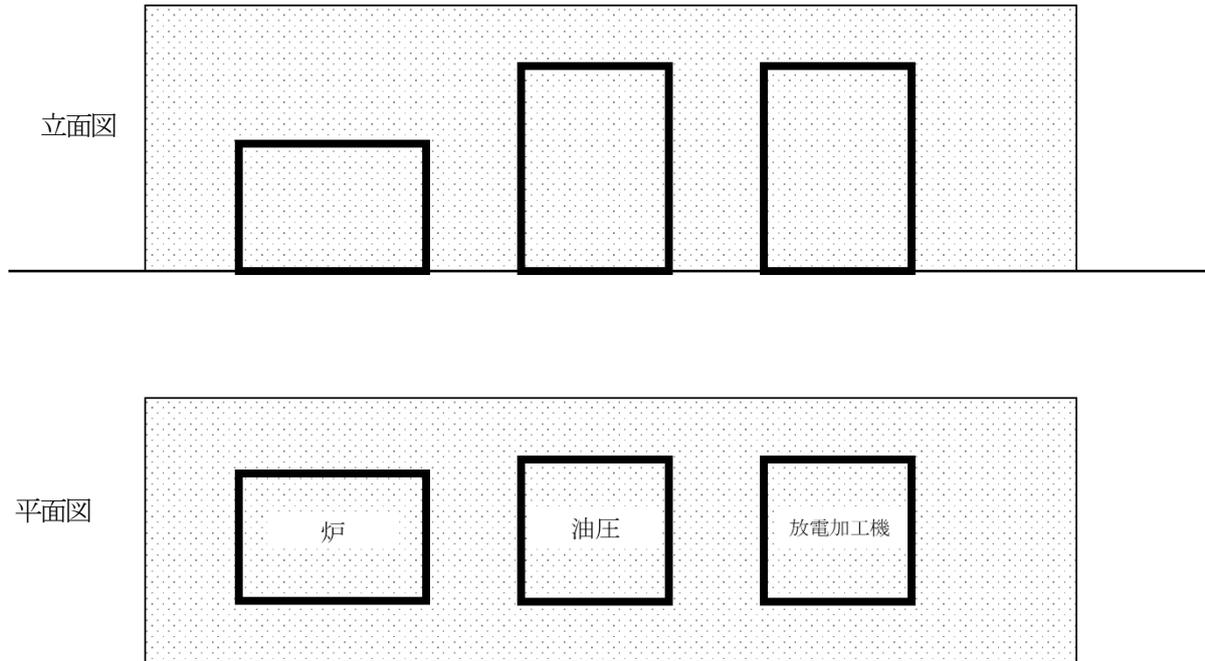
部分規制の一般取扱所とすることができないものの例

ア 危政令第19条第1項の一般取扱所



区画室単位の規制形態のもので、塗装（政令第19条第2項1号）・焼き入れ（2号）、油圧装置（6号）が同一室に混在する場合

イ 危政令第19条第1項の一般取扱所



設備単位の規制形態のもので、放電加工機（政令第19条第2項2号）・炉（3号）・油圧（6号）が同一場所に混在する場合。ただし、それぞれの設備周辺に3mの空地を取り、それぞれを一般取扱所にできる場合を除く。

5 複数の異なった取扱形態については、原則として前記4のとおりであるが、複数の取扱形態が組み合わせられることにより危険性が增大するおそれのないものが含まれていることから、政令第19条第1項の基準について、同令第23条を適用し、同令第19条第2項各号（第4号及び第5号に係るものを除く）に掲げられた取扱形態のうち「複数の取扱形態を有する一般取扱所」として、下記の運用指針に基づき室内に当該一般取扱所を設置することとして差し支えない。（H10.3.16 消防危第28号通知）

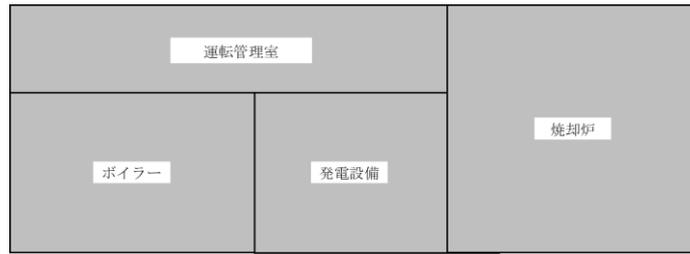
(1) ア(ア)から(キ)までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、イ及びウに適合し、かつ、(2)アからシまでに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（ア(オ)及び(カ)に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては、第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。

ア 危険物の取扱形態

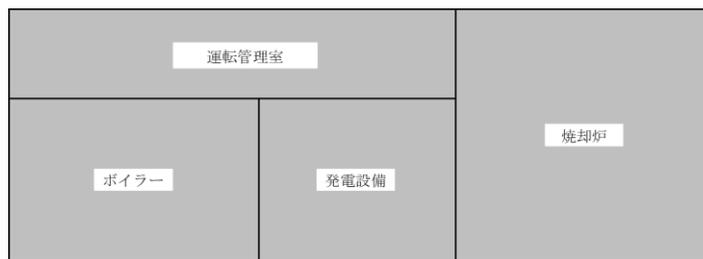
- (ア) 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- (イ) 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- (ウ) 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- (エ) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- (オ) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- (カ) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

- (キ) 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態
- イ 建築物に設けられた一般取扱所であること。
- ウ 指定数量の倍数が30未満であること。
- (2) 一般取扱所の位置、構造及び設備
- ア 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（(1)ア(エ)及び(オ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1)ア(オ)及び(カ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。
- オ (1)ア(エ)に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1)ア(オ)及び(カ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ア(ウ)に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- ク 危険物を加熱する設備（(1)ア(イ)又は(キ)の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- ケ (1)ア(キ)の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
- サ 規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。
- ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
- シ 規則第28条の55第2項第3号から第8号まで及び規則第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。
- 6** 吹付塗装作業工程と連続する工程が存在し、危険物を取り扱うのは吹付塗装作業工程のみである場合、連続する工程を含めて政令第19条第2項第1号に定める一般取扱所として差し支えない。
(H1.7.4 消防危第64号質疑)
- 7** 指定数量以上10倍未満の危険物を消費する発電設備とボイラー設備を耐火構造の壁で区画されたそれぞれの専用室に隣り合わせて設ける場合、一の一般取扱所とすべきか、又は二の一般取扱所とすべきかは、設置者等の選択によることができる。（H1.7.4 消防危第64号質疑）

建物全体に危政令第 19 条第 1 項を適用した例



建物全体に危政令第 19 条第 2 項を適用した例

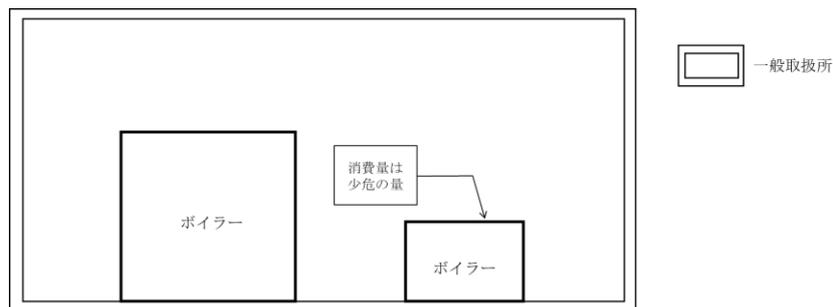


区画された専用室に危政令第 19 条第 2 項を適用した例

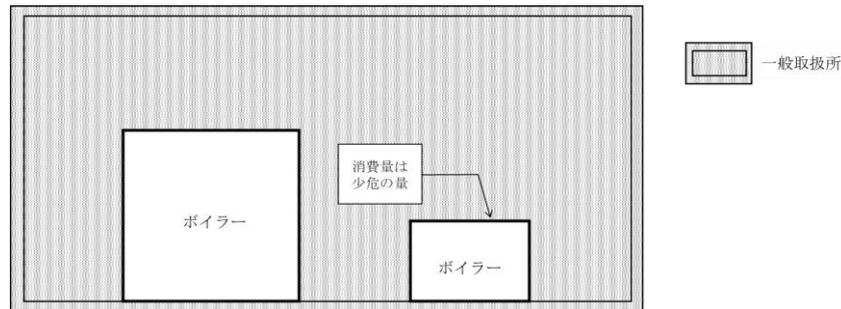


8 工場等区画のない作業所内において、指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費するボイラー設備と指定数量未満の危険物を消費するボイラー設備とを離れた場所に設置する場合（両設備における危険物消費量の合計が 10 倍未満）、次のいずれで規制しても差し支えない。（H1.7.4 消防危第 64 号質疑）

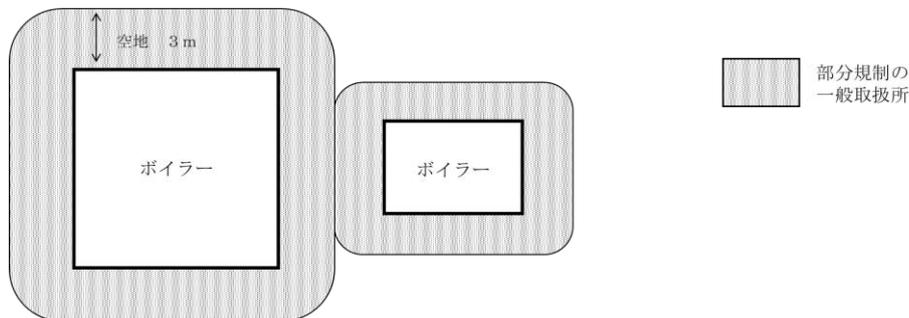
(1) 建築物全体を政令第 19 条第 1 項の一般取扱所とする。



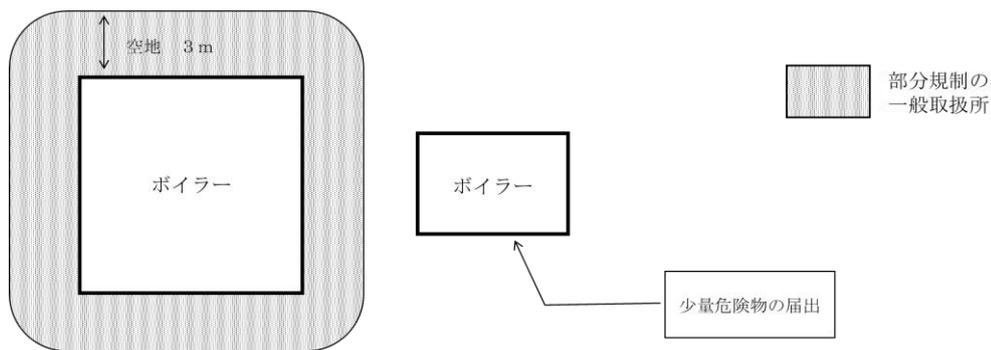
- (2) 建築物全体を政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する。



- (3) 両ボイラー設備を併せて、政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する。

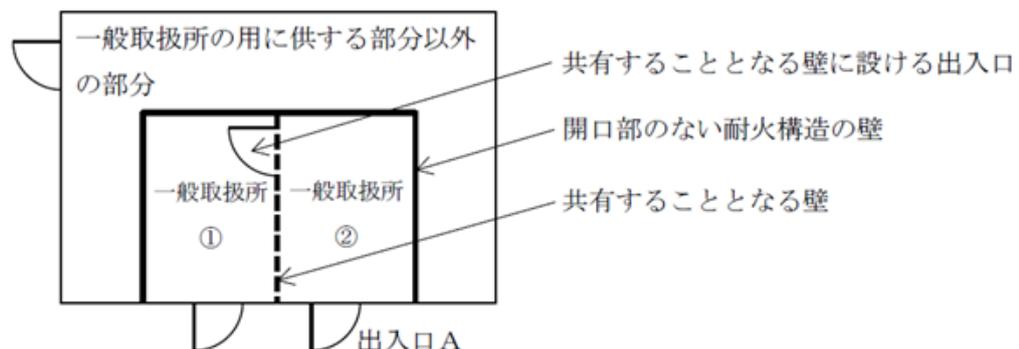


- (4) 危険物消費量が指定数量以上10倍未満のボイラー設備のみを政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する。



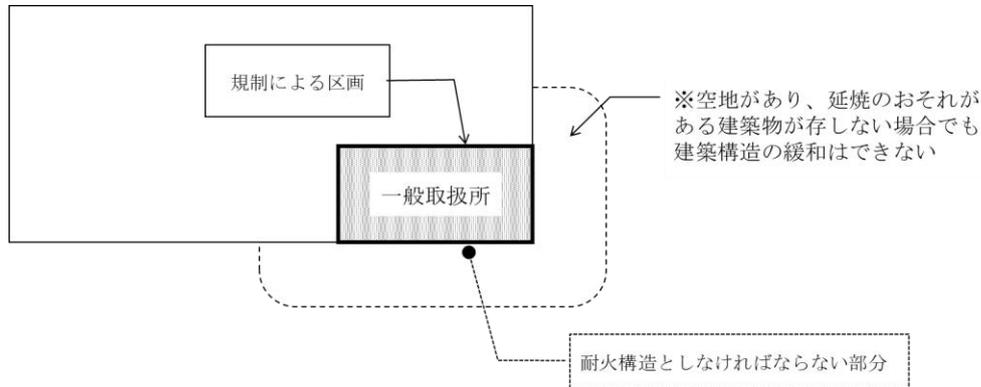
- 9 規則第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、第28条の57第4項第7号、第28条の60第4項第1号及び第28条の60の2第3項第1号に規定する危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離3m未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。(H2.3.31 消防危第28号質疑)
- 10 規則第28条の55第2項第2号及び規則第28条の56第2項第1号に規定する「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」は、建基令第107条第1号及び第2号の規定及び別記4「不燃材料と耐火構造1(8)(9)」によること。(H2.10.31 消防危第105号質疑、R5.3.24 消防危第63号質疑) (○)
- 11 規則第28条の55第2項第2号及び規則第28条の56第2項第1号に規定する他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えない。(H2.3.31 消防危第28号質疑)

- 12 「規則第28条の55第2項第2号及び規則第28条の56第2項第1号に規定する他の部分との区画壁に配管が貫通する場合」については、別記6「耐火構造の壁又は床の区画を貫通する配管の施工方法」によること。
(○)
- 13 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一の建築物の同一階において一般取扱所を隣接して設置する場合の取扱いは次によること。(R5.3.24消防危第63号質疑)
- (1) 共有することとなる壁及び当該壁に設ける出入口の戸は、双方の一般取扱所の規制範囲となる。
 - (2) 一方または両方の一般取扱所について、規則第28条の55第2項第2号又は第28条の56第2項第1号の基準に適合させる必要がある場合、隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁とすること。
 - (3) 一方又は両方の一般取扱所について、規則第28条の55第2項第4号の基準に適合させる必要がある場合、隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁に設ける出入口は、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とすること。
 - (4) 出入口Aを設けない場合など、一方の一般取扱所が、もう一方の一般取扱所を経なければ出入りできないような構造を認めて差し支えない。
 - (5) どちらの一般取扱所についても、一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の壁で区画されていることから、規則第33条第1項第1号括弧書きの「当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの」に該当するものとみなして差し支えない。



『吹付作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所』（政令第19条第2項1号、規則第28条の54第1項第1号）

- 1 規則第28条の55第2項第2号には「建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする」と規定されているが、空地があり、延焼のおそれがある建築物が存しない場合であっても、当該外壁を不燃材料で造ることは認められない。（H1.7.4 消防危第64号質疑）



- 2 「耐火構造又は不燃材料」については、別記4「**不燃材料と耐火構造**」によること。
 3 「延焼のおそれのある外壁」については、別記8「**建築物の延焼のおそれのある範囲**」によること。
 4 「換気設備及び排出設備」については、別記9「**可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備**」によること。

『焼き入れ作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所』（政令第19条第2項2号、規則第28条の54第1項第2号）

1 放電加工機については、下記によること。（S61.1.31 消防危第19号通知）（○）

(1) 次に掲げる安全装置を設置するものであること。

ア 加工液の温度が最高許容液温（60℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる液温検出装置

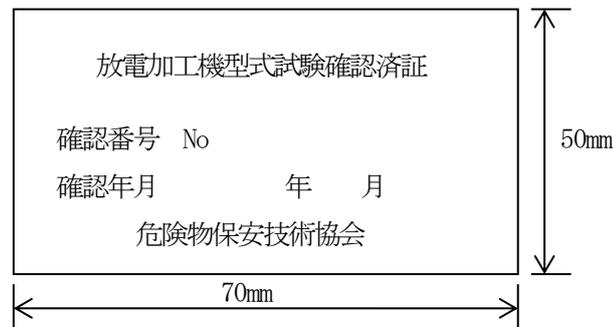
イ 加工液の液面が設定位置（工作物上面から 50mm）より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる液面検出装置

ウ 工具電極と工作物との間に炭化生成物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる異常加工検出装置

エ 加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の自動消火装置（「消防防災用設備等の性能評価について」（昭和57年11月30日消防予第243号消防庁予防救急課長通知）に基づき性能評定されたものを含む。）

(2) 放電加工機の本体（安全装置を含む）については、KHKが「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっているので、貼付済のものを設置すること。

なお、確認済機種にあっては、概略図書類を添付することで足りるものであること。

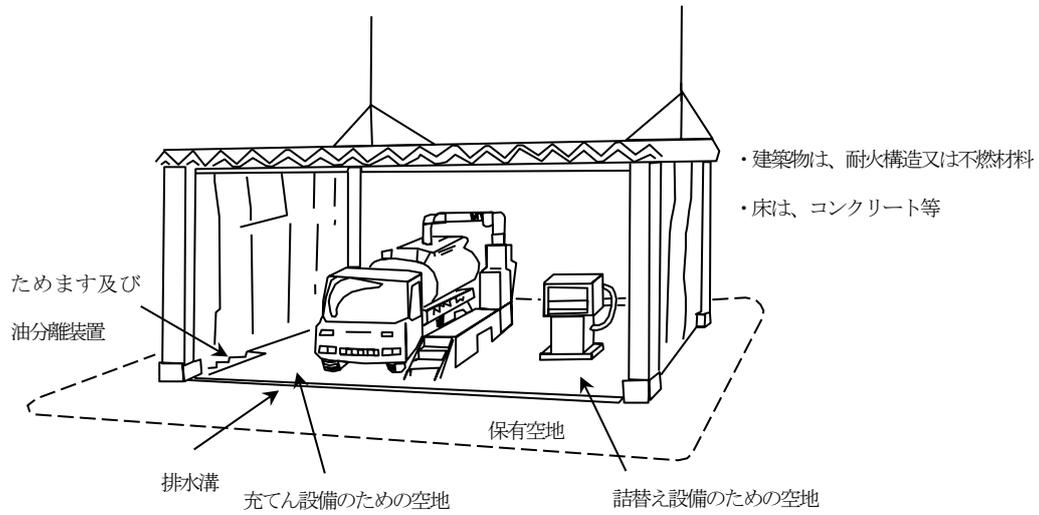


『危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所』(政令第19条第2項3号、規則第28条の54第1項第3号)

- 1 「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれる。
(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)
- 2 規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号に規定する「非常用電源に係るもの」とは、地震時又は停電等の緊急時の消防用設備等の非常用電源として使用する自家用発電設備、若しくは病院等電力供給を停止することにより重大な支障が生じるおそれのある施設の非常用電源として使用する自家用発電設備等をいうものであること。
また、「危険物の供給を自動的に遮断する装置」とは、計装設備に連続した遮断弁等とする。(○)
- 3 「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」は、コンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造とするとともに、その高さは 15cm 以上とすること。(○)
- 4 危険物を消費する設備の排気筒は、規則第 28 条の 57 第 2 項第 1 号及び第 3 項第 3 号に規定する「換気の設備」に該当しない。高温となる排気筒であっても、換気設備には該当しないことから、防火上有効なダンパー等の設置は要しない。また、当該排気筒について、区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で被覆することや耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合、区画を貫通することを認めて差し支えない。(H29. 10. 30 消防危第 216 号質疑)
- 5 規則第 28 条の 57 第 4 項第 7 号に規定する「空地」について、架台等により空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがなく、かつ、当該段差が 50cm 以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。(H29. 10. 30 消防危第 216 号質疑)
- 6 規則第 28 条の 57 第 4 項第 7 号に規定する「幅 3m 以上の空地」に代えて「囲いから 3m 未満となる建築物の壁及び柱」と同等以上の防火塀とすることができる。
この場合における防火塀については、設備及びタンク等より高く、かつ、3m 以内にある他用途部分が隠れる範囲及び高さとする。(○)
- 7 規則第 28 条の 57 第 4 項第 8 号に規定する「油分離装置」について、屋上部分に設置することが困難な場合は地上部の火災予防上安全な部分に設置することとし、屋上の貯留設備から配管により油分離装置へ導くものとする。なお、構造等については、別記 10「油分離槽」によること。(○)
- 8 危険物を取り扱う設備等がキュービクル式のもので、危険物が外部に漏れない構造のもの又はそれと同等以上の措置を講じたものは、規則第 28 条の 57 第 4 項第 3 号、6 号及び第 8 号の規定による囲い、貯留設備、油分離装置を省略することができる。なお、キュービクル式以外であってもキュービクル式と同等以上の措置を講じる場合については、特例によること。

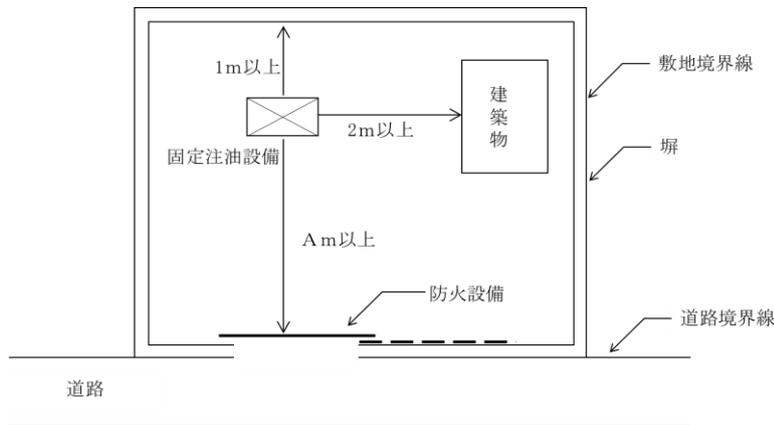
『車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所』 (政令第19条第2項4号、規則第28条の54第1項第4号)

- 1 「油分離装置」については、別記10「油分離槽」によること。
- 2 充填の一般取扱所の例は下図による。(○)



『容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所』（政令第19条第2項5号、規則第28条の54第1項第5号）

- 1 固定注油設備の設置位置は下図の例による。(○)



A：固定注油設備に接続される注油ホースの長さにより決まる

- 2 懸垂式の固定注油設備の「危険物の移送を緊急に止めることができる装置」は、操作しやすい場所に設けること。(○)
- 3 周囲に設ける「塀又は壁」については、危険物の取扱いのために出入りする必要な部分の側（一の側に限る。）を除き設けるものとし、「給油取扱所」の防火塀等の例によること。(○)
- 4 延焼のおそれのある「塀又は壁」に設ける出入口は、特定防火設備とすること。この場合における「延焼のおそれのある塀又は壁」については、別記8「建築物の延焼のおそれのある範囲」によること。(○)
- 5 「ポンプ室その他危険物を取り扱う室」については、「給油取扱所」の例によること。
- 6 小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用通達が廃止されることとなるが当該通達に基づき許可された、容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、改めて政令第19条第1項として許可を受ける必要はない。また、当該一般取扱所が規則第28条の59に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準を満たしていても、政令第19条第2項第5号の一般取扱所としての許可を受けたものとはみなせない。

(H1.7.4 消防危第64号質疑)

『危険物を用いた油圧装置以外又は潤滑油装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所』(政令第19条第2項6号、規則第28条の54第1項第6号)

- 1 「危険物を取り扱うタンクの直下に設ける囲い又はしきい」については、『危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所』の例によること。
(○)

『蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所』（政令第19条第2項第9号、規則第28条の54第1項第9号）

1 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例に関する事項については、下記によること

(1) 規則第28条の54第1項第9号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものの特例基準等（規則第28条の60の4第2項）

ア 告示第68条の2の2の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること。

(ア) IEC（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの

(イ) UL（米国保険業者安全試験所）9540A 又は 1973 に適合するもの

イ 規則第28条の54第1項第9号の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第68条の2の2に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第28条の55第2項第3号から8号まで並びに同第28条の56第4第2項に定める特例及び同条第3項に定める特例を適用することができること。

ウ 規則第28条の54第1項第9号の一般取扱所（指令数量の倍数が10未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第68条の2の2に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第28条の60の4第4項各号に掲げる基準に適合するものについては、規則第28条の60の4第2項に定める特例及び同条第4項に定める特例を適用することができること。

(2) 規則第28条の54第1項第9号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。）の特例基準等（規則第28条の60の4第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものについては、規則第28条の60の第5項）

規則第28条の60の4第5項第5号の散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第一種消火設備である屋外消火栓設備の例によることが適当と考えられること。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えない。

(3) その他

ア 許可申請等の単位について

屋外コンテナ等蓄電池設備は、事業形態等によって各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあつては、事業形態等を確認し、設置者と協議の上で当該許可申請等の単位を決定すること。なお、協議の結果、複数のコンテナ等をまとめて1の許可施設とする場合は、各コンテナ等の相互間の離隔距離は不要とする。

イ 危険物取扱者等の取り扱いについて

屋外コンテナ等蓄電池設備に係る危険物取扱者等の取り扱いについては、（H11.6.2 消防危第53号）によること。

第5節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

第1 消火設備

『消火設備の基準』（政令第20条第1項第1号）

『著しく消火困難な製造所等及びその消火設備』（規則第33条）

- 1 工場一棟全部が製造所等である場合の消防用設備は、法第10条第4項にのみ適合すればよい。
また、工場の一部に製造所等がある場合、製造所等の部分は、法第10条第4項により設置し、これを除いた部分に法第17条の規定による消防用設備を設置すること。（S42.11.29 自消丙予発第102号質疑）
- 2 第1種から第3種の消火設備については、消火活動上及び延焼拡大防止上支障がないものと認められる場合にあっては、共用することを妨げない。（○）
- 3 規則第33条第1項第1号に規定する「延べ面積」とは、規則第30条第1号に規定する製造所等の建築物の床面積の合計をいい、屋外の工作物の設置面積は含めない。（H1.3.22 消防危第24号通知）
- 4 規則第33条第1項第1号に規定する「高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備」を有する製造所又は一般取扱所は、著しく消火困難な施設となるが、塔槽類はこの危険物を取り扱う設備に含まれる。（H1.7.4 消防危第64号質疑）
- 5 「消火活動上有効な床面」とは、必ずしも建築物の床に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならない。（H1.3.22 消防危第24号通知）
- 6 著しく消火困難な製造所又は一般取扱所で、高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う密封構造の塔槽類については、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備を設けることにより、第3種消火設備を設けないこととして差し支えない。（H2.5.22 消防危第57号質疑）
- 7 規則第33条第1項第1号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部には、換気又は排出設備のダクト等の床又は壁の貫通部分が含まれるが、当該貫通部分に防火上有効なダンパー等を設けた場合は開口部とはみなさない。（○）
- 8 規則第33条第1項第3号及び第4号に規定する「屋外又は屋内タンクの高さ」については、当該タンクを設置する地盤面を、又は2階以上の階に設置するものにあつては、当該階の床面を起算点として測定すること。（○）
- 9 規則第33条第2項第1号の表の右欄に規定する「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」については、次による。（○）
 - (1) 上屋のみで壁が設けられていない場所は、「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」に該当しない。（H1.7.4 消防危第64号質疑）
- 10 一般取扱所の用に供する部分以外の部分（以下、「他用途部分」という。）を有する建築物に設ける一般取扱所（火災のとき煙が充満するおそれがある場所に設けられるものに限る。）については、他用途部分との隔壁等が耐火構造で造られ、かつ、当該隔壁等に開口部を有しないものである場合を除き、建築物その他の工作物及び危険物を包含するように第2種又は移動式以外の第3種の消火設備を設ける必要があるとされているが、下記の一般取扱所については、政令第23条を適用し、当該消火設備を設けないことができる。（H10.10.13 消防危第90号質疑）
 - (1) 設置場所
地上12階地下2階の耐火構造の建築物の地下2階部分の室内
 - (2) 取扱いの形態
自家用発電設備により危険物（軽油）を消費する一般取扱所（令第19条第2項適用）
 - (3) 消火設備
全域放出方式の不活性ガス消火設備及び一般取扱所の各部分から歩行距離が20m以下となるように第5種

の消火設備（粉末消火器）を設ける。

(4) その他

一般取扱所が設置される建築物の室内の内装は、不燃材料で仕上げられるとともに、一般取扱所に設置される設備等は、電気配線の被覆材等必要最小限のものを除き、不燃材料で構成されている。また、当該一般取扱所には、必要最小限のものを除き、可燃物が存置等されないよう管理がなされている。

- 11 カーバイトの貯蔵タンクの消火設備として、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備については政令第23条を適用し認められる。（S37.4.6 自消丙予発第44号質疑）
- 12 架構の3階相当以上で、当該階において有効に消火活動が実施できないと認められる狭隘な床面（おおむね水平距離15m未満で包含される場合）については、第1種、第2種又は第3種の消火設備に代えて次の消火設備を設置することで足りる。（○）
- (1) 当該階において危険物の貯蔵又は取扱いのあるものについては、第3種移動式粉末消火設備。
- (2) 当該階において危険物の貯蔵又は取扱いのないものについては、第4種の大型消火器。
- 13 危険物の貯蔵又は取り扱いのない計器室又は電気室等（外壁及び間仕切壁を耐火構造とし、開口部を自動閉鎖の特定防火設備としたものに限る。）については、第1種、第2種又は第3種の消火設備に代えて、第4種の大型消火器を設置することで足りる。（○）
- 14 著しく消火困難となる屋内給油取扱所（上階に他の用途が存する一方開放の屋内給油取扱所）に設置する消火設備は、次によること。
- (1) 第3種の固定式泡消火設備
- その放射能力範囲が固定給油設備等を中心とした半径3mの範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。（H1.3.3 消防危第15号通知）
- (2) 第3種の泡消火設備を設置する場合、消火薬剤タンク、ポンプ等を給油取扱所の敷地外に設け、他用途部分と兼用してもよい。また、消火設備能力の算定にあたっては、給油エリアとローリー荷卸し場を別個に放射するものとし、いずれか大きい方の放射能力とする。（H1.5.10 消防危第44号質疑）
- (3) 第4種の消火設備
- その放射能力範囲が可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。
- (4) 第5種の消火設備
- 屋外給油取扱所における第5種の消火設備の例によること。
- 15 規則第33条第2項第2号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室」に該当するものについては、次によること。（○）
- (1) 製造所又は一般取扱所において、引火点40℃未満の危険物又は、引火点以上の温度状態若しくは噴霧状にある危険物を吹付塗装、開放槽による攪拌作業等大気にさらず状態で貯蔵し又は取り扱う壁体を有する建築物又は室。
- (2) 製造所又は一般取扱所において、可燃性の微粉が滞留するおそれのある壁体を有する建築物又は室。
- 16 規則第33条第2項第4号に規定する「作業工程上、消火設備の放射能力範囲に危険物の全部を包含することができないとき」とは、類を異にする危険物を貯蔵し、又は取り扱うことにより、政令別表第5に掲げる消火に適応する第1種、第2種又は第3種消火設備を併設しなければならない場合において、一方の危険物の貯蔵又は取り扱う量が、指定数量の10倍未満であるものが該当する。（○）
- 17 上記の他、「消火設備の技術上の基準」については、**別記24「消火設備」**によること。

『消火設備の基準』（政令第20条第1項第2号）**『消火困難な製造所等及びその消火設備』**（規則第34条）

- 1 屋外タンク貯蔵所に設置する第4種の消火設備については、当該消火設備の包含範囲内にある隣接のタンクと共用することができる。（S36.5.10 自消甲予発第25号通知）
- 2 消火困難となる屋内給油取扱所に設置する消火設備は、次によること。
 - (1) 第4種の消火設備
 - ア その放射能力範囲が建築物、その他の工作物及び危険物を包含するように設けること。
 - イ 規則第25条の4第1項第5号（住居等）の用に供する部分を包含するように設けること。
(H1.5.10 消防危第44号質疑)
 - (2) 第5種の消火設備についてはその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の5分の1以上、電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。
- 3 第1種、第2種又は第3種の消火設備を設けることで、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる場合の当該消火設備は、政令第20条第1項第1号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないこと。
(H1.3.22 消防危第24号通知)
ただし、屋外タンク貯蔵所については、消火に適応する第1種又は移動式の第3種の消火設備とすることができる。（○）

『消火設備の基準』（政令第20条第1項第3号）

『その他の製造所等の消火設備』（規則第35条）

- 1 移動タンク貯蔵所に設置する消火設備については、道路運送車両法に定める車両に備え付けの消火器と兼用できるものとする。（○）
- 2 第4類のアルコール系の危険物を取り扱う給油取扱所において、第5種の粉末消火設備を設置する場合の能力単位については、規則第35条第3号に規定する当該危険物の所要単位の数値の2倍に達するように設けること。（○）
- 3 規則第35条第3号に規定する製造所等については、建築物、その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達する能力単位の数値の第5種の消火設備に、電気設備に対する第5種の消火設備を加算したもので下表の例によること。（○）

対象物		対象物の所要単位又は本数	第5種消火設備の設置数
建築物	外壁：耐火構造	$\frac{\text{延べ面積 (m}^2\text{)}}{100\text{m}^2}$ = (A) 単位 (貯蔵所は150m ²)	$\frac{(A) \text{ 又は } (A') + (B)}{\text{能力単位 (A 火災)}}$ = E 本以上 (※小数点以下切り上げ、以下同じ)
	外壁：耐火構造以外	$\frac{\text{延べ面積 (m}^2\text{)}}{50\text{m}^2}$ = (A') 単位 (貯蔵所は75m ²)	
屋外の工作物		$\frac{\text{工作物の水平最大面積の合計 (m}^2\text{)}}{100\text{m}^2}$ = (B) 単位	
危険物		$\frac{\text{指定数量の倍数}}{10\text{倍}}$	$\frac{(C)}{\text{能力単位 (B 火災)}}$ = F 本以上
電気設備		$\frac{\text{電気設備のある場所の面積 (m}^2\text{)}}{100\text{m}^2}$ = D 本	D 本以上 (C 火災)

※1 設置必要数は、E + F + D本とする。

※2 屋外給油取扱所について、上記設置必要数の他に一の地下タンクにつき2個の第5種消火設備の設置を要しない。（H1. 5. 10 消防危第44号質疑）

- 4 第1種から第4種までの消火設備を設置することで、当該消火設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、必要とされる能力単位の数値の5分の1以上となるように設ける場合、当該消火設備は、政令第20条第1項第1号若しくは第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないこと。（H1. 3. 22 消防危第24号通知）

『電気設備の消火設備』（規則第36条）

- 1 電気設備とは、電動機、電気加熱機器、変圧器、配電盤、地上ケーブルダクトその他これらに類する設備（照明、コンセント及びスイッチ類を除く。）をいう。なお、電気設備等の増設又は変更が予想される製造所等にあつては、原則としてエリア全体を電気設備のある場所とすること。（○）
- 2 給油取扱所における電気設備のある場所については、建築物の床面積（床又は壁で区画されていないものについては、水平投影面積）及び屋外に設置する1に掲げる設備のある場所とすること。（○）
- 3 規則第33条第2項各号、第34条第2項各号又は第35条各号に基づき設置される消火設備が、政令別表第5において電気設備に適応するものとされ、かつ、当該消火設備が電気設備のある場所を包含し、又は規則第36条の規定を満たすように設けられている場合、規則第36条の規定により設置が必要な消火設備については政令第23条を適用することができる。（R5.3.24 消防危第63号質疑）

『別表第5』（政令第20条関係）

- 1 消火器の規格（昭和36年消防庁告示第7号）第2条第2項の規定により、大型消火器（第4種の消火設備）の能力単位は、A火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上とする。（S37.4.6 自消丙予発第44号質疑）
- 2 第3類危険物（金属ナトリウム）の消火薬剤（ナトレックス）は、規格に適合する消火器でないので、消火設備として認められないが、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められる。（S45.5.26 消防予第104号質疑）
- 3 消火薬剤ナトレックスは、第2類危険物に対する消火設備として認められない。（S47.1.6 消防予第2号質疑）
- 4 金属ナトリウムの消火薬剤（ナトレックス）と同種の消火薬剤（マイラックス）は、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められる。（S47.6.22 消防予第112号質疑）
- 5 「膨張ひる石」とは通常、パーミキュライトと呼ばれているものであり、また、「膨張真珠岩」とは、パーミライトと呼ばれているものであること。（S46.7.27 消防予第106号通知）

『消火設備の基準』（政令第20条第2項）

- 1 消火設備の技術上の基準については、規則第29条から第32条の11及び第38条の3で定めるもののほか、**別記24「消火設備」**によるものとし、特に定めのないものについては施行令の規定を準用する。（○）

『消火設備の能力単位』（規則第31条）

- 1 金属ナトリウムの消火薬剤（ナトレックス又はマイラックス）の能力単位は30kgをもって1能力単位とする。（S45.5.26 消防予第104号質疑、S47.6.22 消防予第112号質疑）

『第1種屋内消火設備の基準』（規則第32条）

- 1 屋内消火栓の加圧送水装置には、内燃機関駆動による加圧送水装置等の構造及び性能の基準に適合するものに限り原動機として内燃機関を用いることができる。なお、内燃機関の性能及び構造は「自家発電設備の基準」（S48年消防庁告示第1号）に定める内燃機関の例によること。
(H1.7.4 消防危第64号質疑、H4.3.25 消防危第26号通知)

『第1種屋外消火設備の基準』（規則第32条の2）

- 1 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所において屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えのできる構造のものとする。こと。（S54.7.30 消防危第80号通知）

『第2種スプリンクラー設備、第3種水蒸気消火設備、第3種水噴霧消火設備、第3種泡消火設備の基準』

（規則第32条の3～6）

- 1 屋外貯蔵タンクに設ける半固定式消火設備（タンクに設ける泡を放射する固定の消火設備であつて、泡混合装置及び加圧送水装置を有しないものをいう。）は、第3種消火設備として認めない。
(S51.1.16 消防予第4号通知)
- 2 屋外貯蔵タンク又は20号タンクに設置する第3種固定式泡消火設備の泡消火配管は2系統以上とし、1系統における泡放出口の個数は3個までとすること。ただし、3系統以上の場合にあつては、泡放出口の個数を4個までとすることができる。（○）
- 3 第3種泡消火設備に使用する泡薬剤として、合成界面活性剤は適用できない。
(S47.1.8 消防予第14号質疑)
- 4 第3種の消火設備のうち泡消火薬剤のタンクを共用する場合の必要泡薬剤の量及び泡消火薬剤の選定については、次によること。（○）
(1) 泡消火薬剤を共用する場合の必要泡薬剤の量は、共用する個々の施設ごとに必要量を算出し、そのうち最大量を必要とする施設の量に、共用する他の施設の必要量の10%を加算した量以上の量とする。
- 5 第4類の危険物のうち、水に溶けないもの以外の物に用いる泡消火薬剤については、水溶性液体用泡消火薬剤であつて、「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」別表第5又は別表第6に定める試験において消火性能を確認したものであれば、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（S.50.12.9 自治省令第26号）第2条に定める泡消火剤の種別にかかわらず、当該泡消火薬剤を用いて差し支えない。
(H24.3.30 消防危第92号質疑)

『第3種不活性ガス消火設備の基準』（規則第32条の7）

- 1 「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について」（H4.2.5 消防予第22号通知、消防危第11号通知）による。
- 2 「二酸化炭素消火設備の安全対策について」（H8.9.20 消防予第193号通知、消防危第117号通知）による。
- 3 「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドライン」（H9.8.19 消防予第133号通知、消防危第85号通知）による。
- 4 「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条第2号において、不活性ガス消火設備に使用する消火剤は、製造所等の区分に応じてその種別が規定されている。このことについて、

ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所に設置される危険物を取り扱う設備等において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物を取り扱われている場合であっても、当該製造所等は「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条に規定されている「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」として扱うこと。

(H24.3.30 消防危第92号質疑)

- 5 「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条第2号表中の製造所等の区分のうち、「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、防護区画の体積が1,000立方メートル未満であるもの」に該当しない製造所等に窒素、IG-55若しくはIG-541の不活性ガス消火剤を放射する消火設備を設置する場合、当該製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性や当該消火設備が設置される防護区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合には、政令23条を適用して、当該消火設備を設置することが可能である。(H24.3.30 消防危第92号質疑)

『第3種ハロゲン化物消火設備、第3種粉末消火設備の基準』(規則第32条の8、9)

- 1 「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等、及び同抑制等に係る質疑応答」(H3.8.16 消防予第161号通知、消防危第88号通知、H3.9.20 消防予第190号質疑、消防危第99号質疑)による。
- 2 「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」(H7.5.10 消防予第89号通知)による。
- 3 「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて」(H8.12.25 消防予第265号通知、消防危第169号通知)による。
- 4 「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条第2号において、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、製造所等の区分に応じてその種別が規定されている。このことについて、ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所に設置される危険物を取り扱う設備等において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物を取り扱われている場合であっても、当該製造所等は「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条に規定されている「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」として扱うこと。
(H24.3.30 消防危第92号質疑)
- 5 「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条第2号表中の製造所等の区分のうち、「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、防護区画の体積が1,000立方メートル未満であるもの」に該当しない製造所等にHFC-23若しくはHFC-227eaのハロゲン化物消火剤を放射する消火設備を設置する場合、当該製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性や当該消火設備が設置される防護区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合には、政令23条を適用して、当該消火設備を設置することが可能である。(H24.3.30 消防危第92号質疑)

『第4種消火設備の基準』(規則第32条の10)

- 1 平家建(架構形式を含む)以外の防護対象物については、階ごとに設置すること。(○)

『第5種消火設備の基準』（規則第32条の11）

- 1 製造所等に設置する第5種の小型消火器については、10型以上とすること。（○）
- 2 平家建（架構形式を含む）以外の防護対象物については、階ごとに設置すること。（○）
- 3 電気設備に対する消火設備は、電気設備のある場所の各部分から一の消火設備に至る水平距離が15m以下となるように設置すること。（○）

第2 警報設備

『警報設備の基準』（政令第21条）

- 1 警報設備の基準については、政令第21条の規定によるほか施行令第21条から第24条（第21条の2及び第22条を除く。）まで及び消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第23条から第25条の2（第24条の2の2から第24条の3を除く。）までの規定を準用する。（○）
- 2 屋内給油取扱所における自動火災報知設備については次によること。（H1.5.10 消防危第44号質疑）
 - (1) 規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」とは、一般的には、自動火災報知設備をいうものと解してよい。
 - (2) 政令第17条第2項第1号に規定する「総務省令で定める設備」は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を屋内給油取扱所の部分に報知できるものである必要はない。
 - (3) 規則第25条の7及び第38条第2項に規定する自動火災報知設備の設置方法について
 - ア 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、次図のとおりでよい。

図1（上階を有する場合）

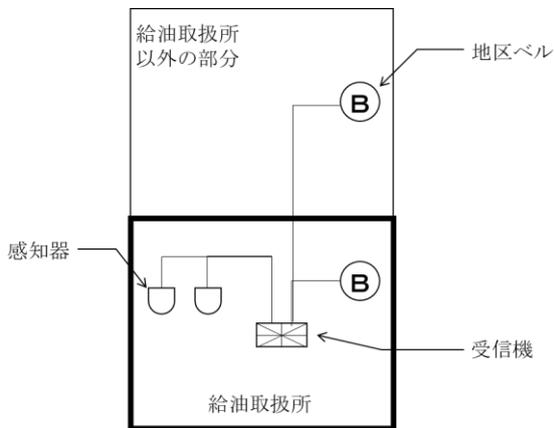
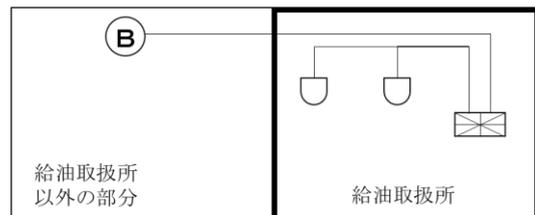
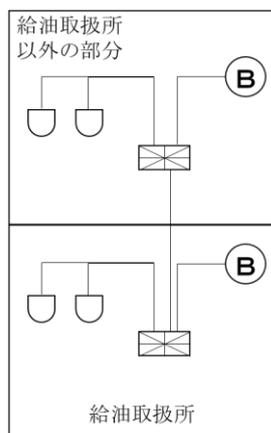


図2（平屋の場合）



イ 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合

- (ア) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に設置されている受信機と接続し、地区ベル（地区音響装置）を兼用することができる。



- (イ) (ア)の場合、屋内給油取扱所の受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の受信機と兼用することはできない。
- (ウ) 受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に設けず屋内給油取扱所に設けて兼用する場合は、政令第17条第2項及び第21条の規定上は差つかえない。
- 例図：（指定数量の倍数が150の製造所又は一般取扱所）

第3 避難設備

『避難設備の基準』（政令第21条の2）

- 1 給油取扱所の2階部分を規則第25条の4第1項第2号に掲げる店舗、飲食店、又は展示場の用途に用いる建築物には、当該建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる避難口である出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。（H1.3.3消防危第15号通知）
- 2 屋内給油取扱所のうち第25条の9第1号イの規定に係る給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等を有するものにあつては、当該事務所等の出入口、避難口並びに当該避難口に通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。（H1.3.3消防危第15号通知）
- 3 誘導灯の設置については、次によること。（H1.3.3消防危第15号通知）
 - (1) 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
 - (2) 誘導灯は、大型、中型、又は小型のものとすること。
 - (3) 非常電源は、20分作動できる容量以上のものであること。

第4 消火設備及び警報設備の規格

『消火設備及び警報設備の規格』（政令第22条）

- 1 法第21条の2第2項又は法第21条の16の3第1項の規定に基づき総務省令で定める「技術上の規格」
 - (1) 消火器の技術上の規格を定める省令（S39.9.17自治省令第27号）
 - (2) 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（S39.9.17自治省令第28号）
 - (3) 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（S50.12.9自治省令第26号）
 - (4) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（H25.3.27総務省令第22号）
 - (5) 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（H25.3.27総務省令第23号）
 - (6) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（S40.1.12自治省令第2号）
 - (7) 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（S58.1.18自治省令第2号）
 - (8) 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（S50.9.26自治省令第19号）
 - (9) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（S56.6.20自治省令第17号）
 - (10) 中継器に係る技術上の規格を定める省令（S56.6.20自治省令第18号）
 - (11) 受信機に係る技術上の規格を定める省令（S56.6.20自治省令第19号）
 - (12) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（S61.10.15自治省令第24号）
- 2 消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令（S52.2.28自治省令第3号）
- 3 消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（S52.10.29自治省令第20号）
- 4 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（昭和57年自治省令第24号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（S57.11.20自治省令第25号）
- 5 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（昭和59年自治

省令第18号) の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令 (S59. 9. 27自治省令第25号)

- 6 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 (H22. 12. 22総務省令第111号) の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令 (H22. 12. 22総務省令第112号)
- 7 技術上の規格に適合する消防用機械器具等及び消火設備等を供用することができる日を定める件 (S52. 10. 29自治省告示第194号、S57. 11. 20自治省告示第201号、S59. 10. 1自治省告示第155号)
- 8 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 (H22. 12. 22総務省令第111号) の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件 (H22. 12. 22総務省告示第440号)

第4章 申請に対する標準処理期間の基準

第1 申請に対する標準処理期間

- 1 申請に対する標準処理期間の基準は、下表のとおりとする。
- 2 各申請について、休日及び書類の補正に要する期間は含まないものとする。

	申請項目	標準処理期間	標準処理期間の設定
1	危険物の仮貯蔵・仮取扱の承認	5日	・申請日の翌日から起算し、危険物仮貯蔵・仮取扱承認書交付日までとする。
2	危険物施設の設置の許可	21日	・申請日の翌日から起算し、許可書交付日までとする。
	危険物施設の変更の許可 (仮使用の承認含む)	14日	
3	危険物施設の完成検査	5日	・検査完了日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。
4	危険物施設の完成検査前検査	5日	・検査完了日の翌日から起算し、通知（水張検査又は水圧検査にあつては、タンク検査済証の交付）する日までとする。
5	予防規程の認可、変更認可	15日	・申請日の翌日から起算し、認可書交付日までとする。
6	完成検査済証の再交付	5日	・申請日の翌日から起算し、完成検査済証再交付日までとする。